

# H24-B8-22

## 設置許可申請書案

記 事
-----

142 195.56~197.16m  
・割れ目が少なく、短柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

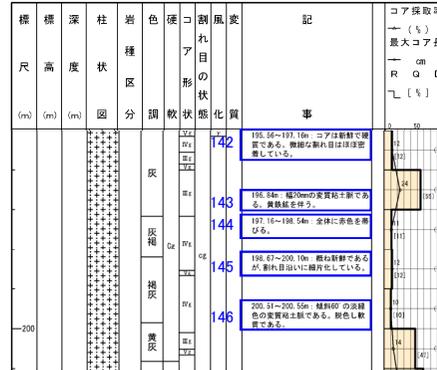
142 195.56~197.16m  
・割れ目が少なく、短柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

142 195.56~197.16m  
・割れ目が少なく、短柱状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
-----

142 195.56~197.16m  
・割れ目が少なく、短柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
-----

142 195.56~197.16m  
・割れ目が少なく、短柱状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
142	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達については、“コア形状”欄に基づき短柱状と記載。 ・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
143	—	—	・変質粘土脈を記載。 ・鉱物の晶出を記載。	・粘土を挟在するが、幅狭く、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・鉱物の晶出の記載については、補足的なものであるため追記せず。	—
144	—	—	・色調を記載。	・色調については、補足的なものであるため追記せず。	—
145	—	—	・割れ目の発達を記載。	・割れ目沿いの細片化しているが、掘削時の機械割れと判断して追記せず。	—
146	—	—	・変質粘土脈を記載。	・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから追記せず。	—

# H24-B8-22

設置許可申請書案	設置許可申請書 (平成27年11月)	審査資料 (平成29年12月22日)	委託報告書 (平成30年)	審査資料 (平成30年11月30日)	審査資料 (令和2年2月7日)																																																																																																																																																																																
<p>記事</p> <p>147 200.10~225.94m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。</p> <p>149 203.78~204.12m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p> <p>156 215.65~216.06m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p>	<p>記事</p> <p>147 200.10~225.94m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。</p> <p>149 203.78~204.12m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p> <p>156 215.65~216.06m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p>	<p>記事</p> <p>147 200.10~225.94m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。</p> <p>149 203.78~204.12m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p> <p>156 215.65~216.06m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>標高</th> <th>深</th> <th>柱</th> <th>岩</th> <th>色</th> <th>硬</th> <th>割</th> <th>風</th> <th>変</th> <th>記</th> <th>コア採取率</th> </tr> <tr> <th>尺</th> <th>高度</th> <th>状</th> <th>種</th> <th>調</th> <th>度</th> <th>れ</th> <th>化</th> <th>質</th> <th>事</th> <th>(%)</th> </tr> <tr> <th>(m)</th> <th>(m)</th> <th>(m)</th> <th>図</th> <th>分</th> <th>別</th> <th>目</th> <th>状</th> <th>化</th> <th></th> <th>最大コア長</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>の</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>cm</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>状</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>R Q D</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>状</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>[ % ]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>200.10~225.94m 割れ目間隔は10cm以上を多く含み良好な岩盤が広く分布する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>202.97m 緑褐色の割れ目に、幅1mmの暗緑色の砂質シルト状の炭質膠結が挟在し、黄鉄鉱を伴う。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>203.78~204.12m 割れ目が多い。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>205.40~206.53m 割れ目が多く割れ目沿いに細片化し、細粒化している。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>207.46~208.63m 傾斜50~60°の割れ目がみられ、割れ目沿いに細片化している。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>208.15~208.21m 割れ目が密に割れ目沿いに細片化し、細粒化している。傾斜角の増加に伴って細粒化も顕著に分布し、暗色している。軟質である。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>210.07~211.65m 傾斜な帯状で緑灰色を帯びるが、ほぼ割れ目で硬質である。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>211.82~213.17m 傾斜40~50°の割れ目が発達するが硬質である。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>213.41~213.59m 全層に赤褐色を帯びるが、硬質が生じる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>215.65~216.06m 割れ目が多くなり、割れ目間隔も狭くなる。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	変	記	コア採取率	尺	高度	状	種	調	度	れ	化	質	事	(%)	(m)	(m)	(m)	図	分	別	目	状	化		最大コア長							の				cm							状				R Q D							状				[ % ]										200.10~225.94m 割れ目間隔は10cm以上を多く含み良好な岩盤が広く分布する。											202.97m 緑褐色の割れ目に、幅1mmの暗緑色の砂質シルト状の炭質膠結が挟在し、黄鉄鉱を伴う。											203.78~204.12m 割れ目が多い。											205.40~206.53m 割れ目が多く割れ目沿いに細片化し、細粒化している。											207.46~208.63m 傾斜50~60°の割れ目がみられ、割れ目沿いに細片化している。											208.15~208.21m 割れ目が密に割れ目沿いに細片化し、細粒化している。傾斜角の増加に伴って細粒化も顕著に分布し、暗色している。軟質である。											210.07~211.65m 傾斜な帯状で緑灰色を帯びるが、ほぼ割れ目で硬質である。											211.82~213.17m 傾斜40~50°の割れ目が発達するが硬質である。											213.41~213.59m 全層に赤褐色を帯びるが、硬質が生じる。											215.65~216.06m 割れ目が多くなり、割れ目間隔も狭くなる。		<p>記事</p> <p>147 200.10~225.94m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。</p> <p>149 203.78~204.12m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p> <p>156 215.65~216.06m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p>	<p>記事</p> <p>147 200.10~225.94m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。</p> <p>149 203.78~204.12m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p> <p>156 215.65~216.06m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p>
標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	変	記	コア採取率																																																																																																																																																																											
尺	高度	状	種	調	度	れ	化	質	事	(%)																																																																																																																																																																											
(m)	(m)	(m)	図	分	別	目	状	化		最大コア長																																																																																																																																																																											
						の				cm																																																																																																																																																																											
						状				R Q D																																																																																																																																																																											
						状				[ % ]																																																																																																																																																																											
									200.10~225.94m 割れ目間隔は10cm以上を多く含み良好な岩盤が広く分布する。																																																																																																																																																																												
									202.97m 緑褐色の割れ目に、幅1mmの暗緑色の砂質シルト状の炭質膠結が挟在し、黄鉄鉱を伴う。																																																																																																																																																																												
									203.78~204.12m 割れ目が多い。																																																																																																																																																																												
									205.40~206.53m 割れ目が多く割れ目沿いに細片化し、細粒化している。																																																																																																																																																																												
									207.46~208.63m 傾斜50~60°の割れ目がみられ、割れ目沿いに細片化している。																																																																																																																																																																												
									208.15~208.21m 割れ目が密に割れ目沿いに細片化し、細粒化している。傾斜角の増加に伴って細粒化も顕著に分布し、暗色している。軟質である。																																																																																																																																																																												
									210.07~211.65m 傾斜な帯状で緑灰色を帯びるが、ほぼ割れ目で硬質である。																																																																																																																																																																												
									211.82~213.17m 傾斜40~50°の割れ目が発達するが硬質である。																																																																																																																																																																												
									213.41~213.59m 全層に赤褐色を帯びるが、硬質が生じる。																																																																																																																																																																												
									215.65~216.06m 割れ目が多くなり、割れ目間隔も狭くなる。																																																																																																																																																																												

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.27)
147	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき短柱状と記載。	変更なし
148	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの鉱物の晶出)。	・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
149	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
150~155	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化、細粒化、鉱物の晶出)。 ・硬軟を記載。 ・色調を記載。	・比較的硬質な区間であり、一部割れ目沿いに細片化するが、挟在物の連続性に乏しく周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・色調については、補足的なものであるため追記せず。 ・硬軟については、岩盤区分で示しているため追記せず。	—
156	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし

# H24-B8-22

## 設置許可申請書案

記 事
-----

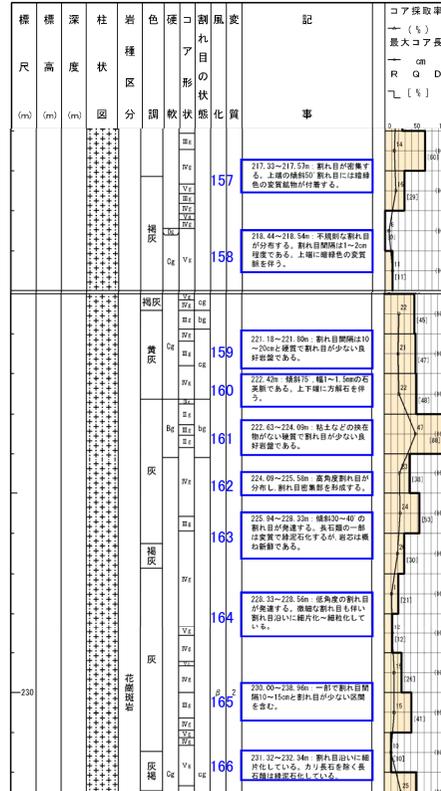
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
-----

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
-----

164 228.33~228.56m  
・割れ目が多く、短柱状~角礫状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
157~163	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化、鉱物の晶出、変質脈)。 ・石英脈を記載。 ・硬軟を記載。 ・長石の変質を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。 ・鉱物脈、変質脈については、補足的なものであるため追記せず。 ・一部割れ目沿いで、細片化や変質脈の挟在が見られるが、いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・長石の変質については、補足的なものであるため追記せず。	—
164	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化、細粒化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき短柱状~角礫状と記載。	変更なし
165	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
166	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。 ・長石の緑泥石化を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・長石の緑泥石化については、変質に関する補足的なものであるため追記せず。	—

# H24-B8-22

## 設置許可申請書案

記 事
-----

169 238.16~238.96m  
・割れ目が少なく、柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

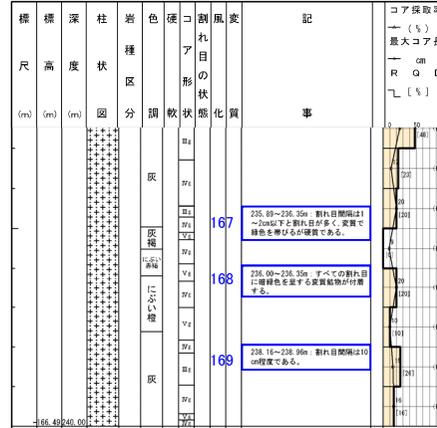
169 238.16~238.96m  
・割れ目が少なく、柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

169 238.16~238.96m  
・割れ目が少なく、柱状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
-----

169 238.16~238.96m  
・割れ目が少なく、柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
-----

169 238.16~238.96m  
・割れ目が少なく、柱状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
167	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
168	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変質鉱物付着)。	・割れ目沿いの鉱物晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
169	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき柱状と記載。	変更なし

H20-①-9

余白

# H20-①-9

## 委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	種	種	調	状	目	化	事	(%)
			区	分	散	状	形	質		最大コア長
			調	散	状	状	状			cm
			散	状	状	状	状			R Q D
			状	状	状	状	状			L (%)
29.12	0.35		腐植土	腐植土	腐植土	腐植土	腐植土		1	0.00~0.35m
28.66	1.00		腐植土	腐植土	腐植土	腐植土	腐植土		2	0.35~1.00m
			腐植土	腐植土	腐植土	腐植土	腐植土		3	1.00~5.74m
			腐植土	腐植土	腐植土	腐植土	腐植土		4	5.74~4.25m(シルトが多い)

## 設置許可申請書案

記事
1 0.00~0.35m ・腐植土である。
2 0.35~1.00m ・腐植質砂である。
3 1.00~5.74m ・礫混じりシルト質砂である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
1 0.00~0.35m ・腐植土である。
2 0.35~1.00m ・腐植質砂である。
3 1.00~5.74m ・礫混じりシルト質砂である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
1 0.00~0.35m ・有機質土である。
2 0.35~1.00m ・腐植質砂である。
3 1.00~5.74m ・礫混じりシルト質砂である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
1 0.00~0.35m ・有機質土である。
2 0.35~1.00m ・腐植質砂である。
3 1.00~5.74m ・礫混じりシルト質砂である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
1 0.00~0.35m ・有機質土である。
2 0.35~1.00m ・腐植質砂である。
3 1.00~5.74m ・礫混じりシルト質砂である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に合わせて腐植土と記載。	変更なし	・表現の見直し(腐植土→有機質土)。	変更なし	変更なし
2	・柱状図に合わせて腐植質砂と記載。 ・礫については、区間を構成する主体的な粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
3, 4	・柱状図に合わせて礫混じりシルト質砂と記載。 ・シルトの含有量及び礫については、区間を構成する主体的な粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成20年)

## 設置許可申請書案

記事	
5	5.74~6.40m ・礫混じり砂である。
6	6.40~13.75m ・花崗斑岩である。
7	6.40~8.75m ・強風化しており、軟質である。 ・土砂状を呈する。
10	11.19~11.39m ・変質し、軟質化している。 ・上端境界の傾斜は63°、下端境界の傾斜は68°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
5	5.74~6.40m ・礫混じり砂である。
6	6.40~13.75m ・花崗斑岩である。
7	6.40~8.75m ・強風化しており、軟質である。 ・土砂状を呈する。
10	11.19~11.39m ・変質し、軟質化している。 ・上端境界の傾斜は63°、下端境界の傾斜は68°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
5	5.74~6.40m ・礫混じり砂である。
6	6.40~13.75m ・花崗斑岩である。
7	6.40~8.75m ・強風化しており、軟質である。 ・土砂状を呈する。
10	●11.19~11.73m(D-4破砕帯) ・破砕部である。 ・橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN21° E70° Wである。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
5	5.74~6.40m ・礫混じり砂である。
6	6.40~13.75m ・花崗斑岩である。
7	6.40~8.75m ・強風化しており、軟質である。 ・土砂状を呈する。
10	●11.19~11.73m(D-4破砕帯) ・破砕部である。 ・橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN21° E70° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟んでいる。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
5	5.74~6.40m ・礫混じり砂である。
6	6.40~13.75m ・花崗斑岩である。
7	6.40~8.75m ・強風化しており、軟質である。 ・土砂状を呈する。
10	●11.19~11.73m(D-4破砕帯) ・破砕部である。 ・橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN21° E70° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟んでいる。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
5	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。 ・礫については、区間を構成する主体的な粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
6	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
7	・“コア形状”欄に基づき土砂状と記載。 ・ハンマー打診による硬軟については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
8	・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
9	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
10	・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。	変更なし	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-21頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。	・カタクレーサイト中に挟んでいるフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟んでいるもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。	変更なし

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	軟	れ <td>化 <td>事</td> <td>(%)</td> </td>	化 <td>事</td> <td>(%)</td>	事	(%)
			分	別	別	化	目	質		最大コア長
							形			— cm
							状			— R Q D
							状			— L (%)
19.48	13.15						11		12.35~13.35m 割れ目によって褐色化を呈している。	
19.03	14.37						12		13.00~13.35m 層状にマンガンが濃集する。	
18.90	14.55						13		13.70~16.49m コアは硬質～中硬質で、ハンマーで巻取層にのみ巻取を要する。	
							14		13.75~17.73m アブライト。	
							15		14.37~14.55m 花崗斑岩である。	
							16		14.37~14.55m コアの硬質を呈する。花崗斑岩である。	
							17		14.55~17.73m アブライトである。	
							18		17.73~34.60m 花崗斑岩である。	
							19		18.71~18.71m 変質している。	
							20		20.44~20.71m 変質している。	
							21		20.44~20.71m 変質している。	
							22		20.44~20.71m 変質している。	

設置許可申請書案

記事	記事
13	13.70~14.91m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片～短柱状を呈する。
14	13.75~17.73m ・アブライトである。 ・上端境界に、幅10~15mm程度の石英脈を挟む。
15	14.37~14.55m ・花崗斑岩である。 ・上端境界に、幅5~8mm程度の石英脈を挟む。
A	14.55~17.73m アブライトである。
18	17.73~34.60m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
19	18.71~18.71m ・変質している。 ・灰黄色の粘土が網目状に分布する。
20	20.44~20.71m ・変質している。 ・灰黄色を呈し、軟質化している。 ・上端境界の傾斜は64°である。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事	記事
13	13.70~14.91m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片～短柱状を呈する。
14	13.75~17.73m ・アブライトである。 ・上端境界に、幅10~15mm程度の石英脈を挟む。
15	14.37~14.55m ・花崗斑岩である。 ・上端境界に、幅5~8mm程度の石英脈を挟む。
A	14.55~17.73m アブライトである。
18	17.73~34.60m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
19	18.71~18.71m ・変質している。 ・灰黄色の粘土が網目状に分布する。
20	20.44~20.71m ・変質している。 ・灰黄色を呈し、軟質化している。 ・上端境界の傾斜は64°である。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事	記事
13	13.70~14.91m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片～短柱状を呈する。
14	13.75~17.73m ・アブライトである。 ・上端境界に、幅10~15mm程度の石英脈を挟む。
15	14.37~14.55m ・花崗斑岩である。 ・上端境界に、幅5~8mm程度の石英脈を挟む。
A	14.55~17.73m アブライトである。
18	17.73~34.60m ・花崗斑岩である。 ・変質している。
19	18.71~18.71m ・変質している。 ・灰黄色の粘土が網目状に分布する。
20	20.44~20.71m ・変質している。 ・灰黄色を呈し、軟質化している。

審査資料  
(平成30年11月30日)

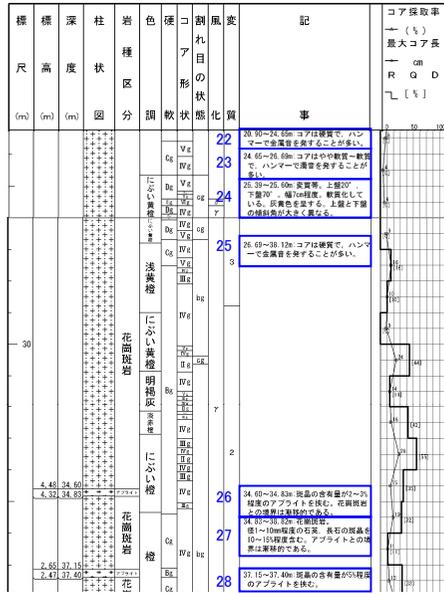
記事	記事
13	13.70~14.91m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片～短柱状を呈する。
14	13.75~17.73m ・アブライトである。 ・上端境界に、幅10~15mm程度の石英脈を挟む。
15	14.37~14.55m ・花崗斑岩である。 ・上端境界に、幅5~8mm程度の石英脈を挟む。
A	14.55~17.73m アブライトである。
18	17.73~34.60m ・花崗斑岩である。 ・変質している。
19	18.71~18.71m ・変質している。 ・灰黄色の粘土が網目状に分布する。
20	20.44~20.71m ・変質している。 ・灰黄色を呈し、軟質化している。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	記事
13	13.70~14.91m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片～短柱状を呈する。
14	13.75~17.73m ・アブライトである。 ・上端境界に、幅10~15mm程度の石英脈を挟む。
15	14.37~14.55m ・花崗斑岩である。 ・上端境界に、幅5~8mm程度の石英脈を挟む。
A	14.55~17.73m アブライトである。
18	17.73~34.60m ・花崗斑岩である。 ・変質している。
19	18.71~18.71m ・変質している。 ・灰黄色の粘土が網目状に分布する。
20	20.44~20.71m ・変質している。 ・灰黄色を呈し、軟質化している。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
11	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
12	・マンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
13	・13.70~16.49m区間は全体に硬質であるが、その中で特に硬質な13.70~14.91m区間について記載。 ・“コア形状”欄に基づき割れ目の発達を記載。 ・ハンマー打診による硬軟については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
14	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
15	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
A	・柱状図に合わせてアブライトと記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
16	・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
17	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-196頁)。	—	—	—	—
18, 21	・柱状図に合わせて花崗斑岩と記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
20	・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書案

記事
22 20.90~24.65m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
23 25.39~25.60m ・変質している。
24 24.65~26.69m コアは中軟質~硬質で、ハンマーで割割を要することがある。
25 26.39~26.60m 変質帯。上部20°傾斜、下部10°傾斜。軟質化している。灰黄色を呈する。上層と下層の境界が不明である。
26 26.69~28.12m コアは硬質で、ハンマーで割割を要することが多い。
27 34.60~34.83m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
28 34.83~37.15m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
29 37.15~37.40m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
30 37.40~38.82m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
22 20.90~24.65m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
23 25.39~25.60m ・変質している。
24 24.65~26.69m コアは中軟質~硬質で、ハンマーで割割を要することがある。
25 26.39~26.60m 変質帯。上部20°傾斜、下部10°傾斜。軟質化している。灰黄色を呈する。上層と下層の境界が不明である。
26 26.69~28.12m コアは硬質で、ハンマーで割割を要することが多い。
27 34.60~34.83m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
28 34.83~37.15m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
29 37.15~37.40m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
30 37.40~38.82m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
22 20.90~24.65m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
23 25.39~25.60m ・変質している。
24 24.65~26.69m コアは中軟質~硬質で、ハンマーで割割を要することがある。
25 26.39~26.60m 変質帯。上部20°傾斜、下部10°傾斜。軟質化している。灰黄色を呈し、軟質化している。
26 26.69~28.12m コアは硬質で、ハンマーで割割を要することが多い。
27 34.60~34.83m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
28 34.83~37.15m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
29 37.15~37.40m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
30 37.40~38.82m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事
22 20.90~24.65m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
23 25.39~25.60m ・変質している。
24 24.65~26.69m コアは中軟質~硬質で、ハンマーで割割を要することがある。
25 26.39~26.60m 変質帯。上部20°傾斜、下部10°傾斜。軟質化している。灰黄色を呈し、軟質化している。
26 26.69~28.12m コアは硬質で、ハンマーで割割を要することが多い。
27 34.60~34.83m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
28 34.83~37.15m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
29 37.15~37.40m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
30 37.40~38.82m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
22 20.90~24.65m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
23 25.39~25.60m ・変質している。
24 24.65~26.69m コアは中軟質~硬質で、ハンマーで割割を要することがある。
25 26.39~26.60m 変質帯。上部20°傾斜、下部10°傾斜。軟質化している。灰黄色を呈し、軟質化している。
26 26.69~28.12m コアは硬質で、ハンマーで割割を要することが多い。
27 34.60~34.83m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
28 34.83~37.15m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
29 37.15~37.40m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
30 37.40~38.82m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
22	・“コア形状”欄に基づき割れ目の発達程度を記載。 ・ハンマー打診による硬軟については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
23	・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
24	・幅の記載については、区間長を記載していることから削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
25	・Cm'級及びCh'級の良好な岩盤からなる区間のうち、特に硬質な区間について記載。 ・ハンマー打診による硬軟については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
B	・RQDのピークを伴うCh'級区間について、“コア形状”欄に基づき割れ目の発達程度を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
26	・柱状図に合わせてアプライトと記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
27	・柱状図に合わせてアプライトを挟在する花崗斑岩とその深度区間を分割して記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
28	・柱状図に合わせてアプライトと記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・上端境界の明瞭さについては、記事No.27に基づき記載。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	度	度	状	種	調	軟	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	(m)	因	分	状	状	目	質		
			ア				形			
			ブ				状			
			ラ				化			
			イト				質			
	1.45	38.82	斑				29		38.82~40.86m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。	
	-0.02	40.86	ア				30		39.02~42.68m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。	
	-0.53	41.56	ブ				31		40.86~41.56m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。	
	-1.69	43.17	ア				32		41.56~43.17m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。	
			イト				33		43.17~58.93m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。	
			に				34		42.68~46.35m コアはやや硬質で、ハ ンマーで叩くと砕屑物が多くなるこ とがある。	
			たい				35		43.17~58.93m 花崗斑岩 割れ目~15cm程度の石片、長手の斑晶を 10~20%程度含む。アプライトとの境 界は漸移的である。	

設置許可申請書案

記事
31 38.82~40.86m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
30 39.02~42.68m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
33 40.86~41.56m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
31 41.56~43.17m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
35 43.17~58.93m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
31 38.82~40.86m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
30 39.02~42.68m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
33 40.86~41.56m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
31 41.56~43.17m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
35 43.17~58.93m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
31 38.82~40.86m ・アプライトである。
30 39.02~42.68m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
33 40.86~41.56m ・花崗斑岩である。
31 41.56~43.17m ・アプライトである。
35 43.17~58.93m ・花崗斑岩である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事
31 38.82~40.86m ・アプライトである。
30 39.02~42.68m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
33 40.86~41.56m ・花崗斑岩である。
31 41.56~43.17m ・アプライトである。
35 43.17~58.93m ・花崗斑岩である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
31 38.82~40.86m ・アプライトである。
30 39.02~42.68m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
33 40.86~41.56m ・花崗斑岩である。
31 41.56~43.17m ・アプライトである。
35 43.17~58.93m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
29	・硬軟や割れ目の発達については、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
30	・Cm級の良好な岩盤からなる区間のうち、特に硬質な区間について記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
31	・柱状図に合わせてアプライトと記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
32	・石英脈及びマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
33	・柱状図に合わせて花崗斑岩と記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
34	・当該区間中には破砕帯を複数含む、破砕帯区間とその他の区間で硬軟が異なるためまとめ書きを削除。	—	—	—	—
35	・柱状図に合わせて花崗斑岩と記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書案

記事
<p>●43.17~43.24m ・破砕部である。 ・灰黄~暗褐色の硬泥じり粘土状を呈する。 ・灰黄~暗褐色の硬泥じり粘土：累計厚30mm ・走向・傾斜はN14° E76° Eである。 ・上盤境界の傾斜は68°、下盤境界の傾斜は67°である。</p>
<p>●45.52~45.54m ・破砕部である。 ・灰白色の粘土混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN42° W59° Wである。 ・上盤境界の傾斜は18°、下盤境界の傾斜は10°である。</p>

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
<p>●43.17~43.24m ・破砕部である。 ・灰黄~暗褐色の硬泥じり粘土状を呈する。 ・灰黄~暗褐色の硬泥じり粘土：累計厚30mm ・走向・傾斜はN14° E76° Eである。 ・上盤境界の傾斜は68°、下盤境界の傾斜は67°である。</p>
<p>●45.52~45.54m ・破砕部である。 ・灰白色の粘土混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN42° W59° Wである。 ・上盤境界の傾斜は18°、下盤境界の傾斜は10°である。</p>

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
<p>●43.17~43.24m(D-45破砕帯) ・破砕部である。 ・主に灰黄色の固結礫状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm ・走向・傾斜はN14° E76° Wである。 ・上盤境界の傾斜は68°、下盤境界の傾斜は73°である。</p>
<p>●45.52~45.54m(F-①-9-2破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN42° W59° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上盤境界の傾斜は18°、下盤境界の傾斜は10°である。</p>

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事
<p>●43.17~43.24m(D-45破砕帯) ・破砕部である。 ・主に灰黄色の固結礫状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm ・走向・傾斜はN14° E76° Wである。 ・上盤境界の傾斜は68°、下盤境界の傾斜は73°である。</p>
<p>●45.52~45.54m(F-①-9-2破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN42° W59° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上盤境界の傾斜は18°、下盤境界の傾斜は10°である。</p>

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
<p>●43.17~43.24m(D-45破砕帯) ・破砕部である。 ・主に灰黄色の固結礫状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm ・走向・傾斜はN14° E76° Wである。 ・上盤境界の傾斜は68°、下盤境界の傾斜は73°である。</p>
<p>●45.52~45.54m(F-①-9-2破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN42° W59° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上盤境界の傾斜は18°、下盤境界の傾斜は10°である。</p>

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
36	<p>・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</p>	変更なし	<p>・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・上記再観察による下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映。 ・誤記修正 (N14° E76° E⇒N14° E76° W)。</p>	変更なし	変更なし
37	<p>・性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、粘土混じり礫状と記載。 ・にぶい橙色と書くべきところを誤って灰白色と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。 ・原岩組織の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・“周辺の節理を切っている”との記載については、補足的なものであるため削除。</p>	変更なし	<p>・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</p>	<p>・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。</p>	変更なし
38	<p>・まとめ書きの記載は削除。</p>	—	—	—	—

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	コ	割	風	波	記
(m)	(m)	(m)	因	分	調	軟	目	状	形	化	事
50				橋灰	黄	硬	39	41			28.6m シーム、傾斜14°、幅0.6m、 節理の節理より灰褐色粘土からなる。
				花崗斑岩	黄	硬	40	40			58.00~75.00m コアの硬軟を細かく 検し出す。
				黄	硬	41	42	42			51.50~51.53m(破砕帯) 上盤20° 下盤20°、幅2.8cm程度、灰白色粘 土からなる。節理の節理を切っている。
				黄	硬	42	42	42			54.20~54.75m 変質している。 にふい黄褐色の割れ目密集状を呈する。 上端境界の傾斜は64°、下端境界の傾斜は 不明瞭である。

設置許可申請書案

記	事
41	●51.50~51.53m ・破砕帯である。 ・灰白色の粘土状を呈する。 ・灰白色粘土、累計厚28mm ・走向・傾斜はN36° W61° Wである。 ・上盤境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は 20°である。
42	54.20~54.75m ・変質している。 ・にふい黄褐色の割れ目密集状を呈する。 ・上端境界の傾斜は64°、下端境界の傾斜は 不明瞭である。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記	事
41	●51.50~51.53m ・破砕帯である。 ・灰白色の粘土状を呈する。 ・灰白色粘土、累計厚28mm ・走向・傾斜はN36° W61° Wである。 ・上盤境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は 20°である。
42	54.20~54.75m ・変質している。 ・にふい黄褐色の割れ目密集状を呈する。 ・上端境界の傾斜は64°、下端境界の傾斜は 不明瞭である。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記	事
41	●51.50~51.53m(f-①-9-3破砕帯) ・破砕帯である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累 計幅は2.8cmである。 ・走向・傾斜はN36° W61° Wである。 ・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は 20°である。
42	54.20~54.75m ・変質している。 ・にふい黄褐色の割れ目密集状を呈する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記	事
41	●51.50~51.53m(f-①-9-3破砕帯) ・破砕帯である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累 計幅は2.8cmである。 ・走向・傾斜はN36° W61° Wである。 ・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は 20°である。
42	54.20~54.75m ・変質している。 ・にふい黄褐色の割れ目密集状を呈する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記	事
41	●51.50~51.52m(f-①-9-3破砕帯) ・破砕帯である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累 計幅は2.1cmである。 ・走向・傾斜はN36° W61° Wである。 ・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は 20°である。
42	54.20~54.75m ・変質している。 ・にふい黄褐色の割れ目密集状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
39	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-197頁)。	—	—	—	—
40	・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
41	・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・“周辺の節理を切っている”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。	変更なし	・誤記修正(51.53m⇒51.52m, 2.8cm⇒2.1cm、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。
42	・幅の記載については、区間長を記載していることから削除。 ・“色調”欄に基づきにふい黄橙と記載。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書案

記事
56.43~56.68m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は24°である。
58.93~59.25m ・ペグマタイトである。
59.25~60.20 ・アブライトである。
60.20~75.00m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
56.43~56.68m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は24°である。
58.93~59.25m ・ペグマタイトである。
59.25~60.20 ・アブライトである。
60.20~75.00m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
56.43~56.68m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・ペグマタイトである。
59.25~60.20m ・アブライトである。
60.20~75.00m ・花崗斑岩である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事
56.43~56.68m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・ペグマタイトである。
59.25~60.20m ・アブライトである。
60.20~75.00m ・花崗斑岩である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
56.43~56.68m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・ペグマタイトである。
59.25~60.20m ・アブライトである。
60.20~75.00m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
43	・幅の記載については、区間長を記載していることから削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
44	・柱状図に合わせてペグマタイトと記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
45	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
46	・シルト状を呈するが、連続性に乏しく、周辺の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—
47	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	度	れ	化	事	(%)
			分	別	査		目	質		最大コア長
							形			cm
							状			R Q D
							態			L [%]
							化			
							質			
					淡		49		62.01~62.25m ・変質している。 ・灰白色の粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は30°である。	3
					明		49		65.69~66.11m ・変質している。 ・灰白色の粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は67°、下端境界の傾斜は80°である。	2
					花		50		66.55~66.68m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は33°、下端境界の傾斜は30°である。	2
					崗		51		67.68~67.76m ・変質している。 ・微細な割れ目が分布する。 ・上端境界の傾斜は77°、下端境界の傾斜は75°である。	2
							52		70.81~71.56m ・網目状に分布する。	2

設置許可申請書案

記事	記事
48	62.01~62.25m ・変質している。 ・灰白色の粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は30°である。
49	65.69~66.11m ・変質している。 ・灰白色の粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は67°、下端境界の傾斜は80°である。
50	66.55~66.68m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は33°、下端境界の傾斜は30°である。
51	67.68~67.76m ・変質している。 ・微細な割れ目が分布する。 ・上端境界の傾斜は77°、下端境界の傾斜は75°である。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事	記事
48	62.01~62.25m ・変質している。 ・灰白色の粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は30°である。
49	65.69~66.11m ・変質している。 ・灰白色の粘土が網目状に分布している。 ・変質している。
50	66.55~66.68m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は33°、下端境界の傾斜は30°である。
51	67.68~67.76m ・変質している。 ・微細な割れ目が分布する。 ・上端境界の傾斜は77°、下端境界の傾斜は75°である。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事	記事
48	62.01~62.25m ・変質している。 ・灰白色の粘土が網目状に分布する。
49	65.69~66.11m ・変質している。 ・灰白色の粘土が網目状に分布している。
50	66.55~66.68m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
51	67.68~67.76m ・変質している。 ・微細な割れ目が分布する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事	記事
48	62.01~62.25m ・変質している。 ・灰白色の粘土が網目状に分布する。
49	65.69~66.11m ・変質している。 ・灰白色の粘土が網目状に分布している。
50	66.55~66.68m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
51	67.68~67.76m ・変質している。 ・微細な割れ目が分布する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	記事
48	62.01~62.25m ・変質している。 ・灰白色の粘土が網目状に分布する。
49	65.69~66.11m ・変質している。 ・灰白色の粘土が網目状に分布している。
50	66.55~66.68m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
51	67.68~67.76m ・変質している。 ・微細な割れ目が分布する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
48	・幅の記載については、区間長を記載していることから削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
49	・幅の記載については、区間長を記載していることから削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
50	・幅の記載については、区間長を記載していることから削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
51	・幅の記載については、区間長を記載していることから削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
52	・マンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—

## 委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	分	調	軟	状	形	事	(%) 最大コア長 — cm R Q D L (%)
									53 71.43~71.58m 変質帯、上盤部、下盤部。細目状、軟質化している。明黄褐色を呈する。上盤と下盤の境界は大きく異なる。	
									54 72.58~72.80m 変質帯、上盤部、下盤部。粗目状、軟質化している。灰白色粘土が網目状に分布する。	

## 設置許可申請書案

記事
53 71.43~71.58m ・変質している。 ・明黄褐色を呈し、軟質化している。 ・上端境界の傾斜は7°、下端境界の傾斜は7°である。
54 72.58~72.80m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は56°、下端境界の傾斜は38°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
53 71.43~71.58m ・変質している。 ・明黄褐色を呈し、軟質化している。 ・上端境界の傾斜は7°、下端境界の傾斜は7°である。
54 72.58~72.80m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は56°、下端境界の傾斜は38°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
53 ●71.43~71.48m(f-4-5破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN80° W69° Nである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・下端境界の傾斜は72°である。
54 72.58~72.80m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
53 ●71.43~71.48m(f-4-5破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN80° W69° Nである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・下端境界の傾斜は72°である。
54 72.58~72.80m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
53 ●71.43~71.48m(f-4-5破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN80° W69° Nである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・下端境界の傾斜は72°である。
54 72.58~72.80m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
53	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅の記載については、区間長を記載していることから削除。</li> <li>“上盤と下盤の走向傾斜が大きく異なる”との記載については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-22頁)。</li> <li>破砕帯名を記載。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>上記再観察による上端境界の見かけの傾斜の見直しを反映(直線的でないことから削除)。</li> <li>上記再観察で取得した下端境界の見かけの傾斜を記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。</li> </ul>	変更なし
54	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅の記載については、区間長を記載していることから削除。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	度	度	状	種	調	度	削	化	事	(%)
(m)	(m)	(m)	因	分	査	状	目	質		最大コア長
							形			cm
							状			R
							化			Q
							質			D
										L (%)
										0
										10
										20
										30
										40
										50
										60
										70
										80
										90
										100

設置許可申請書案

記事
55
56

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
55
56

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
55
56

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事
55
56

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
55
56

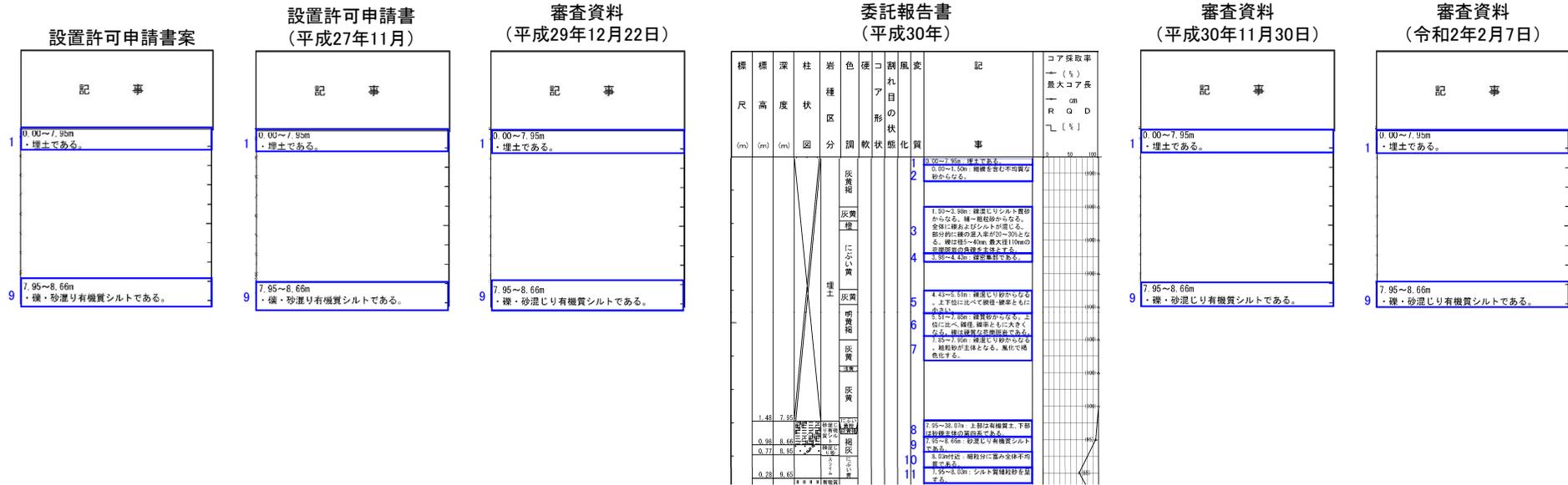
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
55	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅の記載については、区間長を記載していることから削除。</li> <li>上下端境界の傾斜の違いについては、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
56	<ul style="list-style-type: none"> <li>破砕帯名を記載。</li> <li>破砕幅の記載については、区間長を記載しているため削除。</li> <li>性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、粘土状～粘土混じり礫状と記載。</li> <li>原岩組織の残留の程度の記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>誤記修正(73.91～74.25m→73.91～74.75m)。</li> <li>“幅29cm程度”との記載を粘土の幅と勘違いし、単位も誤って、“暗灰色粘土：累計厚29mm”と記載。</li> <li>“粘土が網目状に分布する”との記載については、粘土混じり礫状に含めて示しているため削除。</li> <li>“上盤と下盤で傾斜角が大きく異なる”との記載については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>上記再観察による下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映。</li> </ul>	変更なし	変更なし

余白

**H24-B11-1**

余白

# H24-B11-1



記事	申請書案⇒ 申請書 (H27.11)	申請書 (H27.11) ⇒ 審査資料 (H29.12.22)	審査資料 (H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書 ⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30) ⇒ 審査資料 (R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	・埋土の区間深度を記載。	審査資料 (H29.12.22) と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
2～7	—	—	・埋土区間の細分を記載。	・埋土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、細分に関する記載は追記せず。	—
8	—	—	・堆積物区間について土質構成や年代を一括記載。	・堆積物区間については、柱状図に対応した層相毎に記載することとしており、土質構成や年代に関するまとめ書きは追記せず。	—
9～11	変更なし	変更なし	・砂混じり有機質シルトの区間深度とその細分を記載。	審査資料 (H29.12.22) と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については追記せず。	変更なし

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事
12 8.66~8.95m ・礫混じり砂である。
14 9.65~10.03m ・有機質土である。
15 10.03~11.37m ・礫混じり砂である。
17 11.37~12.20m ・礫混じり有機質砂である。
19 12.20~13.60m ・有機質土である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
12 8.66~8.95m ・礫混じり砂である。
14 9.65~10.03m ・有機質土である。
15 10.03~11.37m ・礫混じり砂である。
17 11.37~12.20m ・礫混じり有機質砂である。
19 12.20~13.60m ・有機質土である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
12 8.66~8.95m ・礫混じり砂である。
14 9.65~10.03m ・有機質土である。
15 10.03~11.37m ・礫混じり砂である。
17 11.37~12.20m ・礫混じり有機質砂である。
19 12.20~13.60m ・有機質土である。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	標高	深	柱状	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	目	化	事	(%)
			分	区	状	状	の	質		最大コア長
			区	別	状	状	目			cm
			別	の	化	化	形			R
			状	状	質	質	状			Q
			状	状	質	質	状			D
			状	状	質	質	状			L
			状	状	質	質	状			[ % ]
10	0.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
12	0.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
13	0.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
14	0.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
15	0.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
16	0.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
17	0.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
18	0.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
19	0.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
20	0.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
12 8.66~8.95m ・礫混じり砂である。
14 9.65~10.03m ・有機質土である。
15 10.03~11.37m ・礫混じり砂である。
17 11.37~12.20m ・礫混じり有機質砂である。
19 12.20~13.60m ・有機質土である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
12 8.66~8.95m ・礫混じり砂である。
14 9.65~10.03m ・有機質土である。
15 10.03~11.37m ・礫混じり砂である。
17 11.37~12.20m ・礫混じり有機質砂である。
19 12.20~13.60m ・有機質土である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
12	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。	変更なし
13	—	—	・スライムの区間深度を記載。	・スライム区間については、岩種区分に記載しているため追記せず。	—
14	変更なし	変更なし	・有機質土の区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
15,16	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度とその構成粒子、細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子、細分については追記せず。	変更なし
17,18	変更なし	変更なし	・礫混じり有機質砂の区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、細分については追記せず。	変更なし
19,20	変更なし	変更なし	・有機質土の区間深度とその構成粒子、細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子、細分については追記せず。	変更なし

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事	
21	13.60~16.53m ・有機質土混じり砂である。
24	16.53~17.90m ・有機質土である。
26	17.90~18.05m ・細礫混じりシルト質砂である。
27	18.05~18.28m ・有機質シルトである。
28	18.28~23.15m ・礫混じり砂である。

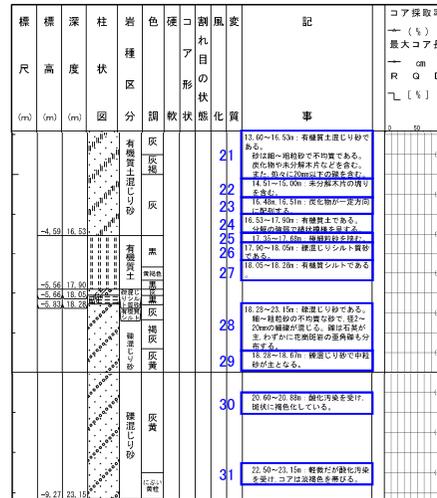
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
21	13.60~16.53m ・有機質土混じり砂である。
24	16.53~17.90m ・有機質土である。
26	17.90~18.05m ・細礫混じりシルト質砂である。
27	18.05~18.28m ・有機質シルトである。
28	18.28~23.15m ・礫混じり砂である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
21	13.60~16.53m ・有機質土混じり砂である。
24	16.53~17.90m ・有機質土である。
26	17.90~18.05m ・細礫混じりシルト質砂である。
27	18.05~18.28m ・有機質シルトである。
28	18.28~23.15m ・礫混じり砂である。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
21	13.60~16.53m ・有機質土混じり砂である。
24	16.53~17.90m ・有機質土である。
26	17.90~18.05m ・細礫混じりシルト質砂である。
27	18.05~18.28m ・有機質シルトである。
28	18.28~23.15m ・礫混じり砂である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
21	13.60~16.53m ・有機質土混じり砂である。
24	16.53~17.90m ・有機質土である。
26	17.90~18.05m ・細礫混じりシルト質砂である。
27	18.05~18.28m ・有機質シルトである。
28	18.28~23.15m ・礫混じり砂である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21~23	変更なし	変更なし	・有機質土混じり砂の区間深度とその構成粒子、細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子、細分については追記せず。	変更なし
24,25	変更なし	変更なし	・有機質土の区間深度とその構成粒子、細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子、細分については追記せず。	変更なし
26	変更なし	変更なし	・表現の見直し(細礫混じり→礫混じり)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・表現の見直し(礫混じり→細礫混じり)。	変更なし
27	変更なし	変更なし	・有機質シルトの区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
28~31	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度とその構成粒子、細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子、細分については追記せず。	変更なし

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事	記事
32	23.15~25.00m ・礫質砂である。
33	25.00m~25.78m ・砂礫である。
34	25.00~29.53m ・玉石混じり砂礫である。 ・径10~100mmのアブライト、花崗斑岩の垂角~亜円礫を含む。
36	29.53~30.29m ・シルト混じり砂である。
37	30.29~38.07m ・玉石混じり砂礫である。 ・径10~100mmのアブライト、花崗斑岩の垂角~亜円礫を含む。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	記事
32	23.15~25.00m ・礫質砂である。
33	25.00m~25.78m ・砂礫である。
34	25.00~29.53m ・玉石混じり砂礫である。 ・径10~100mmのアブライト、花崗斑岩の垂角~亜円礫を含む。
36	29.53~30.29m ・シルト混じり砂である。
37	30.29~38.07m ・玉石混じり砂礫である。 ・径10~100mmのアブライト、花崗斑岩の垂角~亜円礫を含む。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	記事
32	23.15~25.00m ・礫質砂である。
33	25.00~25.78m ・砂礫である。
34	25.78~29.53m ・玉石混じり砂礫である。 ・径10~100mmのアブライト、花崗斑岩の垂角~亜円礫を含む。
36	29.53~30.29m ・シルト混じり砂である。
37	30.29~38.07m ・玉石混じり砂礫である。 ・径10~100mmのアブライト、花崗斑岩の垂角~亜円礫を含む。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	高度	状	種	区	度	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	図	分	別	状	目	状		最大コア長
				状	態	的	態		cm
				別	化	状	化		R
				状	化	別	化		Q
				別	化	状	化		D
				状	化	別	化		L
				状	化	別	化		[%]
-10.88	25.00		礫質砂					23.15~25.00m: 礫質砂である。 径2~5mmの礫と24.00m付近の径20~50mmの礫を含み、基質は30%程度である。断面はシルトを含む細粒質砂である。	0
-11.13	25.78		砂礫					25.00~25.78m: 砂礫である。 径10~100mmのアブライト、花崗斑岩の垂角~亜円礫を含み、基質は5~6%である。断面はシルトを含む細粒質砂である。25.45m以下は礫質砂である。	0
-13.78	29.53		玉石混じり砂礫					25.78~29.53m: 玉石混じり砂礫である。 径10~100mmのアブライト、花崗斑岩の垂角~亜円礫を含み、基質は5~6%である。断面はシルトを含む細粒質砂である。25.78~29.53mの範囲に径40mmの垂角~亜円礫が主となる。断面は細粒質砂である。	0
-14.32	30.29		シルト混じり砂					29.53~30.29m: シルト混じり砂である。 細粒質砂が主となる。部分的に径2~5mmの礫が混入している。	0
-17.49	34.78		玉石混じり砂礫					30.29~38.07m: 玉石混じり砂礫である。 径10~100mm(最大300mm)の垂角~亜円礫が主で、基質はシルトの混入によるものである。断面は細粒質砂である。 30.30~31.50m: 断面はシルトに比べて基質が少なく、石英の混入が主となる。	0
-18.16	35.77		スライム					32.58~38.07m: 基質のつまり良好で、全体に褐色で粘性が強い。	0
								34.78~35.77m: スライムである。	0

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	記事
32	23.15~25.00m ・礫質砂である。
33	25.00~25.78m ・砂礫である。
34	25.78~29.53m ・玉石混じり砂礫である。 ・径10~100mmのアブライト、花崗斑岩の垂角~亜円礫を含む。
36	29.53~30.29m ・シルト混じり砂である。
37	30.29~38.07m ・玉石混じり砂礫である。 ・径10~100mmのアブライト、花崗斑岩の垂角~亜円礫を含む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	記事
32	23.15~25.00m ・礫質砂である。
33	25.00~25.78m ・砂礫である。
34	25.78~29.53m ・玉石混じり砂礫である。 ・径10~100mmのアブライト、花崗斑岩の垂角~亜円礫を含む。
36	29.53~30.29m ・シルト混じり砂である。
37	30.29~38.07m ・玉石混じり砂礫である。 ・径10~100mmのアブライト、花崗斑岩の垂角~亜円礫を含む。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
32	変更なし	変更なし	・礫質砂の区間深度とその構成粒子、基質の粒度組成を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子、基質の粒度組成については追記せず。	変更なし
33	変更なし	変更なし	・砂礫の区間深度とその構成粒子、細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子、細分については追記せず。	変更なし
34,35	変更なし	変更なし	・玉石混じり砂礫の区間深度とその構成粒子、細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、細分については追記せず。 ・基質については、当該区間を構成する目立つ粒子ではないため削除。	変更なし
36	変更なし	変更なし	・シルト混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。	変更なし
37~39	変更なし	変更なし	・玉石混じり砂礫の区間深度とその構成粒子、細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子、細分については追記せず。	変更なし
40	—	—	・スライムの区間深度を記載。	・スライム区間については、“岩種区分”欄に記載しているため追記せず。	—

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事	
41	35.72~36.70m ・花崗斑岩の礫である。
42	60.61.63.64.65.66 38.07~125.11m ・アブライトが主体である。 ・所々にペグマタイトを挟む。
43	38.07~40.45m ・風化して軟質化している。
44	38.30m ・傾斜15°、幅5mmの石英脈を挟む。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
41	35.72~36.70m ・花崗斑岩の礫である。
42	60.61.63.64.65.66 38.07~125.11m ・アブライトが主体である。 ・所々にペグマタイトを挟む。
43	38.07~40.45m ・風化して軟質化している。
44	38.30m ・傾斜15°、幅5mmの石英脈を挟む。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
41	35.72~36.70m ・花崗斑岩の礫である。
42	60.61.63.64.65.66 38.07~125.11m ・アブライトが主体である。 ・所々にペグマタイトを挟む。
43	38.07~40.45m ・風化して軟質化している。
44	38.30m ・傾斜15°、幅5mmの石英脈を挟む。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	標高	深	柱状	岩	色	硬	割れ目	風	変	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図分	種	調	軟	目	化	質	事	(%)
				別	分	状	の	状			最大コア長
				区	類	態	形	態			cm
				間		化	状	化			R Q D
				状		質	態	質			[ % ]
	18.10	35.72		ム	花崗斑岩					41	35.72~36.70m ・花崗斑岩の礫である。
					玉石					42	60.61.63.64.65.66 38.07~125.11m ・アブライトが主体である。 ・所々にペグマタイトを挟む。
					砂					43	38.07~40.45m ・風化して軟質化している。
					石英脈					44	38.30m ・傾斜15°、幅5mmの石英脈を挟む。
					石英脈					45	38.45~40.45m ・傾斜15°、幅5mmの石英脈を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
41	35.72~36.70m ・花崗斑岩の礫である。
42	60.61.63.64.65.66 38.07~125.11m ・アブライトが主体である。 ・所々にペグマタイトを挟む。
43	38.07~40.45m ・風化して軟質化している。
44	38.30m ・傾斜15°、幅5mmの石英脈を挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
41	35.72~36.70m ・花崗斑岩の礫である。
42	60.61.63.64.65.66 38.07~125.11m ・アブライトが主体である。 ・所々にペグマタイトを挟む。
43	38.07~40.45m ・風化して軟質化している。
44	38.30m ・傾斜15°、幅5mmの石英脈を挟む。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	変更なし	変更なし	・花崗斑岩礫の区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
42	変更なし	変更なし	・アブライトの区間深度、斑晶の種類を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・一般的な岩相であり、斑晶の種類については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため追記せず。 ・記事No.60,61,63,64,65,66に基づき、ペグマタイトの挟在を追記。	変更なし
43	変更なし	変更なし	・風化の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化の程度については、岩級区分で表示しているため追記せず。	変更なし
44	変更なし	変更なし	・石英脈の挟在を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
45	—	—	・割れ目の発達を記載。 ・割れ目について記載(割れ目治いの風化)。	・割れ目の発達、風化の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目治いの風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事	
48	42.34m ・傾斜50°の割れ目に、幅2～6mmの流入粘土を挟む。
49	42.34m ・傾斜45°の割れ目に、幅3～4mmの流入粘土を挟む。
50	●45.57～45.64m ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・暗褐色の砂混り粘土状～灰白～黄褐色のシルト質砂状を呈する。 ・暗褐色砂混り粘土；累計厚7mm ・走向・傾斜はN8° W64° Wである。 ・上盤境界の傾斜は55°、下盤境界の傾斜は57°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
48	42.34m ・傾斜50°の割れ目に、幅2～6mmの流入粘土を挟む。
49	42.34m ・傾斜45°の割れ目に、幅3～4mmの流入粘土を挟む。
50	●45.57～45.64m ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・暗褐色の砂混り粘土状～灰白～黄褐色のシルト質砂状を呈する。 ・暗褐色砂混り粘土；累計厚7mm ・走向・傾斜はN8° W64° Wである。 ・上盤境界の傾斜は55°、下盤境界の傾斜は57°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
48	42.34m ・傾斜50°の割れ目に、幅2～6mmの流入粘土を挟む。
49	42.34m ・傾斜45°の割れ目に、幅3～4mmの流入粘土を挟む。
50	●45.58～45.63m (F-b11-1-1破砕帯) ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.5cmである。 ・走向・傾斜はN8° W64° Wである。 ・上盤境界の傾斜は55°、下盤境界の傾斜は57°である。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	度	状	種	調	軟	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	区	別	分	状	目	状		最大コア長
			図	類	態	の	質		cm
				別	化	傾			R Q D
						斜			[ % ]
				ア ブ ラ イ ト				42.34m～42.34m 傾斜50°の割れ目に多いが硬質である。 42.34m～42.34m 傾斜45°の割れ目に粘土が露出する。	
				粗 粒 炭				42.34m～42.34m 傾斜50°～傾斜45°の割れ目の間では傾斜が異なる。 42.34m～42.34m 傾斜45°の割れ目に粘土が露出する。	
								45.58～45.63m (F-b11-1-1) 破砕帯である。 左ずれセンスである。 灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.5cmである。 走向・傾斜はN8° W64° Wである。 上盤境界の傾斜は55°、下盤境界の傾斜は57°である。	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
48	42.34m ・傾斜50°の割れ目に、幅2～6mmの流入粘土を挟む。
49	42.34m ・傾斜45°の割れ目に、幅3～4mmの流入粘土を挟む。
50	●45.58～45.63m (F-b11-1-1破砕帯) ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.5cmである。 ・走向・傾斜はN8° W64° Wである。 ・上盤境界の傾斜は55°、下盤境界の傾斜は57°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
48	42.34m ・傾斜50°の割れ目に、幅2～6mmの流入粘土を挟む。
49	42.34m ・傾斜45°の割れ目に、幅3～4mmの流入粘土を挟む。
50	●45.58～45.63m (F-b11-1-1破砕帯) ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.5cmである。 ・走向・傾斜はN8° W64° Wである。 ・上盤境界の傾斜は55°、下盤境界の傾斜は57°である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
46	—	—	・硬軟や割れ目の発達を記載。	・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
47	—	—	・石英の晶出を記載。	・割れ目沿いの鉱物晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
48	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(割れ目沿いに流入粘土)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
49	変更なし (誤記)深度について、42.64mと書くべきところを誤って42.34mと記載。	変更なし	・割れ目について記載(割れ目沿いに流入粘土)。 ・誤記修正(42.34m→42.64m)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・正しい深度の反映漏れ(42.64m→42.34m)。	変更なし
50	変更なし	・誤記修正(45.57～45.64m→45.58～45.63m)。 ・破砕帯名を記載。 ・誤記修正(左ずれ正断層センス→左ずれセンス)。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。	・破砕幅を記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし

# H24-B11-1

設置許可申請書案

記事
49.78~49.84m ・変質している。 ・灰白~黒褐色の砂質シルト状を呈する。 ・上端境界の傾斜は77°、下端境界の傾斜は75°である。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
49.78~49.84m ・変質している。 ・灰白~黒褐色の砂質シルト状を呈する。 ・上端境界の傾斜は77°、下端境界の傾斜は75°である。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
49.78~49.84m ・変質している。 ・灰白~黒褐色の砂質シルト状を呈する。

委託報告書  
(平成30年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬軟	割れ目の形状	風化	記事	コア採取率(%)	最大コア長	
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	状	化	事	—	cm	
										R	Q	D
50												
									49.78~49.84m: 硬軟や割れ目の発達程度を記載。 49.78~49.84m: 割れ目について記載(割れ目沿いのマンガン、鉱物の晶出)。 49.78~49.84m: 硬軟を記載。 49.78~49.84m: 割れ目について記載(割れ目沿いの風化)。 49.78~49.84m: 硬軟を記載。 49.78~49.84m: 色調を記載。 49.78~49.84m: マンガン、粘土の挟在を記載。 49.78~49.84m: 硬軟を記載。 49.78~49.84m: 割れ目について記載(割れ目沿いに風化、マンガン、粘土の挟在)。			

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事
49.78~49.84m ・変質している。 ・灰白~黒褐色の砂質シルト状を呈する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
49.78~49.84m ・変質している。 ・灰白~黒褐色の砂質シルト状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いのマンガン、鉱物の晶出)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いのマンガン、鉱物晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
52	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
53	—	—	・硬軟を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの風化)。	・硬軟の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの風化については、補足的なものであるため追記せず。	—
54	—	—	・硬軟を記載。 ・色調を記載。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・色調については、補足的なものであるため追記せず。	—
55	変更なし	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	・マンガン、粘土の挟在を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 マンガンについては、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
56	—	—	・硬軟を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いに風化、マンガン、粘土の挟在)。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・粘土を挟在するが、直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・割れ目沿いの風化、マンガンについては、補足的なものであるため追記せず。	—

# H24-B11-1

設置許可申請書案

記事
60 55.28~55.82m ・ベグマタイトである。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
60 55.28~55.82m ・ベグマタイトである。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
60 55.28~55.82m ・ベグマタイトである。

委託報告書  
(平成30年)

標尺	高さ	深	柱	岩	色	硬	割	風	変	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	目	化	質	事	(%)
形状	状	状	区	状	状	状	状	状	状		最大コア長
形状	状	状	区	状	状	状	状	状	状		cm
形状	状	状	区	状	状	状	状	状	状		R Q D
形状	状	状	区	状	状	状	状	状	状		[ % ]
										57 50.30~51.64m 砂や粉塵であり割れ目周辺に幅10cm程度の風化・崩壊がみられる。	
										58 52.85m 緑色の包有物である。実径約10×10mmの円盤状である。	
										59 54.14~54.20m 上層の層が07程度で硬は05程度、半固結の粘土混じり角礫状を呈する。	
										60 55.28~55.82m ベグマタイトであり、径5~10mmの斑晶・長形をみられる。	

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事
60 55.28~55.82m ・ベグマタイトである。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
60 55.28~55.82m ・ベグマタイトである。

記事	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒報告書	報告書⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
57	-	-	・硬軟を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いに風化、変色)。	・割れ目沿いの風化、変色については、補足的なものであるため追記せず。 ・硬軟の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。	-
58	-	-	・包有物について記載。	・包有物については、補足的なものであるため追記せず。	-
59	-	-	・半固結の粘土混じり角礫状の区間を記載。	・粘土混じり角礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	-
60	変更なし	変更なし	・ベグマタイトの区間深度、斑晶の種類、粒径を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・ベグマタイトの一般的な特徴を有しており、斑晶の種類、粒径については追記せず。	変更なし

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事	
63	57.50~58.52m ・ベグマタイトである。 ・上端境界の傾斜は70°である。
65	59.43~59.76m ・ベグマタイトである。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
63	57.50~58.52m ・ベグマタイトである。 ・上端境界の傾斜は70°である。
65	59.43~59.76m ・ベグマタイトである。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
63	57.50~58.52m ・ベグマタイトである。 ・上端境界の傾斜は70°である。
65	59.43~59.76m ・ベグマタイトである。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	深	柱	岩	色	硬	割	風	変	記	コア採取率
尺	高	状	種		度	れ	化	質	事	(%)
(m)	度	状	区			目	状			最大コア長
			分			の	態			cm
			類			形	状			R
						状	状			Q
						状	状			D
						状	状			L
						状	状			[%]
	57.50		アプライト						61	
	58.52		アプライト						62	
	59.39		ベグマタイト						63	
	59.43		ベグマタイト						64	
	59.76		ベグマタイト						65	
	60		アプライト						66	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
63	57.50~58.52m ・ベグマタイトである。 ・上端境界の傾斜は70°である。
65	59.43~59.76m ・ベグマタイトである。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
63	57.50~58.52m ・ベグマタイトである。 ・上端境界の傾斜は70°である。
65	59.43~59.76m ・ベグマタイトである。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
61.62	—	—	・アプライトの区間深度、斑晶、境界傾斜を記載。	・上位のベグマタイトを挟在物として記事No.42と統合しているため追記せず。	—
63	変更なし	変更なし	・ベグマタイトの区間深度、斑晶の種類、粒径を記載。 ・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・ベグマタイトの一般的な特徴を有しており、斑晶の種類、粒径については追記せず。 ・記事No.62に基づき境界傾斜を追記。	変更なし
64	—	—	・アプライトの区間深度、斑晶及び石基を記載。	・ベグマタイトを挟在物としてNo.42と統合しているため追記せず。	—
65	変更なし	変更なし	・ベグマタイト区間の石基及び斑晶の種類、粒径等を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・ベグマタイトの一般的な特徴を有しており、斑晶の種類、粒径については追記せず。	変更なし
66	—	—	・アプライトの区間深度を記載。	・ベグマタイトを挟在物としてNo.42と統合しているため追記せず。	—

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事	
67 5 70	60.18～60.60m ・実質している。 ・淡黄色の砂混じり粘土状～灰白色のシルト粘土質砂状～淡黄色～にぶい橙色のシルト混じり砂礫状を呈する。 ・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は50°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
67 5 70	60.18～60.60m ・実質している。 ・淡黄色の砂混じり粘土状～灰白色のシルト粘土質砂状～淡黄色～にぶい橙色のシルト混じり砂礫状を呈する。 ・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は50°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
67 5 70	●60.36～60.60m(D-39破砕帯) ・破砕帯である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・褐色の未固結粘土状部；累計幅0.9cm ・走向・傾斜はN8°E84°Wである。 ・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は50°である。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	柱状	岩種	色	硬さ	割れ目	風化	記事	コア採取率 (%)
高度	区分	図	調	軟	状	態		最大コア長 cm
(m)	(m)							R Q D L [%]
							●60.36～60.60m 破砕帯(D-39) 固結礫状部である。 60.36～60.58m シルト混じり質礫を呈し、にぶい橙色の固結した礫状部からなる。 60.58～60.60m 褐色の未固結しり粘土状を呈する。未固結の粘土状部からなり幅0.9cmである。 60.36～60.60m 粘土混じり薄層礫を呈し、にぶい橙色の固結した礫状部からなる。下部に傾斜45°幅2～3mmの淡褐色の粘土を伴う。	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
67 5 70	●60.36～60.60m(D-39破砕帯) ・破砕帯である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・褐色の未固結粘土状部；累計幅0.9cm ・走向・傾斜はN8°E84°Wである。 ・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は50°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
67 5 70	●60.36～60.60m(D-39破砕帯) ・破砕帯である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・褐色の未固結粘土状部；累計幅0.9cm ・走向・傾斜はN8°E84°Wである。 ・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は50°である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
67～70	変更なし (誤記)下端境界の傾斜について、45°と書くべきところを誤って50°と記載。	・再観察により破砕帯と認定。破砕帯への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-23頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕帯区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・誤記修正(50°→45°)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・下端に粘土を伴うとの記載については、粘土が不連続であり、固結礫状部を含めているため追記せず。 ・正しい下端境界の傾斜の反映漏れ(45°→50°)。	変更なし

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事	
74	64.83~65.64m ・やや軟質で割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
77	67.48~71.24m ・硬質で割れ目が少なく、主として柱状を呈する。
81	

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
74	64.83~65.64m ・やや軟質で割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
77	67.48~71.24m ・硬質で割れ目が少なく、主として柱状を呈する。
81	

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
74	64.83~65.64m ・やや軟質で割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
77	67.48~71.24m ・硬質で割れ目が少なく、主として柱状を呈する。
81	

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱状	岩種	色	硬軟	割れ目の形状	風化	記事
尺	高度	状	区					
(m)	(m)	図	分					
		アンライツ						71 64.83~65.64m 割れ目が密に粗粒状を呈する。
								72 64.83~65.64m 下部より風化で軟化する。64.90m付近で粗粒化する。
								73 64.83~65.64m 割れ目沿いに細片化している。
								74 64.83~65.64m 150cm程度が認められている。
								75 67.48~71.24m 割れ目自体が粗粒状で軟化する。67.50m付近で粗粒化する。
								76 67.48~71.24m 割れ目沿いに細片化している。
								77 67.48~71.24m 割れ目自体が粗粒状で軟化する。
								78 67.48~71.24m 割れ目沿いに細片化し、割れ目には4~5mmの灰白色の粘土が充填する。
								79 67.48~71.24m 割れ目沿いに細片化し、割れ目には4~5mmの灰白色の粘土が充填する。
								80 67.48~71.24m 割れ目自体が粗粒状で軟化する。
								81 67.48~71.24m 硬質である。割れ目沿いと粗粒状は風化で緑色化している。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
74	64.83~65.64m ・やや軟質で割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
77	67.48~71.24m ・硬質で割れ目が少なく、主として柱状を呈する。
81	

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
74	64.83~65.64m ・やや軟質で割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
77	67.48~71.24m ・硬質で割れ目が少なく、主として柱状を呈する。
81	

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
71	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
72	—	—	・硬軟について記載。 ・風化の程度について記載。	・硬軟の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—
73	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの脱色)。	・割れ目沿いの脱色については、補足的なものであるため追記せず。	—
74	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき岩片~短柱状と追記。 ・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
75	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目が発達し砂状化するが、直線性や連続性に乏しいことから追記せず。	—
76	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	・割れ目沿いで細片化するが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
77~81	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化、粘土の充填、風化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“硬軟”欄に基づきやや軟質と記載。 ・“コア形状”欄に基づき岩片~短柱状と記載。 ・一部割れ目沿いで細片化し粘土を挟むが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・割れ目沿いの風化については、補足的なものであるため削除。	変更なし

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事	
A	72.39~72.63m ・変質している。 ・淡黄褐色のシルト混じり砂礫状を呈する。 ・上層境界の傾斜は53°、下層境界の傾斜は60°である。
84	73.51~74.70m ・硬質で割れ目が少なく、長柱状を呈する。
87	76.68~77.80m ・割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
A	72.39~72.63m ・変質している。 ・淡黄褐色のシルト混じり砂礫状を呈する。 ・上層境界の傾斜は53°、下層境界の傾斜は60°である。
84	73.51~74.70m ・硬質で割れ目が少なく、長柱状を呈する。
87	76.68~77.80m ・割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
A	72.39~72.63m ・変質している。 ・淡黄褐色のシルト混じり砂礫状を呈する。
84	73.51~74.70m ・硬質で割れ目が少なく、長柱状を呈する。
87	76.68~77.80m ・割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	標高	深	柱状	岩	色	硬軟	割れ目	風化	記事	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	目	化	事	(%)
										最大コア長 cm R Q D L [%]
									71.69~72.72m 割れ目沿いの風化で上部部にも見られる。	
									72.51~73.53m 上層の傾斜50°下層の傾斜65° 層間の角礫混じり砂礫シルト状を呈する。	
									73.51~74.70m 割れ目が少なく硬質である。	
									74.98m 割れ目沿いに細粒・細片化が著しい。	
									75.43~76.66m 割れ目が多く細粒・細片化している。	
									76.68~77.80m 割れ目が多く、風化も著しい層状化している。	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
A	72.39~72.63m ・変質している。 ・淡黄褐色のシルト混じり砂礫状を呈する。
84	73.51~74.70m ・硬質で割れ目が少なく、長柱状を呈する。
87	76.68~77.80m ・割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
A	72.39~72.63m ・変質している。 ・淡黄褐色のシルト混じり砂礫状を呈する。
84	73.51~74.70m ・硬質で割れ目が少なく、長柱状を呈する。
87	76.68~77.80m ・割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。

記事	申請書案→ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 報告書	報告書→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
A	変更なし (誤記)報告書に該当する記載なし。	・変質している区間の境界の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。	・誤記修正(記事と整合する観察結果が認められないことから、記事を削除)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・記事削除の反映漏れ。	変更なし
82	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの風化)。 ・硬軟を記載。	・硬軟の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの風化については、補足的なものであるため追記せず。	—
83	—	—	・角礫混じり砂質シルト状の区間を記載。	・角礫混じり砂質シルト状を呈するが、内部にせん断構造が認められず、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
84	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき長柱状と記載。	変更なし
85	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの風化・酸化)。	・割れ目沿いの風化、酸化については、補足的なものであるため追記せず。	—
86	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒、細片化)。	・割れ目沿いで細粒、細片化するが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
87	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。 ・風化の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については、“コア形状”欄に基づき岩片~短柱状と記載。 ・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため追記せず。	変更なし

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事
90 80.74~83.23m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
90 80.74~83.23m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
90 80.74~83.23m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬軟	割れ目	風化	記事	コア採取率 (%)	最大コア長 cm	R	Q	D	[%]
(m)	(m)	(m)	図	区分											
									88 72.05~75.76m 割れ目が多く、割れ目沿いに細片化とマンガン汚染している。						
									89 72.76~80.74m 岩石は硬軟割れ目沿いは風化で褐色化している。						
									90 80.74~83.23m 割れ目間隔は2~40cmと割れ目少なく、非常に硬質である。						
									91 83.33m 割れ目に沿って幅5mm程度の軟質物を伴う。						

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
90 80.74~83.23m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
90 80.74~83.23m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
88	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化、マンガン汚染)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いで細片化するが、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・割れ目沿いのマンガン汚染については、補足的なものであるため追記せず。	—
89	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの風化)。	・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため追記せず。	—
90	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・硬軟の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・"コア形状"欄に基づき柱状と追記。	変更なし
91	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの軟質物の挟在)。	・割れ目沿いに軟質物を伴うが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

# H24-B11-1

設置許可申請書案

記事	
93	83.85m ・傾斜45°、幅5mmの石英脈を挟む。
96	87.52～88.93m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事	
93	83.85m ・傾斜45°、幅5mmの石英脈を挟む。
96	87.52～88.93m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事	
93	83.85m ・傾斜45°、幅5mmの石英脈を挟む。
96	87.52～88.93m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

委託報告書  
(平成30年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	コ	割	風	記		コア採取率
尺	度	度	区	種	相	度	ア	れ	化	事	(%)	
(m)	(m)	(m)	分	類	調	軟	降	目	状			最大コア長
			調	図	分	状	風 <td>の <td>化 <td>事</td> <td></td> <th>cm</th> </td></td>	の <td>化 <td>事</td> <td></td> <th>cm</th> </td>	化 <td>事</td> <td></td> <th>cm</th>	事		cm
			状				化 <td>形 <td></td> <td></td> <td></td> <th>R</th> </td>	形 <td></td> <td></td> <td></td> <th>R</th>				R
			状					状 <td></td> <td></td> <td></td> <th>Q</th>				Q
								<td></td> <td></td> <td></td> <th>D</th>				D
								<td></td> <td></td> <td></td> <th>L</th>				L
								<td></td> <td></td> <td></td> <th>[ % ]</th>				[ % ]
												0
												100

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事	
93	83.85m ・傾斜45°、幅5mmの石英脈を挟む。
96	87.52～88.93m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
93	83.85m ・傾斜45°、幅5mmの石英脈を挟む。
96	87.52～88.93m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
92	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	・割れ目沿いで細片化するが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
93	変更なし	変更なし	・石英脈を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
94	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒～細片化、粘土の挟在)。	・割れ目沿いで細片化し粘土を挟在するが、粘土は直線性や連続性に乏しいことから追記せず。	—
95	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片～細粒化)。	・割れ目沿いで細片～細粒化するが、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
96	変更なし	変更なし	・角礫状の区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき岩片状と記載。	変更なし
97	—	—	・粘土の挟在を記載。	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事	
98	<ul style="list-style-type: none"> <li>●88.93~88.97m (D-5破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・淡黄色の砂礫混りシルト・粘土状を呈する。</li> <li>・上盤境界の傾斜は53°、下盤境界の傾斜は50°である。</li> </ul>

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
98	<ul style="list-style-type: none"> <li>●88.93~88.97m (D-5破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・淡黄色の砂礫混りシルト・粘土状を呈する。</li> <li>・上盤境界の傾斜は53°、下盤境界の傾斜は50°である。</li> </ul>

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
98	<ul style="list-style-type: none"> <li>●88.93~88.97m (D-5破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・主に淡黄色の固結礫状部からなる。</li> <li>・淡黄色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm</li> <li>・走向・傾斜はN4° E81° Wである。</li> <li>・上盤境界の傾斜は53°、下盤境界の傾斜は50°である。</li> </ul>

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	柱状	岩種	色	硬	割れ目	風化	記	コア採取率
高度	状	区分	状	度	の	状態	事	(%)
(m)	(m)	図	目	軟	形状	化		最大コア長
				状		質		cm
								R Q D
								[ % ]
80							<ul style="list-style-type: none"> <li>●88.93~88.97m (破砕帯 D-5)</li> <li>・破砕幅は3.3cmである。</li> <li>88.93~88.97m 淡黄色の固結した礫状部からなる。割れ目の石英細礫を含む。</li> <li>88.93~88.97m 淡黄色の未固結の粘土状部からなり、幅は0.3cmである。</li> <li>92.48~92.56m 割れ目沿いに、傾斜49° 傾度、幅10~20mmの透結した、層状分を挟む。</li> </ul>	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
98	<ul style="list-style-type: none"> <li>●88.93~88.97m (D-5破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・主に淡黄色の固結礫状部からなる。</li> <li>・淡黄色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm</li> <li>・走向・傾斜はN4° E81° Wである。</li> <li>・上盤境界の傾斜は53°、下盤境界の傾斜は50°である。</li> </ul>

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
98	<ul style="list-style-type: none"> <li>●88.93~88.97m (D-5破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・主に淡黄色の固結礫状部からなる。</li> <li>・淡黄色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm</li> <li>・走向・傾斜はN4° E81° Wである。</li> <li>・上盤境界の傾斜は53°、下盤境界の傾斜は50°である。</li> </ul>

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
98~100	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(カタクレーサイト)を判断。その後、薄片観察の結果に基づき、断層ガウジを認定。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕幅を記載。</li> <li>・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。</li> <li>・性状については、審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を記載。</li> </ul>	審査資料(H29.12.22)と同様 <ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。</li> <li>・石英細礫については、補足的なものであるため追記せず。</li> </ul>	変更なし
101	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目について記載(細粒分の挟在)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目沿いで細粒分を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。</li> </ul>	—

# H24-B11-1

設置許可申請書案  
記事  
104 94.97~95.45m  
・割れ目が多く、岩片状を呈する。  
105 95.87~96.05m  
・変質して軟質化している。  
・割れ目が多く、岩片状を呈する。

設置許可申請書  
(平成27年11月)  
記事  
104 94.97~95.45m  
・割れ目が多く、岩片状を呈する。  
105 95.87~96.05m  
・変質して軟質化している。  
・割れ目が多く、岩片状を呈する。

審査資料  
(平成29年12月22日)  
記事  
104 94.97~95.45m  
・割れ目が多く、岩片状を呈する。  
105 95.87~96.05m  
・変質して軟質化している。  
・割れ目が多く、岩片状を呈する。

委託報告書  
(平成30年)  

標尺	高さ	柱状	岩種	色	硬軟	コア	割れ目	風化	記	コア採取率 (%) 最大コア長 [cm]
(m)	(m)	図	分		軟		目	状	事	R Q D L [%]
				灰	軟				93.64~93.80m 碎断材の割れ目沿いに、幅1.5cm程度の粘土を挟み寄る。 102	0 50 100
									94.10m 94.34m 割れ目沿いに幅1cm程度の褐色の粘土を挟み寄る。 103	0 50 100
									94.97~95.45m 割れ目が変質する。 104	0 50 100
									95.87~96.05m 変質で軟化している。95.92m付近は一部で岩組織が崩壊する。 105	0 50 100
									96.05m 粘砂状のシルトを挟み寄る。 106	0 50 100

審査資料  
(平成30年11月30日)  
記事  
104 94.97~95.45m  
・割れ目が多く、岩片状を呈する。  
105 95.87~96.05m  
・変質して軟質化している。  
・割れ目が多く、岩片状を呈する。

審査資料  
(令和2年2月7日)  
記事  
104 94.97~95.45m  
・割れ目が多く、岩片状を呈する。  
105 95.87~96.05m  
・変質して軟質化している。  
・割れ目が多く、岩片状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
102	—	—	・割れ目について記載(粘土の挟在)。	・一部に粘土を挟在するが、直線性や連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
103	—	—	・割れ目について記載(粘土の挟在)。	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
104	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき岩片状と追記。	変更なし
105	変更なし	変更なし	・変質に伴う軟化を記載。 ・原岩組織の残留の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき岩片状と記載。 ・原岩組織の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため追記せず。	変更なし
106	—	—	・シルトの挟在を記載。	・シルトを挟在するが、幅狭く、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事	
107	●97.87～99.00m ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・黄褐色の粘土～硬泥じり粘土状～灰白色の硬泥じりシルト質砂状～砂礫状を呈する。
109	・黄褐色粘土～硬泥じり粘土；累計厚33mm ・走向・傾斜はN4° E72° Wである。 ・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は60°である。
111	99.64～100.46m ・傾斜45°程度の割れ目が多く、岩片状を呈する。

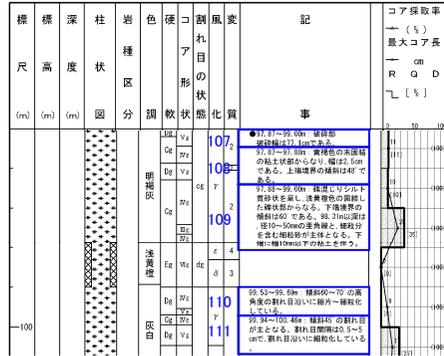
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
107	●97.87～99.00m ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・黄褐色の粘土～硬泥じり粘土状～灰白色の硬泥じりシルト質砂状～砂礫状を呈する。
109	・黄褐色粘土～硬泥じり粘土；累計厚33mm ・走向・傾斜はN4° E72° Wである。 ・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は60°である。
111	99.64～100.46m ・傾斜45°程度の割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
107	●97.87～99.00m ・破砕部である。 ・主に浅黄褐色の固結礫状部からなる。
109	・黄褐色の未固結粘土状部；累計幅2.5cm ・走向・傾斜はN4° E72° Wである。 ・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は60°である。
111	99.64～100.46m ・傾斜45°程度の割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
107	●97.87～99.00m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に浅黄褐色の固結礫状部からなる。
109	・黄褐色の未固結粘土状部；累計幅2.5cm ・走向・傾斜はN4° E72° Wである。 ・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は60°である。
111	99.64～100.46m ・傾斜45°程度の割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
107	●97.87～99.00m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に浅黄褐色の固結礫状部からなる。
109	・黄褐色の未固結粘土状部；累計幅2.5cm ・走向・傾斜はN4° E72° Wである。 ・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は60°である。
111	99.64～100.46m ・傾斜45°程度の割れ目が多く、岩片状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
107～109	変更なし	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・上端境界の見かけ傾斜として、50°と書くべきところを誤って48°と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・下端に粘土を伴うとの記載については、粘土が不明瞭であり、固結礫状部に含めているため追記せず。 ・上端境界の見かけ傾斜は誤記のため反映せず。	・誤記修正(左ずれ正断層センス→正断層センス、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。
110	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒～細片化)。	・割れ目沿いで細粒～細片化するが、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
111	変更なし (誤記)深度について、99.94mと書くべきところを誤って99.64mと記載。	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒化)。 ・誤記修正(99.64m→99.94m)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき岩片状と記載。 ・割れ目沿いの細粒化の記載については、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・正しい深度の反映漏れ(99.94m→99.64m)。	変更なし

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事	
113	103.32~104.86m ・縦方向の連続する割れ目と、これに斜交する割れ目が分布する。
116 S 118	●108.59~108.91m ・破砕部である。カタクレサイトからなる。灰白色の砂礫質シルト・粘土～砂質シルト・粘土状～にぶい黄褐色のシルト・粘土混じり砂礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN16° E82° Eである。 ・上盤境界の傾斜は55°。下盤境界の傾斜は52°である。
121. B	●109.66~109.73m ・破砕部である。カタクレサイトからなる。灰白色の粘土質砂状～粘土混じり砂礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN3° W67° Wである。 ・上盤境界の傾斜は60°。下盤境界の傾斜は50°である。

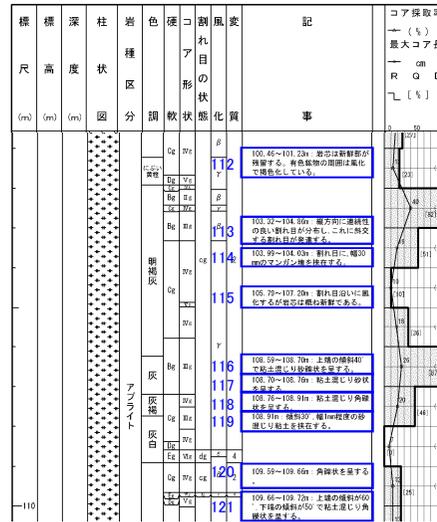
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
113	103.32~104.86m ・縦方向の連続する割れ目と、これに斜交する割れ目が分布する。
116 S 118	●108.59~108.91m ・破砕部である。カタクレサイトからなる。灰白色の砂礫質シルト・粘土～砂質シルト・粘土状～にぶい黄褐色のシルト・粘土混じり砂礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN16° E82° Eである。 ・上盤境界の傾斜は55°。下盤境界の傾斜は52°である。
121. B	●109.66~109.73m ・破砕部である。カタクレサイトからなる。灰白色の粘土質砂状～粘土混じり砂礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN3° W67° Wである。 ・上盤境界の傾斜は60°。下盤境界の傾斜は50°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
113	103.32~104.86m ・縦方向の連続する割れ目と、これに斜交する割れ目が分布する。
116 S 118	108.59~108.91m ・変質している。 ・灰白色の砂礫質シルト・粘土～砂質シルト・粘土状～にぶい黄褐色のシルト・粘土混じり砂礫状を呈する。
121. B	109.66~109.73m ・変質している。 ・灰白色の粘土質砂状～粘土混じり砂礫状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
113	103.32~104.86m ・縦方向の連続する割れ目と、これに斜交する割れ目が分布する。
116 S 118	108.59~108.91m ・変質している。 ・灰白色の砂礫質シルト・粘土～砂質シルト・粘土状～にぶい黄褐色のシルト・粘土混じり砂礫状を呈する。
121. B	109.66~109.73m ・変質している。 ・灰白色の粘土質砂状～粘土混じり砂礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
113	103.32~104.86m ・縦方向の連続する割れ目と、これに斜交する割れ目が分布する。
116 S 118	108.59~108.91m ・変質している。 ・灰白色の砂礫質シルト・粘土～砂質シルト・粘土状～にぶい黄褐色のシルト・粘土混じり砂礫状を呈する。
121. B	109.66~109.73m ・変質している。 ・灰白色の粘土質砂状～粘土混じり砂礫状を呈する。

記事	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒報告書	報告書⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
112	—	—	・風化の程度を記載。	・風化については、岩級区分に含めて表示しているため追記せず。	—
113	変更なし	変更なし	・割れ目の発達を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
114	—	—	・割れ目について記載(マンガン塊の挟在)。	・割れ目沿いのマンガン塊の挟在については、補足的なものであるため追記せず。	—
115	—	—	・風化の程度を記載。	・風化については、岩級区分に含めて表示しているため追記せず。	—
116~119	変更なし	・再観察により変質部と認定。変質部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-7頁)。	・変質部区間を性状毎に深度を分けて記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・変質している区間を一括記載。	変更なし
120	—	—	・角礫状の区間を記載。	・角礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
121.B	変更なし	・再観察により変質部と認定。変質部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-8頁)。	・粘土混じり角礫状の区間を記載。 ・109.66~109.73mと書くべきところを誤って109.66~109.72mと記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・区間下端の深度については、誤記のため反映せず。	変更なし

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事	
123	113.03~114.20m ・硬質で割れ目は少なく、柱状を呈する。
126	116.53~117.61m ・硬質で割れ目は少なく、長柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
123	113.03~114.20m ・硬質で割れ目は少なく、柱状を呈する。
126	116.53~117.61m ・硬質で割れ目は少なく、長柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
123	113.03~114.20m ・硬質で割れ目は少なく、柱状を呈する。
126	116.53~117.61m ・硬質で割れ目は少なく、長柱状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬軟	割れ目の形状	風化	記事	コア採取率(%)	最大コア長
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	状	化	事	—	cm
									111.12~111.41m 傾斜0°~10°の割れ目と低角度の割れ目が相交し、割れ目沿いに層状化している。		
									113.03~114.20m 割れ目は少なく硬質である。		
									114.62~114.71m 下部の傾斜40°の砂礫状を呈する。傾斜10°の割れ目が密集し、割れ目沿いに層状化している。		
									116.53~117.61m 割れ目は少なく硬質である。		

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
123	113.03~114.20m ・硬質で割れ目は少なく、柱状を呈する。
126	116.53~117.61m ・硬質で割れ目は少なく、長柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
123	113.03~114.20m ・硬質で割れ目は少なく、柱状を呈する。
126	116.53~117.61m ・硬質で割れ目は少なく、長柱状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
122	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	・割れ目沿いで細片化するが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
123	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき柱状と記載。	変更なし
124,125	—	—	・砂礫状とその下位の割れ目の密集区間を記載。	・割れ目が密集し、一部で砂礫状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められず、砂礫状部の礫に定向配列も認められないことから追記せず。	—
126	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき長柱状と記載。	変更なし

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事
----

131 121.90～123.34m  
・傾斜45°程度と70°程度の割れ目が交差して分布しており、岩片～短柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

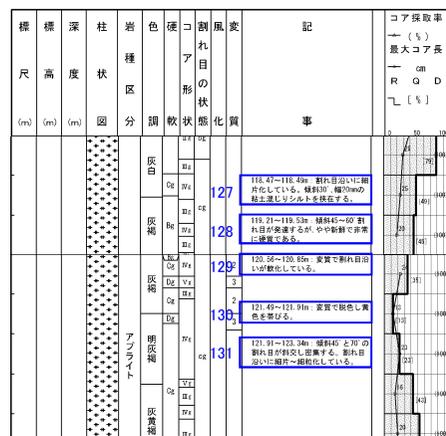
131 121.90～123.34m  
・傾斜45°程度と70°程度の割れ目が交差して分布しており、岩片～短柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

131 121.90～123.34m  
・傾斜45°程度と70°程度の割れ目が交差して分布しており、岩片～短柱状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
----

131 121.90～123.34m  
・傾斜45°程度と70°程度の割れ目が交差して分布しており、岩片～短柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
----

131 121.90～123.34m  
・傾斜45°程度と70°程度の割れ目が交差して分布しており、岩片～短柱状を呈する。

記事	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒報告書	報告書⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
127	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化、粘土混じりシルトの挟在)。	・割れ目沿いで細片化し粘土を挟在するが、開口部にスライムが充てんしたものと同判断し追記せず。	—
128	—	—	・硬軟や割れ目の発達を記載。	・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
129	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの軟化)。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	—
130	—	—	・色調を記載。	・色調については、補足的なものであるため追記せず。	—
131	変更なし	変更なし	・割れ目の発達を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片～細粒化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目沿いに細片～細粒化しているが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。 ・"コア形状"欄に基づき岩片～短柱状と追記。	変更なし

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事	
132	125.11~150.00m ・花崗斑岩である。
136	128.18~128.68m ・軟質化している。
139	131.04~131.90m ・傾斜40°~50°程度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。

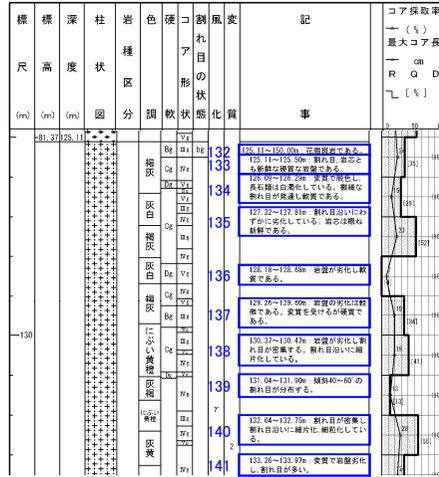
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
132	125.11~150.00m ・花崗斑岩である。
136	128.18~128.68m ・軟質化している。
139	131.04~131.90m ・傾斜40°~50°程度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
132	125.11~150.00m ・花崗斑岩である。
136	128.18~128.68m ・軟質化している。
139	131.04~131.90m ・傾斜40°~50°程度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
132	125.11~150.00m ・花崗斑岩である。
136	128.18~128.68m ・軟質化している。
139	131.04~131.90m ・傾斜40°~50°程度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
132	125.11~150.00m ・花崗斑岩である。
136	128.18~128.68m ・軟質化している。
139	131.04~131.90m ・傾斜40°~50°程度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
132	変更なし	変更なし	・花崗斑岩の区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
133	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	—
134	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 ・変質を伴う脱色、長石の白濁化を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・脱色、長石の白濁化については、風化・変質に関する補足的な特徴の記載であるため追記せず。	—
135	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの劣化)。	・割れ目沿いに劣化するが、当該区間の周囲と明確な差異がないことから追記せず。	—
136	変更なし	変更なし	・軟質化を伴う劣化を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・軟質化を伴う岩盤の劣化については、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
137	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	—
138	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	・割れ目沿いで細片化するが掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
139	変更なし (誤記)割れ目の傾斜について、60°と書くべきところを誤って50°程度と記載。	変更なし	・誤記修正(50°程度→60°)。 ・“岩片~短柱状”との記載については、“コア形状”欄で示しているため反映させず。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・正しい傾斜の反映漏れ(60°→50°程度)。 ・“コア形状”欄に基づき岩片~短柱状と記載。	変更なし
140	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒~細片化)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いで細粒~細片化するが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
141	—	—	・割れ目の発達を伴う岩盤の劣化を記載。 ・変質の程度を記載。	・割れ目の発達を伴う岩盤の劣化については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・変質の程度については、当該区間の周囲と明確な差が認められないため削除。	—

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事	
144	135.61~136.00m ・傾斜60°程度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
145	137.68~139.20m ・傾斜45°~60°程度の割れ目と同じ傾斜の微細な割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
144	135.61~136.00m ・傾斜60°程度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
145	137.68~139.20m ・傾斜45°~60°程度の割れ目と同じ傾斜の微細な割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
144	135.61~136.00m ・傾斜60°程度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
145	137.68~139.20m ・傾斜45°~60°程度の割れ目と同じ傾斜の微細な割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	高度	状	種	調	軟	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	図	分	状	状	目	質		
						の			
						形状			
						状態			
						変化			
			花崗岩					135.61~136.00m 傾斜60° 傾斜60°程度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。	最大コア長 — cm R Q D [ % ]
			花崗岩					137.68~139.20m 傾斜45°~60° 傾斜45°~60°程度の割れ目と同じ傾斜の微細な割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
144	135.61~136.00m ・傾斜60°程度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
145	137.68~139.20m ・傾斜45°~60°程度の割れ目と同じ傾斜の微細な割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
144	135.61~136.00m ・傾斜60°程度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
145	137.68~139.20m ・傾斜45°~60°程度の割れ目と同じ傾斜の微細な割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
142	—	—	・マンガンに記載。 ・細粒物質脈に記載。	・マンガンについては、補足的なものであるため追記せず。 ・一部に細粒物質脈が挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
143	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの変色)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため追記せず。	—
144	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき岩片~短柱状と記載。 ・割れ目沿いの細片化の記載については、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	変更なし
145	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき岩片~短柱状と記載。 ・割れ目沿いの細片化の記載については、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	変更なし
146	—	—	・色調を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒化)。	・割れ目沿いで細粒化するが、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
147	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いで細片化するが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事	
148	141.35~143.15m ・硬質で割れ目が少なく、主として柱状を呈する。
149	143.67~143.77m ・変質している。 ・褐灰色の粘土混じり角礫状~角礫状を呈する。
151	145.35~146.11m ・傾斜45°程度の割れ目が主体で、柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
148	141.35~143.15m ・硬質で割れ目が少なく、主として柱状を呈する。
149	143.67~143.77m ・変質している。 ・褐灰色の粘土混じり角礫状~角礫状を呈する。
151	145.35~146.11m ・傾斜45°程度の割れ目が主体で、柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
148	141.35~143.15m ・硬質で割れ目が少なく、主として柱状を呈する。
149	●143.67~143.77m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN8°E87°Eである。
151	145.35~146.11m ・傾斜45°程度の割れ目が主体で、柱状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱状	岩種	色	硬軟	割れ目	風化	変質	記事	コア採取率 (%) 最大コア長 cm R Q D L [%]
(m)	(m)	区分	図		調	形状	状態			
									141.35~143.15m: 硬質で割れ目が多い風化・褐色化するが、割れ目少く硬質である。	
									●143.67~143.77m: 破砕部・破砕幅は3.5mで変質・角砕けを呈し、褐色色の固結した礫状部からなる。	
									145.35~146.11m: 傾斜45°程度の割れ目が主体で、割れ目沿いの細粒物質が豊富に存在する。	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
148	141.35~143.15m ・硬質で割れ目が少なく、主として柱状を呈する。
149	●143.67~143.77m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN8°E87°Eである。
151	145.35~146.11m ・傾斜45°程度の割れ目が主体で、柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
148	141.35~143.15m ・硬質で割れ目が少なく、主として柱状を呈する。
149	●143.67~143.77m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN8°E87°Eである。
151	145.35~146.11m ・傾斜45°程度の割れ目が主体で、柱状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
148	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの風化、褐色化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき柱状と追記。 ・割れ目沿いの風化、変色については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
149	変更なし	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-24頁)。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	・破砕幅を記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	変更なし
150	—	—	・変質を伴う劣化を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒物質の挟在)。	・劣化の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・一部に細粒物質を挟在するが、系統的でなく連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—
151	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒物質の挟在)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき柱状と記載。 ・細粒物質を挟在するが、幅狭く、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	変更なし

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記 事
-----

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 委託報告書 (平成30年)

標 尺	標 高 度	深 度	柱 状	岩 種	色 調	硬 軟	割 割 割	風 風 風	変 化	記 事	コア採取率 (%)	最大コア長 cm	R	Q	D	〔%〕
				花崗閃石												
				花崗閃石						152						
				花崗閃石						153						

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
-----

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
-----

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
152	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒物質の挟在)。	・割れ目沿いに白色の細粒物質を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
153	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化、マンガン汚染)。	・割れ目の発達程度は、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いで細片化するが、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・割れ目沿いのマンガン汚染については、補足的なものであるため追記せず。	—

**H24-B8-21**

余白

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事	
1	0.00~3.00m ・埋土である。
8	3.00~3.84m ・砂礫である。 ・径5~30cmの硬質垂角~垂円礫を60~70%含む。
9	3.48~5.00m ・スライム。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
1	0.00~3.00m ・埋土である。
8	3.00~3.84m ・砂礫である。 ・径5~30cmの硬質垂角~垂円礫を60~70%含む。
9	3.48~5.00m ・スライム。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
1	0.00~3.00m ・埋土である。
8	3.00~3.84m ・砂礫である。 ・径5~30cmの硬質垂角~垂円礫を60~70%含む。
9	3.48~5.00m ・スライム。
10	5.00~5.30m ・砂礫である。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	柱状	岩色	硬さ	割れ目	風化	記	コア採取率 (%)
高度	区	種	度	の	状	事	最大コア長 cm
(m)	分	別	軟	目	態		R Q D
(m)	期	状	化	状	質		[%]
0.00	埋土	埋土				0.00~3.00m:埋土である。 3.00~3.84m:堆積物からなる、植物が混入する。粗粒~細粒の砂礫を最大10mmの篩をまよりに含む。	0
3.00	砂礫	砂礫				1.42~1.63m:有機物混入したシルト質砂からなる。粗粒~細粒の砂礫からなる。粗粒~細粒の砂礫を最大10mmの篩をまよりに含む。	100
3.48	スライム	スライム				1.92~2.00m:シルト質砂からなる。粗粒~細粒の砂礫を最大10mmの篩をまよりに含む。	100
5.00	砂礫	砂礫				2.34~2.50m:粗粒~細粒の砂礫からなる。粗粒~細粒の砂礫を最大10mmの篩をまよりに含む。基質は細粒の堆積物~粗粒からなる。	100
5.00	砂礫	砂礫				5.00~5.30m:砂礫である。シルトを多く含む粗粒の砂礫を最大10mmの篩をまよりに含む。	100

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
1	0.00~3.00m ・埋土である。
8	3.00~3.84m ・砂礫である。 ・径5~30cmの硬質垂角~垂円礫を60~70%含む。
9	3.48~5.00m ・スライム。
10	5.00~5.30m ・砂礫である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
1	0.00~3.00m ・埋土である。
8	3.00~3.84m ・砂礫である。 ・径5~30cmの硬質垂角~垂円礫を60~70%含む。
9	3.48~5.00m ・スライム。
10	5.00~5.30m ・砂礫である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1~6	変更なし	変更なし	・埋土の区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・埋土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、区間の細分に関する記載は追記せず。	変更なし
7	—	—	・堆積物区間について土質構成や年代を一括記載。	・堆積物区間については、柱状図に対応した層相毎に記載することとしており、土質構成や年代に関するまとめ書きは追記せず。	—
8	変更なし	変更なし	・砂礫の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・基質については、当該区間を構成する目立つ粒子ではないため追記せず。	変更なし
9	変更なし	変更なし	・スライムの区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
10	—	・柱状図に合わせて砂礫と記載。	・砂礫の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、基質については追記せず。	変更なし

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事	
11	5.30～6.92m ・礫である。
13	6.92～10.30m ・礫混じり砂である。 ・シルトを混入する不均質な砂が主体である。
14	10.30～15.15m ・礫質砂である。

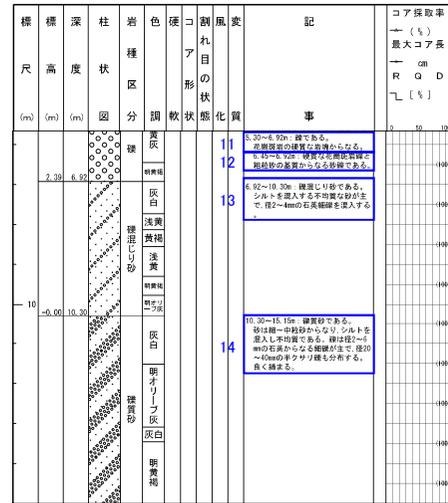
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
11	5.30～6.92m ・礫である。
13	6.92～10.30m ・礫混じり砂である。 ・シルトを混入する不均質な砂が主体である。
14	10.30～15.15m ・礫質砂である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
11	5.30～6.92m ・礫である。
13	6.92～10.30m ・礫混じり砂である。 ・シルトを混入する不均質な砂が主体である。
14	10.30～15.15m ・礫質砂である。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
11	5.30～6.92m ・礫である。
13	6.92～10.30m ・礫混じり砂である。 ・シルトを混入する不均質な砂が主体である。
14	10.30～15.15m ・礫質砂である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
11	5.30～6.92m ・礫である。
13	6.92～10.30m ・礫混じり砂である。 ・シルトを混入する不均質な砂が主体である。
14	10.30～15.15m ・礫質砂である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11,12	変更なし	変更なし	・礫の区間深度とその細分、礫種を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種や区間の細分については追記せず。	変更なし
13	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・礫については、当該区間を構成する主体的な粒子ではないため追記せず。	変更なし
14	変更なし	変更なし	・礫質砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種や粒度については追記せず。	変更なし

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事	
15	15.15~17.00m ・砂礫である。
16	17.00~17.48m ・スライム。
17	17.48~17.78m ・礫混じり砂質シルトである。
19	17.78~19.46m ・礫混じりシルト質砂である。 ・シルトを多く含む不均質な砂で細礫が混る。
20	19.46~19.73m ・有機質砂である。
21	19.73~22.00m ・礫質砂である。
22	22.00~22.63m ・有機物・礫混じり砂である。
23	22.63~23.64m ・礫質砂である。
24	23.64~24.43m ・砂礫である。 ・径2~20mm垂直礫を含む。

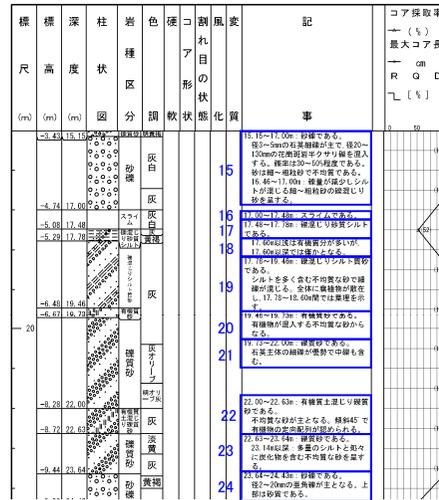
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
15	15.15~17.00m ・砂礫である。
16	17.00~17.48m ・スライム。
17	17.48~17.78m ・礫混じり砂質シルトである。
19	17.78~19.46m ・礫混じりシルト質砂である。 ・シルトを多く含む不均質な砂で細礫が混る。
20	19.46~19.73m ・有機質砂である。
21	19.73~22.00m ・礫質砂である。
22	22.00~22.63m ・有機物・礫混じり砂である。
23	22.63~23.64m ・礫質砂である。
24	23.64~24.43m ・砂礫である。 ・径2~20mm垂直礫を含む。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
15	15.15~17.00m ・砂礫である。
16	17.00~17.48m ・スライム。
17	17.48~17.78m ・礫混じり砂質シルトである。
19	17.78~19.46m ・礫混じりシルト質砂である。 ・シルトを多く含む不均質な砂で細礫が混じる。
20	19.46~19.73m ・有機質砂である。
21	19.73~22.00m ・礫質砂である。
22	22.00~22.63m ・有機物・礫混じり砂である。
23	22.63~23.64m ・礫質砂である。
24	23.64~24.43m ・砂礫である。 ・径2~20mmの垂直礫を含む。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
15	15.15~17.00m ・砂礫である。
16	17.00~17.48m ・スライム。
17	17.48~17.78m ・礫混じり砂質シルトである。
19	17.78~19.46m ・礫混じりシルト質砂である。 ・シルトを多く含む不均質な砂で細礫が混じる。
20	19.46~19.73m ・有機質砂である。
21	19.73~22.00m ・礫質砂である。
22	22.00~22.63m ・有機物・礫混じり砂である。
23	22.63~23.64m ・礫質砂である。
24	23.64~24.43m ・砂礫である。 ・径2~20mmの垂直礫を含む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
15	15.15~17.00m ・砂礫である。
16	17.00~17.48m ・スライム。
17	17.48~17.78m ・礫混じり砂質シルトである。
19	17.78~19.46m ・礫混じりシルト質砂である。 ・シルトを多く含む不均質な砂で細礫が混じる。
20	19.46~19.73m ・有機質砂である。
21	19.73~22.00m ・礫質砂である。
22	22.00~22.63m ・有機物・礫混じり砂である。
23	22.63~23.64m ・礫質砂である。
24	23.64~24.43m ・砂礫である。 ・径2~20mmの垂直礫を含む。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
15	変更なし	変更なし	・砂礫の区間深度とその細分、構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため 礫種、粒度、区間の細分については追記せず。	変更なし
16	変更なし	変更なし	・スライムの区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
17,18	変更なし	変更なし	・礫混じり砂質シルトの区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため 区間の細分については追記せず。	変更なし
19	変更なし	変更なし	・礫混じりシルト質砂の区間深度とその構成粒子、堆積構造を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・堆積構造については、コア写真で表示することとして追記せず。	変更なし
20	変更なし	変更なし	・有機質砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、 淘汰度については追記せず。	変更なし
21	変更なし	変更なし	・礫質砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、 礫種、粒度については追記せず。	変更なし
22	変更なし	変更なし	・有機質土混じり礫質砂の区間深度とその構成粒子、堆積構造を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、 淘汰度や堆積構造については追記せず。	変更なし
23	変更なし	変更なし	・礫質砂の区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、 区間の細分については追記せず。	変更なし
24	変更なし	変更なし	・砂礫の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・上部の礫質区間については、境界が不明瞭であるため 追記せず。	変更なし

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事	
25	24.43~25.28m ・スライム。
26	25.28~26.51m ・礫混じり砂である。
27	26.51~37.67m ・砂礫である。

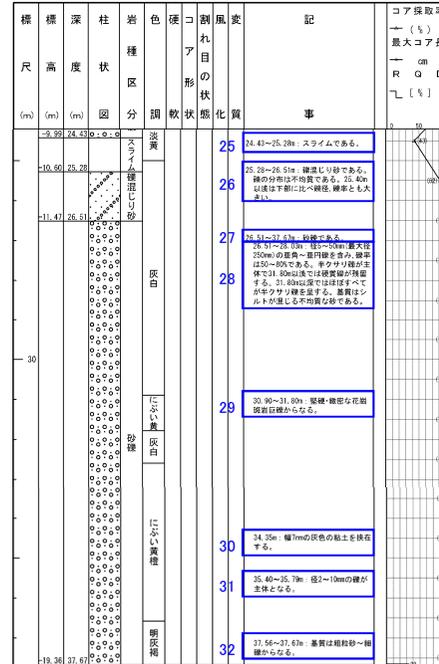
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
25	24.43~25.28m ・スライム。
26	25.28~26.51m ・礫混じり砂である。
27	26.51~37.67m ・砂礫である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
25	24.43~25.28m ・スライム。
26	25.28~26.51m ・礫混じり砂である。
27	26.51~37.67m ・砂礫である。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
25	24.43~25.28m ・スライム。
26	25.28~26.51m ・礫混じり砂である。
27	26.51~37.67m ・砂礫である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
25	24.43~25.28m ・スライム。
26	25.28~26.51m ・礫混じり砂である。
27	26.51~37.67m ・砂礫である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
25	変更なし	変更なし	・スライムの区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
26	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため区間の細分については追記せず。	変更なし
27~32	変更なし	変更なし	・砂礫の区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため区間の細分については追記せず。	変更なし

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事	
33	37.67~73.60m ・花崗斑岩である。
38	41.79~42.09m ・風化部である。

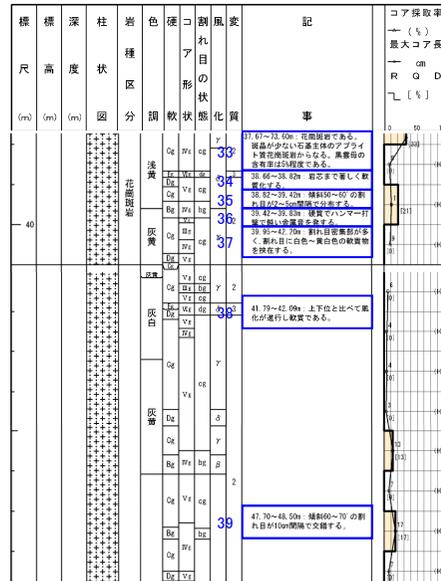
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
33	37.67~73.60m ・花崗斑岩である。
38	41.79~42.09m ・風化部である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
33	37.67~73.60m ・花崗斑岩である。
38	41.79~42.09m ・風化部である。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
33	37.67~73.60m ・花崗斑岩である。
38	41.79~42.09m ・風化部である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
33	37.67~73.60m ・花崗斑岩である。
38	41.79~42.09m ・風化部である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
33	変更なし	変更なし	・花崗斑岩区間の石基及び斑晶の種類、粒径等を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため追記せず。	変更なし
34	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
35	—	—	・割れ目の発達を記載。	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
36	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	—
37	—	—	・割れ目の発達を記載。 ・割れ目について記載(軟質物の挟在)。	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目に軟質物を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
38	変更なし	変更なし	・硬軟の分布状況を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“風化”欄に基づき風化部と記載。	変更なし
39	—	—	・割れ目の発達を記載。	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事
----

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
----

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
----

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
40	—	—	・割れ目について記載(砂混じり粘土の挟在)。	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
41	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
42,43	—	—	・変質を伴う軟質化を記載。	・軟質化しているが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
44	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(マンガン汚染)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・マンガン汚染については、補足的なものであるため追記せず。	—

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事
----

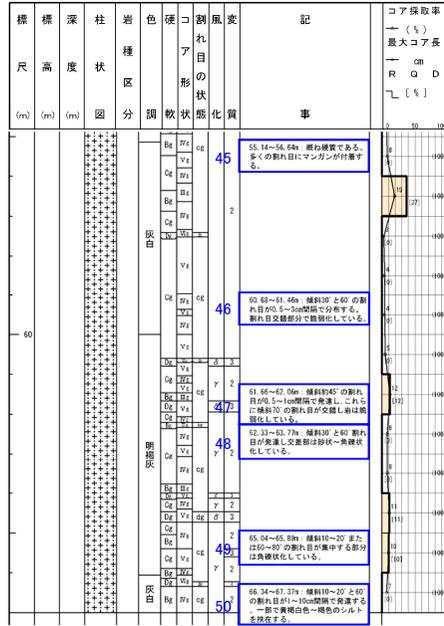
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
----

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
----

50 66.34~67.37m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
45	—	—	・硬軟を記載。 ・割れ目について記載(マンガン汚染)。	・硬軟については、良好な岩盤からなる区間内における相対的なものであるため追記せず。 ・マンガン汚染については、補足的なものであるため追記せず。	—
46~49	—	—	・割れ目の発達や脆弱性の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。	・割れ目の発達や脆弱性の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で砂状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
50	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(シルトの挟在)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・割れ目にシルトを挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	変更なし

# H24-B8-21

設置許可申請書案

記事	
52	70.46~70.53m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
55	73.60~160.40m ・アプライトである。

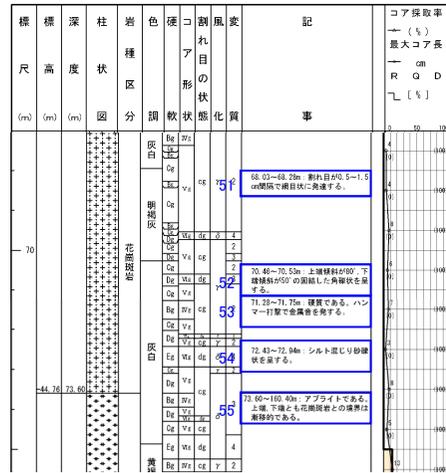
設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事	
52	70.46~70.53m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
55	73.60~160.40m ・アプライトである。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事	
52	70.46~70.53m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
55	73.60~160.40m ・アプライトである。

委託報告書  
(平成30年)



審査資料  
(平成30年11月30日)

記事	
52	70.46~70.53m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
55	73.60~160.40m ・アプライトである。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
52	70.46~70.53m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
55	73.60~160.40m ・アプライトである。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
52	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(固結した角礫状)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・境界の傾斜については、ばらつきがあるため追記せず。 ・劣化部の固結の程度については、ボーリング間で必ずしも統一的な記載ではないため追記せず。	変更なし
53	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	—
54	—	—	・シルト混じり砂礫状の区間を記載。	・硬軟及び割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
55	変更なし	変更なし	・アプライトの区間深度、境界の明瞭さを記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・境界の明瞭さについては、補足的なものであるため追記せず。	変更なし

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事	
56	75.56~76.01m ・割れ目が多く角礫状を呈する。
57	76.01~77.36m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
56	75.56~76.01m ・割れ目が多く角礫状を呈する。
57	76.01~77.36m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
56	75.56~76.01m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
57	76.01~77.36m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬軟	割れ目	風化	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区分			状態	形状	程度	事	(%)
										最大コア長 cm R Q D L [%]
									56 75.56~76.01m 程度5~50mmの基角礫を呈する角礫状コアを呈する。	
									57 76.01~77.36m 程度5~50mmの割れ目が多く、角礫状を呈する。一部で土砂化~細粒化している。	
									58 77.36~77.88m 程度40と70の割れ目が5~10cm間隔で交錯する。コアは角礫状で硬質である。	
									59 78.36~78.88m 割れ目混じりシルト状を呈する。硬軟の幅T=12mmである。	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
56	75.56~76.01m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
57	76.01~77.36m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
56	75.56~76.01m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
57	76.01~77.36m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	申請書案→ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 報告書	報告書→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
56	変更なし	変更なし	・砂礫状の区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・砂礫状については、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
57	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(土砂化~細粒化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・部分的な土砂化~細粒化については、直線性に乏しく、同系統の劣化が認められないことから追記せず。	変更なし
58	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
59	—	—	・砂・礫混じりシルト状の区間を記載。	・砂・礫混じりシルト状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事	
60	●79.86~80.17m ・破砕部である。 ・黒褐色の砂混りシルト状~炭褐色の粘土質砂礫状を呈する。
62	・黒褐色砂混りシルト：累計厚6mm ・走向・傾斜はN18° E89° Wである。 ・上盤境界の傾斜は53°、下盤境界の傾斜は30°である。
64	80.76~81.03m ・割れ目が多く角礫状を呈する。
65	81.03~82.37m ・割れ目間隔が広く、柱状を呈する。

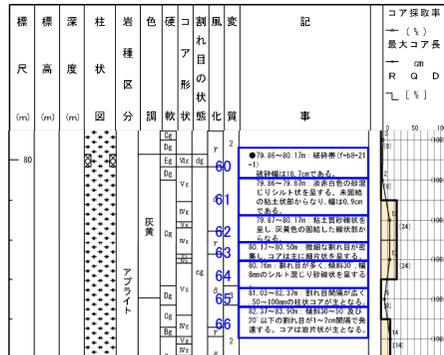
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
60	●79.86~80.17m ・破砕部である。 ・黒褐色の砂混りシルト状~炭褐色の粘土質砂礫状を呈する。
62	・黒褐色砂混りシルト：累計厚6mm ・走向・傾斜はN18° E89° Wである。 ・上盤境界の傾斜は53°、下盤境界の傾斜は30°である。
64	80.76~81.03m ・割れ目が多く角礫状を呈する。
65	81.03~82.37m ・割れ目間隔が広く、柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
60	●79.86~80.17m (f-b8-21-1破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に灰黄色の固結礫状部からなる。
62	・淡赤白色の未固結粘土状部：累計幅0.9cm ・走向・傾斜はN18° E89° Wである。 ・上端境界の傾斜は53°、下端境界の傾斜は30°である。
64	80.76m ・割れ目が多く角礫状を呈する。
65	81.03~82.37m ・割れ目間隔が広く、柱状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
60	●79.86~80.17m (f-b8-21-1破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に灰黄色の固結礫状部からなる。
62	・淡赤白色の未固結粘土状部：累計幅0.9cm ・走向・傾斜はN18° E89° Wである。 ・上端境界の傾斜は53°、下端境界の傾斜は30°である。
64	80.76m ・割れ目が多く角礫状を呈する。
65	81.03~82.37m ・割れ目間隔が広く、柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
60	●79.86~80.17m (f-b8-21-1破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に灰黄色の固結礫状部からなる。
62	・淡赤白色の未固結粘土状部：累計幅0.9cm ・走向・傾斜はN18° E89° Wである。 ・上端境界の傾斜は53°、下端境界の傾斜は30°である。
64	80.76m ・割れ目が多く角礫状を呈する。
65	81.03~82.37m ・割れ目間隔が広く、柱状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
60~62	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	変更なし
63	—	—	・割れ目の発達を記載。	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
64	変更なし	(誤記)80.76~81.03mと書くべきところを誤って80.76mと記載。	・シルト混じり砂礫状の区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・シルト混じり砂礫状については、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
65	変更なし	変更なし	・割れ目の発達を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
66	—	—	・割れ目の発達を記載。	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事
<p>●88.67~88.71m ・破砕部である。 ・褐色の粘土状~黄白色の砂混りシルト状を呈する。 ・褐色粘土：累計厚12mm ・走向・傾斜はN34° E89° NWである。 ・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は38°である。</p>

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
<p>●88.67~88.71m ・破砕部である。 ・褐色の粘土状~黄白色の砂混りシルト状を呈する。 ・褐色粘土：累計厚12mm ・走向・傾斜はN34° E89° NWである。 ・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は38°である。</p>

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
<p>●88.67~88.71m(f-b8-21-2破砕帯) ・破砕部である。 ・主に黄白色の固結礫状部からなる。 ・褐色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN41° E81° NWである。 ・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は38°である。</p>

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深度	柱状	岩種	色	硬さ	割れ目	風化	記事	コア採取率
尺	高度	区	分	状	目	目	状	事	(%)
(m)	(m)	図	分	状	目	目	状	事	最大コア長
									cm
									R Q D
									[%]
								84.97~86.63m 割れ目が無い、破砕部の発達度が低減する。一部で割れ目目印にて実質の進み土砂状を呈する。	
								●88.67~88.71m 破砕帯(f-b8-21-2) ・破砕幅は3.2cmである。 ・破砕部は8.0m 砂混りシルト状を呈し、黄白色の固結した礫状部からなる。上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は38°である。	
								88.70~88.71m 褐色の未固結の粘土状部からなり、幅は0.2cmである。傾斜は38°である。	
								88.96~89.06m シルト混り砂礫状コアで、上盤傾斜が45~50°、下盤傾斜が37°の割れ目で構成される。	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
<p>●88.67~88.71m(f-b8-21-2破砕帯) ・破砕部である。 ・主に黄白色の固結礫状部からなる。 ・褐色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN41° E81° NWである。 ・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は38°である。</p>

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
<p>●88.67~88.71m(f-b8-21-2破砕帯) ・破砕部である。 ・主に黄白色の固結礫状部からなる。 ・褐色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN41° E81° NWである。 ・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は38°である。</p>

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
67	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(一部土砂状)。	・割れ目については、掘削時の機械割れと判断し追記せず。 ・土砂状については、表層の細粒分が割れ目を充填したものと判断し削除。	—
68~70	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・誤記修正(N34° E89° W→N41° E81° W)。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
71	—	—	・シルト混り砂礫状の区間を記載。	・砂礫状については、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事	
72 75	<ul style="list-style-type: none"> <li>●92.86～93.53m (D-5破砕帯)</li> <li>・破砕帯である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・にふい黄橙～明褐色の粘土混り角礫状～灰白色の角礫状を呈する。</li> <li>・走向・傾斜はN5° W82° Eである。</li> <li>・下端境界の傾斜は70°である。</li> </ul>

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
72 75	<ul style="list-style-type: none"> <li>●92.86～93.53m (D-5破砕帯)</li> <li>・破砕帯である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・にふい黄橙～明褐色の粘土混り角礫状～灰白色の角礫状を呈する。</li> <li>・走向・傾斜はN5° W82° Eである。</li> <li>・下端境界の傾斜は70°である。</li> </ul>

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
72 75	<ul style="list-style-type: none"> <li>●92.86～93.53m (D-5破砕帯)</li> <li>・破砕帯である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・主に褐灰色の固結礫状部からなる。</li> <li>・褐色の未固結粘土状部・累計幅0.8cm</li> <li>・走向・傾斜はN5° W82° Eである。</li> <li>・下端境界の傾斜は70°である。</li> </ul>

## 委託報告書 (平成30年)

標高	標尺	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	分	期	軟	目	化	事	(%)
			種	別	状	状	の	質		最大コア長
			別	状	化	質	風			cm
			区	別	質		化			R Q D
			分	状						[%]
			凝灰	Da	74				●92.86～93.53m 凝結帯(D-5) 凝結礫状部からなる。	0
			凝灰	Da	74				●92.86～93.53m 凝結帯(D-5) 凝結礫状部からなる。	10
			凝灰	Da	74				●92.86～93.53m 凝結帯(D-5) 凝結礫状部からなる。	20
			凝灰	Da	74				●92.86～93.53m 凝結帯(D-5) 凝結礫状部からなる。	30
			凝灰	Da	74				●92.86～93.53m 凝結帯(D-5) 凝結礫状部からなる。	40
			凝灰	Da	74				●92.86～93.53m 凝結帯(D-5) 凝結礫状部からなる。	50
			凝灰	Da	74				●92.86～93.53m 凝結帯(D-5) 凝結礫状部からなる。	60
			凝灰	Da	74				●92.86～93.53m 凝結帯(D-5) 凝結礫状部からなる。	70
			凝灰	Da	74				●92.86～93.53m 凝結帯(D-5) 凝結礫状部からなる。	80
			凝灰	Da	74				●92.86～93.53m 凝結帯(D-5) 凝結礫状部からなる。	90
			凝灰	Da	74				●92.86～93.53m 凝結帯(D-5) 凝結礫状部からなる。	100

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
72 75	<ul style="list-style-type: none"> <li>●92.86～93.53m (D-5破砕帯)</li> <li>・破砕帯である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・主に褐灰色の固結礫状部からなる。</li> <li>・褐色の未固結粘土状部・累計幅0.8cm</li> <li>・走向・傾斜はN5° W82° Eである。</li> <li>・下端境界の傾斜は70°である。</li> </ul>

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
72 75	<ul style="list-style-type: none"> <li>●92.86～93.53m (D-5破砕帯)</li> <li>・破砕帯である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・主に褐灰色の固結礫状部からなる。</li> <li>・褐色の未固結粘土状部・累計幅0.8cm</li> <li>・走向・傾斜はN5° W82° Eである。</li> <li>・下端境界の傾斜は70°である。</li> </ul>

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
72～75	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕幅を記載。</li> <li>・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。</li> <li>・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。</li> <li>・下端境界の見かけ傾斜について、70°と書くべきところを誤って75°と記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。</li> <li>・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため追記せず。</li> </ul>	変更なし

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事
76 95.56~95.87m ・風化部である。 ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

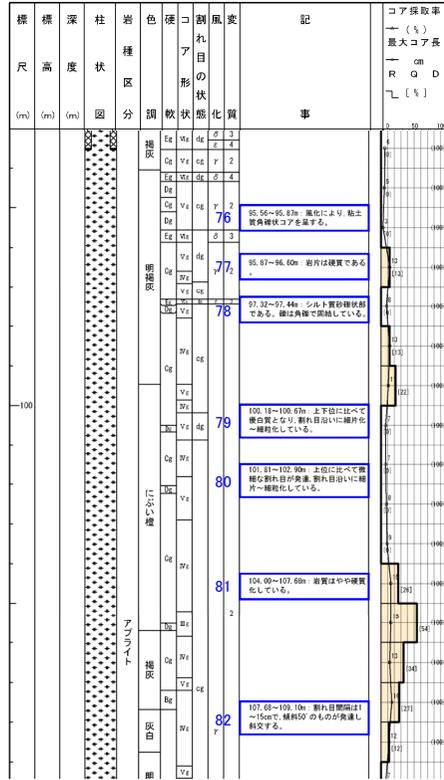
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
76 95.56~95.87m ・風化部である。 ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
76 95.56~95.87m ・風化部である。 ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
76 95.56~95.87m ・風化部である。 ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
76 95.56~95.87m ・風化部である。 ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
76	変更なし	変更なし	・粘土質角礫状の区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“風化”欄に基づき風化部と記載。 ・粘土質については、当該区間に不均質に含まれるものであるため追記せず。	変更なし
77	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	—
78	—	—	・シルト質砂礫状の区間を記載。	・砂礫状を呈するが、直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
79,80	—	—	・割れ目について記載(細片化～細粒化)。	・細片化～細粒化しているが、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—
81	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	—
82	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記 事
-----

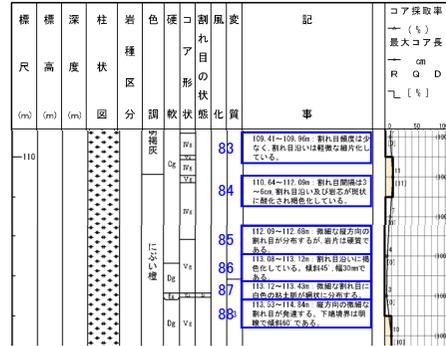
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
-----

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
-----

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
83	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
84	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・褐色化について記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・色調については、補足的なものであるため追記せず。	—
85	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
86	—	—	・割れ目について記載(褐色化)。	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため追記せず。	—
87	—	—	・割れ目について記載(粘土脈)。	・一部に粘土を挟在するが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—
88	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記 事
-----

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 委託報告書 (平成30年)

標 尺	標 高	深 度	柱 状	岩 種	色 調	硬 軟	割 れ 目	風 化	変 質	記 事	コア採取率 — (%) 最大コア長 — cm R Q D L [%]
(m)	(m)	(m)	図	区分	調	軟	状	化	質	事	
										116.85~116.79m: 割れ目沿いに褐色化しているが、土質はコンクリート 89 116.79~117.23m: 軟弱な割れ目がみられるが割れ目自体は硬い。 90 117.27~117.59m: 軟質化し微細な割れ目と淡黄色の変質鉱物が分布する。 91 118.11~118.22m: 褐色し不規則に灰白色の粘土を伴う。 92	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
-----

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
-----

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
89	—	—	・割れ目について記載(褐色化)。	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため追記せず。	—
90	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
91	—	—	・軟質化、変質鉱物を記載。	・硬軟については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
92	—	—	・粘土の記載。	・一部で粘土を挟み込むが、連続性や直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事	
93, 94	119.05~123.73m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
99	125.97~126.05m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
93, 94	119.05~123.73m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
99	125.97~126.05m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
93, 94	119.05~123.73m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
99	125.97~126.05m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	標高	深	柱状	岩色	硬	割れ	風	変	記事	コア採取率 一 (%) 最大コア長 一 cm R Q D L [ % ]
(m)	(m)	(m)	図	分	軟	目	化	質		
120									119.05~119.80m 傾斜30~60°の割れ目が発達し、褐色化し一部で細片化している。	0 50 100
									120.58~123.73m 傾斜30~60°とこれに交差する低角度の割れ目が発達し、コアは粘土質〜角礫状を呈する。	111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200
									121.60m 傾斜60°、傾斜10mの灰白色の粘土が挟在する。	
									122.70~122.77m 割れ目沿いに傾斜4~50mで褐色の粘土が挟在する。その周辺に傾斜60°程度の褐色化が顕著している。	
									124.10~124.50m 周辺には傾斜割れ目沿いには傾斜の細化褐色部が分布する。地中の一部に傾斜部が露出している。	
									125.32~125.43m 傾斜30°の割れ目が発達する。	
									125.97~126.05m 角礫状を呈する。コア中に土層傾斜が明確に認められ、その傾斜は約30°である。	
									126.05~126.18m 傾斜60°の割れ目と高角度の割れ目が交差し傾斜状を呈する。わずかに淡黄色の粘土を伴う。	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
93, 94	119.05~123.73m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
99	125.97~126.05m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
93, 94	119.05~123.73m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
99	125.97~126.05m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
93,94	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・一部割れ目沿いで細片化しているが、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	変更なし
95	—	—	・粘土の挟在を記載。	・割れ目に粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
96	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの粘土の挟在、褐色化)。	・割れ目に粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため追記せず。	—
97	—	—	・褐色化を記載。	・色調については、補足的なものであるため追記せず。	—
98	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
99	変更なし	変更なし	・角礫状の区間を記載。 ・割れ目について記載(粘土の挟在)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目に挟在する粘土については、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	変更なし
100	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(粘土の挟在)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目に粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから追記せず。	—

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事	
103	●131.03~131.14m ・破砕部である。 ・灰黄褐色の粘土混り砂礫~粘土混り角礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN3° W84° Wである。 ・上層境界の傾斜は62°、下層境界の傾斜は40°である。
104	131.28~131.88m ・割れ目が多く角礫状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
103	●131.03~131.14m ・破砕部である。 ・灰黄褐色の粘土混り砂礫~粘土混り角礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN3° W84° Wである。 ・上層境界の傾斜は62°、下層境界の傾斜は40°である。
104	131.28~131.88m ・割れ目が多く角礫状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
103	●131.03~131.14m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・灰黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN3° W84° Wである。 ・上層境界の傾斜は62°、下層境界の傾斜は40°である。
104	131.28~131.88m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
103	●131.03~131.14m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・灰黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN3° W84° Wである。 ・上層境界の傾斜は62°、下層境界の傾斜は40°である。
104	131.28~131.88m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
103	●131.03~131.14m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・灰黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN3° W84° Wである。 ・上層境界の傾斜は62°、下層境界の傾斜は40°である。
104	131.28~131.88m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
101	—	—	・硬軟や割れ目の発達度を記載。	・硬軟や割れ目の発達度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
102	—	—	・割れ目の発達度を記載。	・割れ目の発達度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
103	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・破砕幅を記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	・審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	変更なし
104	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(角礫状)。 ・網目状の破砕を記載。	・審査資料(H29.12.22)と同様 ・網目状の破砕については、当該区間に系統的な網目がないことから追記せず。	変更なし

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事	
105	●131.88~132.82m ・破砕部である。 ・暗褐色の粘土状～浅黄緑～褐灰色の粘土混り角礫状を呈する。 ・暗褐色粘土：累計厚13mm
107	・走向・傾斜はN15° E80° Eである。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は60°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
105	●131.88~132.82m ・破砕部である。 ・暗褐色の粘土状～浅黄緑～褐灰色の粘土混り角礫状を呈する。 ・暗褐色粘土：累計厚13mm
107	・走向・傾斜はN15° E80° Eである。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は60°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
105	●131.88~132.82m ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・暗褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は0.4cmである。
107	・走向・傾斜はN1° E85° Wである。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は60°である。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱状	岩種	色	硬	割れ目	風化	記	コア採取率
(m)	(m)	図	分	調	軟	形状	状態		(%)
								105	最大コア長 — cm — R Q D — L [%]
								106	
								107	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
105	●131.88~132.82m ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・主に褐灰色の固結礫状部からなる。
107	・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅0.4cm ・走向・傾斜はN1° E85° Wである。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は60°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
105	●131.88~132.82m ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・主に褐灰色の固結礫状部からなる。
107	・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅0.4cm ・走向・傾斜はN1° E85° Wである。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は60°である。

記事	申請書⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
105~107	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</li> <li>誤記修正(N15° E80° E⇒N1° E85° W)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>破砕幅を記載。</li> <li>破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。</li> <li>性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。</li> <li>割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため追記せず。</li> <li>上端にマンガンが濃集するとの記載については、補足的なものであるため追記せず。</li> <li>上端のせん断面に粘土が分布するが、粘土の幅の膨縮が著しく、直線性に乏しいことから、固結礫状部に含めているため追記せず。</li> <li>誤記修正(“主に褐灰色の固結礫状部からなる。”と記載。)</li> </ul>	変更なし

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事	
108	●135.30~135.52m ・破砕部である。 ・灰褐～灰白色の粘土状～淡黄橙～灰白～淡黄色の粘土混り砂状を呈する。 ・灰褐～灰白色粘土：累計厚15mm ・走向・傾斜はN58° E68° Sである。 ・上盤境界の傾斜は60°、下盤境界の傾斜は60°である。
112	●137.72~138.18m ・破砕部である。 ・赤褐色の硬泥り粘土状～灰白～淡黄色の粘土混り砂礫～粘土混り角礫状を呈する。 ・赤褐色硬泥り粘土：累計厚38mm ・走向・傾斜はN22° E78° Eである。 ・上盤境界の傾斜は20°、下盤境界の傾斜は60°である。
113	●137.72~138.18m ・破砕部である。 ・赤褐色の硬泥り粘土状～灰白～淡黄色の粘土混り砂礫～粘土混り角礫状を呈する。 ・赤褐色硬泥り粘土：累計厚38mm ・走向・傾斜はN22° E78° Eである。 ・上盤境界の傾斜は20°、下盤境界の傾斜は60°である。
116	●137.72~138.18m ・破砕部である。 ・赤褐色の硬泥り粘土状～灰白～淡黄色の粘土混り砂礫～粘土混り角礫状を呈する。 ・赤褐色硬泥り粘土：累計厚38mm ・走向・傾斜はN22° E78° Eである。 ・上盤境界の傾斜は20°、下盤境界の傾斜は60°である。

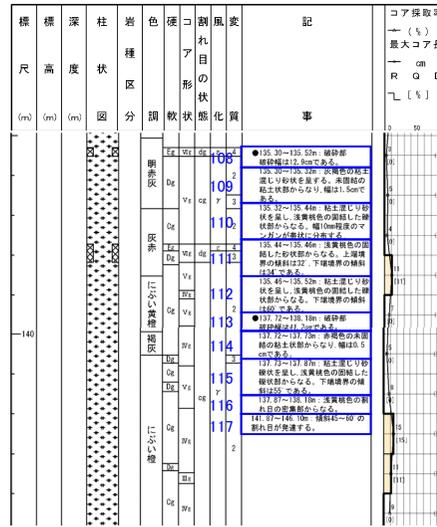
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
108	●135.30~135.52m ・破砕部である。 ・灰褐～灰白色の粘土状～淡黄橙～灰白～淡黄色の粘土混り砂状を呈する。 ・灰褐～灰白色粘土：累計厚15mm ・走向・傾斜はN58° E68° Sである。 ・上盤境界の傾斜は60°、下盤境界の傾斜は60°である。
112	●137.72~138.18m ・破砕部である。 ・赤褐色の硬泥り粘土状～灰白～淡黄色の粘土混り砂礫～粘土混り角礫状を呈する。 ・赤褐色硬泥り粘土：累計厚38mm ・走向・傾斜はN22° E78° Eである。 ・上盤境界の傾斜は20°、下盤境界の傾斜は60°である。
113	●137.72~138.18m ・破砕部である。 ・赤褐色の硬泥り粘土状～灰白～淡黄色の粘土混り砂礫～粘土混り角礫状を呈する。 ・赤褐色硬泥り粘土：累計厚38mm ・走向・傾斜はN22° E78° Eである。 ・上盤境界の傾斜は20°、下盤境界の傾斜は60°である。
116	●137.72~138.18m ・破砕部である。 ・赤褐色の硬泥り粘土状～灰白～淡黄色の粘土混り砂礫～粘土混り角礫状を呈する。 ・赤褐色硬泥り粘土：累計厚38mm ・走向・傾斜はN22° E78° Eである。 ・上盤境界の傾斜は20°、下盤境界の傾斜は60°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
108	●135.30~135.52m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に淡黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN58° E68° Sである。 ・上盤境界の傾斜は60°、下盤境界の傾斜は60°である。
112	●137.72~138.18m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ・赤褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN4° E79° Wである。 ・上盤境界の傾斜は20°、下盤境界の傾斜は55°である。
113	●137.72~138.18m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ・赤褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN4° E79° Wである。 ・上盤境界の傾斜は20°、下盤境界の傾斜は55°である。
116	●137.72~138.18m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ・赤褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN4° E79° Wである。 ・上盤境界の傾斜は20°、下盤境界の傾斜は55°である。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
108	●135.30~135.52m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に淡黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN58° E68° Sである。 ・上盤境界の傾斜は60°、下盤境界の傾斜は60°である。
112	●137.72~138.18m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ・赤褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN4° E79° Wである。 ・上盤境界の傾斜は20°、下盤境界の傾斜は55°である。
113	●137.72~138.18m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ・赤褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN4° E79° Wである。 ・上盤境界の傾斜は20°、下盤境界の傾斜は55°である。
116	●137.72~138.18m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ・赤褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN4° E79° Wである。 ・上盤境界の傾斜は20°、下盤境界の傾斜は55°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
108	●135.30~135.52m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に淡黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN58° E68° Sである。 ・上盤境界の傾斜は60°、下盤境界の傾斜は60°である。
112	●137.72~138.18m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ・赤褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN4° E79° Wである。 ・上盤境界の傾斜は20°、下盤境界の傾斜は55°である。
113	●137.72~138.18m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ・赤褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN4° E79° Wである。 ・上盤境界の傾斜は20°、下盤境界の傾斜は55°である。
116	●137.72~138.18m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ・赤褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN4° E79° Wである。 ・上盤境界の傾斜は20°、下盤境界の傾斜は55°である。

記事	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒報告書	報告書⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
108~112	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の各性状間の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 ・“マンガンが帯状に分布する”との記載については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
113~116	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・誤記修正(N22° E78° E→N4° E79° W)。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため追記せず。 ・破砕部の各性状間の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
117	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事

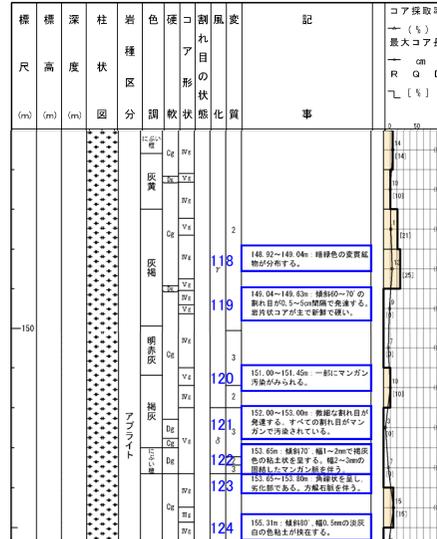
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
118	—	—	・鉱物の晶出を記載。	・鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
119	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
120	—	—	・マンガン汚染を記載。	・マンガン汚染については、補足的なものであるため追記せず。	—
121	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・マンガン汚染を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・マンガン汚染については、補足的なものであるため追記せず。	—
122,123	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・粘土の挟在を記載。 ・方解石脈を記載。 ・マンガン脈を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目に粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・マンガン脈や方解石脈については、補足的なものであるため追記せず。	—
124	—	—	・割れ目について記載(粘土の挟在)。	・割れ目に粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

# H24-B8-21

設置許可申請書案

記事

129 160.40~240.00m  
・花崗斑岩である。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

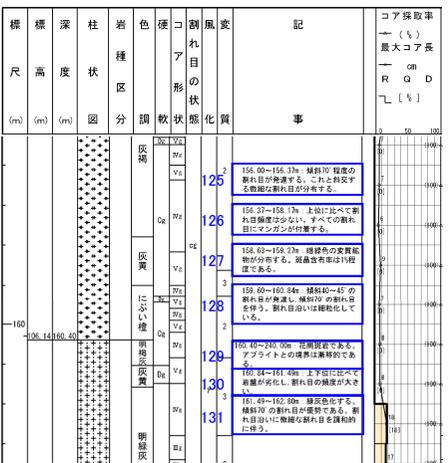
129 160.40~240.00m  
・花崗斑岩である。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

129 160.40~240.00m  
・花崗斑岩である。

委託報告書  
(平成30年)



審査資料  
(平成30年11月30日)

記事

129 160.40~240.00m  
・花崗斑岩である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事

129 160.40~240.00m  
・花崗斑岩である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
125	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
126	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(マンガン汚染)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・マンガンについては、補足的なものであるため追記せず。	—
127	—	—	・変質鉱物や斑晶の量を記載。	・鉱物の晶出や斑晶の量については、補足的なものであるため追記せず。	—
128	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(細粒化)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いに一部細粒化しているが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
129	変更なし	変更なし	・花崗斑岩区間の深度区間、境界の状況を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・境界の明瞭さについては、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
130	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
131	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・色調を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・色調については、補足的なものであるため追記せず。	—

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事
134 167.22~168.86m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
134 167.22~168.86m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
134 167.22~168.86m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	深	柱	岩	色	硬	割	風	変	記	コア採取率 (%)
尺	高	状	種	調	軟	れ	化	質	事	最大コア長 cm
(m)	(m)	図	別	調	状	目	状	状		R Q D
			分	別	状	の	状	状		[ % ]
			花崗斑岩	緑灰	硬	割れ目	風化	変質		0 50 100
			緑灰	硬	硬	割れ目	風化	変質	132 163.92~164.25m 淡黄色を帯び、緑色の変質鉱物が斑状に分布する。	
			緑灰	硬	硬	割れ目	風化	変質	133 165.14~165.46m 緑色の割れ目が発達する。角礫な割れ目を伴う。	
			緑灰	硬	硬	割れ目	風化	変質	134 167.22~168.86m 変質作用による岩質劣化部である。一部で割れ目沿いに細片化し、細粒化が顕著である。	
			明赤灰	硬	硬	割れ目	風化	変質	135 168.18~168.86m 褐色し灰白色化している。傾斜60°程度の割れ目が発達する。	
			明赤灰	硬	硬	割れ目	風化	変質	136 169.17~169.42m 変質作用を帯び褐色を帯びる。岩質は劣化し軟質である。	
			黄灰	硬	硬	割れ目	風化	変質	137 170.51~170.66m 割れ目及びその周辺が暗褐色に劣化している。	
			黄灰	硬	硬	割れ目	風化	変質		

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
134 167.22~168.86m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
134 167.22~168.86m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
132	—	—	・色調や変質鉱物を記載。	・色調や鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
133	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
134	変更なし	変更なし	・劣化部を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化、細粒化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・一部で細片化、細粒化しているが、連続性に乏しいことから追記せず。 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
135	—	—	・色調を記載。 ・割れ目の発達程度を記載。	・色調については、補足的なものであるため追記せず。 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
136	—	—	・色調を記載。 ・硬軟を記載。	・色調については、補足的なものであるため追記せず。 ・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	—
137	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変色)。	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため追記せず。	—

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記 事
-----

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 委託報告書 (平成30年)

標 尺	標 高 度	深 度	柱 状	岩 種	色 調	硬 軟	割 れ 目	変 質	記 事	コア採取率 — ( % ) 最大コア長 — cm R Q D — [ % ]
(m)	(m)	(m)	図	区	分	状	状	化	事	
									138 171.62~176.24m 傾斜45~60°の割れ目が発達する。割れ目交差部ではコアは細片化している。岩片は比較的粘着で硬質である。	0 50 100
									139 174.21m 傾斜50°の割れ目に輝石鉱物を伴う珪物結晶が付着する。下部にも珪物で輝石炭酸塩物が形成されている。	0 50 100
									140 176.24~177.20m 上下向に比べて割れ目は少ない。	0 50 100
									141 177.20~177.66m 脱色し割れ目はやや不明瞭である。	0 50 100
									142 178.20m 傾斜50°、幅4mmの珪物の粘土を挟在する。上部割れ目交差部が強い。	0 50 100
									143 178.97~179.05m 変質作用により珪物が硬化し、下部に比べて軟質である。	0 50 100
									144 179.05~180.50m 特徴的な割れ目が発達する。	0 50 100
									145 180.55~180.70m 礫混じり砂状を呈する。割れ目は浅く、岩組織不明瞭である。認められている。	0 50 100

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
-----

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
-----

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
138	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(細片化)。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で割れ目沿いに細片化しているが、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
139	—	—	・割れ目について記載(鉱物の晶出)。	・割れ目沿いの鉱物晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
140	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
141	—	—	・脱色した割れ目について記載(不明瞭)。	・割れ目については、補足的なものであるため追記せず。	—
142	—	—	・粘土の挟在を記載。	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
143	—	—	・変質を伴う軟質化を記載。	・軟質化しているが、連続性に乏しく、周囲の割れ目と差異が認められないため追記せず。	—
144	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
145	—	—	・礫混じり砂状の区間を記載。	・礫混じり砂状を呈するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事
147 183.04~183.56m ・割れ目は少なく、柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
147 183.04~183.56m ・割れ目は少なく、柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
147 183.04~183.56m ・割れ目は少なく、柱状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬軟	割れ目の形状	風化	変質	記事	コア採取率 (%)	最大コア長 cm
(m)	(m)	(m)	図	分類								
				花崗斑岩	灰白	硬	割れ目	風化	変質	181.02~181.59m 隙間じり砂状を呈する。隣層断片を含むが割れ目は連続する。一部で閉結している。	0	50
				花崗斑岩	灰白	硬	割れ目	風化	変質	183.04~183.56m 割れ目は少なく断続で硬質である。	4	100
				花崗斑岩	灰白	硬	割れ目	風化	変質	183.56m 傾斜45°の割れ目に暗緑色の黄鉄鉱脈が付着する。幅10.5mmの方解石脈が伸う。	8	100
				花崗斑岩	灰白	硬	割れ目	風化	変質	184.46~185.42m 密な割れ目が発達する。下層の傾斜45°の割れ目に暗緑色の黄鉄鉱脈が付着する。	12	100

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
147 183.04~183.56m ・割れ目は少なく、柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
147 183.04~183.56m ・割れ目は少なく、柱状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
146	—	—	・礫混じり砂状の区間を記載。	・礫混じり砂状を呈するが、挟在物が幅狭く、直線性に乏しいことから追記せず。	—
147	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・硬軟や割れ目の発達については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・“コア形状”欄に基づき柱状と記載。	変更なし
148	—	—	・割れ目について記載(変質鉱物の付着, 方解石脈)。	・割れ目沿いの鉱物の晶出や鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。	—
149	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(変質鉱物の付着)。	・割れ目の発達程度については、RQD, 最大コア長, 岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事
----

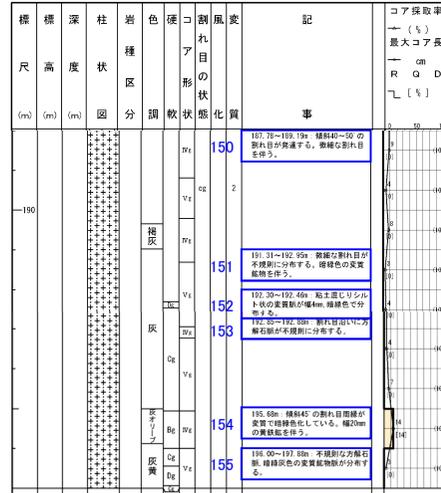
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
----

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
----

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
150	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
151	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(変質鉱物の付着)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
152	—	—	・粘土混じりシルト状の変質脈を記載。	・粘土混じりシルト状の変質脈が分布するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
153	—	—	・方解石脈を記載。	・方解石脈については、補足的なものであるため追記せず。	—
154	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変色、鉱物の晶出)。	・割れ目沿いの変色や鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
155	—	—	・方解石脈、変質鉱物脈を記載。	・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。	—

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事
160 203.92~204.36m ・変質で緑色に変色する。

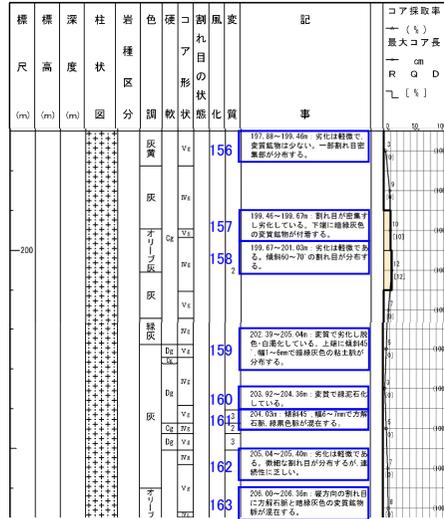
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
160 203.92~204.36m ・変質で緑色に変色する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
160 203.92~204.36m ・変質で緑色に変色する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
160 203.92~204.36m ・変質で緑色に変色する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
160 203.92~204.36m ・変質で緑色に変色する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
156, 157	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・変質鉱物を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
158	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
159	—	—	・変質を伴う劣化を記載。 ・粘土脈を記載。	・劣化程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で粘土を挟み込むが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
160	変更なし	変更なし	・緑泥石化を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・表現の見直し(緑泥石化→緑色に変色)。	変更なし
161	—	—	・方解石脈、変質鉱物脈を記載。	・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。	—
162	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
163	—	—	・方解石脈、変質鉱物脈を記載。	・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。	—

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事
164 207.92~208.42m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

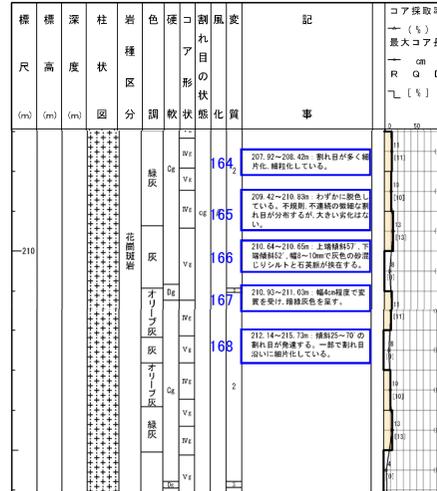
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
164 207.92~208.42m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
164 207.92~208.42m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
164 207.92~208.42m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
164 207.92~208.42m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
164	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・細片化、細粒化については、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
165	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
166	—	—	・砂混じりシルトの挟在を記載。 ・石英脈の挟在を記載。	・砂混じりシルトを挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。	—
167	—	—	・色調を記載。	・色調については、補足的なものであるため追記せず。	—
168	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(細片化)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・細片化しているが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記 事
-----

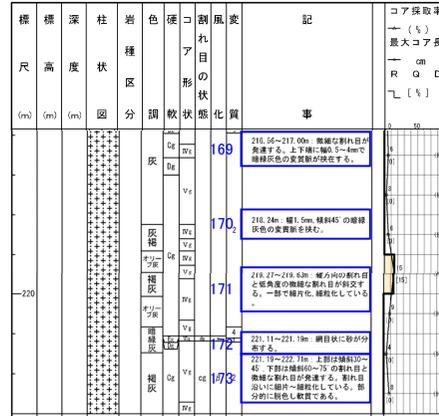
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
-----

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
-----

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
169	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・変質脈の挟在を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD, 最大コア長, 岩級区分で示しているため追記せず。 ・変質脈については、補足的なものであるため追記せず。	—
170	—	—	・変質脈の挟在を記載。	・変質脈については、補足的なものであるため追記せず。	—
171	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD, 最大コア長, 岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で細片化, 細粒化するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
172	—	—	・網目状の砂の挟在を記載。	・砂を挟在するが、連続性に乏しいことから追記せず。	—
173	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・部分的な軟質化を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD, 最大コア長, 岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で細片~細粒化を伴い軟質化しているが、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記 事
179 233.86~234.23m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。

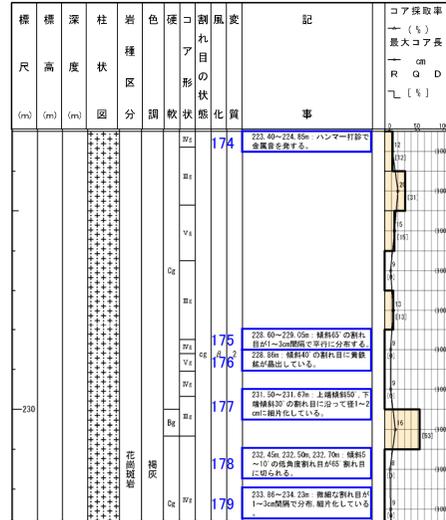
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
179 233.86~234.23m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
179 233.86~234.23m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
179 233.86~234.23m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
179 233.86~234.23m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
174	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	—
175	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
176	—	—	・割れ目について記載(黄鉄鉱の晶出)。	・鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
177	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	・細片化しているが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
178	—	—	・割れ目について記載(低角度割れ目が65°割れ目に切られる)。	・低角度割れ目を切る65°の割れ目が見られるが、低角度割れ目の変位がないため追記せず。	—
179	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事	
180	●234.23~234.38m ・破砕部である。 ・緑灰色の粘土状～灰白～緑灰色の角礫状を呈する。 ・緑灰色粘土：累計厚4mm ・走向・傾斜はN3° W64° Eである。 ・上盤境界の傾斜は65°、下盤境界の傾斜は65°である。
182	●236.90~239.00m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

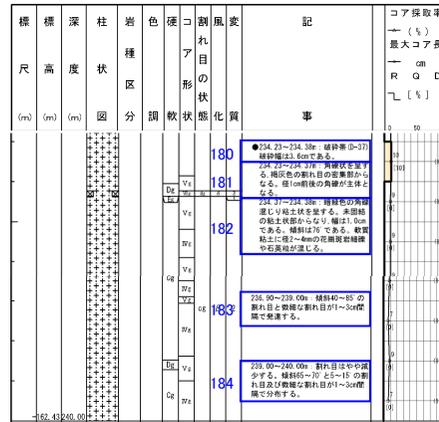
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
180	●234.23~234.38m ・破砕部である。 ・緑灰色の粘土状～灰白～緑灰色の角礫状を呈する。 ・緑灰色粘土：累計厚4mm ・走向・傾斜はN3° W64° Eである。 ・上盤境界の傾斜は65°、下盤境界の傾斜は65°である。
182	●236.90~239.00m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
180	●234.23~234.38m(D-37破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・暗緑色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。
182	●236.90~239.00m ・走向・傾斜はN3° W64° Eである。 ・上端境界の傾斜は65°、下端境界の傾斜は65°である。
183	●236.90~239.00m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
180	●234.23~234.38m(D-37破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主に緑灰色の固結礫状部からなる。 ・暗緑色の未固結粘土状部：累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN3° W64° Eである。 ・上盤境界の傾斜は65°、下盤境界の傾斜は65°である。
182	●236.90~239.00m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
180	●234.23~234.38m(D-37破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主に緑灰色の固結礫状部からなる。 ・暗緑色の未固結粘土状部：累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN3° W64° Eである。 ・上端境界の傾斜は65°、下端境界の傾斜は65°である。
182	●236.90~239.00m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	申請書⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
180~182	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	・誤記修正(“主に緑灰色の固結礫状部からなる。”と記載)。 ・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため追記せず。 ・“花崗斑岩細礫や石英粒が混じる”との記載については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
183	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
184	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—

**H27-D5-1**

余白

# H27-D5-1

## 設置許可申請書案

記事	
1	0.00~1.02m ・露土である。
3	1.02~1.11m ・礫混じり砂である。
4	1.11~1.30m ・シルト混じり砂である。
5	1.30~1.41m ・砂質シルトである。
6	1.41~2.40m ・礫混じり砂である。
7	2.40~2.60m ・シルト混じり砂である。
8	2.60~2.84m ・砂礫である。
9	2.84~48.00m ・花崗斑岩である。
A	4.80~5.50m ・風化が進み、軟質化している。
B	5.05~5.50m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

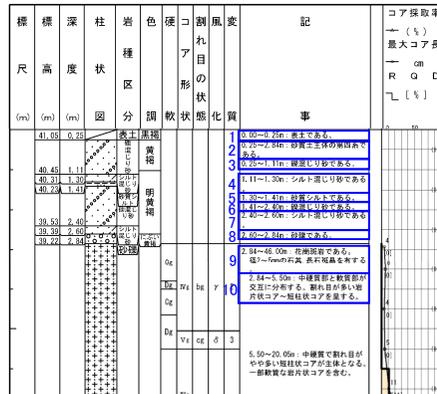
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
1	0.00~1.02m ・露土である。
3	1.02~1.11m ・礫混じり砂である。
4	1.11~1.30m ・シルト混じり砂である。
5	1.30~1.41m ・砂質シルトである。
6	1.41~2.40m ・礫混じり砂である。
7	2.40~2.60m ・シルト混じり砂である。
8	2.60~2.84m ・砂礫である。
9	2.84~48.00m ・花崗斑岩である。
A	4.80~5.50m ・風化が進み、軟質化している。
B	5.05~5.50m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
1	0.00~1.02m ・露土である。
3	1.02~1.11m ・礫混じり砂である。
4	1.11~1.30m ・シルト混じり砂である。
5	1.30~1.41m ・砂質シルトである。
6	1.41~2.40m ・礫混じり砂である。
7	2.40~2.60m ・シルト混じり砂である。
8	2.60~2.84m ・砂礫である。
9	2.84~48.00m ・花崗斑岩である。
A	4.80~5.50m ・風化が進み、軟質化している。
B	5.05~5.50m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

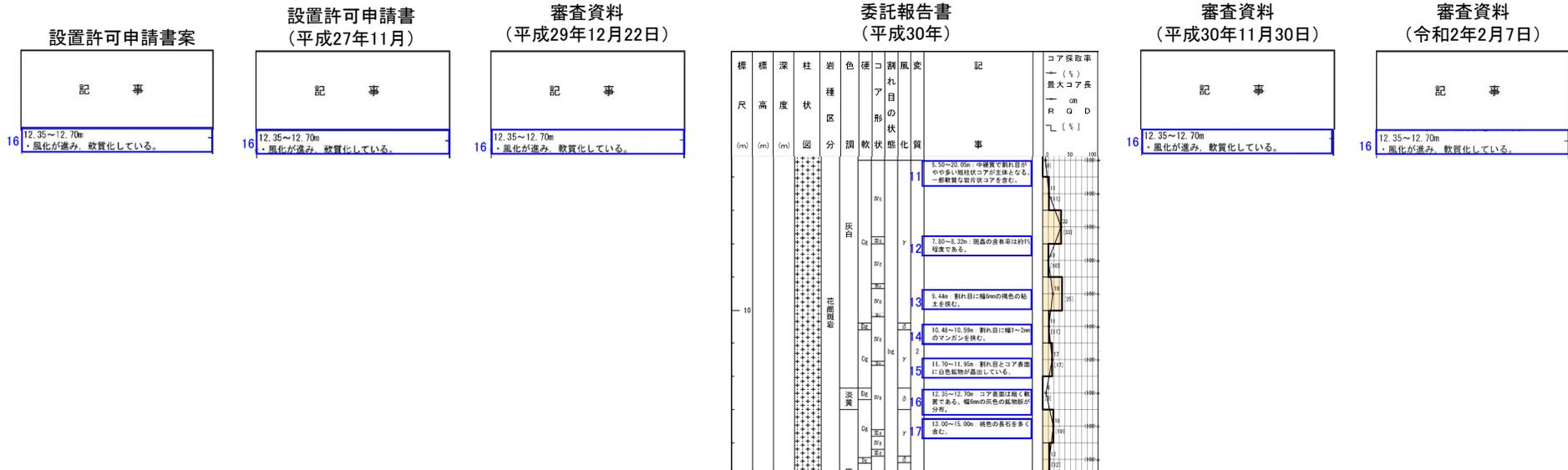
記事	
1	0.00~1.02m ・露土である。
3	1.02~1.11m ・礫混じり砂である。
4	1.11~1.30m ・シルト混じり砂である。
5	1.30~1.41m ・砂質シルトである。
6	1.41~2.40m ・礫混じり砂である。
7	2.40~2.60m ・シルト混じり砂である。
8	2.60~2.84m ・砂礫である。
9	2.84~48.00m ・花崗斑岩である。
A	4.80~5.50m ・風化が進み、軟質化している。
B	5.05~5.50m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
1	0.00~1.02m ・露土である。
3	1.02~1.11m ・礫混じり砂である。
4	1.11~1.30m ・シルト混じり砂である。
5	1.30~1.41m ・砂質シルトである。
6	1.41~2.40m ・礫混じり砂である。
7	2.40~2.60m ・シルト混じり砂である。
8	2.60~2.84m ・砂礫である。
9	2.84~48.00m ・花崗斑岩である。
A	4.80~5.50m ・風化が進み、軟質化している。
B	5.05~5.50m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	・表土の区間深度を記載。 ・古い観察結果を転記し、誤って“0.00~0.25m”と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・誤った深度のため反映せず。	変更なし
2	—	—	・堆積物区間について土質構成や年代をまとめ書き。	・堆積物区間については、柱状図に対応した層相毎に記載することとしており、土質構成や年代に関するまとめ書きは追記せず。	—
3	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度を記載。 ・古い観察結果を転記し、誤って“0.25~1.11m”と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・誤った深度のため反映せず。	変更なし
4	変更なし	変更なし	・シルト混じり砂の区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
5	変更なし	変更なし	・砂質シルトの区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
6	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
7	変更なし	変更なし	・シルト混じり砂の区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
8	変更なし	変更なし	・砂礫の区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
9	変更なし	変更なし	・花崗斑岩区間の斑晶を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・余掘り分を含めて、48mまで記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため追記せず。	変更なし
A	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
B	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
10	—	—	・硬軟の分布状況及び割れ目の発達程度を記載。	・硬軟の分布状況や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—

# H27-D5-1



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	—	—	・硬軟や割れ目の発達を記載。	・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
12	—	—	・花崗斑岩中の斑晶を記載。	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため追記せず。	—
13	—	—	・割れ目について記載(粘土の挟在)。	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
14	—	—	・割れ目について記載(マンガンの挟在)。	・マンガンについては、補足的なものであるため追記せず。	—
15	—	—	・鉱物の晶出を記載。	・鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
16	変更なし	変更なし	・軟質な区間を記載。 ・鉱物脈を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“風化”欄に基づき“風化が進み”と記載。 ・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
17	—	—	・花崗斑岩中の斑晶を記載。	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため追記せず。	—

# H27-D5-1

<b>設置許可申請書案</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">                 記事                  14.30~14.65m                  ・風化が進み軟質化している。             </div>	<b>設置許可申請書 (平成27年11月)</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">                 記事                  14.30~14.65m                  ・風化が進み軟質化している。             </div>	<b>審査資料 (平成29年12月22日)</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">                 記事                  14.30~14.65m                  ・風化が進み、軟質化している。             </div>	<b>委託報告書 (平成30年)</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>標尺</th> <th>深</th> <th>柱</th> <th>岩</th> <th>色</th> <th>硬</th> <th>割</th> <th>風</th> <th>変</th> <th>記</th> <th>コア採取率 一(%) 最大コア長 一cm R Q D 一 [ % ]</th> </tr> <tr> <th>尺</th> <th>度</th> <th>状</th> <th>種</th> <th>区</th> <th>軟</th> <th>れ</th> <th>化</th> <th>質</th> <th>事</th> <th></th> </tr> <tr> <th>(m)</th> <th>(m)</th> <th>図</th> <th>分</th> <th>期</th> <th>状</th> <th>目</th> <th>状</th> <th>質</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>14.30~14.55m 凝結砂~砂の割れ目が多い。幅1~2m石英脈を挟む。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15.21~15.29m 割れ目に幅20cm以下のマンガンを含む。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15.95m 割れ目に淡黄色のシルトを挟む。</td> </tr> </tbody> </table>	標尺	深	柱	岩	色	硬	割	風	変	記	コア採取率 一(%) 最大コア長 一cm R Q D 一 [ % ]	尺	度	状	種	区	軟	れ	化	質	事		(m)	(m)	図	分	期	状	目	状	質													14.30~14.55m 凝結砂~砂の割れ目が多い。幅1~2m石英脈を挟む。											15.21~15.29m 割れ目に幅20cm以下のマンガンを含む。											15.95m 割れ目に淡黄色のシルトを挟む。	<b>審査資料 (平成30年11月30日)</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">                 記事                  14.30~14.65m                  ・風化が進み、軟質化している。             </div>	<b>審査資料 (令和2年2月7日)</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">                 記事                  14.30~14.65m                  ・風化が進み、軟質化している。             </div>
標尺	深	柱	岩	色	硬	割	風	変	記	コア採取率 一(%) 最大コア長 一cm R Q D 一 [ % ]																																																													
尺	度	状	種	区	軟	れ	化	質	事																																																														
(m)	(m)	図	分	期	状	目	状	質																																																															
										14.30~14.55m 凝結砂~砂の割れ目が多い。幅1~2m石英脈を挟む。																																																													
										15.21~15.29m 割れ目に幅20cm以下のマンガンを含む。																																																													
										15.95m 割れ目に淡黄色のシルトを挟む。																																																													

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
C	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
18	—	—	・割れ目の発達を記載。 ・割れ目について記載(石英脈)。	・割れ目の発達については、周囲の割れ目と差異が見られないため追記せず。 ・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。	—
19	—	—	・割れ目について記載(マンガンの挟在)。	・マンガンについては、補足的なものであるため追記せず。	—
20	—	—	・割れ目について記載(シルトの挟在)。	・シルトを挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

# H27-D5-1

## 設置許可申請書案

記事
21 17.47~17.91m ・割れ目に沿って、灰白色シルトを挟む。
22 17.70~18.00m ・風化が進み、軟質化している。
D 19.15~19.55m ・風化が進み軟質化している。
E 20.80~22.35m ・硬質で割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
25 22.91~23.23m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰オリーブ色の粘土状~淡黄色の粘土混じり礫状を呈する。 ・灰オリーブ色粘土：累計厚10mm ・走向・傾斜はN35° E74° Wである。 ・上盤境界の傾斜は28°、下盤境界の傾斜は35°である。
30 24.65~25.00m ・縦方向の割れ目が連続する。

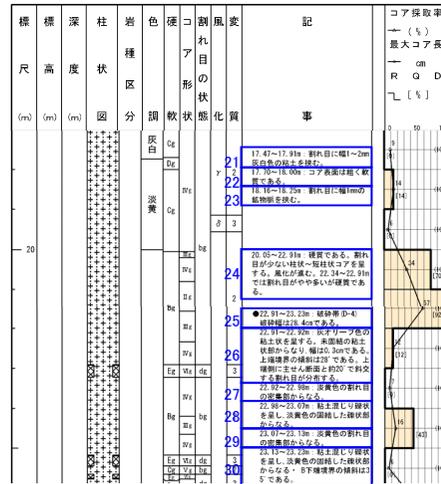
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
21 17.47~17.91m ・割れ目に沿って、灰白色シルトを挟む。
22 17.70~18.00m ・風化が進み、軟質化している。
D 19.15~19.55m ・風化が進み軟質化している。
E 20.80~22.35m ・硬質で割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
25 22.91~23.23m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰オリーブ色の粘土状~淡黄色の粘土混じり礫状を呈する。 ・灰オリーブ色粘土：累計厚10mm ・走向・傾斜はN35° E74° Wである。 ・上盤境界の傾斜は28°、下盤境界の傾斜は35°である。
F 24.65~25.00m ・縦方向の割れ目が連続する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
21 17.47~17.91m ・割れ目に沿って、灰白色シルトを挟む。
22 17.70~18.00m ・風化が進み、軟質化している。
D 19.15~19.55m ・風化が進み、軟質化している。
E 20.80~22.35m ・硬質で割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
25 22.91~23.23m (D-4破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に淡黄色の固結礫状部からなる。 ・灰オリーブ色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN35° E74° Wである。 ・上盤境界の傾斜は28°、下盤境界の傾斜は35°である。
F 24.65~25.00m ・縦方向の割れ目が連続する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
21 17.47~17.91m ・割れ目に沿って、灰白色シルトを挟む。
22 17.70~18.00m ・風化が進み、軟質化している。
D 19.15~19.55m ・風化が進み、軟質化している。
E 20.80~22.35m ・硬質で割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
25 22.91~23.23m (D-4破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に淡黄色の固結礫状部からなる。 ・灰オリーブ色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN35° E74° Wである。 ・上盤境界の傾斜は28°、下盤境界の傾斜は35°である。
F 24.65~25.00m ・縦方向の割れ目が連続する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
21 17.47~17.91m ・割れ目に沿って、灰白色シルトを挟む。
22 17.70~18.00m ・風化が進み、軟質化している。
D 19.15~19.55m ・風化が進み、軟質化している。
E 20.80~22.35m ・硬質で割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
25 22.91~23.23m (D-4破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に淡黄色の固結礫状部からなる。 ・灰オリーブ色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN35° E74° Wである。 ・上盤境界の傾斜は28°、下盤境界の傾斜は35°である。
F 24.65~25.00m ・縦方向の割れ目が連続する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(粘土の挟在)。 ・シルトと書くべきところを誤って粘土と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・シルトの幅については、ばらつきがあることから追記せず。	変更なし
22	変更なし	変更なし	・軟質な区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“風化”欄に基づき“風化が進み”と記載。	変更なし
23	—	—	・割れ目について記載(鉱物脈)。	・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。	—
D	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
24	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
E	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
25~30	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため追記せず。 ・“斜交する割れ目が分布する”との記載については、補足的なものであるため削除。 ・“主せん断面”との記載については、最新活動面を示したものであり、性状一覧表に上記再観察による最新活動面位置を示し、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし
F	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし

# H27-D5-1

## 設置許可申請書案

記事	
31	●25.17～25.44m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰白～淡黄色の礫混じり粘土状～にぶい橙色の粘土混じり礫状を呈する。 ・灰白～淡黄色礫混じり粘土；累計厚10m ・走向・傾斜はN31E81°Wである。 ・上盤境界の傾斜は48°、下盤境界の傾斜は36°である。
34	●25.65～25.77m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・灰黄褐色の粘土状～明褐色の礫質粘土～粘土混じり礫を呈する。 ・灰黄褐色粘土；累計厚12m ・走向・傾斜はN21°E87°Wである。 ・上盤境界の傾斜は30°～60°で湾曲している。
37	●25.77～26.12m ・粘土化しており、軟質である。
38	●25.77～26.12m ・粘土化しており、軟質である。
G	●34.96～35.41m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

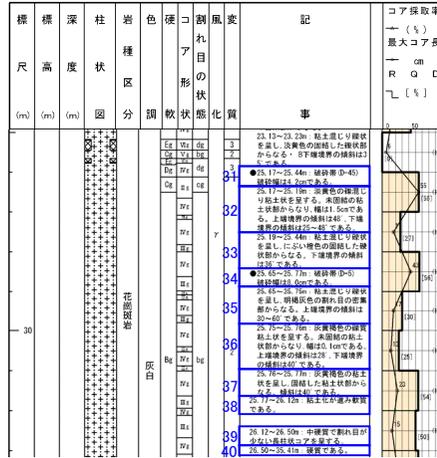
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
31	●25.17～25.44m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰白～淡黄色の礫混じり粘土状～にぶい橙色の粘土混じり礫状を呈する。 ・灰白～淡黄色礫混じり粘土；累計厚10m ・走向・傾斜はN31E81°Wである。 ・上盤境界の傾斜は48°、下盤境界の傾斜は36°である。
34	●25.65～25.77m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・灰黄褐色の粘土状～明褐色の礫質粘土～粘土混じり礫を呈する。 ・灰黄褐色粘土；累計厚12m ・走向・傾斜はN21°E87°Wである。 ・上盤境界の傾斜は30°～60°で湾曲している。
37	●25.77～26.12m ・粘土化しており、軟質である。
38	●25.77～26.12m ・粘土化しており、軟質である。
G	●34.96～35.41m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
31	●25.17～25.44m(D-45破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部；累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN31°E81°Wである。 ・上端境界の傾斜は48°、下端境界の傾斜は36°である。
34	●25.65～25.77m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に灰黄褐色の固結粘土状部からなる。 ・灰黄褐色の未固結粘土状部；累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN21°E87°Wである。 ・上端境界の傾斜は30°～60°で湾曲している。
37	●25.77～26.12m ・軟質化しており、軟質である。
38	●25.77～26.12m ・軟質化しており、軟質である。
G	●34.96～35.41m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
31	●25.17～25.44m(D-45破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部；累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN31°E81°Wである。 ・上端境界の傾斜は48°、下端境界の傾斜は36°である。
34	●25.65～25.77m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に明褐色の固結礫状部及び灰黄褐色の固結粘土状部からなる。 ・灰黄褐色の未固結粘土状部；累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN21°E87°Wである。 ・上端境界の傾斜は30°～60°で湾曲している。
37	●25.77～26.12m ・粘土化しており、軟質である。
38	●25.77～26.12m ・粘土化しており、軟質である。
G	●34.96～35.41m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
31	●25.17～25.44m(D-45破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部；累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN31°E81°Wである。 ・上端境界の傾斜は48°、下端境界の傾斜は36°である。
34	●25.65～25.77m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に明褐色の固結礫状部及び灰黄褐色の固結粘土状部からなる。 ・灰黄褐色の未固結粘土状部；累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN21°E87°Wである。 ・上端境界の傾斜は30°～60°で湾曲している。
37	●25.77～26.12m ・粘土化しており、軟質である。
38	●25.77～26.12m ・粘土化しており、軟質である。
G	●34.96～35.41m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.27)
31～33	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・記載の適正化(N° 31E81° W→N31° E81° W)。	・破砕帯を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕帯については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
34～37	変更なし	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。	・破砕帯を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	・破砕帯については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 ・誤記修正(“主に灰黄褐色の固結粘土状部からなる”→“主に明褐色の固結礫状部及び灰黄褐色の固結粘土状部からなる”)。	変更なし
38	変更なし	変更なし	・軟質な粘土化区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
G	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
39	—	—	・硬軟や割れ目の発達を記載。	・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
40	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	—

# H27-D5-1

## 設置許可申請書案

記事	
42	●35.41～35.55m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・明褐色の凝滞しり粘土状～にぶい褐色の粘土混じり砂状を呈する。 ・明褐色粘土：累計厚10mm。 ・走向・傾斜はN2° W73° Wである。 ・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は47°である。
46	35.55～36.05m ・粘土化しており、軟質である。
H	36.05～45.00m ・硬質で、主として短柱～柱状を呈する。
49	41.45～41.60m ・風化が進み、砂状を呈する。

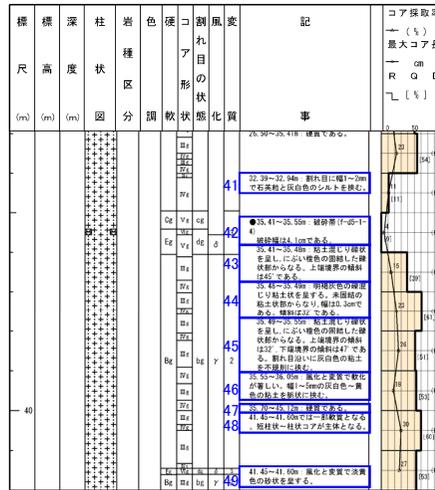
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
42	●35.41～35.55m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・明褐色の凝滞しり粘土状～にぶい褐色の粘土混じり砂状を呈する。 ・明褐色粘土：累計厚10mm。 ・走向・傾斜はN2° W73° Wである。 ・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は47°である。
46	35.55～36.05m ・粘土化しており、軟質である。
H	36.05～45.00m ・硬質で、主として短柱～柱状を呈する。
49	41.45～41.60m ・風化が進み、砂状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
42	●35.41～35.55m (f-d5-1-4破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主ににぶい褐色の固結礫状部からなる。 ・明褐色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN2° W73° Wである。 ・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は47°である。
46	35.55～36.05m ・粘土化しており、軟質である。
H	36.05～45.00m ・硬質で、主として短柱状～柱状を呈する。
49	41.45～41.60m ・風化が進み、砂状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
42	●35.41～35.55m (f-d5-1-4破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主ににぶい褐色の固結礫状部からなる。 ・明褐色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN2° W73° Wである。 ・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は47°である。
46	35.55～36.05m ・粘土化しており、軟質である。
H	36.05～45.00m ・硬質で、主として短柱状～柱状を呈する。
49	41.45～41.60m ・風化が進み、砂状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
42	●35.41～35.55m (f-d5-1-4破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主ににぶい褐色の固結礫状部からなる。 ・明褐色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN2° W73° Wである。 ・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は47°である。
46	35.55～36.05m ・粘土化しており、軟質である。
H	36.05～45.00m ・硬質で、主として短柱状～柱状を呈する。
49	41.45～41.60m ・風化が進み、砂状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書 (H27.11)	申請書 (H27.11) ⇒ 審査資料 (H29.12.22)	審査資料 (H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書 ⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30) ⇒ 審査資料 (R2.2.7)
41	—	—	・割れ目について記載(シルトの挟在、石英粒)。	・シルトを挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
42～45	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩 (断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト) を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。	・破砕帯を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料 (H29.12.22) と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 ・“割れ目沿いに灰白色の粘土を不規則に挟む”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし
46	変更なし	変更なし	・軟質な粘土状区間を記載。 ・割れ目について記載(粘土の挟在)。	審査資料 (H29.12.22) と同様 ・粘土の幅については、ばらつきがあるため追記せず。	変更なし
47	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	—
48	—	—	・周囲に比べ軟質な区間を記載。 ・割れ目の発達程度を記載。	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・割れ目の発達程度については、記事No.Hで別途示しているため削除。	—
H	変更なし	変更なし	—	審査資料 (H29.12.22) と同様	変更なし
49	変更なし	変更なし	・風化と変質を伴う砂状の区間を記載。	審査資料 (H29.12.22) と同様 ・風化と熱水変質の両方を受けた区間について、風化による褐色化が顕著であることを踏まえ、風化部として追記。 ・色調については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし

# H27-D5-1

## 設置許可申請書案

記事
●45.12~45.37m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰褐色の粘土状～褐灰～灰オリーブ色の硬質粘土～淡黄橙～褐灰色の粘土混じり礫状を呈する。 ・灰褐色粘土：累計厚10m ・走向・傾斜はN38° E72° Wである。 ・上盤境界の傾斜は35°、下盤境界の傾斜は40°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
●45.12~45.37m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰褐色の粘土状～褐灰～灰オリーブ色の硬質粘土～淡黄橙～褐灰色の粘土混じり礫状を呈する。 ・灰褐色粘土：累計厚10m ・走向・傾斜はN38° E72° Wである。 ・上盤境界の傾斜は35°、下盤境界の傾斜は40°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
●45.12~45.37m(D-46破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に淡黄橙色の固結礫状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部。累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN38° E72° Wである。 ・上端境界の傾斜は35°、下端境界の傾斜は40°である。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
高	度	状	種	調	度	れ	化	事	(%)
度	(m)	(m)	区	分	軟	目	質		最大コア長
(m)			分	期	状	形			1cm
			別	状	態	状			R Q D
			の	化	質	状			[ % ]
			状						
8.70	46.00		花崗斑岩					●45.12~45.37m 破砕帯(D-46) 傾斜幅1.0cmである。 45.12~45.13m 灰褐色の粘土状を呈する。未固結の粘土状部からなる。傾斜は1.0cmである。傾斜は35°である。 45.13~45.37m 粘土混じり礫状を呈し、淡黄橙色の固結した礫状部からなる。下盤境界の傾斜は40°である。 45.37~46.00m 中継部であるが、割れ目が多い粘片状コアを呈する。	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
●45.12~45.37m(D-46破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に淡黄橙色の固結礫状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部。累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN38° E72° Wである。 ・上盤境界の傾斜は35°、下端境界の傾斜は40°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
●45.12~45.37m(D-46破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に淡黄橙色の固結礫状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部。累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN38° E72° Wである。 ・上盤境界の傾斜は35°、下端境界の傾斜は40°である。

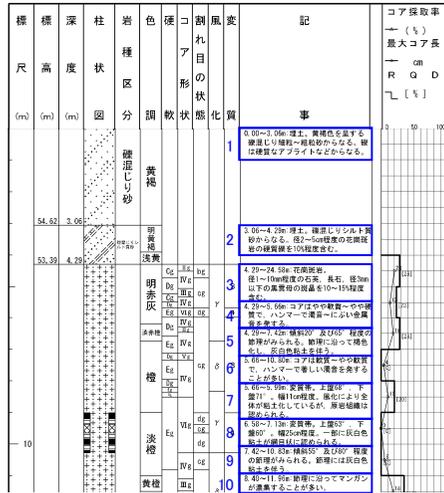
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
50~52	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。 肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所のみ累計幅を記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	変更なし
53	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—

余白

H20-①-10

余白

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書案

記事	内容
1	0.00~3.06m ・礫混じり砂である(埋土)。
2	3.06~4.29m ・礫混じりシルト質砂である(埋土)。
3	4.29~24.58m ・花崗斑岩である。
6	5.66~10.80m ・軟質化している。
7	5.66~5.99m ・変質し粘土化している。 ・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は71°である。
8	6.58~7.13m ・変質している。 ・一部灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は63°、下端境界の傾斜は60°である。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事	内容
1	0.00~3.06m ・礫混じり砂である(埋土)。
2	3.06~4.29m ・礫混じりシルト質砂である(埋土)。
3	4.29~24.58m ・花崗斑岩である。
6	5.66~10.80m ・軟質化している。
7	5.66~5.99m ・変質し粘土化している。 ・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は71°である。
8	6.58~7.13m ・変質している。 ・一部灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は63°、下端境界の傾斜は60°である。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事	内容
1	0.00~3.06m ・礫混じり砂である(埋土)。
2	3.06~4.29m ・礫混じりシルト質砂である(埋土)。
3	4.29~24.58m ・花崗斑岩である。
6	5.66~10.80m ・軟質化している。
7	5.66~5.99m ・変質し粘土化している。 ・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は71°である。
8	6.58~7.13m ・変質している。 ・一部灰白色粘土が網目状に分布する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事	内容
1	0.00~3.06m ・礫混じり砂である(埋土)。
2	3.06~4.29m ・礫混じりシルト質砂である(埋土)。
3	4.29~24.58m ・花崗斑岩である。
6	5.66~10.80m ・軟質化している。
7	5.66~5.99m ・変質し粘土化している。
8	6.58~7.13m ・変質している。 ・一部灰白色粘土が網目状に分布する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	内容
1	0.00~3.06m ・礫混じり砂である(埋土)。
2	3.06~4.29m ・礫混じりシルト質砂である(埋土)。
3	4.29~24.58m ・花崗斑岩である。
6	5.66~10.80m ・軟質化している。
7	5.66~5.99m ・変質し粘土化している。
8	6.58~7.13m ・変質している。 ・一部灰白色粘土が網目状に分布する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。 ・埋土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、構成粒子に関する記載は削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
2	・埋土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、構成粒子に関する記載は削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
3	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
4	・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
5	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・一部で粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・褐色化については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
6	・“硬軟”欄に基づき軟質化と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
7	・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。 ・風化程度については、岩級区分で示しているため削除。 ・原岩組織の残留程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
8	・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
9	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・一部で粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—
10	・マンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—



## 委託報告書 (平成20年)



## 設置許可申請書案

記事
17
19

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
17
19

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
17
19

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
17
19

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
17
19

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅の記載については、区間長を記載しているため削除。</li> <li>系統的な割れ目の配列が比較的明瞭であることから、割れ目の傾斜、割れ目沿いの粘土の挟在について追記。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>挟在物については、個別に記載するためまとめ書きは削除。</li> </ul>	—	—	—	—
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>性状について、報告書では破碎区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、粘土状～粘土混じり礫状と記載。</li> <li>粘土混じり礫状の色調については、“色調”欄に基づき浅黄褐色と記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>幅の記載については、区間長を記載しているため削除。</li> <li>原岩組織の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>破碎帯名を記載。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>シームについては削除。</li> <li>シームの削除の詳細については別途説明(資補足説明資料3 補足3-198頁)。</li> </ul>	—	—	—	—

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬	割れ目	風化	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	区分	調	軟	目	状	事	(%)
33.10	24.58	32.89	24.79							
31.34	26.34	31.12	28.53							
30				明礬灰					21	21.87~32.81m コアは硬質~やや硬質で、パズル~中等程度にひび割れ目を生ずる。
				明礬灰					22	24.58~24.79m ペグマタイト。 88~10m程度の石長、径10~30mm程度の斑晶がある。
				明礬灰					23	24.79~26.34m 花崗斑岩。 24.79~26.34m 花崗斑岩。上部の葉理面に沿って深色の含有量が少ない。
				明礬灰					24	24.58~24.79m ペグマタイト。 26.34~26.51m アブライトである。上層境界、下層境界は漸移的である。
				明礬灰					25	26.51~60.00m 花崗斑岩である。
				明礬灰					26	26.51~60.00m 花崗斑岩である。傾斜20°、70°程度の割れ目が分布する。
				明礬灰					27	27.91~35.12m 傾斜50°、70°程度の割れ目が分布する。
				明礬灰					28	35.12~39.50m 傾斜20°、70°程度の割れ目が多く、岩片状を呈する。
				明礬灰					29	32.81~42.00m コアは硬質~やや硬質で、パズル~中等程度にひび割れ目を生ずる。
				明礬灰					30	35.12~39.50m 傾斜20°及び70°程度の割れ目が分布する。割れ目に沿って灰白色粘土を伴うことが多い。

設置許可申請書案

記事
22
23
24
25
27
30

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
22
23
24
25
27
30

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
22
23
24
25
27
30

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事
22
23
24
25
27
30

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
22
23
24
25
27
30

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
21	・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
22	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
23	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
24	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
25	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
26	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-199頁)。	—	—	—	—
27	・褐色化については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
28	・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
29	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-200頁)。	—	—	—	—
30	・割れ目の発達については、“コア形状”欄に基づき岩片状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	状	目	化	事	(%)
			分	別	査	形	の	質		最大コア長
			類	別	査	状	形	質		— cm
			別	別	査	形	形	質		R Q D
			別	別	査	形	形	質		— (%)
		40							31 37.01~37.29m シーム、傾斜4°、幅0.5cm程度の黄灰色シルトからなる。	
									32 39.17~39.29m 変質帯、上層41°で傾斜、幅0.5cm程度、一部に白色粘土が網目状に分布する。	
									33 39.82~39.88m 変質している。一部白色粘土が網目状に分布する。上層境界の傾斜は41°、下層境界の傾斜は12°である。	
									34 39.82~39.88m 変質している。一部白色粘土が網目状に分布する。上層境界の傾斜は73°、下層境界の傾斜は64°である。	
									35 40.65~41.00m 変質帯、上層45°で傾斜、幅0.5cm程度、黄灰色粘土が網目状に分布する。	
									36 40.65~41.00m 変質している。一部白色粘土が網目状に分布する。上層境界の傾斜は73°、下層境界の傾斜は64°である。	
									37 42.09~46.20m コア形状に基づき柱状と記載。硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。	

設置許可申請書案

記事
31 37.01~39.29m ・変質している。 ・一部白色粘土が網目状に分布する。 ・上層境界の傾斜は41°、下層境界の傾斜は12°である。
32 39.82~39.88 ・変質している。 ・黄灰色粘土が網目状に分布する。 ・上層境界の傾斜は73°、下層境界の傾斜は64°である。
34 40.65~41.00m ・変質している。 ・黄灰色粘土が網目状に分布する。
36 42.09~46.20m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
31 39.17~39.29m ・変質している。 ・一部白色粘土が網目状に分布する。 ・上層境界の傾斜は41°、下層境界の傾斜は12°である。
32 39.82~39.88 ・変質している。 ・黄灰色粘土が網目状に分布する。 ・上層境界の傾斜は73°、下層境界の傾斜は64°である。
34 40.65~41.00m ・変質している。 ・黄灰色粘土が網目状に分布する。
36 42.09~46.20m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
31 39.17~39.29m ・変質している。 ・一部白色粘土が網目状に分布する。 ・上層境界の傾斜は41°、下層境界の傾斜は12°である。
32 39.82~39.88m ・変質している。 ・黄灰色粘土が網目状に分布する。 ・上層境界の傾斜は73°、下層境界の傾斜は64°である。
34 40.65~41.00m ・変質している。 ・黄灰色粘土が網目状に分布する。
36 42.09~46.20m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事
31 39.17~39.29m ・変質している。 ・一部白色粘土が網目状に分布する。 ・上層境界の傾斜は41°、下層境界の傾斜は12°である。
32 39.82~39.88m ・変質している。 ・黄灰色粘土が網目状に分布する。 ・上層境界の傾斜は73°、下層境界の傾斜は64°である。
34 40.65~41.00m ・変質している。 ・黄灰色粘土が網目状に分布する。
36 42.09~46.20m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
31 39.17~39.29m ・変質している。 ・一部白色粘土が網目状に分布する。 ・上層境界の傾斜は41°、下層境界の傾斜は12°である。
32 39.82~39.88m ・変質している。 ・黄灰色粘土が網目状に分布する。 ・上層境界の傾斜は73°、下層境界の傾斜は64°である。
34 40.65~41.00m ・変質している。 ・黄灰色粘土が網目状に分布する。
36 42.09~46.20m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
31	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-201頁)。	—	—	—	—
32	・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
33	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・挟在物については、個別に記載するためまとめ書きは削除。 ・褐色化については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
34	・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
35	・マンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
36	・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。 ・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
37	・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	軟	れ	化	事	(%)
			分	別	査	状	目	質		最大コア長
					別	態	形			cm
					記	化	状			R Q D
					号	質	態			[ % ]
			明徳反		38	44.00~49.50m 傾斜70°及び70°前後の傾斜からなる。断面によって灰白色の塊状を呈する。Mnが豊富に含有している。				
					39	40.00~60.00m コア径が不均一で、断面でハンマーで叩くと細かい塵を発生する。				
			にふし黄緑		40	48.10~48.20m 破砕帯(6)；上層70°傾斜70°、幅5.0m程度、傾斜は暗灰色シルトからなる。マンガンが濃集している。				

## 設置許可申請書案

記事
<ul style="list-style-type: none"> <li>●48.10~48.26m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・暗灰色の塊状シルト状を呈する。</li> <li>・走向・傾斜はN65°E77°Wである。</li> <li>・上層境界の傾斜は70°、下層境界の傾斜は70°である。</li> </ul>

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
<ul style="list-style-type: none"> <li>●48.10~48.26m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・暗灰色の塊状シルト状を呈する。</li> <li>・走向・傾斜はN65°E77°Wである。</li> <li>・上層境界の傾斜は70°、下層境界の傾斜は70°である。</li> </ul>

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
<ul style="list-style-type: none"> <li>●48.10~48.24m(D-45破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・暗灰色の固結礫状部からなる。</li> <li>・走向・傾斜はN65°E77°Wである。</li> <li>・上層境界の傾斜は70°、下層境界の傾斜は74°である。</li> </ul>

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
<ul style="list-style-type: none"> <li>●48.10~48.24m(D-45破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・暗灰色の固結礫状部からなる。</li> <li>・走向・傾斜はN65°E77°Wである。</li> <li>・上層境界の傾斜は70°、下層境界の傾斜は74°である。</li> </ul>

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
<ul style="list-style-type: none"> <li>●48.10~48.24m(D-45破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・暗灰色の固結礫状部からなる。</li> <li>・走向・傾斜はN65°E77°Wである。</li> <li>・上層境界の傾斜は70°、下層境界の傾斜は74°である。</li> </ul>

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
38	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>・挟在物については、個別に記載するためまとめ書きは削除。</li> </ul>	—	—	—	—
39	<ul style="list-style-type: none"> <li>・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。</li> </ul>	—	—	—	—
40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。</li> <li>・マンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・誤記修正(報告書から申請書提出までの間に行った再観察により下端深度を見直した。申請書案には未反映であった。再観察では、破砕部の下端について、深度の読み取りのずれを修正した。)</li> <li>・上記再観察による下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映。</li> </ul>	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	記
(m)	(m)	区	種	調	調	風	事
50							

設置許可申請書案

記事
43
44
45
47

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
43
44
45
47

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
43
44
45
47

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事
43
44
45
47

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
43
44
45
47

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
41	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-202頁)。	—	—	—	—
42	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・挟在物については、個別に記載するためまとめ書きは削除。	—	—	—	—
43	・破砕帯名を記載。 ・粘土混じり礫状の色調については、“色調”欄に基づき、浅黄色と記載。 ・性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、粘土状～礫混じり粘土状～粘土混じり礫状と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。 ・原岩組織の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・“網目状粘土を伴う”と記載されているが、粘土が系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから削除。	変更なし	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までに行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・上記再観察による上端境界の見かけの傾斜の見直しを反映。	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)	変更なし
44	・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45	・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
46	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・挟在物については、個別に記載するためまとめ書きは削除。	—	—	—	—
47	・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

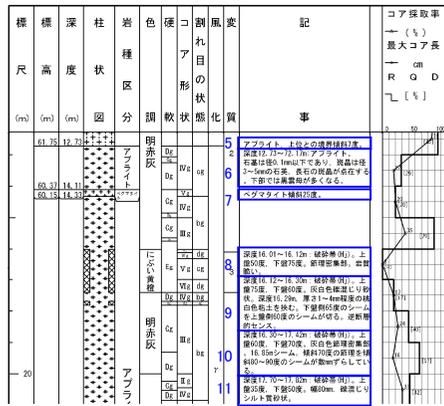


**H19-No.16**

余白



## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料案

記事

6 12.73~41.21m  
・アブライトである。

7 14.11~14.33m  
・ベグマタイトを挟む。

8 ●16.01~17.82m  
・破砕部である。  
・にぶい黄橙色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。

11 ・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は50°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

6 12.73~41.21m  
・アブライトである。

7 14.11~14.33m  
・ベグマタイトを挟む。

8 ●16.01~17.82m  
・破砕部である。  
・にぶい黄橙色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。

11 ・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は50°である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

6 12.73~41.21m  
・アブライトである。

7 14.11~14.33m  
・ベグマタイトを挟む。

8 ●16.01~17.82m  
・破砕部である。  
・にぶい黄橙色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。

11 ・フィルム状の粘土を挟む。  
・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は50°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

6 12.73~41.21m  
・アブライトである。

7 14.11~14.33m  
・ベグマタイトを挟む。

8 ●16.01~17.82m  
・破砕部である。  
・にぶい黄橙色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。

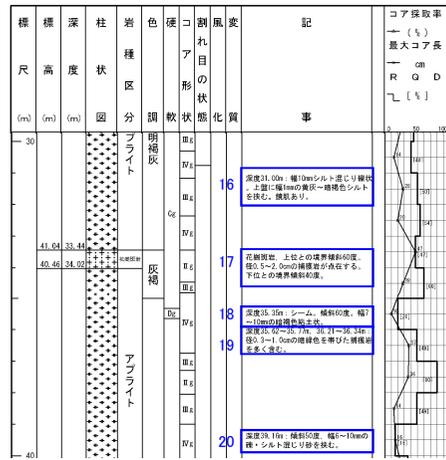
11 ・フィルム状の粘土を挟む。  
・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は50°である。

記事	報告書→ 審査資料案	審査資料案→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
5.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせてアブライトの深度区間を記載。</li> <li>一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> <li>岩種境界の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせてベグマタイトの深度区間を記載。</li> <li>岩種境界の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
8~11	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告書から申請書提出までに行った破砕部の再観察により破砕部の区間を統合。再観察では、破砕部に挟まれた区間について、破砕部の下端面と同系統の割れ目が分布していることから、一連の破砕部であると判断した。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までに行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>破砕部の各性状間の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>“粘土を挟む”と記載されているが、粘土が不明瞭で、連続性に乏しいことから削除。</li> <li>シームについては、連続性や直線性に乏しく、固結礫状部に含めているため削除。</li> <li>“節理密集部”との記載については、上記再観察により固結礫状部としたため削除。</li> <li>“逆断層のセンス”との記載については、破砕部の変位センスを薄片観察に基づき認定することとしているため削除。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。</li> </ul>	変更なし



# H19-No.16

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事
17 33.44~34.02m ・花崗斑岩を挟む。
18 ●35.33~35.35m (f-17-2破砕帯) ・破砕部である。 ・暗褐色の固結礫状部からなる。
19 35.62~35.77m、36.21~36.34m ・径3~10mmの暗緑色の捕獲層を多く含む。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
17 33.44~34.02m ・花崗斑岩を挟む。
18 ●35.33~35.35m (f-17-2破砕帯) ・破砕部である。 ・暗褐色の固結礫状部からなる。
19 35.62~35.77m、36.21~36.34m ・径3~10mmの暗緑色の捕獲層を多く含む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
17 33.44~34.02m ・花崗斑岩を挟む。
18 ●35.33~35.35m (f-17-2破砕帯) ・破砕部である。 ・フィルム状の粘土を挟む。 ・暗褐色の固結礫状部からなる。
19 35.62~35.77m、36.21~36.34m ・径3~10mmの暗緑色の捕獲層を多く含む。

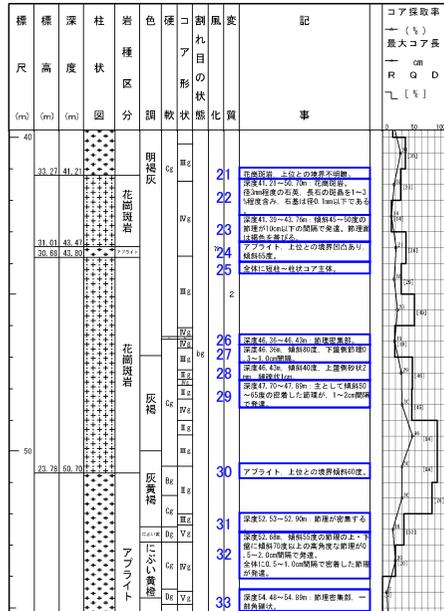
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
17 33.44~34.02m ・花崗斑岩を挟む。
18 ●35.33~35.35m (f-17-2破砕帯) ・破砕部である。 ・暗褐色の固結礫状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟む。
19 35.62~35.77m、36.21~36.34m ・径3~10mmの暗緑色の捕獲層を多く含む。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H29.12.22)	審査資料 (H29.12.22) ⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30) ⇒ 審査資料 (R2.2.7)
16	・鏡肌を伴いシルト混じり礫状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
17	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・捕獲層については、補足的なものであるため削除。 ・岩種境界の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
18	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-101頁)。 ・シームと記載されているが、報告書から申請書提出までの間に行った再観察により破砕部と認定されているため、その結果を反映。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-33頁)。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	変更なし	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。	変更なし
19	・表現の見直し(cm⇒mm)。	変更なし	変更なし	変更なし
20	・礫・シルト混じり砂を挟むが、連続性に乏しいことから削除。	—	—	—

# H19-No.16

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事
22 41.21~50.70m ・花崗斑岩である。
23 41.39~43.76m ・割れ目が、10cm以下の間隔で分布する。
24 43.47~43.80m ・アフライトを挟む。
26 46.36~46.43m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
29 47.70~47.89m ・密着した割れ目が、1~2cm間隔で分布する。
30 50.70~57.17m ・アフライトである。
31 52.53~52.90m, 54.48~54.89m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
33

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
22 41.21~50.70m ・花崗斑岩である。
23 41.39~43.76m ・割れ目が、10cm以下の間隔で分布する。
24 43.47~43.80m ・アフライトを挟む。
26 46.36~46.43m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
29 47.70~47.89m ・密着した割れ目が、1~2cm間隔で分布する。
30 50.70~57.17m ・アフライトである。
31 52.53~52.90m, 54.48~54.89m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
33

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
22 41.21~50.70m ・花崗斑岩である。
23 41.39~43.76m ・割れ目が、10cm以下の間隔で分布する。
24 43.47~43.80m ・アフライトを挟む。
26 46.36~46.43m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
29 47.70~47.89m ・密着した割れ目が、1~2cm間隔で分布する。
30 50.70~57.17m ・アフライトである。
31 52.53~52.90m, 54.48~54.89m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
33

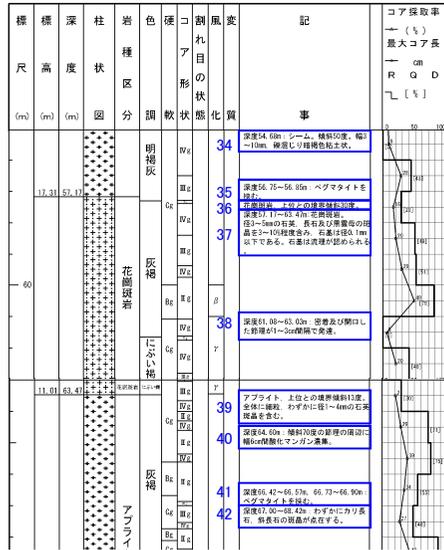
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
22 41.21~50.70m ・花崗斑岩である。
23 41.39~43.76m ・割れ目が、10cm以下の間隔で分布する。
24 43.47~43.80m ・アフライトを挟む。
26 46.36~46.43m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
29 47.70~47.89m ・密着した割れ目が、1~2cm間隔で分布する。
30 50.70~57.17m ・アフライトである。
31 52.53~52.90m, 54.48~54.89m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
33

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21.22	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
23	・割れ目の傾斜及び色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
24	・柱状図に合わせてアフライトの深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さや見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
25	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—
26~28	・“コア形状”欄に基づき岩片状と記載。 ・割れ目の傾斜及び間隔については、補足的なものであるため削除。 ・砂状や細礫状については、掘削時の機械割れと判断し削除。	変更なし	変更なし	変更なし
29	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
30	・柱状図に合わせてアフライトの深度区間を記載。 ・岩種境界の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
31~33	・割れ目の発達状況について一括記載。 ・割れ目の発達程度については、“コア形状欄”に基づき岩片状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.16

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事
35 56.75~56.85m ・ペグマタイトを挟む。
37 57.17~63.47m ・花崗斑岩である。
38 61.08~63.03m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
39 63.47~72.17m ・アプライトである。
41 66.42~66.57m, 66.73~66.90m ・ペグマタイトを挟む。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
35 56.75~56.85m ・ペグマタイトを挟む。
37 57.17~63.47m ・花崗斑岩である。
38 61.08~63.03m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
39 63.47~72.17m ・アプライトである。
41 66.42~66.57m, 66.73~66.90m ・ペグマタイトを挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
35 56.75~56.85m ・ペグマタイトを挟む。
37 57.17~63.47m ・花崗斑岩である。
38 61.08~63.03m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
39 63.47~72.17m ・アプライトである。
41 66.42~66.57m, 66.73~66.90m ・ペグマタイトを挟む。

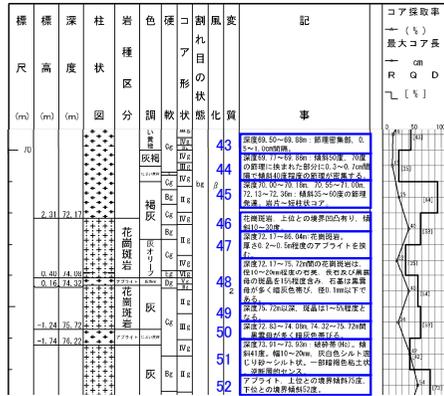
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
35 56.75~56.85m ・ペグマタイトを挟む。
37 57.17~63.47m ・花崗斑岩である。
38 61.08~63.03m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
39 63.47~72.17m ・アプライトである。
41 66.42~66.57m, 66.73~66.90m ・ペグマタイトを挟む。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.27)
34	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-102頁)。	—	—	—
35	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
36,37	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけの傾斜、流理については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
38	・“コア形状”欄に基づき岩片状~短柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし
39	・柱状図に合わせてアプライトの深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
40	・割れ目沿いの酸化マンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—	—
41	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
42	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—	—

# H19-No.16

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事
43 } 69.50~69.88m, 70.00~70.18m, 45 } 70.55~71.00m, 72.13~72.36m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を量する。
47 } 72.17~86.04m 49 } ・花崗斑岩である。 51 } ・幅20~50cm程度のアブライトを挟む。 b } ●73.91~73.93m(D-11破砕帯) ・破砕部である。 ・暗褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。 74.08~74.32m, 75.72~76.22m ・アブライトである。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
43 } 69.50~69.88m, 70.00~70.18m, 45 } 70.55~71.00m, 72.13~72.36m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を量する。
47 } 72.17~86.04m 49 } ・花崗斑岩である。 51 } ・幅20~50cm程度のアブライトを挟む。 b } ●73.91~73.93m(D-11破砕帯) ・破砕部である。 ・暗褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。 74.08~74.32m, 75.72~76.22m ・アブライトである。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
43 } 69.50~69.88m, 70.00~70.18m, 45 } 70.55~71.00m, 72.13~72.36m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を量する。
47 } 72.17~86.04m 49 } ・花崗斑岩である。 51 } ・幅20~50cm程度のアブライトを挟む。 b } ●73.91~73.93m(D-11破砕帯) ・破砕部である。 ・暗褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。 74.08~74.32m, 75.72~76.22m ・アブライトである。

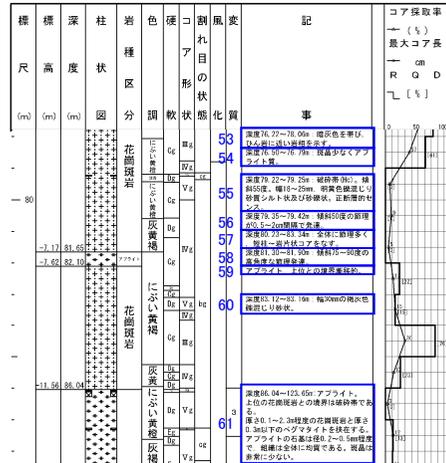
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
43 } 69.50~69.88m, 70.00~70.18m, 45 } 70.55~71.00m, 72.13~72.36m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を量する。
47 } 72.17~86.04m 49 } ・花崗斑岩である。 51 } ・幅20~50cm程度のアブライトを挟む。 b } ●73.91~73.93m(D-11破砕帯) ・破砕部である。 ・暗褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。 74.08~74.32m, 75.72~76.22m ・アブライトである。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
43~45	・割れ目の発達状況について一括記載。 ・“コア形状”欄に基づき岩片状~短柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし
46~48.50	・“岩種区分”欄に基づき花崗斑岩について一括記載。 ・岩種境界の明瞭さや見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
51	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・傾斜が41°である”との記載については、見かけの傾斜を取得した不連続面が不明瞭であるため削除。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“逆断層センスである”との記載については、肉眼観察に基づくものであり、審査資料では薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載することとしているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
49.52.b	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を一括記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.16

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事
●79.22~79.25m(D-12破砕帯)
・破砕部である。
・明黄色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.5cmである。
79.35~79.42m
・割れ目が5~20mm間隔で分布する。
80.23~83.34m
・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
81.30~81.90m
・高角度の割れ目が分布する。
81.65~82.10m
・アフライトを挟む。
86.04~123.65m
・アフライトである。
・幅10~230cm程度の花崗斑岩と幅30cm以下のペグマタイトを挟む。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
●79.22~79.25m(D-12破砕帯)
・破砕部である。
・明黄色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.5cmである。
79.35~79.42m
・割れ目が5~20mm間隔で分布する。
80.23~83.34m
・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
81.30~81.90m
・高角度の割れ目が分布する。
81.65~82.10m
・アフライトを挟む。
86.04~123.65m
・アフライトである。
・幅10~230cm程度の花崗斑岩と幅30cm以下のペグマタイトを挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
●79.22~79.25m(D-12破砕帯)
・破砕部である。
・明黄色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.5cmである。
79.35~79.42m
・割れ目が5~20mm間隔で分布する。
80.23~83.34m
・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
81.30~81.90m
・高角度の割れ目が分布する。
81.65~82.10m
・アフライトを挟む。
86.04~123.65m
・アフライトである。
・幅10~230cm程度の花崗斑岩と幅30cm以下のペグマタイトを挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
●79.22~79.25m(D-12破砕帯)
・破砕部である。
・明黄色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.5cmである。
79.35~79.42m
・割れ目が5~20mm間隔で分布する。
80.23~83.34m
・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
81.30~81.90m
・高角度の割れ目が分布する。
81.65~82.10m
・アフライトを挟む。
86.04~123.65m
・アフライトである。
・幅10~230cm程度の花崗斑岩と幅30cm以下のペグマタイトを挟む。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
53	・色調及び岩相については、補足的なものであるため削除。	—	—	—
54	・岩相については、補足的なものであるため削除。	—	—	—
55	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・“傾斜が55°である”との記載については、見かけの傾斜を取得した不連続面が不明瞭であるため削除。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・“正断層のセンスである”との記載については、肉眼観察に基づくものであり、審査資料では薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載することとしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
56	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
57	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
58	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
59	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱状図に合わせてアフライトとその深度区間を記載。</li> <li>・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
60	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—
61	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> <li>・岩種境界の破砕帯については、別途記載しているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.16

## 委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	コ	調	風	記	コ
尺	度	度	状	種	区	軟	ア	目	化	事	ア
(m)	(m)	(m)	図	分	調	状	目	状	質	事	取
											事
90			ア フ ラ イ ト	灰 白	62 63 64 65 66 67						

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事	
62 65 66	<ul style="list-style-type: none"> <li>●86.04~87.32m(D-14破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・主に黄色の固結礫状部からなる。</li> <li>・灰白色の未固結礫状部：累計幅2.0cm</li> <li>・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.4cm</li> <li>・下縁境界の傾斜は44°である。</li> </ul>

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事	
62 65 66	<ul style="list-style-type: none"> <li>●86.04~87.32m(D-14破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・主に黄色の固結礫状部からなる。</li> <li>・灰白色の未固結礫状部：累計幅2.0cm</li> <li>・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.4cm</li> <li>・下縁境界の傾斜は44°である。</li> </ul>

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事	
62 65 66	<ul style="list-style-type: none"> <li>●86.04~87.32m(D-14破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・主に黄～暗褐色の固結礫状部からなる。</li> <li>・灰白色の未固結礫状部：累計幅2.0cm</li> <li>・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.4cm</li> <li>・下縁境界の傾斜は44°である。</li> </ul>

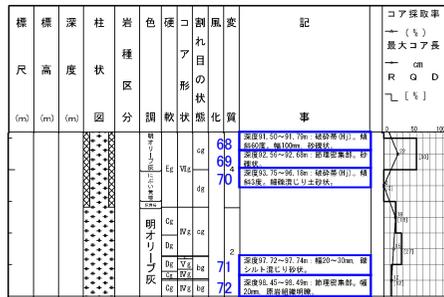
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事	
62 65 66	<ul style="list-style-type: none"> <li>●86.04~87.32m(D-14破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・主に黄～暗褐色の固結礫状部からなる。</li> <li>・灰白色の未固結礫状部：累計幅2.0cm</li> <li>・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.4cm</li> <li>・下縁境界の傾斜は44°である。</li> </ul>

記事	報告書→ 審査資料案	審査資料案→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
62~65	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・上記再観察で未固結礫状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。</li> <li>・正断層的との記載については、破砕部の変位センスを薄片観察に基づき認定することとしているため削除。</li> <li>・固結礫状部の色調について、黄～暗褐色と書くべきところを誤って黄色と記載。</li> </ul>	変更なし	・誤記修正（黄色→黄～暗褐色）。	変更なし
66	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・“色調”欄に基づきにぶい黄褐色と記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
67	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シルト質砂状を呈するが、原岩組織の残留が認められることから削除。</li> </ul>	—	—	—

# H19-No.16

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事	
68	●91.50~91.79m ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は60°である。
69	92.56~93.68m ・割れ目が多く、土砂状~岩片状を呈する。
70	●93.75~96.18m(D-47破砕帯) ・破砕部である。 ・明オリブ灰~にぶい黄橙色の固結礫状部からなる。
71	97.72~98.49m
72	・割れ目が多く、土砂状~岩片状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
68	●91.50~91.79m ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は60°である。
69	92.56~93.68m ・割れ目が多く、土砂状~岩片状を呈する。
70	●93.75~96.18m(D-47破砕帯) ・破砕部である。 ・明オリブ灰~にぶい黄橙色の固結礫状部からなる。
71	97.72~98.49m
72	・割れ目が多く、土砂状~岩片状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

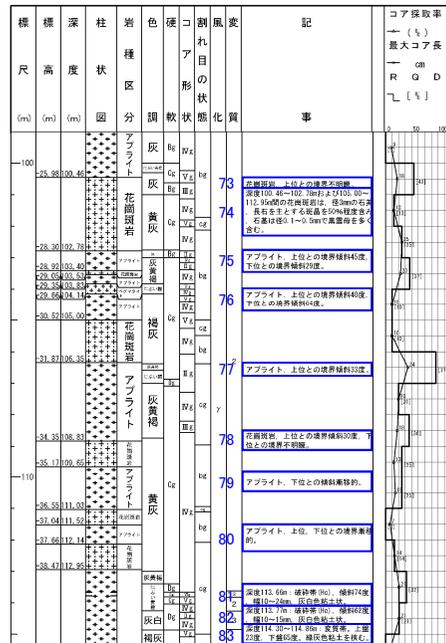
記事	
68	●91.50~91.79m ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は60°である。
69	92.56~93.68m ・割れ目が多く、土砂状~岩片状を呈する。
70	●93.75~96.18m(D-47破砕帯) ・破砕部である。 ・明オリブ灰~にぶい黄橙色の固結礫状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟在する。
71	97.72~98.49m
72	・割れ目が多く、土砂状~岩片状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
68	●91.50~91.79m ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は60°である。
69	92.56~93.68m ・割れ目が多く、土砂状~岩片状を呈する。
70	●93.75~96.18m(D-47破砕帯) ・破砕部である。 ・明オリブ灰~にぶい黄橙色の固結礫状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟在する。
71	97.72~98.49m
72	・割れ目が多く、土砂状~岩片状を呈する。

記事	報告書→ 審査資料案	審査資料案→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
68	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・上記再観察による上端及び下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映（上端境界に変更はなく、下端境界は不明瞭であるため記載せず）。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
69	<ul style="list-style-type: none"> <li>・“コア形状”欄に基づき土砂状~岩片状と記載。</li> <li>・誤記修正（92.56~92.68m→92.56~93.68m）。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
70	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・“傾斜が3°である”との記載については、見かけの傾斜を取得した不連続面が不明瞭であるため削除。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの（断層ガウジ）として扱い、フィルム状の粘土を追記。</li> </ul>	変更なし
71,72	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達状況を一括記載。</li> <li>・“コア形状”欄に基づき土砂状~岩片状と記載。</li> <li>・礫シルト混じり砂状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事	
74	100.46~102.78m ・花崗斑岩である。
c	102.78~123.65m ・アブライトである。 ・花崗斑岩、ペグマタイトを挟む。
d	103.40~103.53m ・花崗斑岩を挟む。
e	103.83~104.14m ・ペグマタイトを挟む。
78, f	105.00~106.35m, 108.83~109.65m, 111.03~111.52m, 112.14~112.95m ・花崗斑岩を挟む。
81, 82	●113.66~113.77m ・破砕部である。 ・主に濃い黄褐色の固結礫状部及び灰白色の固結砂状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部；累計幅1.5cm ・上端境界の傾斜は74°である。
83	114.30~114.86m ・変質し、緑灰色の粘土を挟む。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
74	100.46~102.78m ・花崗斑岩である。
c	102.78~123.65m ・アブライトである。 ・花崗斑岩、ペグマタイトを挟む。
d	103.40~103.53m ・花崗斑岩を挟む。
e	103.83~104.14m ・ペグマタイトを挟む。
78, f	105.00~106.35m, 108.83~109.65m, 111.03~111.52m, 112.14~112.95m ・花崗斑岩を挟む。
81, 82	●113.66~113.77m ・破砕部である。 ・主に濃い黄褐色の固結礫状部及び灰白色の固結砂状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部；累計幅1.5cm ・上端境界の傾斜は74°である。
83	114.30~114.86m ・変質し、緑灰色の粘土を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
74	100.46~102.78m ・花崗斑岩である。
c	102.78~123.65m ・アブライトである。 ・花崗斑岩、ペグマタイトを挟む。
d	103.40~103.53m ・花崗斑岩を挟む。
e	103.83~104.14m ・ペグマタイトを挟む。
78, f	105.00~106.35m, 108.83~109.65m, 111.03~111.52m, 112.14~112.95m ・花崗斑岩を挟む。
81, 82	●113.66~113.77m ・破砕部である。 ・主に濃い黄褐色の固結礫状部及び灰白色の固結砂状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部；累計幅1.5cm ・上端境界の傾斜は74°である。
83	114.30~114.86m ・変質し、緑灰色の粘土を挟む。

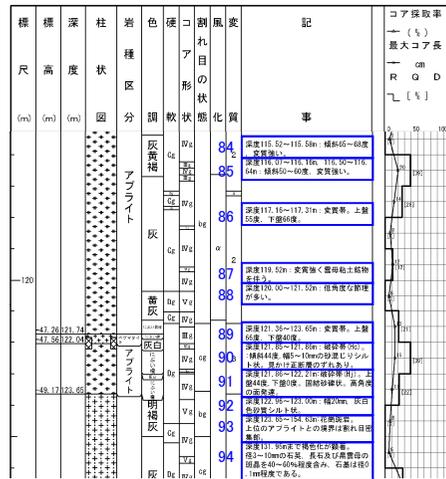
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
74	100.46~102.78m ・花崗斑岩である。
c	102.78~123.65m ・アブライトである。 ・花崗斑岩、ペグマタイトを挟む。
d	103.40~103.53m ・花崗斑岩を挟む。
e	103.83~104.14m ・ペグマタイトを挟む。
78, f	105.00~106.35m, 108.83~109.65m, 111.03~111.52m, 112.14~112.95m ・花崗斑岩を挟む。
81, 82	●113.66~113.77m ・破砕部である。 ・主に濃い黄褐色の固結礫状部及び灰白色の固結砂状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部；累計幅1.5cm ・上端境界の傾斜は74°である。
83	114.30~114.86m ・変質し、緑灰色の粘土を挟む。

記事	報告書→ 審査資料案	審査資料案→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
73,74	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石英及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
75~77, 79,80.c	・アブライトについて、柱状図の区間を統合し一括記載。 ・柱状図に基づき花崗斑岩とペグマタイトの挟在を記載。 ・岩種境界の明瞭さや見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
d	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし
e	・柱状図に合わせてペグマタイトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし
78.f	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さや見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
81,82	・報告書から申請書提出までの間に行った破砕部の再観察により破砕部の区間を統合。再観察では、近接して分布する同系統の破砕部を一連の破砕部であると判断した。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・下端境界の見かけの傾斜については、掘削時の機械割れによりコアが乱れているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
83	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.16

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事
86 117.16~117.31m ・変質して、軟質化している。
88 120.00~121.52m ・低角度の割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
89 121.36~123.65m ・変質し、軟質化している。
g 121.74~122.04m ・ペグマタイトを挟む。
90 121.85~122.21m ・破砕部である。
91 121.85~122.21m ・主に灰白色の固結礫状部からなる。
93 123.65~154.63m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
86 117.16~117.31m ・変質して、軟質化している。
88 120.00~121.52m ・低角度の割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
89 121.36~123.65m ・変質し、軟質化している。
g 121.74~122.04m ・ペグマタイトを挟む。
90 121.85~122.21m ・破砕部である。
91 121.85~122.21m ・主に灰白色の固結礫状部からなる。
93 123.65~154.63m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

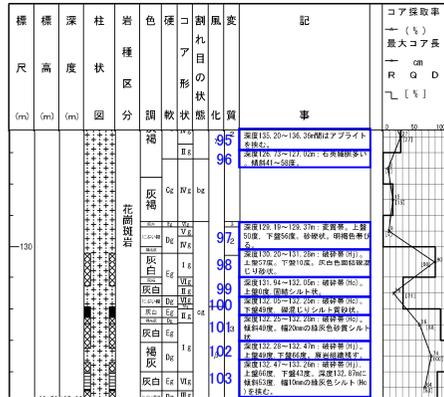
記事
86 117.16~117.31m ・変質して、軟質化している。
88 120.00~121.52m ・低角度の割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
89 121.36~123.65m ・変質し、軟質化している。
g 121.74~122.04m ・ペグマタイトを挟む。
90 121.85~122.21m ・破砕部である。
91 121.85~122.21m ・主に灰白色の固結礫状部からなる。
93 123.65~154.63m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
86 117.16~117.31m ・変質して、軟質化している。
88 120.00~121.52m ・低角度の割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
89 121.36~123.65m ・変質し、軟質化している。
g 121.74~122.04m ・ペグマタイトを挟む。
90 121.85~122.21m ・破砕部である。
91 121.85~122.21m ・主に灰白色の固結礫状部からなる。
93 123.65~154.63m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
84	・変質しているが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
85	・変質しているが、連続性に乏しいことから削除。	—	—	—
86	・“硬軟”欄に基づき軟質と記載。 ・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
87	・鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—	—
88	・“コア形状”欄に基づき岩片状~短柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし
89	・“硬軟”欄に基づき軟質と記載。 ・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
g	・柱状図に合わせてペグマタイトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし
90,91	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・“下盤0度である”との記載については、掘削時の機械割れによりコアが乱れているため削除。 ・“見かけ正断層のずれあり”との記載については、肉眼観察に基づくものであり、審査資料では薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載することとしているため削除。 ・“高角度の面発達”との記載については、複合面構造を示したものであるが、上記再観察による最新活動面近傍の明瞭なせん断構造・変形構造の有無について、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
92	・砂質シルト状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
93,94	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事	
96	126.73~127.02m ・石英脈を多く含む。
97	129.19~129.37m ・変質し、明褐色の砂礫状を呈する。
98	●130.20~131.28m ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は57°、下端境界の傾斜は18°である。
99	●131.94~133.07m(D-15破砕帯) ・破砕部である。
103	・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・緑灰色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
96	126.73~127.02m ・石英脈を多く含む。
97	129.19~129.37m ・変質し、明褐色の砂礫状を呈する。
98	●130.20~131.28m ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は57°、下端境界の傾斜は18°である。
99	●131.94~133.07m(D-15破砕帯) ・破砕部である。
103	・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・緑灰色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
96	126.73~127.02m ・石英脈を多く含む。
97	129.19~129.37m ・変質し、明褐色の砂礫状を呈する。
98	●130.20~131.28m ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は57°、下端境界の傾斜は18°である。
99	●131.94~133.07m(D-15破砕帯) ・破砕部である。
103	・右ずれ正断層センスである。 ・明褐色の固結礫状部からなる。

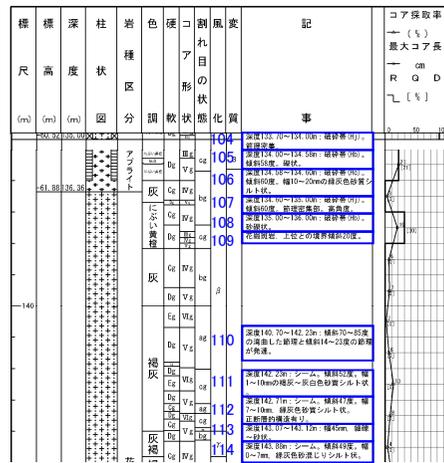
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
96	126.73~127.02m ・石英脈を多く含む。
97	129.19~129.37m ・変質し、明褐色の砂礫状を呈する。
98	●130.20~131.28m ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は57°、下端境界の傾斜は18°である。
99	●131.94~133.07m(D-15破砕帯) ・破砕部である。
103	・右ずれ正断層センスである。 ・明褐色の固結礫状部からなる。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
95	・アブライトの区間深度について、135.00~136.36mと書くべきところを誤って135.20~136.36mと記載。 ※審査資料案以降の記事は本資料次頁に記載。	—	—	—
96	・石英脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
97	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
98	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	変更なし	変更なし	変更なし
99~103	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・報告書から申請書提出までの間に行った再観察により下端深度を見直し。再観察では、割れ目は多いが硬質で、せん断構造や変形構造が認められない133.07~133.26mを破砕部ではないと判断した。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・“原岩組織残す”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い、未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。	変更なし

# H19-No.16

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事	
104 S 108	●133.70～136.00m ・破砕部である。 ・にふい黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。
95	135.00～136.63m ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・アブライトを挟む。
h	136.00～149.00m ・割れ目が多く、土砂～岩片状を呈する。
109	138.36～154.63m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
104 S 108	●133.70～136.00m ・破砕部である。 ・にふい黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。
95	135.00～136.63m ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・アブライトを挟む。
h	136.00～149.00m ・割れ目が多く、土砂～岩片状を呈する。
109	138.36～154.63m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

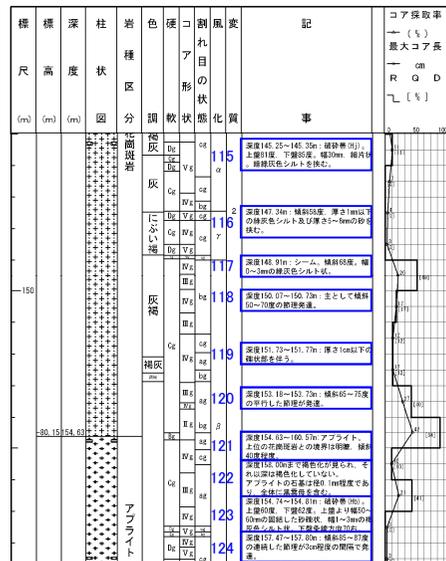
記事	
104 S 108	●133.70～136.00m ・破砕部である。 ・にふい黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。
95	135.00～136.63m ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・アブライトを挟む。
h	136.00～149.00m ・割れ目が多く、土砂～岩片状を呈する。
109	138.36～154.63m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
104 S 108	●133.70～136.00m ・破砕部である。 ・にふい黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。
95	135.00～136.63m ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・アブライトを挟む。
h	136.00～149.00m ・割れ目が多く、土砂～岩片状を呈する。
109	138.36～154.63m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
104～108	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・“節理密集部”との記載については、上記再観察により固結礫状部としたため削除。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
95	<ul style="list-style-type: none"> <li>（誤記）アブライトの区間深度について、135.00～136.36mと書くべきところを誤って135.20～136.63mと記載。</li> <li>※報告書の記事は本資料前頁に記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
h	<ul style="list-style-type: none"> <li>・RQDの低下が顕著であることから、割れ目の多い区間を記載。</li> <li>・“コア形状”欄に基づき土砂～岩片状と記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
109	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。</li> <li>・岩種境界の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
110	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> </ul>	—	—	—
111	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明（補足説明資料3 補足3-103頁）。</li> </ul>	—	—	—
112	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明（補足説明資料3 補足3-104頁）。</li> </ul>	—	—	—
113	<ul style="list-style-type: none"> <li>・細礫～砂状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	—	—	—
114	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明（補足説明資料3 補足3-105頁）。</li> </ul>	—	—	—

委託報告書  
(平成19年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

審査資料案

記事

115 ●145.25~145.35m  
・破砕部である。  
・褐灰色の固結礫状部からなる。  
・上端境界の傾斜は81°、下端境界の傾斜は85°である。

120 153.18~153.73m  
・平行した割れ目が分布する。

121 154.63~160.57m  
・アプライトである。

122 ●158.00mまで褐色化している。

123 ●154.74~154.81m(D-16破砕帯)  
・破砕部である。  
・褐灰色の固結礫状部からなる。  
・上端境界の傾斜は30°、下端境界の傾斜は62°である。

124 157.47~157.80m  
・連続した割れ目が、3cm程度の間隔で分布する。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

115 ●145.25~145.35m  
・破砕部である。  
・褐灰色の固結礫状部からなる。  
・上端境界の傾斜は81°、下端境界の傾斜は85°である。

120 153.18~153.73m  
・平行した割れ目が分布する。

121 154.63~160.57m  
・アプライトである。

122 ●158.00mまで褐色化している。

123 ●154.74~154.81m(D-16破砕帯)  
・破砕部である。  
・褐灰色の固結礫状部からなる。  
・上端境界の傾斜は30°、下端境界の傾斜は62°である。

124 157.47~157.80m  
・連続した割れ目が、3cm程度の間隔で分布する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事

115 ●145.25~145.35m  
・破砕部である。  
・褐灰色の固結礫状部からなる。  
・上端境界の傾斜は81°、下端境界の傾斜は85°である。

120 153.18~153.73m  
・平行した割れ目が分布する。

121 154.63~160.57m  
・アプライトである。

122 ●158.00mまで褐色化している。

123 ●154.74~154.81m(D-16破砕帯)  
・破砕部である。  
・褐灰色の固結礫状部からなる。  
・上端境界の傾斜は30°、下端境界の傾斜は62°である。

124 157.47~157.80m  
・連続した割れ目が、3cm程度の間隔で分布する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事

115 ●145.25~145.35m  
・破砕部である。  
・褐灰色の固結礫状部からなる。  
・上端境界の傾斜は81°、下端境界の傾斜は85°である。

120 153.18~153.73m  
・平行した割れ目が分布する。

121 154.63~160.57m  
・アプライトである。

122 ●158.00mまで褐色化している。

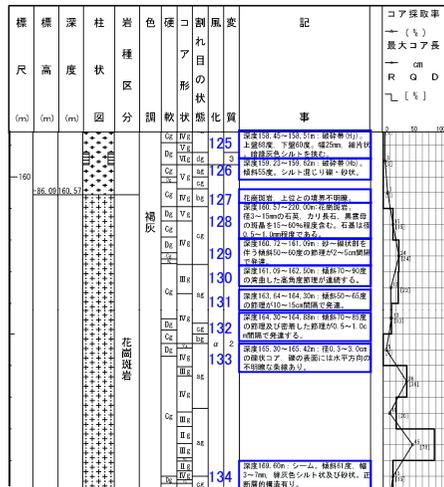
123 ●154.74~154.81m(D-16破砕帯)  
・破砕部である。  
・褐灰色の固結礫状部からなる。  
・上端境界の傾斜は30°、下端境界の傾斜は62°である。

124 157.47~157.80m  
・連続した割れ目が、3cm程度の間隔で分布する。

記事	報告書→ 審査資料案	審査資料案→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
115	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破碎幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
116	・シルト及び砂を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
117	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-106頁)。	—	—	—
118	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—	—
119	・礫状を呈するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
120	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
121,122	・アプライトについて一括記載。 ・岩種境界の明瞭さや見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
123	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 (誤記)上端境界の見かけの傾斜として、60°と書くべきところを誤って30°と記載。 ・“条線方向70右”と記載されているが、掘削時の機械割れによりコアが乱れてことから削除。	変更なし	変更なし	変更なし
124	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.16

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事	
125	●158.45~158.51m(D-17破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は60°である。
126	●159.23~159.62m(D-18破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は55°である。
128	160.57~220.00m ・花崗斑岩である。
129	160.72~161.09m ・割れ目が2~5cm間隔で発達する。 ・割れ目に沿って、砂~礫状を呈する。
130	161.09~162.50m ・高角度の割れ目が連続する。
131	163.64~164.30m ・割れ目が10~15cm間隔で分布する。
132	164.30~164.88m ・割れ目・密着した割れ目が、5~10mm間隔で分布する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
125	●158.45~158.51m(D-17破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は60°である。
126	●159.23~159.62m(D-18破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は55°である。
128	160.57~220.00m ・花崗斑岩である。
129	160.72~161.09m ・割れ目が2~5cm間隔で発達する。 ・割れ目に沿って、砂~礫状を呈する。
130	161.09~162.50m ・高角度の割れ目が連続する。
131	163.64~164.30m ・割れ目が10~15cm間隔で分布する。
132	164.30~164.88m ・割れ目・密着した割れ目が、5~10mm間隔で分布する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

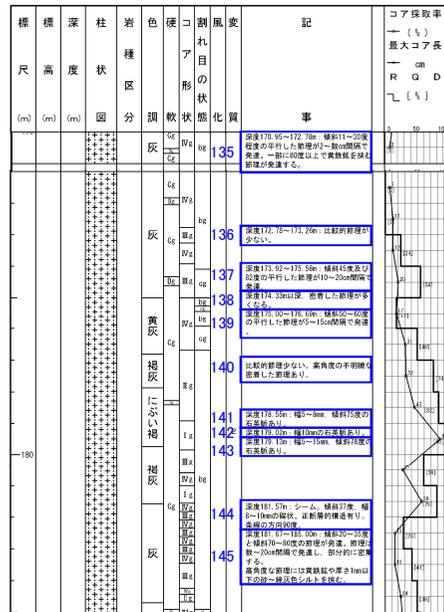
記事	
125	●158.45~158.51m(D-17破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は60°である。
126	●159.23~159.62m(D-18破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は55°である。
128	160.57~220.00m ・花崗斑岩である。
129	160.72~161.09m ・割れ目が2~5cm間隔で発達する。 ・割れ目に沿って、砂~礫状を呈する。
130	161.09~162.50m ・高角度の割れ目が連続する。
131	163.64~164.30m ・割れ目が10~15cm間隔で分布する。
132	164.30~164.88m ・割れ目・密着した割れ目が、5~10mm間隔で分布する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
125	●158.45~158.51m(D-17破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は60°である。
126	●159.23~159.62m(D-18破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は55°である。
128	160.57~220.00m ・花崗斑岩である。
129	160.72~161.09m ・割れ目が2~5cm間隔で発達する。 ・割れ目に沿って、砂~礫状を呈する。
130	161.09~162.50m ・高角度の割れ目が連続する。
131	163.64~164.30m ・割れ目が10~15cm間隔で分布する。
132	164.30~164.88m ・割れ目・密着した割れ目が、5~10mm間隔で分布する。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
125	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
126	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察による上端及び下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映（上端境界に変更はなく、下端境界は不明瞭であるため記載せず）。	変更なし	変更なし	変更なし
127,128	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
129	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
130	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
131	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
132	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・表現の見直し(cm⇒mm)。	変更なし	変更なし	変更なし
133	・礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—	—
134	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-107頁)。	—	—	—

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事	
135 139	170.95~176.69m ・50~200mm間隔の平行した割れ目が多く分布する。
141 143	178.55m, 179.02m, 179.13m ・幅5~15mmの石英脈を挟む。
145	181.67~185.00m ・割れ目が、20cm以下の間隔で分布する。 ・高角度の割れ目には、黄鉄鉱や幅1mm以下の砂~緑灰色シルトを挟む。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
135 139	170.95~176.69m ・50~200mm間隔の平行した割れ目が多く分布する。
141 143	178.55m, 179.02m, 179.13m ・幅5~15mmの石英脈を挟む。
145	181.67~185.00m ・割れ目が、20cm以下の間隔で分布する。 ・高角度の割れ目には、黄鉄鉱や幅1mm以下の砂~緑灰色シルトを挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
135 139	170.95~176.69m ・50~200mm間隔の平行した割れ目が多く分布する。
141 143	178.55m, 179.02m, 179.13m ・幅5~15mmの石英脈を挟む。
145	181.67~185.00m ・割れ目が、20cm以下の間隔で分布する。 ・高角度の割れ目には、黄鉄鉱や幅1mm以下の砂~緑灰色シルトを挟む。

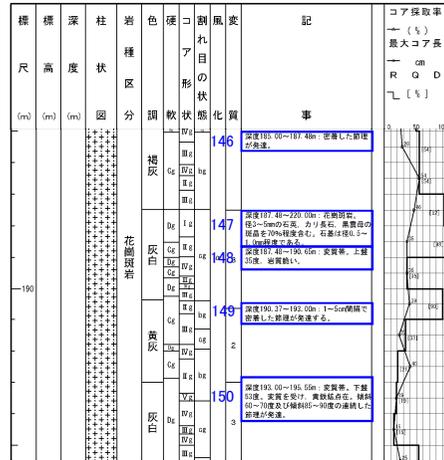
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
135 139	170.95~176.69m ・50~200mm間隔の平行した割れ目が多く分布する。
141 143	178.55m, 179.02m, 179.13m ・幅5~15mmの石英脈を挟む。
145	181.67~185.00m ・割れ目が、20cm以下の間隔で分布する。 ・高角度の割れ目には、黄鉄鉱や幅1mm以下の砂~緑灰色シルトを挟む。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
135~139	・割れ目の発達状況について、区間を統合し一括記載。 ・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
140	・割れ目の発達の程度については、RQD, 最大コア長, 岩級区分で示しているため削除。	—	—	—
141~143	・石英脈について一括記載。 ・石英脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
144	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-108頁)。	—	—	—
145	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.16

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
146 185.00～187.48m ・密着した割れ目が分布する。
147 187.48～220.00m ・花崗斑岩である。 187.48～190.65m ・変質により、軟質化している。
148 190.37～193.00m ・密着した割れ目が、1～5cm間隔で分布する。
149 193.00～195.55m ・変質により、軟質化しており、黄鉄鉱が点在する。
150 連続した割れ目が分布する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
146 185.00～187.48m ・密着した割れ目が分布する。
147 187.48～220.00m ・花崗斑岩である。 187.48～190.65m ・変質により、軟質化している。
148 190.37～193.00m ・密着した割れ目が、1～5cm間隔で分布する。
149 193.00～195.55m ・変質により、軟質化しており、黄鉄鉱が点在する。
150 連続した割れ目が分布する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
146 185.00～187.48m ・密着した割れ目が分布する。
147 187.48～220.00m ・花崗斑岩である。 187.48～190.65m ・変質により、軟質化している。
148 190.37～193.00m ・密着した割れ目が、1～5cm間隔で分布する。
149 193.00～195.55m ・変質により、軟質化しており、黄鉄鉱が点在する。
150 連続した割れ目が分布する。

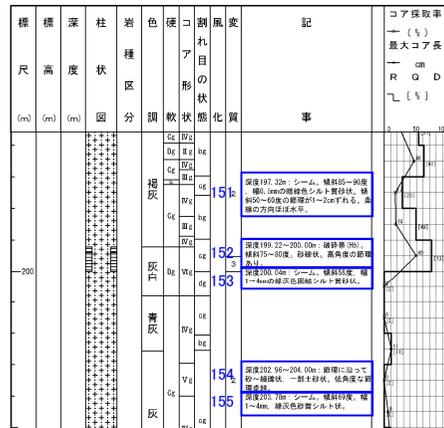
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
146 185.00～187.48m ・密着した割れ目が分布する。
147 187.48～220.00m ・花崗斑岩である。 187.48～190.65m ・変質により、軟質化している。
148 190.37～193.00m ・密着した割れ目が、1～5cm間隔で分布する。
149 193.00～195.55m ・変質により、軟質化しており、黄鉄鉱が点在する。
150 連続した割れ目が分布する。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
146	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
147	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
148	・“硬軟”欄に基づき軟質と記載。 ・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
149	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
150	・“硬軟”欄に基づき軟質と記載。 ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.16

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事	
152	<ul style="list-style-type: none"> <li>●199.22~200.00m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・灰白色の固結礫状部からなる。</li> <li>・上端境界の傾斜は75°~80°である。</li> </ul>
154	<ul style="list-style-type: none"> <li>●202.96~204.00m</li> <li>・低角度の割れ目が多く、割れ目に沿って砂~細礫状、一部土砂状を呈する。</li> </ul>

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
152	<ul style="list-style-type: none"> <li>●199.22~200.00m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・灰白色の固結礫状部からなる。</li> <li>・上端境界の傾斜は75°~80°である。</li> </ul>
154	<ul style="list-style-type: none"> <li>●202.96~204.00m</li> <li>・低角度の割れ目が多く、割れ目に沿って砂~細礫状、一部土砂状を呈する。</li> </ul>

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
152	<ul style="list-style-type: none"> <li>●199.22~200.00m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・灰白色の固結礫状部からなる。</li> <li>・上端境界の傾斜は75°~80°である。</li> </ul>
154	<ul style="list-style-type: none"> <li>●202.96~204.00m</li> <li>・低角度の割れ目が多く、割れ目に沿って砂~細礫状、一部土砂状を呈する。</li> </ul>

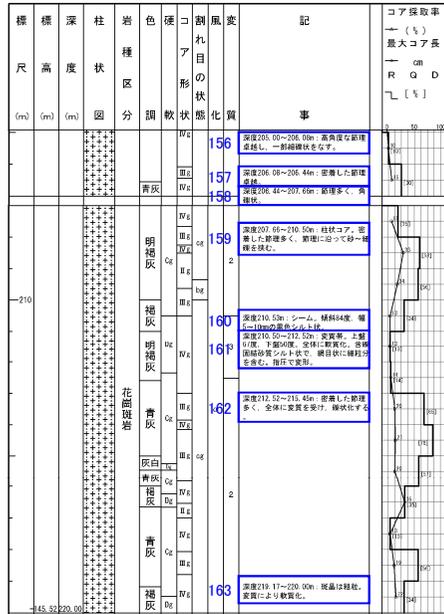
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
152	<ul style="list-style-type: none"> <li>●199.22~200.00m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・灰白色の固結礫状部からなる。</li> <li>・上端境界の傾斜は75°~80°である。</li> </ul>
154	<ul style="list-style-type: none"> <li>●202.96~204.00m</li> <li>・低角度の割れ目が多く、割れ目に沿って砂~細礫状、一部土砂状を呈する。</li> </ul>

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
151	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-109頁)。</li> </ul>	—	—	—
152	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までに行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察による上端及び下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映(上端境界に変更はなく、下端境界は不明瞭であるため記載せず)。</li> <li>・“高角度の節理あり”との記載については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
153	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-110頁)。</li> </ul>	—	—	—
154	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
155	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-111頁)。</li> </ul>	—	—	—

# H19-No.16

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事
156 205.00~206.08m ・高角度の割れ目が多く、一部細礫状を呈する。
157 206.08~206.44m ・密着した割れ目が多い。
158 206.44~207.66m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
159 207.66~210.50m ・柱状を呈する。 ・密着した割れ目が多く、割れ目に沿って砂～細礫を挟む。
160 ●210.53m ・破砕部である。 ・黒色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。
162 212.52~215.45m ・密着した割れ目が多い。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
156 205.00~206.08m ・高角度の割れ目が多く、一部細礫状を呈する。
157 206.08~206.44m ・密着した割れ目が多い。
158 206.44~207.66m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
159 207.66~210.50m ・柱状を呈する。 ・密着した割れ目が多く、割れ目に沿って砂～細礫を挟む。
160 ●210.53m ・破砕部である。 ・黒色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。
162 212.52~215.45m ・密着した割れ目が多い。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
156 205.00~206.08m ・高角度の割れ目が多く、一部細礫状を呈する。
157 206.08~206.44m ・密着した割れ目が多い。
158 206.44~207.66m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
159 207.66~210.50m ・柱状を呈する。 ・密着した割れ目が多く、割れ目に沿って砂～細礫を挟む。
160 ●210.70~210.71m ・破砕部である。 ・黒色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。
162 212.52~215.45m ・密着した割れ目が多い。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
156 205.00~206.08m ・高角度の割れ目が多く、一部細礫状を呈する。
157 206.08~206.44m ・密着した割れ目が多い。
158 206.44~207.66m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
159 207.66~210.50m ・柱状を呈する。 ・密着した割れ目が多く、割れ目に沿って砂～細礫を挟む。
160 ●210.70~210.71m ・破砕部である。 ・黒色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。
162 212.52~215.45m ・密着した割れ目が多い。

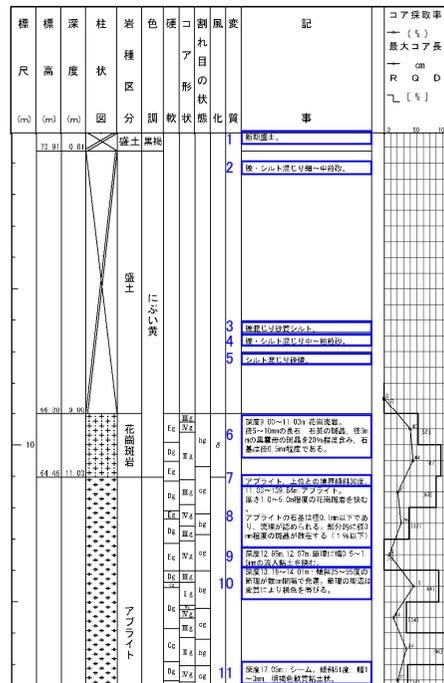
記事	報告書→ 審査資料案	審査資料案→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
156	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
157	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
158	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
159	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
160	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームという用語については削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-112頁)。</li> <li>・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-34頁)。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誤記修正(210.53m→210.70~210.71m)。</li> </ul>	変更なし
161	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂質シルト状を呈し細粒分を含むが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	—	—	—
162	<ul style="list-style-type: none"> <li>・礫状化を伴う割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
163	<ul style="list-style-type: none"> <li>・斑晶については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・変質及び硬軟については、岩級区分で示しているため削除。</li> </ul>	—	—	—

**H19-No.17**

余白

# H19-No.17

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事
1 0.00~9.00m ・盛土である。
5 盛土・シルト混じり砂～シルト混じり砂礫からなる。
2 盛土・シルト混じり砂～砂礫。
3 凝縮した砂礫シルト。
4 凝縮した砂礫シルト～砂礫。
6 9.00~11.03m ・花崗斑岩である。
8 11.03~20.95m ・アブライトである。
10 13.19~14.01m ・割れ目が数十mm間隔で分布する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
1 0.00~9.00m ・盛土である。
5 盛土・シルト混じり砂～シルト混じり砂礫からなる。
6 9.00~11.03m ・花崗斑岩である。
8 11.03~20.95m ・アブライトである。
10 13.19~14.01m ・割れ目が数十mm間隔で分布する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

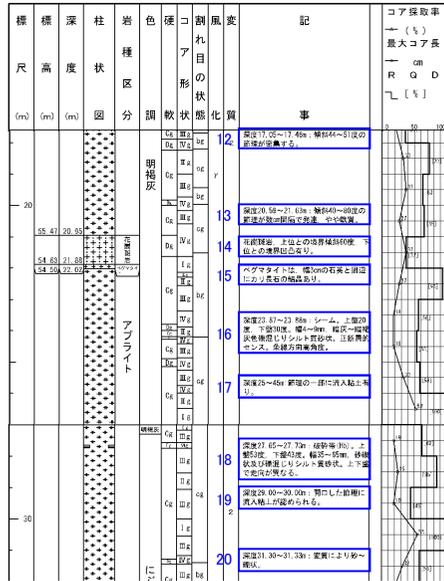
記事
1 0.00~9.00m ・盛土である。
5 盛土・シルト混じり砂～シルト混じり砂礫からなる。
6 9.00~11.03m ・花崗斑岩である。
8 11.03~20.95m ・アブライトである。
10 13.19~14.01m ・割れ目が数十mm間隔で分布する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
1 0.00~9.00m ・盛土である。
5 盛土・シルト混じり砂～シルト混じり砂礫からなる。
6 9.00~11.03m ・花崗斑岩である。
8 11.03~20.95m ・アブライトである。
10 13.19~14.01m ・割れ目が数十mm間隔で分布する。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1~5	・柱状図に合わせて盛土とその深度区間を記載。 ・構成粒子について一括記載。	変更なし	変更なし	変更なし
6	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
7,8	・柱状図に合わせてアブライトの深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・花崗斑岩の挟在については、柱状図に合わせて別途記載しているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
9	・流入粘土を挟在するが、細粒分が割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
10	・割れ目の傾斜や割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。 ・表現の見直し(cm→mm)。	変更なし	変更なし	変更なし
11	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-113頁)。	—	—	—

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料案

記事

12 17.05~17.46m  
・割れ目が密集する。

14 20.95~21.88m  
・花崗斑岩である。

13 20.59~21.63m  
・割れ目が数十mm間隔で分布する。

15 21.88~22.02m  
・ペグマタイトである。

18 ●27.65~27.73m(f-⑥-3-2破砕帯)  
・破砕帯である。  
・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN34° E57° Wである。  
・上端境界の傾斜は53°、下端境界の傾斜は43°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

12 17.05~17.46m  
・割れ目が密集する。

14 20.95~21.88m  
・花崗斑岩である。

13 20.59~21.63m  
・割れ目が数十mm間隔で分布する。

15 21.88~22.02m  
・ペグマタイトである。

18 ●27.65~27.73m(f-⑥-3-2破砕帯)  
・破砕帯である。  
・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN34° E57° Wである。  
・上端境界の傾斜は53°、下端境界の傾斜は43°である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

12 17.05~17.46m  
・割れ目が密集する。

14 20.95~21.88m  
・花崗斑岩である。

13 20.59~21.63m  
・割れ目が数十mm間隔で分布する。

15 21.88~22.02m  
・ペグマタイトである。

18 ●27.65~27.73m(f-⑥-3-2破砕帯)  
・破砕帯である。  
・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN34° E57° Wである。  
・上端境界の傾斜は53°、下端境界の傾斜は43°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

12 17.05~17.46m  
・割れ目が密集する。

14 20.95~21.88m  
・花崗斑岩である。

13 20.59~21.63m  
・割れ目が数十mm間隔で分布する。

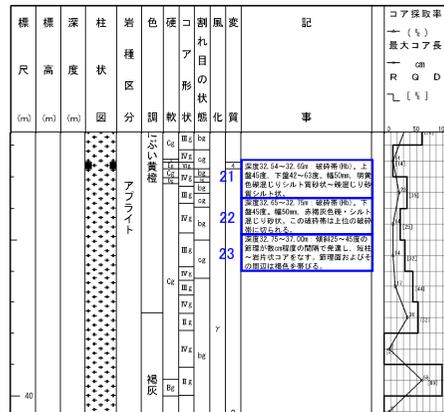
15 21.88~22.02m  
・ペグマタイトである。

18 ●27.65~27.73m(f-⑥-3-2破砕帯)  
・破砕帯である。  
・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN34° E57° Wである。  
・上端境界の傾斜は53°、下端境界の傾斜は43°である。

記事	報告書→ 審査資料案	審査資料案→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
12	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
13	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
14	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
15	・柱状図に合わせてペグマタイトの深度区間を記載。 ・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、構成鉱物については削除。	変更なし	変更なし	変更なし
16	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-114頁)。	—	—	—
17	・流入粘土が認められるが、細粒分が割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
18	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕帯を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“上下盤で走向が異なる”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
19	・流入粘土が認められるが、細粒分が割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
20	・砂～礫状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—

# H19-No.17

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事
21. ●32.54~32.75m(f-17-2破砕帯) ・破砕部である。 ・赤褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN35° E51° Wである。 ・上端傾斜の境界は45°、下端境界の傾斜は45°である。
22. 32.75~37.00m ・割れ目が数十mm程度の間隔で分布し、岩片状~短柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
21. ●32.54~32.75m(f-17-2破砕帯) ・破砕部である。 ・赤褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN35° E51° Wである。 ・上端傾斜の境界は45°、下端境界の傾斜は45°である。
22. 32.75~37.00m ・割れ目が数十mm程度の間隔で分布し、岩片状~短柱状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

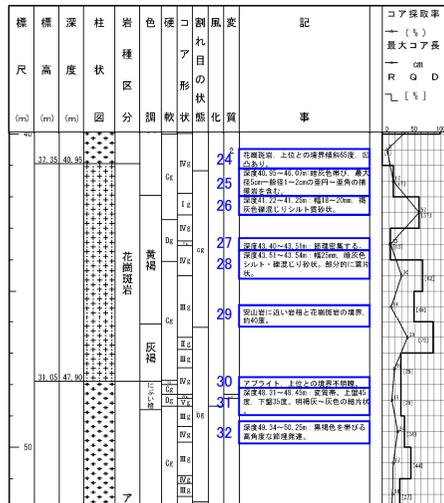
記事
21. ●32.54~32.75m(f-17-2破砕帯) ・破砕部である。 ・赤褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN35° E51° Wである。 ・上端傾斜の境界は45°、下端境界の傾斜は45°である。
22. 32.75~37.00m ・割れ目が数十mm程度の間隔で分布し、岩片状~短柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
21. ●32.54~32.75m(f-17-2破砕帯) ・破砕部である。 ・赤褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN35° E51° Wである。 ・上端傾斜の境界は45°、下端境界の傾斜は45°である。
22. 32.75~37.00m ・割れ目が数十mm程度の間隔で分布し、岩片状~短柱状を呈する。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21.22	<ul style="list-style-type: none"> <li>破砕帯名を記載。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。</li> <li>幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>“上位の破砕帯に切られる。”との記載については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目の傾斜や割れ目の意の変色については、補足的なものであるため削除。</li> <li>表現の見直し(cm→mm)。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料案

記事

24 40.95~47.90m  
・花崗斑岩である。

25 40.95~46.07m  
・径10~50mmの暗灰色の捕獲岩を含む。

30 47.90~56.72m  
・アプライトである。

31 48.31~48.45m  
・変質している。

32 49.34~50.25m  
・高角度の割れ目が分布する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

24 40.95~47.90m  
・花崗斑岩である。

25 40.95~46.07m  
・径10~50mmの暗灰色の捕獲岩を含む。

30 47.90~56.72m  
・アプライトである。

31 48.31~48.45m  
・変質している。

32 49.34~50.25m  
・高角度の割れ目が分布する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

24 40.95~47.90m  
・花崗斑岩である。

25 40.95~46.07m  
・径10~50mmの暗灰色の捕獲岩を含む。

30 47.90~56.72m  
・アプライトである。

31 48.31~48.45m  
・変質している。

32 49.34~50.25m  
・高角度の割れ目が分布する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

24 40.95~47.90m  
・花崗斑岩である。

25 40.95~46.07m  
・径10~50mmの暗灰色の捕獲岩を含む。

30 47.90~56.72m  
・アプライトである。

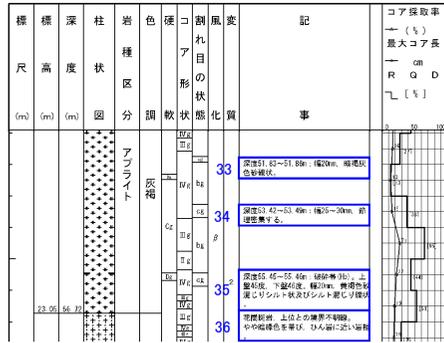
31 48.31~48.45m  
・変質している。

32 49.34~50.25m  
・高角度の割れ目が分布する。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
24	・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
25	・捕獲岩の円磨度については、補足的なものであるため削除。 ・表現の見直し(cm→mm)。	変更なし	変更なし	変更なし
26	・礫混じりシルト質砂状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—	—
27	・礫混じりシルト質砂状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
28	・シルト・礫混じり砂状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
29	・花崗斑岩中の岩相については、補足的なものであるため削除。	—	—	—
30	・柱状図に合わせてアプライトの深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
31	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
32	・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.17

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事
35 ●55.45~55.46m ・破砕部である。 ・黄褐色の固結砂状部からなる。 ・走向・傾斜はN39° E52° Wである。 ・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は46°である。
36 56.72~59.96m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
35 ●55.45~55.46m ・破砕部である。 ・黄褐色の固結砂状部からなる。 ・走向・傾斜はN39° E52° Wである。 ・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は46°である。
36 56.72~59.96m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
35 ●55.45~55.46m ・破砕部である。 ・黄褐色の固結砂状部からなる。 ・走向・傾斜はN39° E52° Wである。 ・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は46°である。
36 56.72~59.96m ・花崗斑岩である。

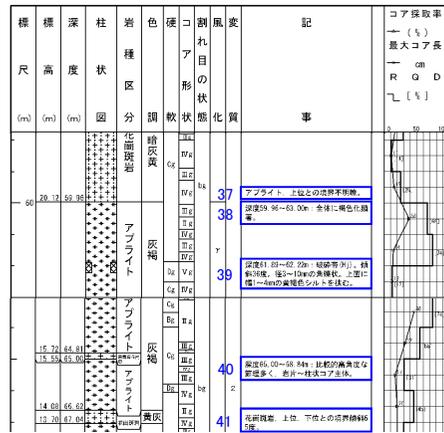
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
35 ●55.45~55.46m ・破砕部である。 ・黄褐色の固結砂状部からなる。 ・走向・傾斜はN39° E52° Wである。 ・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は46°である。
36 56.72~59.96m ・花崗斑岩である。

記事	報告書→ 審査資料案	審査資料案→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
33	・砂礫状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
34	・割れ目が発達するが、直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
35	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
36	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜、岩相の記載について、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.17

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料案

記事

37 59.96~122.98m  
アブライトである。  
●61.89~62.22m  
・破砕部である。  
・灰褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN28° E50° Wである。  
・上端境界の傾斜は36° である。

39 a 64.81~65.00m  
・黒雲母花崗岩を挟む。  
65.00~68.84m  
・割れ目が多く、岩片状~柱状を呈する。  
68.72~67.04m  
・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

37 59.96~122.98m  
アブライトである。

39 ●61.89~62.22m  
・破砕部である。  
・灰褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN28° E50° Wである。  
・上端境界の傾斜は36° である。

a 64.81~65.00m  
・黒雲母花崗岩を挟む。  
65.00~68.84m  
・割れ目が多く、岩片状~柱状を呈する。  
68.72~67.04m  
・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

37 59.96~122.98m  
アブライトである。

39 ●61.89~62.22m  
・破砕部である。  
・灰褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN28° E50° Wである。  
・上端境界の傾斜は36° である。

a 64.81~65.00m  
・黒雲母花崗岩を挟む。  
65.00~68.84m  
・割れ目が多く、岩片状~柱状を呈する。  
68.72~67.04m  
・花崗斑岩である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

37 59.96~122.98m  
アブライトである。

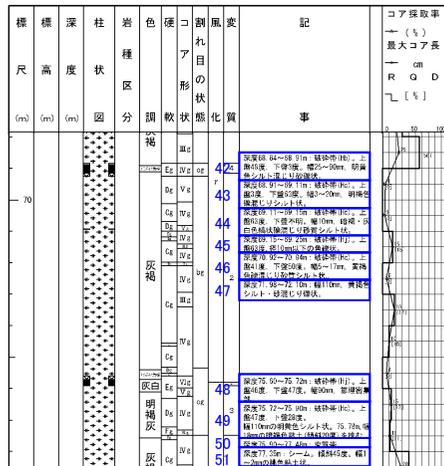
39 ●61.89~62.22m  
・破砕部である。  
・灰褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN28° E50° Wである。  
・上端境界の傾斜は36° である。

a 64.81~65.00m  
・黒雲母花崗岩を挟む。  
65.00~68.84m  
・割れ目が多く、岩片状~柱状を呈する。  
68.72~67.04m  
・花崗斑岩である。

記事	報告書→ 審査資料案	審査資料案→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
37	・柱状図に合わせてアブライトの深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
38	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—
39	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・上記再観察による上端及び下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映（上端境界に変更はなく、下端境界は不明瞭であるため記載せず）。	変更なし	変更なし	変更なし
a	・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし
40	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
41	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 （誤記）66.62mと書くべきところを誤って66.72mと記載。	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.17

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事
●68.84~69.25m (D-11破砕帯) ・破砕帯である。 ・主に明黄色の固結礫状部からなる。 ・明褐色の未固結粘土状部：累計幅2.2cm ・走向・傾斜はN10° E62° Wである。 ・上端境界の傾斜は48° である。
●70.92~70.94m (D-12破砕帯) ・破砕帯である。 ・黄褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.7cmである。 ・走向・傾斜はN18° E53° Wである。 ・上端境界の傾斜は41°、下端境界の傾斜は50° である。
●75.60~75.90m (D-14破砕帯) ・破砕帯である。 ・主にぶい黄褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.8cm ・走向・傾斜はN14° E77° Wである。 ・上端境界の傾斜は46°、下端境界の傾斜は28° である。
75.90~77.48m ・変質している。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
●68.84~69.25m (D-11破砕帯) ・破砕帯である。 ・主に明黄色の固結礫状部からなる。 ・明褐色の未固結粘土状部：累計幅2.2cm ・走向・傾斜はN10° E62° Wである。 ・上端境界の傾斜は48° である。
●70.92~70.94m (D-12破砕帯) ・破砕帯である。 ・黄褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.7cmである。 ・走向・傾斜はN18° E53° Wである。 ・上端境界の傾斜は41°、下端境界の傾斜は50° である。
●75.60~75.90m (D-14破砕帯) ・破砕帯である。 ・主にぶい黄褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.8cm ・走向・傾斜はN14° E77° Wである。 ・上端境界の傾斜は46°、下端境界の傾斜は28° である。
75.90~77.48m ・変質している。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
●68.84~69.25m (D-11破砕帯) ・破砕帯である。 ・主に明黄色の固結礫状部からなる。 ・明褐色の未固結粘土状部：累計幅2.2cm ・走向・傾斜はN10° E62° Wである。 ・上端境界の傾斜は48° である。
●70.92~70.94m (D-12破砕帯) ・破砕帯である。 ・黄褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.7cmである。 ・走向・傾斜はN18° E53° Wである。 ・上端境界の傾斜は41°、下端境界の傾斜は50° である。
●75.60~75.90m (D-14破砕帯) ・破砕帯である。 ・主にぶい黄褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.8cm ・走向・傾斜はN14° E77° Wである。 ・上端境界の傾斜は46°、下端境界の傾斜は28° である。
75.90~77.48m ・変質している。

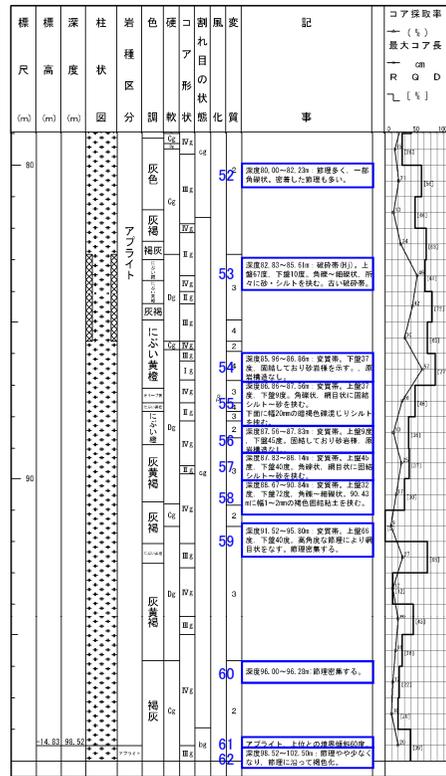
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
●68.84~69.25m (D-11破砕帯) ・破砕帯である。 ・主に明黄色の固結礫状部からなる。 ・明褐色の未固結粘土状部：累計幅2.2cm ・走向・傾斜はN10° E62° Wである。 ・上端境界の傾斜は48° である。
●70.92~70.94m (D-12破砕帯) ・破砕帯である。 ・黄褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.7cmである。 ・走向・傾斜はN18° E53° Wである。 ・上端境界の傾斜は41°、下端境界の傾斜は50° である。
●75.60~75.90m (D-14破砕帯) ・破砕帯である。 ・主にぶい黄褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.8cm ・走向・傾斜はN14° E77° Wである。 ・上端境界の傾斜は46°、下端境界の傾斜は28° である。
75.90~77.48m ・変質している。

記事	報告書→ 審査資料案	審査資料案→ 審査資料 (H29.12.22)	審査資料 (H29.12.22) → 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30) → 審査資料 (R2.2.7)
42~45	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
46	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
47	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シルト・砂混じり礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。</li> </ul>	—	—	—
48,49	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・“節理密集部”との記載については、上記再観察により固結礫状部としたため削除。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誤記修正(にぶい黄褐色の固結礫状部→にぶい黄褐色～暗褐色の固結礫状部)。</li> </ul>	変更なし
50	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
51	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-115頁)。</li> </ul>	—	—	—

# H19-No.17

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事
52 80.00~82.23m ・割れ目が多く、一部角礫状を呈する。 ●82.83~85.61m(D-47破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰~にぶい橙~にぶい黄橙~灰褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN19° W36° Wである。 ・上端境界の傾斜は67°、下端境界の傾斜は10°である。
53 82.83~85.61m(D-47破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰~にぶい橙~にぶい黄橙~灰褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN19° W36° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は67°、下端境界の傾斜は10°である。
54 85.96~88.14m ・変質している。 ・にぶい黄橙~オリーブ黄色の固結した砂岩様、網目状に固結シルト~砂を挟む角礫状を呈する。
57 88.67~90.84m ・変質している。 ・上端境界の傾斜は32°、下端境界の傾斜は72°である。 ・にぶい橙~灰褐色の角礫状~細礫状を呈する。
58 91.52~95.80m ・変質している。 ・高角度の割れ目が密集し網目状に分布する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
52 80.00~82.23m ・割れ目が多く、一部角礫状を呈する。 ●82.83~85.61m(D-47破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰~にぶい橙~にぶい黄橙~灰褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN19° W36° Wである。 ・上端境界の傾斜は67°、下端境界の傾斜は10°である。
53 82.83~85.61m(D-47破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰~にぶい橙~にぶい黄橙~灰褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN19° W36° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は67°、下端境界の傾斜は10°である。
54 85.96~88.14m ・変質している。 ・にぶい黄橙~オリーブ黄色の固結した砂岩様、網目状に固結シルト~砂を挟む角礫状を呈する。
57 88.67~90.84m ・変質している。 ・上端境界の傾斜は32°、下端境界の傾斜は72°である。 ・にぶい橙~灰褐色の角礫状~細礫状を呈する。
58 91.52~95.80m ・変質している。 ・高角度の割れ目が密集し網目状に分布する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
52 80.00~82.23m ・割れ目が多く、一部角礫状を呈する。 ●82.83~85.61m(D-47破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰~にぶい橙~にぶい黄橙~灰褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN19° W36° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は67°、下端境界の傾斜は10°である。
53 82.83~85.61m(D-47破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰~にぶい橙~にぶい黄橙~灰褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN19° W36° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は67°、下端境界の傾斜は10°である。
54 85.96~88.14m ・変質している。 ・にぶい黄橙~オリーブ黄色の固結した砂岩様、網目状に固結シルト~砂を挟む角礫状を呈する。
57 88.67~90.84m ・変質している。 ・上端境界の傾斜は32°、下端境界の傾斜は72°である。 ・にぶい橙~灰褐色の角礫状~細礫状を呈する。
58 91.52~95.80m ・変質している。 ・高角度の割れ目が密集し網目状に分布する。

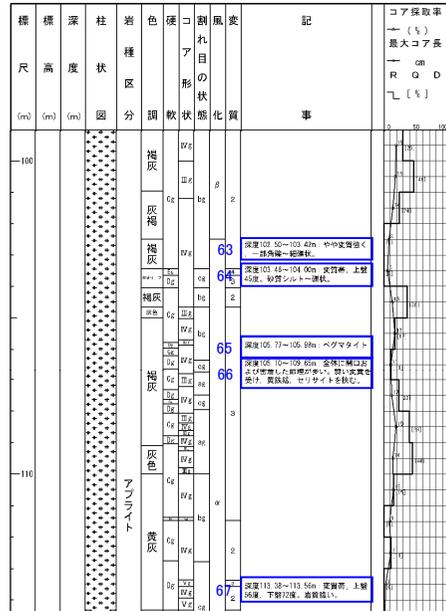
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
52 80.00~82.23m ・割れ目が多く、一部角礫状を呈する。 ●82.83~85.61m(D-47破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰~にぶい橙~にぶい黄橙~灰褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN19° W36° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は67°、下端境界の傾斜は10°である。
53 82.83~85.61m(D-47破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰~にぶい橙~にぶい黄橙~灰褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN19° W36° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は67°、下端境界の傾斜は10°である。
54 85.96~88.14m ・変質している。 ・にぶい黄橙~オリーブ黄色の固結した砂岩様、網目状に固結シルト~砂を挟む角礫状を呈する。
57 88.67~90.84m ・変質している。 ・上端境界の傾斜は32°、下端境界の傾斜は72°である。 ・にぶい橙~灰褐色の角礫状~細礫状を呈する。
58 91.52~95.80m ・変質している。 ・高角度の割れ目が密集し網目状に分布する。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
52	・割れ目の密着状況については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
53	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・“古い破砕帯”との記載については、破砕部の生成時期が不明であるため削除。	変更なし	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。	変更なし
54~57	・変質している区間を統合して一括記載。 ・“色調”欄に基づきにぶい黄橙~オリーブ黄と記載。	変更なし	変更なし	変更なし
58	・“色調”欄に基づきにぶい橙~灰褐と記載。 ・粘土を挟在しているが、連続性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし	変更なし
59	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
60	・割れ目の発達については、周囲の割れ目と差異が認められないため削除。	—	—	—
61	・アブライト区間中に、アブライトについて、重複して記載されたものであるため削除。	—	—	—
62	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—	—

# H19-No.17

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事
103.46~104.00m 64 ・変質している。 ・灰オリーブ色の砂質シルト状~礫状を呈する。
105.77~105.98m 65 ・ペグマタイトを挟む。
113.38~113.56m 67 ・変質している。 ・岩質は脆い。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
103.46~104.00m 64 ・変質している。 ・灰オリーブ色の砂質シルト状~礫状を呈する。
105.77~105.98m 65 ・ペグマタイトを挟む。
113.38~113.56m 67 ・変質している。 ・岩質は脆い。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
103.46~104.00m 64 ・変質している。 ・灰オリーブ色の砂質シルト状~礫状を呈する。
105.77~105.98m 65 ・ペグマタイトを挟む。
113.38~113.56m 67 ・変質している。 ・岩質は脆い。

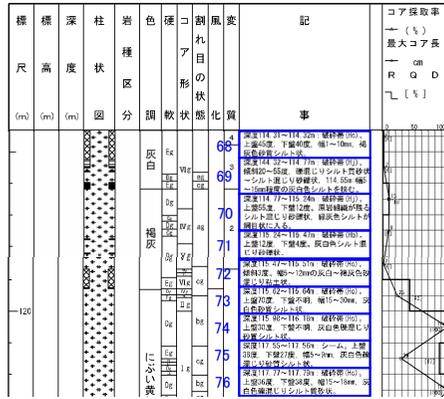
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
103.46~104.00m 64 ・変質している。 ・灰オリーブ色の砂質シルト状~礫状を呈する。
105.77~105.98m 65 ・ペグマタイトを挟む。
113.38~113.56m 67 ・変質している。 ・岩質は脆い。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
63	・一部角礫~細礫状化するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—	—
64	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・“色調”欄に基づき灰オリーブ色と記載。	変更なし	変更なし	変更なし
65	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
66	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目の開口・密着状況、割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—	—
67	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.17

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事
<ul style="list-style-type: none"> <li>●114.31~115.63m(D-15破砕帯)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・主に緑灰色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。</li> <li>・粗灰色の未固結粘土状部；累計幅3.3cm</li> <li>・走向・傾斜はN8° W67° Wである。</li> <li>・上端境界の傾斜は51°である。</li> </ul> </li> <li>●117.77~117.79m(D-16破砕帯)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕部である。</li> <li>・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.8cmである。</li> <li>・走向・傾斜はN11° W57° Wである。</li> <li>・上端境界の傾斜は36°、下端境界の傾斜は38°である。</li> </ul> </li> </ul>

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
<ul style="list-style-type: none"> <li>●114.31~115.63m(D-15破砕帯)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・主に緑灰色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。</li> <li>・粗灰色の未固結粘土状部；累計幅3.3cm</li> <li>・走向・傾斜はN8° W67° Wである。</li> <li>・上端境界の傾斜は51°である。</li> </ul> </li> <li>●117.77~117.79m(D-16破砕帯)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕部である。</li> <li>・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.8cmである。</li> <li>・走向・傾斜はN11° W57° Wである。</li> <li>・上端境界の傾斜は36°、下端境界の傾斜は38°である。</li> </ul> </li> </ul>

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
<ul style="list-style-type: none"> <li>●114.31~115.63m(D-15破砕帯)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・主に緑灰色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。</li> <li>・粗灰色の未固結粘土状部；累計幅3.3cm</li> <li>・走向・傾斜はN8° W67° Wである。</li> <li>・上端境界の傾斜は51°である。</li> </ul> </li> <li>●117.77~117.79m(D-16破砕帯)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕部である。</li> <li>・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.8cmである。</li> <li>・走向・傾斜はN11° W57° Wである。</li> <li>・上端境界の傾斜は36°、下端境界の傾斜は38°である。</li> </ul> </li> </ul>

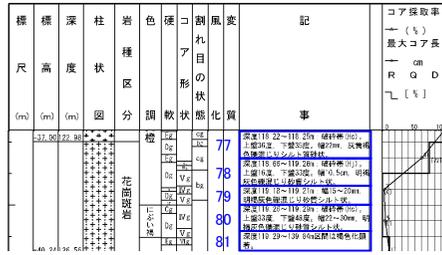
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
<ul style="list-style-type: none"> <li>●114.31~115.63m(D-15破砕帯)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・主に緑灰色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。</li> <li>・粗灰色の未固結粘土状部；累計幅3.3cm</li> <li>・走向・傾斜はN8° W67° Wである。</li> <li>・上端境界の傾斜は51°である。</li> </ul> </li> <li>●117.77~117.79m(D-16破砕帯)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕部である。</li> <li>・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.8cmである。</li> <li>・走向・傾斜はN11° W57° Wである。</li> <li>・上端境界の傾斜は36°、下端境界の傾斜は38°である。</li> </ul> </li> </ul>

記事	報告書→ 審査資料案	審査資料案→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
68~73	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・報告書から申請書提出までの間に行った破砕部の再観察により破砕部の区間を統合し、下端深度を見直し。再観察では、破砕部に挟まれた区間について、岩盤が劣化し礫の定向配列が認められることから、一連の破砕部であると判断した。また、破砕部の下端について、機械割れ部分を破砕部ではないと判断した。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・上記再観察による上端境界の見かけの傾斜の見直しを反映。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
74	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再観察により変質部と認定。変質部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-5頁)。</li> </ul>	—	—	—
75	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-116頁)。</li> </ul>	—	—	—
76	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.17

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料案

記事

- 118. 22~118. 25m (D-17破砕帯)
  - ・破砕部である。
  - ・灰黄褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.2cmである。
  - ・走向・傾斜はN11° E59° Wである。
  - ・上端境界の傾斜は36°、下端境界の傾斜は35°である。
- 118. 66~119. 29m (D-18破砕帯)
  - ・破砕部である。
  - ・主に明褐色の固結礫状部からなる。
  - ・明褐色の未固結粘土状部；累計幅2.6cm
  - ・走向・傾斜はN14° E57° Wである。
  - ・上端境界の傾斜は16°、下端境界の傾斜は48°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

- 118. 22~118. 25m (D-17破砕帯)
  - ・破砕部である。
  - ・灰黄褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.2cmである。
  - ・走向・傾斜はN11° E59° Wである。
  - ・上端境界の傾斜は36°、下端境界の傾斜は35°である。
- 118. 66~119. 29m (D-18破砕帯)
  - ・破砕部である。
  - ・主に明褐色の固結礫状部からなる。
  - ・明褐色の未固結粘土状部；累計幅2.6cm
  - ・走向・傾斜はN14° E57° Wである。
  - ・上端境界の傾斜は16°、下端境界の傾斜は48°である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

- 118. 22~118. 25m (D-17破砕帯)
  - ・破砕部である。
  - ・灰黄褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.2cmである。
  - ・走向・傾斜はN11° E59° Wである。
  - ・上端境界の傾斜は36°、下端境界の傾斜は35°である。
- 118. 66~119. 29m (D-18破砕帯)
  - ・破砕部である。
  - ・主に明褐色の固結礫状部からなる。
  - ・明褐色の未固結粘土状部；累計幅2.6cm
  - ・走向・傾斜はN14° E57° Wである。
  - ・上端境界の傾斜は16°、下端境界の傾斜は48°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

- 118. 22~118. 25m (D-17破砕帯)
  - ・破砕部である。
  - ・灰黄褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.2cmである。
  - ・走向・傾斜はN11° E59° Wである。
  - ・上端境界の傾斜は36°、下端境界の傾斜は35°である。
- 118. 66~119. 29m (D-18破砕帯)
  - ・破砕部である。
  - ・主に明褐色の固結礫状部からなる。
  - ・明褐色の未固結粘土状部；累計幅2.6cm
  - ・走向・傾斜はN14° E57° Wである。
  - ・上端境界の傾斜は16°、下端境界の傾斜は48°である。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H29.12.22)	審査資料 (H29.12.22) ⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30) ⇒ 審査資料 (R2.2.7)
77	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩 (断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト) を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
78~80	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩 (断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト) を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
81	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色調については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—	—

# H19-No.17

## 委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	区分	調	軟	れ	化	事	(%)
							目	質		最大コア長
							形			cm
							状			R Q D
							状			L (%)
	+20.73	26.36		灰黄	Da	Wz	82		深度119.47~119.57m、幅約50cm、黄緑色のシルト混じり砂礫状を呈する。	50
				アプライト	Da	Wz	83		深度130.31m シーム、幅約5~20cm、幅1mの灰白色粘土状、幅約27~70cmの黄褐色の泥岩を呈し、F0.5~1.0m幅の連続状を呈する。	
				アプライト	Da	Wz	84		深度120.60m シーム、幅約14cm、幅1mの灰白色粘土状を呈する。	
				花崗斑岩	Da	Wz	85		深度119.80m シーム、幅約17cm、幅1mの灰白色粘土状を呈し、泥岩を呈す。	
	+44.00	30.73		アプライト	Da	Wz	86		深度121.15~121.32m、幅約15~20cm、幅1mの灰白色粘土状を呈し、粘土細脈が網目状に分布する。	
				アプライト	Da	Wz	87		深度121.40m シーム、幅約55cm、幅1~3mの灰白色粘結粘土状、幅約10cmの泥岩を呈し、F0.5~1.0m幅の連続状を呈する。	
				アプライト	Da	Wz	88		深度122.75~122.92m、幅約15cm、幅1mの灰白色粘土状を呈し、粘土細脈が網目状に分布する。	
	+46.30	33.31		アプライト	Da	Wz	89		深度122.98~126.56m、幅約15~40cm、幅1mの灰白色粘土状を呈し、粘土細脈が網目状に分布する。	
				アプライト	Da	Wz	90		深度126.56~130.73m、幅約15cm、幅1mの灰白色粘土状を呈し、粘土細脈が網目状に分布する。	
				アプライト	Da	Wz	91		深度126.56~130.73m、幅約15cm、幅1mの灰白色粘土状を呈し、粘土細脈が網目状に分布する。	
				アプライト	Da	Wz	92		深度126.56~130.73m、幅約15cm、幅1mの灰白色粘土状を呈し、粘土細脈が網目状に分布する。	
				アプライト	Da	Wz	93		深度127.71~127.88m、幅約15cm、幅1mの灰白色粘土状を呈し、粘土細脈が網目状に分布する。	

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料案

記事	
86	121.18~121.32m ・変質している。 ・灰白色の塊状粘土状を呈する。
89	122.75~122.92m ・変質している。 ・明灰色のシルト混じり砂礫状を呈する。
90	122.98~126.56m ・花崗斑岩である。
91	126.04~126.27m ・変質している。 ・灰黄色の細片状を呈し、粘土細脈が網目状に分布する。
92	126.56~130.73m ・アプライトである。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
86	121.18~121.32m ・変質している。 ・灰白色の塊状粘土状を呈する。
89	122.75~122.92m ・変質している。 ・明灰色のシルト混じり砂礫状を呈する。
90	122.98~126.56m ・花崗斑岩である。
91	126.04~126.27m ・変質している。 ・灰黄色の細片状を呈し、粘土細脈が網目状に分布する。
92	126.56~130.73m ・アプライトである。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
86	121.18~121.32m ・変質している。 ・灰白色の塊状粘土状を呈する。
89	122.75~122.92m ・変質している。 ・明灰色のシルト混じり砂礫状を呈する。
90	122.98~126.56m ・花崗斑岩である。
91	126.04~126.27m ・変質している。 ・灰黄色の細片状を呈し、粘土細脈が網目状に分布する。
92	126.56~130.73m ・アプライトである。

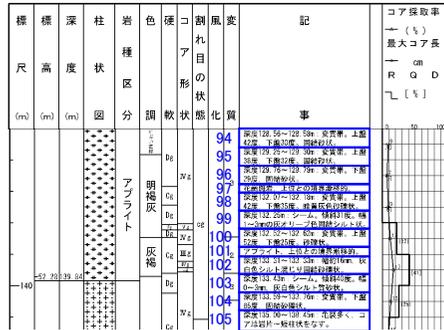
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
86	121.18~121.32m ・変質している。 ・灰白色の塊状粘土状を呈する。
89	122.75~122.92m ・変質している。 ・明灰色のシルト混じり砂礫状を呈する。
90	122.98~126.56m ・花崗斑岩である。
91	126.04~126.27m ・変質している。 ・灰黄色の細片状を呈し、粘土細脈が網目状に分布する。
92	126.56~130.73m ・アプライトである。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
82	・シルト混じり砂礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—	—
83	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-117頁)。	—	—	—
84	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-118頁)。	—	—	—
85	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-119頁)。	—	—	—
86	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
87	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-120頁)。	—	—	—
88	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-121頁)。	—	—	—
89	・変質している区間の幅や境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
90	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
91	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・“色調”欄に基づき灰黄色と記載。	変更なし	変更なし	変更なし
92	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
93	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—

# H19-No.17

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事
97 130.73~133.31m ・花崗斑岩である。
101 133.31~139.84m ・アプライトである。
104 133.59~133.76m ・変質している。 ・固結した砂礫状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
97 130.73~133.31m ・花崗斑岩である。
101 133.31~139.84m ・アプライトである。
104 133.59~133.76m ・変質している。 ・固結した砂礫状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
97 130.73~133.31m ・花崗斑岩である。
101 133.31~139.84m ・アプライトである。
104 133.59~133.76m ・変質している。 ・固結した砂礫状を呈する。

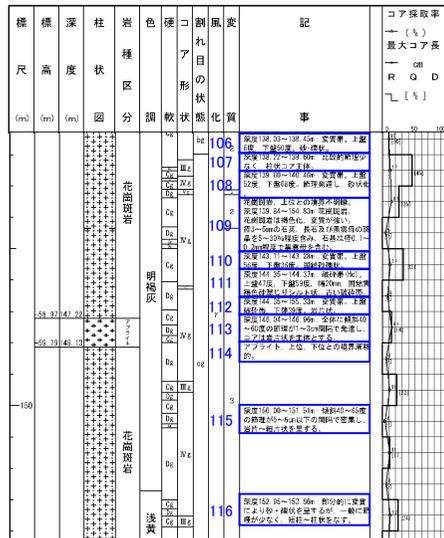
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
97 130.73~133.31m ・花崗斑岩である。
101 133.31~139.84m ・アプライトである。
104 133.59~133.76m ・変質している。 ・固結した砂礫状を呈する。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
94	・固結砂状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
95	・固結砂状を呈するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—	—
96	・固結砂状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
97	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
98	・砂礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—	—
99	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-122頁)。	—	—	—
100	・砂礫状を呈するが、挟在物の系統的な配列が認められないことから削除。	—	—	—
101	・柱状図に合わせてアプライトの深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
102	・シルト混じり砂礫状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
103	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-123頁)。	—	—	—
104	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
105	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—

# H19-No.17

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事
106 138.03~138.45m ・変質している。 ・砂・礫状を呈する。
107 139.60~140.45m ・変質している。 ・割れ目が多く、割れ目沿いに砂状を呈する。
108 139.84~147.22m ・花崗斑岩である。
109 143.11~143.23m ・変質している。 ・固結した砂礫状を呈する。
110 144.35~144.37m ・破砕部である。 ・緑灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。
111 147.22~148.13m ・アプライトである。
112 148.13~154.83m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
106 138.03~138.45m ・変質している。 ・砂・礫状を呈する。
107 139.60~140.45m ・変質している。 ・割れ目が多く、割れ目沿いに砂状を呈する。
108 139.84~147.22m ・花崗斑岩である。
109 143.11~143.23m ・変質している。 ・固結した砂礫状を呈する。
110 144.35~144.37m ・破砕部である。 ・緑灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。 ・走向・傾斜はN10° E65° Wである。 ・上端境界の傾斜は47°、下端境界の傾斜は59°である。
111 144.35~155.33m ・変質している。 ・岩片状を呈する。
112 147.22~148.13m ・アプライトである。
114 148.13~154.83m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

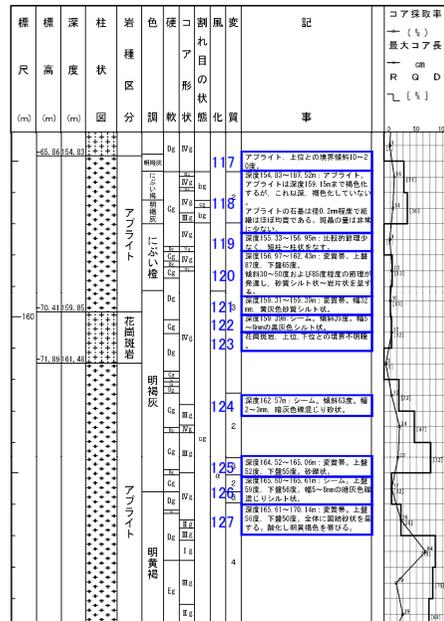
記事
106 138.03~138.45m ・変質している。 ・砂・礫状を呈する。
107 139.60~140.45m ・変質している。 ・割れ目が多く、割れ目沿いに砂状を呈する。
108 139.84~147.22m ・花崗斑岩である。
109 143.11~143.23m ・変質している。 ・固結した砂礫状を呈する。
110 144.35~144.37m ・破砕部である。 ・緑灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。 ・走向・傾斜はN10° E65° Wである。 ・上端境界の傾斜は47°、下端境界の傾斜は59°である。
111 144.35~155.33m ・変質している。 ・岩片状を呈する。
112 147.22~148.13m ・アプライトである。
114 148.13~154.83m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
106 138.03~138.45m ・変質している。 ・砂・礫状を呈する。
107 139.60~140.45m ・変質している。 ・割れ目が多く、割れ目沿いに砂状を呈する。
108 139.84~147.22m ・花崗斑岩である。
109 143.11~143.23m ・変質している。 ・固結した砂礫状を呈する。
110 144.35~144.37m ・破砕部である。 ・緑灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。 ・走向・傾斜はN10° E65° Wである。 ・上端境界の傾斜は47°、下端境界の傾斜は59°である。
111 144.35~155.33m ・変質している。 ・岩片状を呈する。
112 147.22~148.13m ・アプライトである。
114 148.13~154.83m ・花崗斑岩である。

記事	報告書→ 審査資料案	審査資料案→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
106	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
107	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—
108	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
109	・アプライトを挟むことから、柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
110	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
111	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・“古い破砕帯”との記載については、破砕部の生成時期が不明であるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
112	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
113	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—
114	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
b	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし
115	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—
116	・一部で砂・礫状を呈するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—	—

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事
118 154.83~159.85m ・アブライトである。
120 156.97~162.43m ・変質している。 ・割れ目が多く、砂質シルト状~岩片状を呈する。
123 159.85~161.48m ・花崗斑岩である。
c 161.48~187.52m ・アブライトである。
125 164.52~165.06m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。
127 165.61~170.14m ・変質している。 ・固結した砂状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
118 154.83~159.85m ・アブライトである。
120 156.97~162.43m ・変質している。 ・割れ目が多く、砂質シルト状~岩片状を呈する。
123 159.85~161.48m ・花崗斑岩である。
c 161.48~187.52m ・アブライトである。
125 164.52~165.06m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。
127 165.61~170.14m ・変質している。 ・固結した砂状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

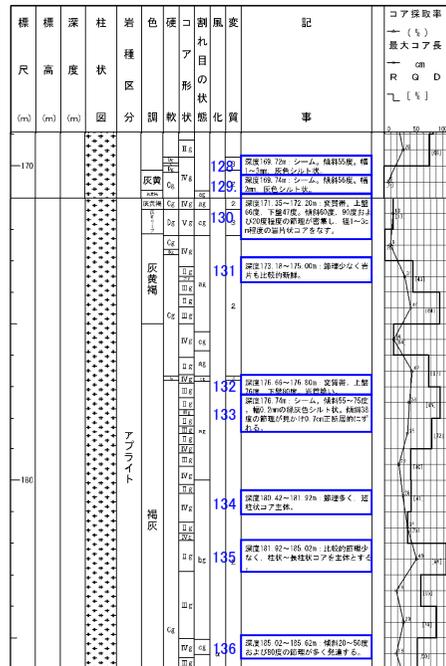
記事
118 154.83~159.85m ・アブライトである。
120 156.97~162.43m ・変質している。 ・割れ目が多く、砂質シルト状~岩片状を呈する。
123 159.85~161.48m ・花崗斑岩である。
c 161.48~187.52m ・アブライトである。
125 164.52~165.06m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。
127 165.61~170.14m ・変質している。 ・固結した砂状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
118 154.83~159.85m ・アブライトである。
120 156.97~162.43m ・変質している。 ・割れ目が多く、砂質シルト状~岩片状を呈する。
123 159.85~161.48m ・花崗斑岩である。
c 161.48~187.52m ・アブライトである。
125 164.52~165.06m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。
127 165.61~170.14m ・変質している。 ・固結した砂状を呈する。

記事	報告書→ 審査資料案	審査資料案→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
117,118	・花崗斑岩を挟むことから、柱状図に合わせてアブライトの深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜、色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
119	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—
120	・変質している区間の境界傾斜、割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
121	・砂質シルト状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
122	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-124頁)。	—	—	—
123	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
c	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし
124	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-125頁)。	—	—	—
125	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
126	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-126頁)。	—	—	—
127	・変質している区間の境界傾斜、色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料案

記事

130 171.35~172.20m  
・変質している。  
・割れ目が密集し、岩片状を呈する。

132 176.66~176.80m  
・変質している。  
・岩質は脆い。

135 181.92~185.02m  
・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

130 171.35~172.20m  
・変質している。  
・割れ目が密集し、岩片状を呈する。

132 176.66~176.80m  
・変質している。  
・岩質は脆い。

135 181.92~185.02m  
・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

130 171.35~172.20m  
・変質している。  
・割れ目が密集し、岩片状を呈する。

132 176.66~176.80m  
・変質している。  
・岩質は脆い。

135 181.92~185.02m  
・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

130 171.35~172.20m  
・変質している。  
・割れ目が密集し、岩片状を呈する。

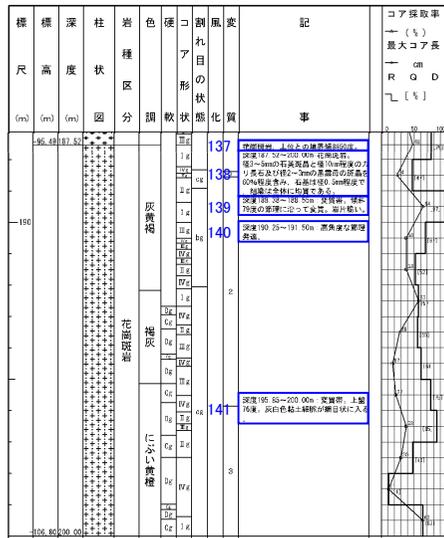
132 176.66~176.80m  
・変質している。  
・岩質は脆い。

135 181.92~185.02m  
・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
128	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-127頁)。	—	—	—
129	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-128頁)。	—	—	—
130	・変質している区間の境界傾斜、割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
131	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—
132	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
133	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-129頁)。	—	—	—
134	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—
135	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
136	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—

# H19-No.17

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事
138 187.52~200.00m ・花崗斑岩である。
139 188.38~188.55m ・変質している。 ・割れ目に沿って変質しており、岩片は脆い。
141 195.85~200.00m ・変質している。 ・灰白色の粘土細脈が網目状に分布する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
138 187.52~200.00m ・花崗斑岩である。
139 188.38~188.55m ・変質している。 ・割れ目に沿って変質しており、岩片は脆い。
141 195.85~200.00m ・変質している。 ・灰白色の粘土細脈が網目状に分布する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
138 187.52~200.00m ・花崗斑岩である。
139 188.38~188.55m ・変質している。 ・割れ目に沿って変質しており、岩片は脆い。
141 195.85~200.00m ・変質している。 ・灰白色の粘土細脈が網目状に分布する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
138 187.52~200.00m ・花崗斑岩である。
139 188.38~188.55m ・変質している。 ・割れ目に沿って変質しており、岩片は脆い。
141 195.85~200.00m ・変質している。 ・灰白色の粘土細脈が網目状に分布する。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
137,138	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
139	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
140	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—
141	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

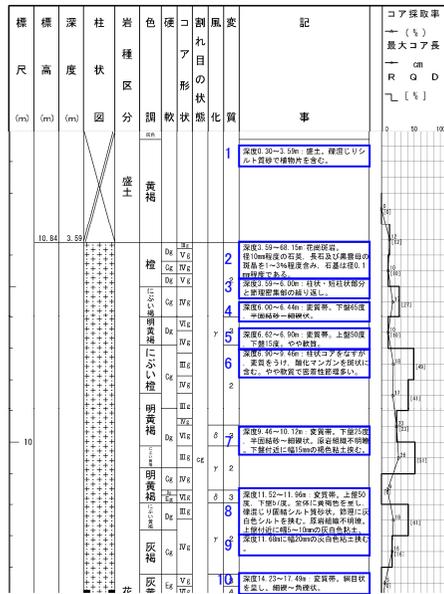
余白

**H19-No.19**

余白

# H19-No.19

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
----

1	0.00~3.59m ・盛土である。
2	3.59~43.49m ・花崗斑岩である。
7	9.46~10.12m ・変質している。 ・半固結砂～細礫状を呈する。
8	11.52~11.96m ・変質している。 ・黄褐色を呈し、礫混じり固結シルト質砂状を呈する。
10	14.23~17.49m ・変質している。 ・細礫～角礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

1	0.00~3.59m ・盛土である。
2	3.59~43.49m ・花崗斑岩である。
7	9.46~10.12m ・変質している。 ・半固結砂～細礫状を呈する。
8	11.52~11.96m ・変質している。 ・黄褐色を呈し、礫混じり固結シルト質砂状を呈する。
10	14.23~17.49m ・変質している。 ・細礫～角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・盛土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、構成粒子に関する記載は削除。	変更なし	変更なし
2	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
3	・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
4	・半固結砂～細礫状を呈するが、直線性に乏しいことから削除。	—	—
5	・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。	—	—
6	・硬軟や割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・酸化マンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
7	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・原岩組織の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・粘土を挟むが、上端下端の境界面が不明瞭であることから削除。	変更なし	変更なし
8,9	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・原岩組織の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・一部に粘土を挟むが、連続性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし
10	・網目状については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H19-No.19

## 委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	種	種	調	ア	目	波	事	(%)
			区	別	査	目	形	長		最大コア長
			分	分	査	状	状			cm
					査	態	態			R
					査	質	質			Q
					査					D
					査					L
					査					(%)
			断層岩		黄褐色	軟	11	11	高度14.73~14.86m(=1.13m) 破砕帯(10)。上層部は、下部砂質。厚120cm。褐色粘土。原岩組織の残留性。	
					灰白		12	12	高度17.48~17.84m(=0.36m) 破砕帯(10)。上層部は、砂質シルト状。褐色粘土を伴った固結部。厚50cm。	
					灰白		13	13	高度17.84~18.17m(=0.33m) 破砕帯(10)。下部砂質。厚33cm。褐色粘土を伴った固結部。	
					灰白		14	14	高度18.17~18.20m(=0.03m) 破砕帯(10)。上部砂質。下部砂質。厚3cm。褐色粘土を伴った固結部。	
					黄褐色	軟	15	15	高度18.20~18.38m(=0.18m) 破砕帯(10)。上部砂質。下部砂質。厚18cm。褐色粘土を伴った固結部。奥方に褐色粘土の層状。下部は2mmの褐色粘土を伴った固結部。	
					黄褐色	軟	16	16	高度18.38~19.70m(=1.32m) 破砕帯(10)。傾斜は28°。厚132cm。破砕帯の下部は、全体に黄褐色細粒砂質シルト状。厚約10cm。下部は、砂質シルト状。厚約5cm。	
					黄褐色	軟	17	17	高度19.70m(=0.00m) 破砕帯(10)。厚0cm。破砕帯の下部は、砂質シルト状。厚約5cm。	
					黄褐色	軟	18	18	高度19.70~20.00m(=0.30m) 破砕帯(10)。厚30cm。破砕帯の下部は、砂質シルト状。厚約5cm。	
					黄褐色	軟	19	19	高度20.00~20.00m(=0.00m) 破砕帯(10)。厚0cm。破砕帯の下部は、砂質シルト状。厚約5cm。	
					黄褐色	軟	20	20	高度20.00~23.70m(=3.70m) 破砕帯(10)。傾斜は28°。厚370cm。破砕帯の下部は、全体に黄褐色細粒砂質シルト状。厚約10cm。下部は、砂質シルト状。厚約5cm。	

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
11	●14.73~14.86m(f-19-1破砕帯) ・破砕帯である。 ・褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は13.0cmである。 ・走向・傾斜はN42° W63° Eである。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は27°である。
12	●17.48~19.70m(D-26破砕帯) ・破砕帯である。 ・正断層センスである。 ・主ににふい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・褐色の未固結粘土状部：累計幅2.3cm ・走向・傾斜はN36° W65° Eである。
18	21.46~23.70m ・変質している。 ・礫混じりシルト質砂状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
11	●14.73~14.86m(f-19-1破砕帯) ・破砕帯である。 ・褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は13.0cmである。 ・走向・傾斜はN42° W63° Eである。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は27°である。
12	●17.48~19.70m(D-26破砕帯) ・破砕帯である。 ・正断層センスである。 ・主ににふい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・褐色の未固結粘土状部：累計幅2.3cm ・走向・傾斜はN36° W65° Eである。
20	21.46~23.70m ・変質している。 ・礫混じりシルト質砂状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
11	●14.73~14.86m(f-19-1破砕帯) ・破砕帯である。 ・褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は13.0cmである。 ・走向・傾斜はN42° W63° Eである。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は27°である。
12	●17.48~19.70m(D-26破砕帯) ・破砕帯である。 ・正断層センスである。 ・主ににふい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・褐色の未固結粘土状部：累計幅2.3cm ・走向・傾斜はN36° W65° Eである。
20	21.46~23.70m ・変質している。 ・礫混じりシルト質砂状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし
12~18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質や破砕を伴う岩盤の劣化の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>・原岩組織の明瞭さについては、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・網目状構造については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色調	硬軟	割れ目	風化	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	(mm)	区分	調	状	形	化	事	(%)
30									<p>21 深度22.44~22.46m(破砕帯⑩)、土質粘り強い。黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。</p> <p>22 深度22.70~22.74m(破砕帯⑪)、土質粘り強い。黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。</p> <p>23 深度23.03~23.04m(実層部)、やや粘り強いシルト層状部。</p> <p>24 深度23.19~23.22m(破砕帯⑫)、土質粘り強い。黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。</p>	2
40									<p>25 深度23.57~23.62m(破砕帯⑬)、土質粘り強い。黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。</p> <p>26 深度23.82~23.85m(破砕帯⑭)、土質粘り強い。黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。</p> <p>27 深度23.85~23.87m(破砕帯⑮)、土質粘り強い。黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。</p> <p>28 深度23.92~23.95m(破砕帯⑯)、土質粘り強い。黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。</p> <p>29 深度23.97~24.00m(破砕帯⑰)、土質粘り強い。黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。</p> <p>30 深度24.00~24.03m(破砕帯⑱)、土質粘り強い。黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。</p> <p>31 深度24.03~24.06m(破砕帯⑲)、土質粘り強い。黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。</p> <p>32 深度24.06~24.09m(破砕帯⑳)、土質粘り強い。黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。</p> <p>33 深度24.09~24.12m(破砕帯㉑)、土質粘り強い。黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。</p> <p>34 深度24.12~24.15m(破砕帯㉒)、土質粘り強い。黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。</p> <p>35 深度24.15~24.18m(破砕帯㉓)、土質粘り強い。黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。</p> <p>36 深度24.18~24.21m(実層部)、硬軟不明瞭。黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。</p> <p>37 深度24.21~24.24m(実層部)、硬軟不明瞭。黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。</p> <p>38 深度24.24~24.27m(実層部)、硬軟不明瞭。黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。</p> <p>39 深度24.27~24.30m(実層部)、硬軟不明瞭。黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。</p> <p>40 深度24.30~24.33m(実層部)、硬軟不明瞭。黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。</p> <p>41 深度24.33~24.36m(実層部)、硬軟不明瞭。黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。</p>	2

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
<p>21 ●22.44~22.46m ・破砕部である。 ・黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。 ・走向・傾斜はN34° W72° Eである。 ・上端境界の傾斜は46°、下端境界の傾斜は49°である。</p> <p>22 ●23.70~35.14m(浦底断層) ・破砕部である。 ・左ずれ逆断層センスである。 ・主に褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・褐色の未固結粘土状部、累計幅1.8cm ・走向・傾斜はN41° W87° NEである。</p> <p>35 35.14~38.85m ・変質している。 ・浅黄色と黒褐色を帯びた半固結シルト状、網目状の褐色・灰白色シルト~粘土状、角礫~細礫状を呈する。</p>

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
<p>21 ●22.44~22.46m ・破砕部である。 ・黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。 ・走向・傾斜はN34° W72° Eである。 ・上端境界の傾斜は46°、下端境界の傾斜は49°である。</p> <p>22 ●23.70~35.14m(浦底断層) ・破砕部である。 ・左ずれ逆断層センスである。 ・主に褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・褐色の未固結粘土状部、累計幅1.8cm ・走向・傾斜はN41° W87° NEである。</p> <p>36 35.14~38.85m ・変質している。 ・浅黄色と黒褐色を帯びた半固結シルト状、網目状の褐色・灰白色シルト~粘土状、角礫~細礫状を呈する。</p>

## 審査資料 (令和2年2月7日)

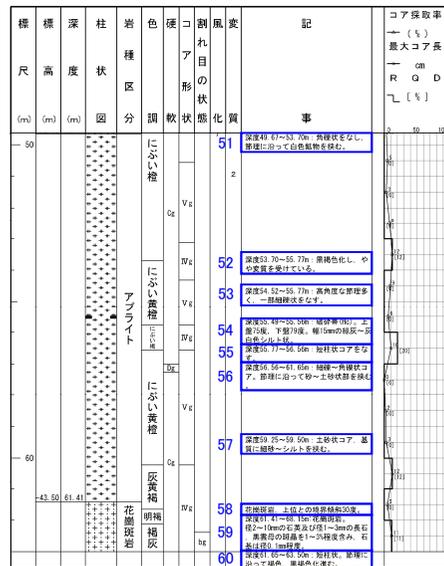
記事
<p>21 ●22.44~22.46m ・破砕部である。 ・黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。 ・走向・傾斜はN34° W72° Eである。 ・上端境界の傾斜は46°、下端境界の傾斜は49°である。</p> <p>22 ●23.70~35.14m(浦底断層) ・破砕部である。 ・左ずれ逆断層センスである。 ・主に褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・褐色の未固結粘土状部、累計幅1.8cm ・走向・傾斜はN41° W87° NEである。</p> <p>36 35.14~38.85m ・変質している。 ・浅黄色と黒褐色を帯びた半固結シルト状、網目状の褐色・灰白色シルト~粘土状、角礫~細礫状を呈する。</p>

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし
22~35	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書から申請書提出までの間に行った破砕部の再観察により破砕部の区間を統合。再観察では、破砕部に挟まれた区間について、破砕部と同系統の割れ目が分布することから、一連の破砕部であると判断した。</li> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・“原岩不明瞭”、“石英粒子が多く残る”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> <li>・“網目状に褐色シルトを挟む”との記載については、シルトの連続性や直線性に乏しく、固結礫状部に含めているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
36~41	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している区間を一括記載。</li> <li>・シームという用語については削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-147~149頁)。</li> <li>・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし



# H19-No.19

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
54 ●55.49～55.56m (f-19-5破砕帯) ・破砕部である。 ・緑灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.50mである。 ・走向・傾斜はN20° W82° Wである。 ・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は79°である。
59 61.41～68.15m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
54 ●55.49～55.56m (f-19-5破砕帯) ・破砕部である。 ・緑灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.50mである。 ・走向・傾斜はN20° W82° Wである。 ・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は79°である。
59 61.41～68.15m ・花崗斑岩である。

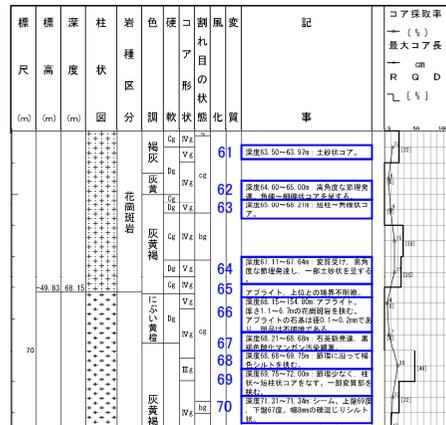
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
54 ●55.49～55.56m (f-19-5破砕帯) ・破砕部である。 ・緑灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.50mである。 ・走向・傾斜はN20° W82° Wである。 ・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は79°である。
59 61.41～68.15m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
51	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>・割れ目沿いの鉱物の挟在については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—
52	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変色については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。</li> </ul>	—	—
53	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>・一部で細礫状を呈するが、連続性に乏しいことから削除。</li> </ul>	—	—
54	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩 (断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト) を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし
55	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> </ul>	—	—
56	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>・割れ目沿いに砂～土砂状部を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。</li> </ul>	—	—
57	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂状を呈し、細砂～シルトを挟在するが、掘削時の機械割れと判断し削除。</li> </ul>	—	—
58,59	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> <li>・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
60	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—

# H19-No.19

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
64	67.11~67.64m ・割れ目が多く、一部土砂状を呈する。
66	68.15~137.60m ・アブライトである。 ・幅1.1~6.7mmの花崗斑岩を挟む。
67	68.21~68.68m ・石英脈が発達し、黒褐色酸化マンガン汚染が顕著である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
64	67.11~67.64m ・割れ目が多く、一部土砂状を呈する。
66	68.15~137.60m ・アブライトである。 ・幅1.1~6.7mmの花崗斑岩を挟む。
67	68.21~68.68m ・石英脈が発達し、黒褐色酸化マンガン汚染が顕著である。

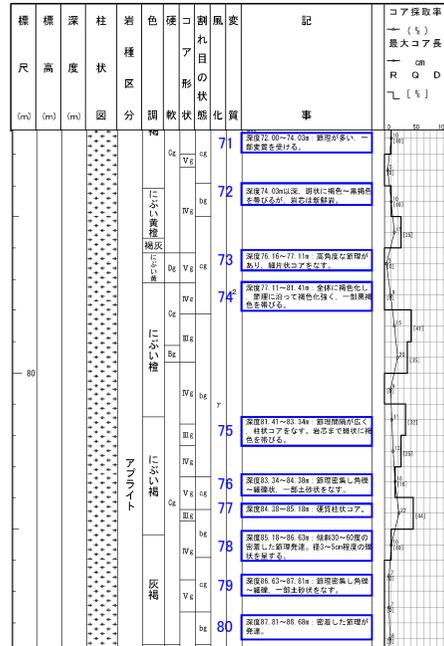
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
64	67.11~67.64m ・割れ目が多く、一部土砂状を呈する。
66	68.15~137.60m ・アブライトである。 ・幅1.1~6.7mmの花崗斑岩を挟む。
67	68.21~68.68m ・石英脈が発達し、黒褐色酸化マンガン汚染が顕著である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
61	・土砂状を呈するが、当該区間の上部については連続性に乏しく、下部については掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
62	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
63	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—
64	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
65,66	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
67	変更なし	変更なし	変更なし
68	・シルトを挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
69	・コア形状及び割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・一部で変質部を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
70	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-150頁)。	—	—

# H19-No.19

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
71 72.00~74.03m ・割れ目が多く、一部変質している。
73 76.16~77.11m ・高角度な割れ目があり、細片状を呈する。
76 83.34~84.38m ・割れ目が多く、角礫~細礫状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
71 72.00~74.03m ・割れ目が多く、一部変質している。
73 76.16~77.11m ・高角度な割れ目があり、細片状を呈する。
76 83.34~84.38m ・割れ目が多く、角礫~細礫状を呈する。

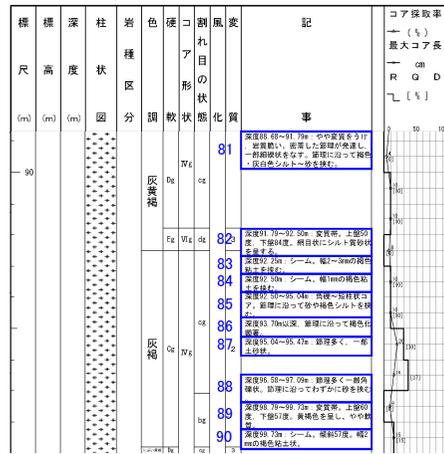
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
71 72.00~74.03m ・割れ目が多く、一部変質している。
73 76.16~77.11m ・高角度な割れ目があり、細片状を呈する。
76 83.34~84.38m ・割れ目が多く、角礫~細礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
71	変更なし	変更なし	変更なし
72	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—
73	変更なし	変更なし	変更なし
74	・色調、割れ目治いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
75	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—
76	・角礫~細礫状の区間であり、一部土砂状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	変更なし	変更なし
77	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
78	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
79	・角礫~細礫状の区間であり、一部土砂状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
80	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—

# H19-No.19

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
87. 95.04~95.47m, 96.58~97.09m 88. ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
87. 95.04~95.47m, 96.58~97.09m 88. ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
87. 95.04~95.47m, 96.58~97.09m 88. ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
81	<ul style="list-style-type: none"> <li>脆弱化や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>割れ目沿いにシルト～砂を挟在するが、いずれも連続性に乏しいことから削除。</li> </ul>	—	—
82～84	<ul style="list-style-type: none"> <li>網目状にシルト質砂状を呈するが、系統的でなく、連続性に乏しいことから削除。</li> <li>シームについては削除。</li> <li>シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-151,152頁)。</li> </ul>	—	—
85	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>割れ目沿いに砂やシルトを挟在するが、いずれも連続性に乏しいことから削除。</li> </ul>	—	—
86	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—
87,88	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目の多い区間を一括記載し、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。</li> <li>一部土砂状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。</li> <li>割れ目沿いに砂を挟在するが、いずれも連続性に乏しいことから削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
89	<ul style="list-style-type: none"> <li>変質を伴う硬軟については、岩級区分で示しているため削除。</li> </ul>	—	—
90	<ul style="list-style-type: none"> <li>シームについては削除。</li> <li>シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-153頁)。</li> </ul>	—	—

# H19-No.19

## 委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深さ	柱状	岩種	色調	硬軟	割れ目	風化	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	区分	調	軟	目	状	事	(%)
							形	化		最大コア長
							状	質		cm
							態			R Q D
							別			[%]
100				花崗斑岩	灰黄	硬	割れ目	花崗斑岩	91	99.73~100.76m
				花崗斑岩	灰黄	硬	割れ目	花崗斑岩	92	100.76~102.15m
				花崗斑岩	灰黄	硬	割れ目	花崗斑岩	93	102.70~103.70m
				花崗斑岩	灰黄	硬	割れ目	花崗斑岩	94	104.85~108.00m
				花崗斑岩	灰黄	硬	割れ目	花崗斑岩	95	103.94~104.03m
				花崗斑岩	灰黄	硬	割れ目	花崗斑岩	96	103.94~104.03m
				花崗斑岩	灰黄	硬	割れ目	花崗斑岩	97	106.15m
				花崗斑岩	灰黄	硬	割れ目	花崗斑岩	98	106.15m
				花崗斑岩	灰黄	硬	割れ目	花崗斑岩	99	106.15m

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
記事

## 審査資料案

記事
91 99.73~100.76m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。
92 100.76~102.15m ・変質している。
94 102.70~103.70m、104.85~108.00m ・花崗斑岩を挟む。
95 103.94~104.03m ・変質している。 ・細礫状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
91 99.73~100.76m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。
92 100.76~102.15m ・変質している。
94 102.70~103.70m、104.85~108.00m ・花崗斑岩を挟む。
95 103.94~104.03m ・変質している。 ・細礫状を呈する。

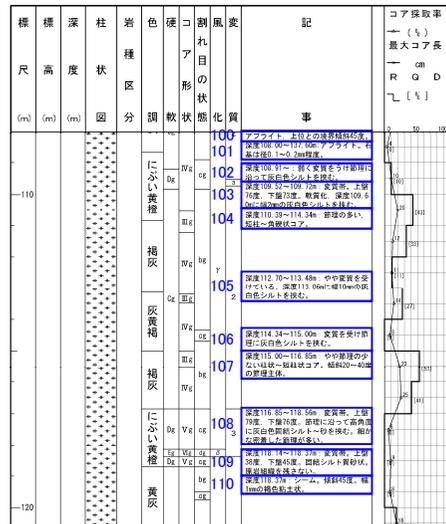
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
91 99.73~100.76m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。
92 100.76~102.15m ・変質している。
94 102.70~103.70m、104.85~108.00m ・花崗斑岩を挟む。
95 103.94~104.03m ・変質している。 ・細礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
91	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達については、“コア形状”欄に基づき短柱状と記載。</li> <li>・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
92	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脆弱化や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>・割れ目沿いにシルトを挟むが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
93,94,96	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。</li> <li>・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> <li>・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
95	<ul style="list-style-type: none"> <li>・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
97,98,99	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-154頁)。</li> <li>・変質し、一部で礫混じり砂質シルト状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	—	—

# H19-No.19

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

103 109.52~109.72m  
・変質している。  
・灰白色シルト状を呈する。

108 116.85~118.56m  
・変質している。  
・灰白色固結シルト～砂状を呈する。

109 118.14~118.37m  
・変質している。  
・固結シルト質砂状である。

記事

103 109.52~109.72m  
・変質している。  
・灰白色シルト状を呈する。

108 116.85~118.56m  
・変質している。  
・灰白色固結シルト～砂状を呈する。

109 118.14~118.37m  
・変質している。  
・固結シルト質砂状である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

103 109.52~109.72m  
・変質している。  
・灰白色シルト状を呈する。

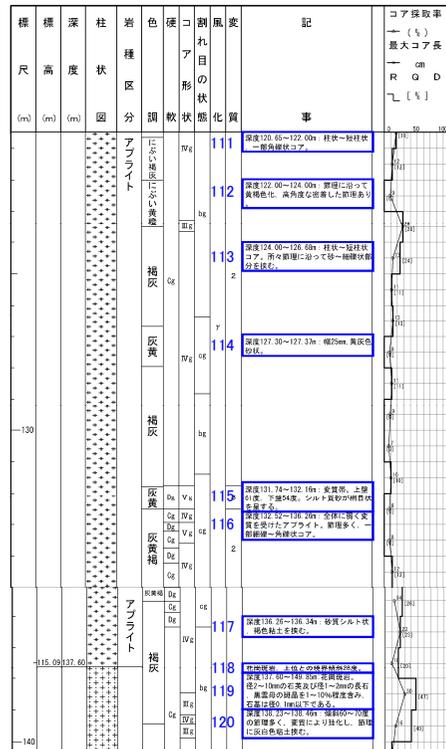
108 116.85~118.56m  
・変質している。  
・灰白色固結シルト～砂状を呈する。

109 118.14~118.37m  
・変質している。  
・固結シルト質砂状である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
100,101	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アブライトの深度区間については、記事No.66で記載しているため削除。</li> <li>・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> <li>・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	-	-
102	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目沿いにシルトを挟在するが、連続性に乏しいことから削除。</li> </ul>	-	-
103	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している区間の境界傾斜、シルトを挟在する深度の記載については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
104	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> </ul>	-	-
105	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。</li> <li>・一部でシルトを挟在するが、連続性に乏しいことから削除。</li> </ul>	-	-
106	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないことから削除。</li> <li>・一部割れ目沿いにシルトを挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	-	-
107	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> </ul>	-	-
108	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
109	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・原岩組織の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
110	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-155頁)。</li> </ul>	-	-

# H19-No.19

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事  
137.60~149.85m  
・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事  
137.60~149.85m  
・花崗斑岩である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事  
137.60~149.85m  
・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
111	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
112	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色、割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—
113	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・一部の割れ目沿いに砂～細礫を挟在するが、周囲の割れ目と差異が認められないことから削除。	—	—
114	・砂状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
115	・一部でシルト質砂を含むが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
116	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・一部で細～角礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
117	・砂質シルト状を呈し、粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
118,119	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
120	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・珪化については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

# H19-No.19

## 委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	コ	割	風	記	コア採取事
(m)	(m)	(m)	区	種	調	軟	ア	れ	速	事	(%)
			分	別	状	化	目	目	の		最大コア長
							の	形	状		cm
							状	状	状		R Q D
							化	化	化		[%]
				花崗斑岩			CE	121	121	深度140.25~140.80m、やや厚層を呈する硬軟な角礫状砂岩。深度140.70mに幅約10mmの灰白色シルトを挟む。	
				花崗斑岩			CE	122	122	深度141.95~142.34m、やや厚層を呈する硬軟な角礫状砂岩。深度142.20mに幅約10mmの灰白色シルトを挟む。	
				花崗斑岩			CE	123	123	深度142.34~142.38m、硬軟な角礫状砂岩。深度142.38mに幅約10mmの灰白色シルトを挟む。	
				花崗斑岩			CE	124	124	深度142.38~142.39m、硬軟な角礫状砂岩。深度142.39mに幅約10mmの灰白色シルトを挟む。	
				花崗斑岩			CE	125	125	深度144.38~146.30m、全体に軟弱な角礫状砂岩。深度144.38mに幅約10mmの灰白色シルトを挟む。	
				花崗斑岩			CE	126	126	深度146.35~147.40m、厚層の多い硬軟な角礫状砂岩。深度146.35mに幅約10mmの灰白色シルトを挟む。	
				花崗斑岩			CE	127	127	深度147.93~148.12m、硬軟な角礫状砂岩。深度147.93mに幅約10mmの灰白色シルトを挟む。	
				花崗斑岩			CE	128	128	深度148.85~154.80m、硬軟な角礫状砂岩。深度148.85mに幅約10mmの灰白色シルトを挟む。	
				花崗斑岩			CE	129	129	深度150.52~151.52m、硬軟な角礫状砂岩。深度150.52mに幅約10mmの灰白色シルトを挟む。	
				花崗斑岩			CE	130	130	深度151.52~151.52m、硬軟な角礫状砂岩。深度151.52mに幅約10mmの灰白色シルトを挟む。	

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
124 126	142.34~147.40m ・割れ目が多く、角礫状～短柱状を呈する。
127, 128	●147.93~148.12m(f-19-6破砕帯) ・破砕部である。 ・主に灰褐色の固結礫状部からなる。 ・黄灰色の未固結粘土状部：累計幅7.0cm ・走向・傾斜はN13°E68°Eである。
129	149.85~154.80m ・アプライトである。
130	150.52~151.52m ・変質している。 ・断面状に灰白色シルトを挟む。

## 審査資料

(平成30年11月30日)

記事	
124 126	142.34~147.40m ・割れ目が多く、角礫状～短柱状を呈する。
127, 128	●147.93~148.12m(f-19-6破砕帯) ・破砕部である。 ・主に灰褐色の固結礫状部からなる。 ・黄灰色の未固結粘土状部：累計幅7.0cm ・走向・傾斜はN13°E68°Eである。
129	149.85~154.80m ・アプライトである。
130	150.52~151.52m ・変質している。 ・断面状に灰白色シルトを挟む。

## 審査資料

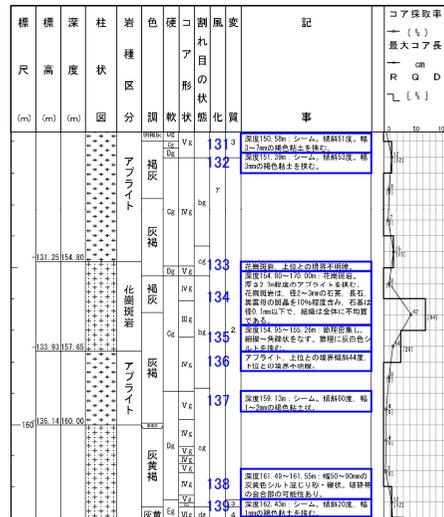
(令和2年2月7日)

記事	
124 126	142.34~147.40m ・割れ目が多く、角礫状～短柱状を呈する。
127, 128	●147.93~148.12m(f-19-6破砕帯) ・破砕部である。 ・主に灰褐色の固結礫状部からなる。 ・黄灰色の未固結粘土状部：累計幅7.0cm ・走向・傾斜はN13°E68°Eである。
129	149.85~154.80m ・アプライトである。
130	150.52~151.52m ・変質している。 ・断面状に灰白色シルトを挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
121	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・一部にシルトを挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
122,123	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・軟質化し、一部にシルトを挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
124~126	・割れ目の発達状況について、区間を統合して一括記載。 ・“コア形状”欄に基づき、角礫状～短柱状と記載。	変更なし	変更なし
127,128	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
129	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
130	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H19-No.19

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
134 154.80~170.00m ・花崗斑岩である。
135 154.95~155.20m ・割れ目が密集し、細礫~角礫状を呈する。
136 157.65~160.00m ・アブライトである。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
134 154.80~170.00m ・花崗斑岩である。
135 154.95~155.20m ・割れ目が密集し、細礫~角礫状を呈する。
136 157.65~160.00m ・アブライトである。

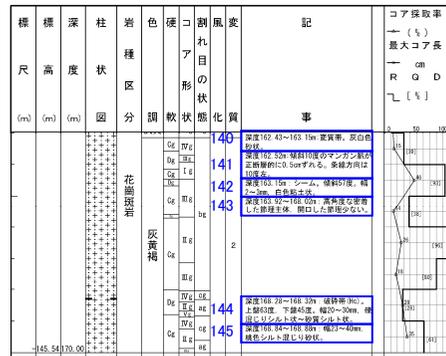
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
134 154.80~170.00m ・花崗斑岩である。
135 154.95~155.20m ・割れ目が密集し、細礫~角礫状を呈する。
136 157.65~160.00m ・アブライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
131	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-156頁)。	—	—
132	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-157頁)。	—	—
133,134	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。 ・当該区間に挟在するアブライトについては、個別に記載するため削除。	変更なし	変更なし
135	・コア形状及び割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・一部の割れ目沿いにシルトを挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし
136	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
137	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-158頁)。	—	—
138	・シルト混じり砂・礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
139	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-159頁)。	—	—

# H19-No.19

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
140	162.43~163.15m ・変質している。 ・灰白色砂状を呈する。
144	●168.28~168.32m ・破砕部である。 ・主に明青灰色の固結粘土状部からなる。 ・明青灰色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・上端境界の傾斜は63°、下端境界の傾斜は45°である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
140	162.43~163.15m ・変質している。 ・灰白色砂状を呈する。
144	●168.28~168.32m ・破砕部である。 ・主に明青灰色の固結粘土状部からなる。 ・明青灰色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・上端境界の傾斜は63°、下端境界の傾斜は45°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
140	162.43~163.15m ・変質している。 ・灰白色砂状を呈する。
144	●168.28~168.32m ・破砕部である。 ・主に明青灰色の固結粘土状部からなる。 ・明青灰色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・上端境界の傾斜は63°、下端境界の傾斜は45°である。

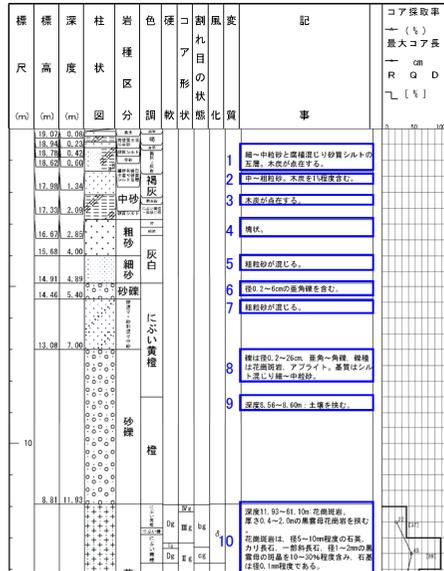
記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
140~142	・マンガン脈が見かけ正断層的にずれる旨と条線について記載されているが、マンガン脈をずらしている割れ目の連続性に乏しいことから削除。 ・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-160頁)。	変更なし	変更なし
143	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
144	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
145	・シルト混じり砂状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—

**H19-No.8**

余白

# H19-No.8

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
1	0.00~0.42m ・細~中粒砂と有機質土混じり砂、砂質シルトの互層である。 ・炭化木が点在する。
2	0.42~2.09m ・中~粗粒砂である。 ・炭化木を含む。
3	2.09~2.85m ・砂質シルトである。 ・炭化木が点在する。
5	2.85~4.89m ・細~粗粒砂である。 4.89~5.40m ・砂礫である。
6	5.40~7.00m ・径0.2~6mmの垂直礫を含む。 5.40~7.00m ・礫混じり砂である。
7	7.00~11.93m ・砂礫である。
8	・礫は径0.2~26cm、垂直~角礫、礫種は花崗斑岩、アブライトである。
9	8.56~9.60m ・土壌を挟む。
10	11.93~29.32m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
1	0.00~0.42m ・細~中粒砂と有機質土混じり砂、砂質シルトの互層である。 ・炭化木が点在する。
2	0.42~2.09m ・中~粗粒砂である。 ・炭化木を含む。
3	2.09~2.85m ・砂質シルトである。 ・炭化木が点在する。
5	2.85~4.89m ・細~粗粒砂である。 4.89~5.40m ・砂礫である。
6	5.40~7.00m ・径0.2~6mmの垂直礫を含む。 5.40~7.00m ・礫混じり砂である。
7	7.00~11.93m ・砂礫である。
8	・礫は径0.2~26cm、垂直~角礫、礫種は花崗斑岩、アブライトである。
9	8.56~9.60m ・土壌を挟む。
10	11.93~29.32m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
1	0.00~0.42m ・細~中粒砂と有機質土混じり砂、砂質シルトの互層である。 ・炭化木が点在する。
2	0.42~2.09m ・中~粗粒砂である。 ・炭化木を含む。
3	2.09~2.85m ・砂質シルトである。 ・炭化木が点在する。
5	2.85~4.89m ・細~粗粒砂である。 4.89~5.40m ・砂礫である。
6	5.40~7.00m ・径0.2~6mmの垂直礫を含む。 5.40~7.00m ・礫混じり砂である。
7	7.00~11.93m ・砂礫である。
8	・礫は径0.2~26cm、垂直~角礫、礫種は花崗斑岩、アブライトである。
9	8.56~9.60m ・土壌を挟む。
10	11.93~29.32m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の見直し(腐植混じり有機質土混じり)。</li> <li>・表現の見直し(木炭一炭化木)。</li> <li>・柱状図に合わせて区間深度を記載。(誤記)0.00~1.34mと書くべきところを誤って0.00~0.42mと記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の見直し(木炭一炭化木)。</li> <li>・柱状図に合わせて区間深度を記載。(誤記)1.34~2.09mと書くべきところを誤って0.42~2.09mと記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱状図に合わせて砂質シルトと記載。</li> <li>・表現の見直し(木炭一炭化木)。</li> </ul>	変更なし	変更なし
4.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂について、区間を統合して一括記載し、柱状図に合わせて細~粗粒砂と記載。</li> <li>・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、塊状については削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱状図に合わせて砂礫と記載。</li> <li>・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粗粒砂については削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱状図に合わせて砂礫と記載。</li> <li>・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、基質については削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
9	変更なし	変更なし	変更なし
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。</li> <li>・黒雲母花崗岩の挟在については、柱状図に合わせて個別に説明することとしているため削除。</li> <li>・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし

# H19-No.8

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

## 審査資料案

11. 13.02~13.16m, 13.34~13.61m  
・長石の粘土化が著しい。  
13  
15.81m  
・幅5~10mmの石英脈を挟む。  
16  
17.40~19.70m  
・黒雲母花崗岩である。  
18  
19.70~27.62m  
・花崗斑岩である。  
20

## 審査資料 (平成30年11月30日)

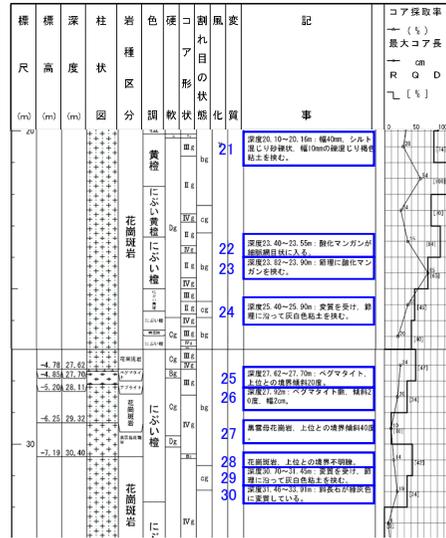
11. 13.02~13.16m, 13.34~13.61m  
・長石の粘土化が著しい。  
13  
15.81m  
・幅5~10mmの石英脈を挟む。  
16  
17.40~19.70m  
・黒雲母花崗岩である。  
18  
19.70~27.62m  
・花崗斑岩である。  
20

## 審査資料 (令和2年2月7日)

11. 13.02~13.16m, 13.34~13.61m  
・長石の粘土化が著しい。  
13  
15.81m  
・幅5~10mmの石英脈を挟む。  
16  
17.40~19.70m  
・黒雲母花崗岩である。  
18  
19.70~27.62m  
・花崗斑岩である。  
20

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11,13	・長石の粘土化が著しい区間を一括記載。	変更なし	変更なし
12	・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。	—	—
14,15	・砂礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
16	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
17	・長石の変質については、補足的なものであるため削除。	—	—
18	・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・長石の変質については、補足的なものであるため削除。	—	—
20	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
21	20. 10~20. 16m ・幅40mmのシルト混じり砂礫状、幅10mmの礫混じり褐色粘土を挟む。
22	23. 40~23. 55m ・酸化マンガンが細脈網目状に入る。
23	23. 82~23. 90m ・割れ目に酸化マンガンを挟む。
25	27. 62~27. 70m ・ペグマタイトである。
a	27. 70~28. 11m ・アプライトである。
26	27. 92m ・幅2cmのペグマタイト脈を挟む。
27	29. 32~30. 40m ・黒雲母花崗岩である。
30	30. 40~33. 45m ・花崗斑岩である。 ・割れ目に沿って灰白色粘土を挟む。 ・斜長石が緑灰色に変質している。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

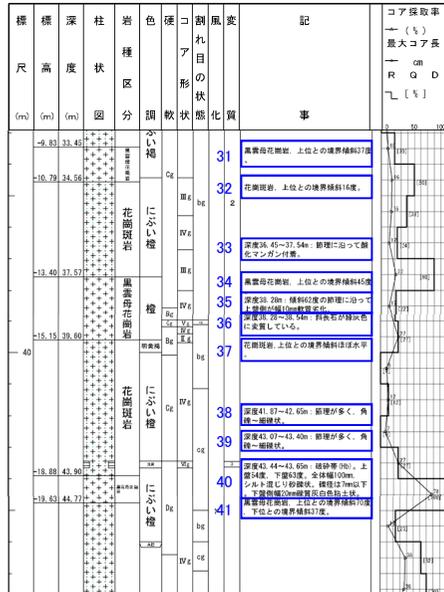
記事	
21	20. 10~20. 16m ・幅40mmのシルト混じり砂礫状、幅10mmの礫混じり褐色粘土を挟む。
22	23. 40~23. 55m ・酸化マンガンが細脈網目状に入る。
23	23. 82~23. 90m ・割れ目に酸化マンガンを挟む。
25	27. 62~27. 70m ・ペグマタイトである。
a	27. 70~28. 11m ・アプライトである。
26	27. 92m ・幅2cmのペグマタイト脈を挟む。
27	29. 32~30. 40m ・黒雲母花崗岩である。
30	30. 40~33. 45m ・花崗斑岩である。 ・割れ目に沿って灰白色粘土を挟む。 ・斜長石が緑灰色に変質している。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
21	20. 10~20. 16m ・幅40mmのシルト混じり砂礫状、幅10mmの礫混じり褐色粘土を挟む。
22	23. 40~23. 55m ・酸化マンガンが細脈網目状に入る。
23	23. 82~23. 90m ・割れ目に酸化マンガンを挟む。
25	27. 62~27. 70m ・ペグマタイトである。
a	27. 70~28. 11m ・アプライトである。
26	27. 92m ・幅2cmのペグマタイト脈を挟む。
27	29. 32~30. 40m ・黒雲母花崗岩である。
30	30. 40~33. 45m ・花崗斑岩である。 ・割れ目に沿って灰白色粘土を挟む。 ・斜長石が緑灰色に変質している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	変更なし	変更なし	変更なし
22	変更なし	変更なし	変更なし
23	変更なし	変更なし	変更なし
24	・変質を伴い粘土を挟在するが、いずれも連続性に乏しいことから削除。	—	—
25	・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
a	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
26	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
27	・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩とその深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
28~30	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間とその区間内における変質について一括記載。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
31 33.45~34.56m ・黒雲母花崗岩である。
32 34.56~37.57m ・花崗斑岩である。
33 36.45~37.54m ・割れ目に沿って酸化マンガン付着。
34 37.57~39.60m ・黒雲母花崗岩である。
37 39.60~43.90m ・花崗斑岩である。
38 41.87~42.65m, 43.07~43.40m ・割れ目が多く、角礫~細礫状を呈する。
39 43.44~43.65m (f-8-1破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN16° W82° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は54°、下端境界の傾斜は63°である。
40 43.90~44.47m ・黒雲母花崗岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
31 33.45~34.56m ・黒雲母花崗岩である。
32 34.56~37.57m ・花崗斑岩である。
33 36.45~37.54m ・割れ目に沿って酸化マンガン付着。
34 37.57~39.60m ・黒雲母花崗岩である。
37 39.60~43.90m ・花崗斑岩である。
38 41.87~42.65m, 43.07~43.40m ・割れ目が多く、角礫~細礫状を呈する。
39 43.44~43.65m (f-8-1破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN16° W82° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は54°、下端境界の傾斜は63°である。
41 43.90~44.47m ・黒雲母花崗岩である。

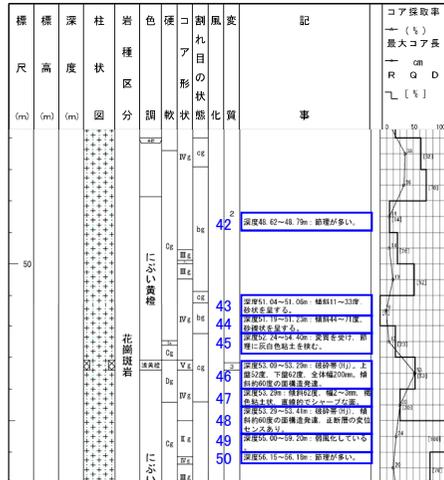
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
31 33.45~34.56m ・黒雲母花崗岩である。
32 34.56~37.57m ・花崗斑岩である。
33 36.45~37.54m ・割れ目に沿って酸化マンガン付着。
34 37.57~39.60m ・黒雲母花崗岩である。
37 39.60~43.90m ・花崗斑岩である。
38 41.87~42.65m, 43.07~43.40m ・割れ目が多く、角礫~細礫状を呈する。
39 43.44~43.65m (f-8-1破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN16° W82° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は54°、下端境界の傾斜は63°である。
41 43.90~44.47m ・黒雲母花崗岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
31	・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
32	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
33	変更なし	変更なし	変更なし
34	・柱状図に合わせて黒雲母花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
35	・割れ目沿いに軟質劣化するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
36	・斜長石の変質については、補足的なものであるため削除。	—	—
37	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
38,39	・角礫~細礫状の区間を一括記載。	変更なし	変更なし
40	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22)までの間に行った、断面岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断面岩(断面ガウジ、断面角礫、カタクレーサイト)を判断。断面ガウジを未固結粘土状部、断面角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断面ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
41	・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H19-No.8

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
b 44.77~61.10m ・花崗斑岩である。
45 52.24~54.40m ・変質を受け、割れ目に灰白色粘土を挟む。
46 53.09~53.41m(f-8-2破砕帯) ・破砕部である。 ・浅黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN9° W86° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は52°である。
48

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
b 44.77~61.10m ・花崗斑岩である。
45 52.24~54.40m ・変質を受け、割れ目に灰白色粘土を挟む。
46 53.09~53.41m(f-8-2破砕帯) ・破砕部である。 ・浅黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN9° W86° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は52°である。
48

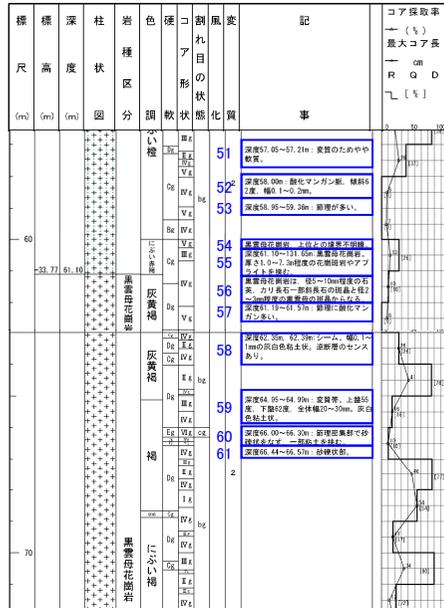
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
b 44.77~61.10m ・花崗斑岩である。
45 52.24~54.40m ・変質を受け、割れ目に灰白色粘土を挟む。
46 53.09~53.41m(f-8-2破砕帯) ・破砕部である。 ・浅黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN9° W86° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は52°である。
48

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
b	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
42	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
43	・砂状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
44	・砂礫状を呈するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
45	変更なし	変更なし	変更なし
46~48	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・カタクレーサイト中に挟むフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟むもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。</li> <li>・“面構造発達”との記載については、複合面構造を示したものであるが、上記再観察による最新活動面近傍の明瞭なせん断構造・変形構造の有無について、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・“直線的でシャープな面”との記載については、再観察による最新活動面の平滑さについて、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・“正断層の変位センスあり”との記載については、肉眼観察に基づくものであり、審査資料では薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載することとしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
49	・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—
50	・割れ目が多いが、周囲の岩盤の劣化が認められないことから削除。	—	—

# H19-No.8

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
55	61.10~131.65m ・黒雲母花崗岩である。 ・幅1.0~7.3m程度の花崗斑岩やアブライトを挟む。
57	61.19~61.57m ・割れ目に酸化マンガン多い。
58	62.35m, 62.39m ・変質している。 ・幅0.1~1mmの灰白色粘土状を呈する。
59	64.95~64.99m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。
60, 61	66.00~66.30m, 66.44~66.57m ・割れ目密集部で砂礫状を呈する。 ・一部、粘土を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
55	61.10~131.65m ・黒雲母花崗岩である。 ・幅1.0~7.3m程度の花崗斑岩やアブライトを挟む。
57	61.19~61.57m ・割れ目に酸化マンガン多い。
58	62.35m, 62.39m ・変質している。 ・幅0.1~1mmの灰白色粘土状を呈する。
59	64.95~64.99m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。
60, 61	66.00~66.30m, 66.44~66.57m ・割れ目密集部で砂礫状を呈する。 ・一部、粘土を挟む。

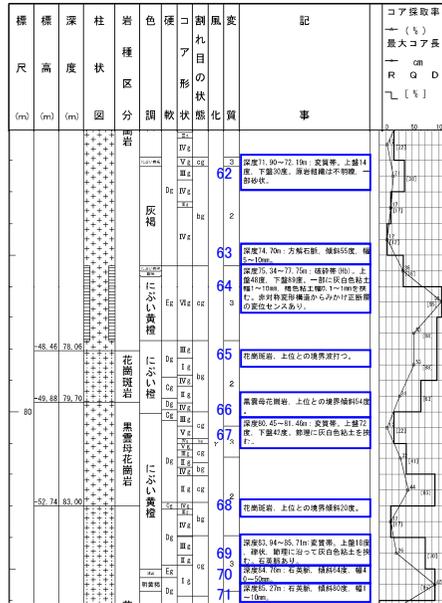
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
55	61.10~131.65m ・黒雲母花崗岩である。 ・幅1.0~7.3m程度の花崗斑岩やアブライトを挟む。
57	61.19~61.57m ・割れ目に酸化マンガン多い。
58	62.35m, 62.39m ・変質している。 ・幅0.1~1mmの灰白色粘土状を呈する。
59	64.95~64.99m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。
60, 61	66.00~66.30m, 66.44~66.57m ・割れ目密集部で砂礫状を呈する。 ・一部、粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	・変質し、やや軟質となるが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
52	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
53	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
54~56	・岩種境界の明瞭さ傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
57	変更なし	変更なし	変更なし
58	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-48頁)。 ・“変質”欄に基づき変質していると記載。 ・シームの幅については、補足的なものであるため削除。 ・“逆断層のセンスあり”との記載については、不明瞭であるため削除。	変更なし	変更なし
59	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
60,61	砂礫状の区間を一括記載。	変更なし	変更なし

# H19-No.8

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
62 71.90~72.19m ・変質している。
63 74.70m ・幅5~10mmの方解石脈を挟む。
64 ●75.34~77.75m(D-25破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° W8° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟存する。
65 78.06~79.70m ・花崗斑岩である。
66 79.70~83.00m ・黒雲母花崗岩である。 80.45~81.46m ・変質している。 ・割れ目に灰白色粘土を挟む。
67 83.00~90.35m ・花崗斑岩である。
68 83.94~85.71m ・変質している。 ・塊状、割れ目に沿って灰白色粘土を挟む。
69 84.76m ・幅40~50mmの石英脈を挟む。
70 85.27m ・幅1~10mmの石英脈を挟む。
71

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
62 71.90~72.19m ・変質している。
63 74.70m ・幅5~10mmの方解石脈を挟む。
64 ●75.34~77.75m(D-25破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° W8° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟存する。
65 78.06~79.70m ・花崗斑岩である。
66 79.70~83.00m ・黒雲母花崗岩である。 80.45~81.46m ・変質している。 ・割れ目に灰白色粘土を挟む。
67 83.00~90.35m ・花崗斑岩である。
68 83.94~85.71m ・変質している。 ・塊状、割れ目に沿って灰白色粘土を挟む。
69 84.76m ・幅40~50mmの石英脈を挟む。
70 85.27m ・幅1~10mmの石英脈を挟む。
71

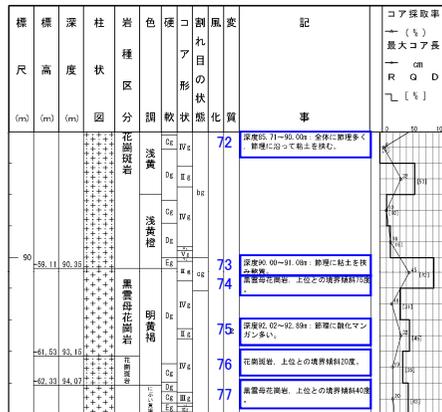
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
62 71.90~72.19m ・変質している。
63 74.70m ・幅5~10mmの方解石脈を挟む。
64 ●75.34~77.75m(D-25破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° W8° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟存する。
65 78.06~79.70m ・花崗斑岩である。
66 79.70~83.00m ・黒雲母花崗岩である。 80.45~81.46m ・変質している。 ・割れ目に灰白色粘土を挟む。
67 83.00~90.35m ・花崗斑岩である。
68 83.94~85.71m ・変質している。 ・塊状、割れ目に沿って灰白色粘土を挟む。
69 84.76m ・幅40~50mmの石英脈を挟む。
70 85.27m ・幅1~10mmの石英脈を挟む。
71

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
62	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・原岩組織の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> <li>・一部砂状を呈するが、連続性に乏しいことから削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
63	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
64	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層帯(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・カタクレーサイト中に挟存するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟存するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・“みかけ正断層の変位センスあり”との記載については、肉眼観察に基づくものであり、審査資料では薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載することとしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
65	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。</li> <li>・岩種境界の形態については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
66	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩の深度区間を記載。</li> <li>・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
67	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
68	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。</li> <li>・岩種境界については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
69	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・鉱物脈については、別途、個別に説明しているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
70	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
71	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし

# H19-No.8

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
72	85.71~90.00m ・全体に割れ目が多く、割れ目に沿って粘土を挟む。
74	90.35~93.15m ・黒雲母花崗岩である。
75	92.02~92.89m ・割れ目に酸化マンガン多い。
76	93.15~94.07m ・花崗斑岩である。
77	94.07~100.15m ・黒雲母花崗岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

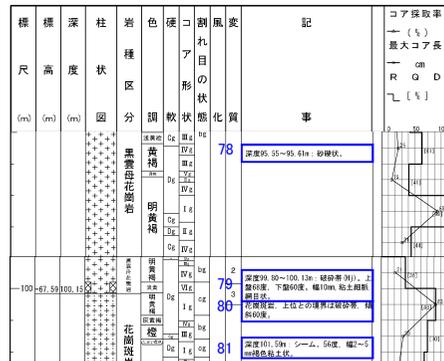
記事	
72	85.71~90.00m ・全体に割れ目が多く、割れ目に沿って粘土を挟む。
74	90.35~93.15m ・黒雲母花崗岩である。
75	92.02~92.89m ・割れ目に酸化マンガン多い。
76	93.15~94.07m ・花崗斑岩である。
77	94.07~100.15m ・黒雲母花崗岩である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
72	85.71~90.00m ・全体に割れ目が多く、割れ目に沿って粘土を挟む。
74	90.35~93.15m ・黒雲母花崗岩である。
75	92.02~92.89m ・割れ目に酸化マンガン多い。
76	93.15~94.07m ・花崗斑岩である。
77	94.07~100.15m ・黒雲母花崗岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
72	変更なし	変更なし	変更なし
73	・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
74	・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
75	変更なし	変更なし	変更なし
76	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
77	・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
79	<ul style="list-style-type: none"> <li>●99.80~100.13m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。</li> <li>・走向・傾斜はN42° W58° Eである。</li> <li>・フィルム状の粘土を挟在する。</li> <li>・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は60°である。</li> </ul>
c	<ul style="list-style-type: none"> <li>100.15~103.45m</li> <li>・花崗斑岩である。</li> </ul>
81	<ul style="list-style-type: none"> <li>101.59m</li> <li>・変質している。</li> <li>・褐色粘土状を呈する。</li> </ul>

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
79	<ul style="list-style-type: none"> <li>●99.80~100.13m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。</li> <li>・走向・傾斜はN42° W58° Eである。</li> <li>・フィルム状の粘土を挟在する。</li> <li>・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は60°である。</li> </ul>
c	<ul style="list-style-type: none"> <li>100.15~103.45m</li> <li>・花崗斑岩である。</li> </ul>
81	<ul style="list-style-type: none"> <li>101.59m</li> <li>・変質している。</li> <li>・褐色粘土状を呈する。</li> </ul>

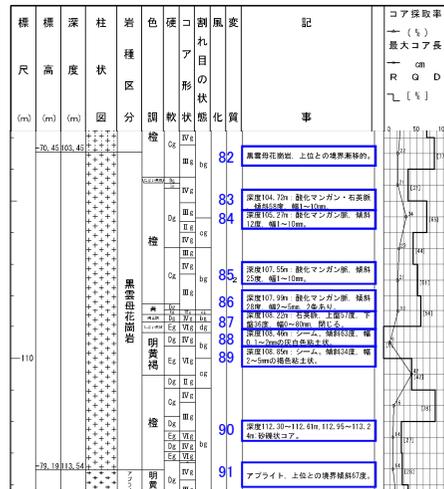
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
79	<ul style="list-style-type: none"> <li>●99.80~100.13m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。</li> <li>・走向・傾斜はN42° W58° Eである。</li> <li>・フィルム状の粘土を挟在する。</li> <li>・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は60°である。</li> </ul>
c	<ul style="list-style-type: none"> <li>100.15~103.45m</li> <li>・花崗斑岩である。</li> </ul>
81	<ul style="list-style-type: none"> <li>101.59m</li> <li>・変質している。</li> <li>・褐色粘土状を呈する。</li> </ul>

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
78	・砂礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
79	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破碎幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
80,c	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。</li> <li>・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・岩種境界の破碎帯の記載については、記事No.79で説明しているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
81	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームという用語については削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-49頁)。</li> <li>・“変質”欄に基づき変質していると記載。</li> <li>・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし

# H19-No.8

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
82 103.45~113.54m ・黒雲母花崗岩である。
90 112.30~112.61m, 112.95~113.24m ・砂裡状を呈する。
91 113.54~114.47m ・アプライトである。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
82 103.45~113.54m ・黒雲母花崗岩である。
90 112.30~112.61m, 112.95~113.24m ・砂裡状を呈する。
91 113.54~114.47m ・アプライトである。

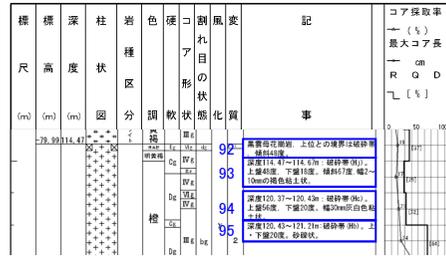
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
82 103.45~113.54m ・黒雲母花崗岩である。
90 112.30~112.61m, 112.95~113.24m ・砂裡状を呈する。
91 113.54~114.47m ・アプライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
82	・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
83~87	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
88,89	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-50,51頁)。	—	—
90	変更なし	変更なし	変更なし
91	・柱状図に合わせてアプライトの深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H19-No.8

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
92	114.47~131.65m ・黒雲母花崗岩である。 ●114.47~114.67m ・破砕部である。
93	・洗黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN56° W85° Eである。 ・上端境界の傾斜は48°、下端境界の傾斜は18°である。
94、95	●120.37~121.21m ・破砕部である。 ・主ににぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN7° E72° Eである。 ・上端境界の傾斜は56°、下端境界の傾斜は20°である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
92	114.47~131.65m ・黒雲母花崗岩である。 ●114.47~114.67m ・破砕部である。
93	・洗黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN56° W85° Eである。 ・上端境界の傾斜は48°、下端境界の傾斜は18°である。
94、95	●120.37~121.21m ・破砕部である。 ・主ににぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN7° E72° Eである。 ・上端境界の傾斜は56°、下端境界の傾斜は20°である。

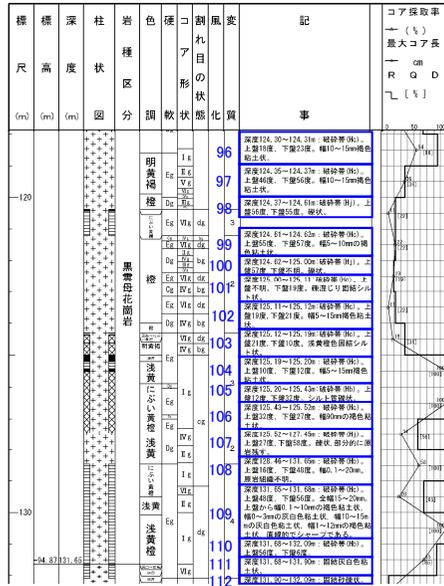
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
92	114.47~131.65m ・黒雲母花崗岩である。 ●114.47~114.67m ・破砕部である。
93	・洗黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN56° W85° Eである。 ・上端境界の傾斜は48°、下端境界の傾斜は18°である。
94、95	●120.37~121.21m ・破砕部である。 ・主ににぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN7° E72° Eである。 ・上端境界の傾斜は56°、下端境界の傾斜は20°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
92	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせて黒雲母花崗岩の深度区間を記載。</li> <li>岩種境界については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
93	<ul style="list-style-type: none"> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>“傾斜67°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。</li> <li>幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
94、95	<ul style="list-style-type: none"> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。</li> <li>幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし

# H19-No.8

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

●124.30~132.09m(浦底断層)  
・破砕部である。  
・左ずれセンスである。  
・主に褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。  
・褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm  
・走向・傾斜はN15° W66° Eである。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

●124.30~132.09m(浦底断層)  
・破砕部である。  
・左ずれセンスである。  
・主に褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。  
・褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm  
・走向・傾斜はN15° W66° Eである。

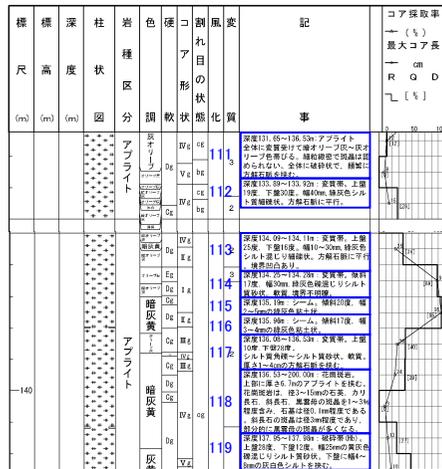
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

●124.30~132.09m(浦底断層)  
・破砕部である。  
・左ずれセンスである。  
・主に褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。  
・褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm  
・走向・傾斜はN15° W66° Eである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
96~112	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告書から申請書提出までの間に行った破砕部の再観察により破砕部の区間を統合。再観察では、破砕部に挟まれた区間について、破砕部と同系統の割れ目が分布することから、一連の破砕部であると判断した。</li> <li>破砕帯名を記載。</li> <li>薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。</li> <li>“部分的に原岩残す”、“原岩組織不明”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> <li>“直線的でシャープである”との記載については、再観察による最新活動面の平滑さについて、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
111	131.65~136.53m ・安山岩である。 ・全体に変質し、暗オリーブ灰~灰オリーブ色を帯びる。 ・全体に方解石脈を挟む。
112	133.89~133.92m ・変質している。 ・緑灰色シルト質細礫状を呈する。
113	134.09~134.11m ・変質している。 ・緑灰色シルト混じり細礫状を呈する。 ・境界に凹凸あり。
114	134.25~134.28m ・変質している。 ・緑灰色凝結シリシルト質砂状で軟質である。
117	136.08~136.53m ・変質している。 ・シルト質角礫~砂状で軟質である。
118	136.53~200.00m ・花崗斑岩である。 ・上部に幅6.7mのアプライトを挟む。
119	●137.95~137.98m(F-8-8破砕帯) ・破砕帯である。 ・黄灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN33° W60° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は12°である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
111	131.65~136.53m ・安山岩である。 ・全体に変質し、暗オリーブ灰~灰オリーブ色を帯びる。 ・全体に方解石脈を挟む。
112	133.89~133.92m ・変質している。 ・緑灰色シルト質細礫状を呈する。
113	134.09~134.11m ・変質している。 ・緑灰色シルト混じり細礫状を呈する。 ・境界に凹凸あり。
114	134.25~134.28m ・変質している。 ・緑灰色凝結シリシルト質砂状で軟質である。
117	136.08~136.53m ・変質している。 ・シルト質角礫~砂状で軟質である。
118	136.53~200.00m ・花崗斑岩である。 ・上部に幅6.7mのアプライトを挟む。
119	●137.95~137.98m(F-8-8破砕帯) ・破砕帯である。 ・黄灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN33° W60° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は12°である。

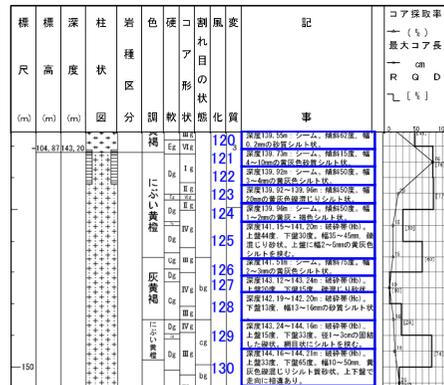
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
111	131.65~136.53m ・安山岩である。 ・全体に変質し、暗オリーブ灰~灰オリーブ色を帯びる。 ・全体に方解石脈を挟む。
112	133.89~133.92m ・変質している。 ・緑灰色シルト質細礫状を呈する。
113	134.09~134.11m ・変質している。 ・緑灰色シルト混じり細礫状を呈する。 ・境界に凹凸あり。
114	134.25~134.28m ・変質している。 ・緑灰色凝結シリシルト質砂状で軟質である。
117	136.08~136.53m ・変質している。 ・シルト質角礫~砂状で軟質である。
118	136.53~200.00m ・花崗斑岩である。 ・上部に幅6.7mのアプライトを挟む。
119	●137.95~137.98m(F-8-8破砕帯) ・破砕帯である。 ・黄灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN33° W60° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は12°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
111	(誤記)アプライトと書くべきところを誤って安山岩と記載。 ・斑晶については、補足的なものであるため削除。 ・劣化部については、個別に記載することとしており、全体に破砕状であるとのまとめ書きの記載は削除。	変更なし	変更なし
112	・変質している区間の境界傾斜や幅、鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
113	・変質している区間の境界傾斜や幅、鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
114	・変質している区間の境界傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
115,116	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-52,53頁)。	—	—
117	・変質している区間の境界傾斜や幅、鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
118	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
119	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし

# H19-No.8

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
125	<ul style="list-style-type: none"> <li>●141.15~141.20m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・暗灰色の固結礫状部からなる。</li> <li>・走向・傾斜はN76° E26° Sである。</li> <li>・上端境界の傾斜は44°、下端境界の傾斜は30°である。</li> </ul>
127	<ul style="list-style-type: none"> <li>●143.12~144.21m(D-34破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・主にふい黄褐色の固結礫状部からなる。</li> <li>・黄灰色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm</li> <li>・走向・傾斜はN39° W64° Eである。</li> <li>・下端境界の傾斜は13°である。</li> </ul>
130	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
125	<ul style="list-style-type: none"> <li>●141.15~141.20m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・暗灰色の固結礫状部からなる。</li> <li>・走向・傾斜はN76° E26° Sである。</li> <li>・上端境界の傾斜は44°、下端境界の傾斜は30°である。</li> </ul>
127	<ul style="list-style-type: none"> <li>●143.12~144.21m(D-34破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・主にふい黄褐色の固結礫状部からなる。</li> <li>・黄灰色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm</li> <li>・走向・傾斜はN39° W64° Eである。</li> <li>・下端境界の傾斜は13°である。</li> </ul>
130	

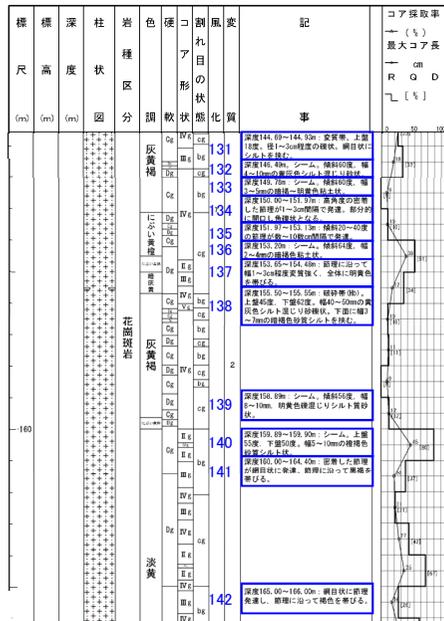
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
125	<ul style="list-style-type: none"> <li>●141.15~141.20m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・暗灰色の固結礫状部からなる。</li> <li>・走向・傾斜はN76° E26° Sである。</li> <li>・上端境界の傾斜は44°、下端境界の傾斜は30°である。</li> </ul>
127	<ul style="list-style-type: none"> <li>●143.12~144.21m(D-34破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・主にふい黄褐色の固結礫状部からなる。</li> <li>・黄灰色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm</li> <li>・走向・傾斜はN39° W64° Eである。</li> <li>・下端境界の傾斜は13°である。</li> </ul>
130	

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
120~122,124	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-54~57頁)。</li> </ul>	—	—
123	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部で黄灰色礫混じりシルト状を呈するが、シルトの連続性に乏しいことから削除。</li> </ul>	—	—
125	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
126	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-58頁)。</li> </ul>	—	—
127~130	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誤記修正(143.19~143.20m→142.19~142.20m)。</li> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・上記再観察による上端境界及び下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映(上端境界については不明瞭であるため削除)。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・“網目状にシルトを挟む”との記載については、シルトの連続性や直線性に乏しく、固結礫状部に含めているため削除。</li> <li>・“上下盤で走向に相違あり”との記載については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし

# H19-No.8

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
131	144.69~144.93m ・変質している。 ・上端境界の傾斜は18°である。 ・径1~3cm程度の礫状を呈する。 ・網目状にシルトを挟む。
134	150.00~151.97m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
138	●155.50~155.55m(f-8-11破砕帯) ・破砕部である。 ・黄灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN12° W86° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は62°である。
141, 142	160.00~166.00m ・帯着した割れ目が網目状に発達する。 ・割れ目に沿って褐色を帯びる。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

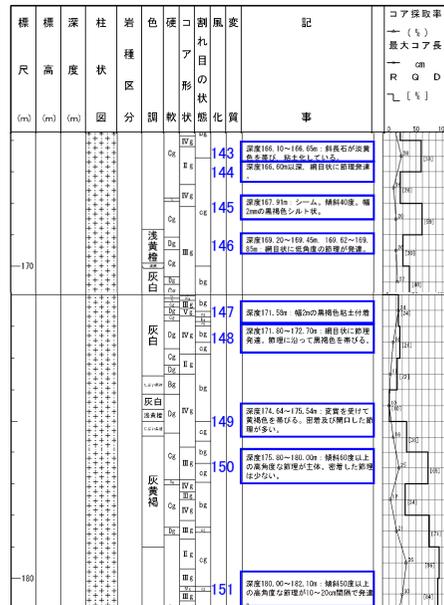
記事	
131	144.69~144.93m ・変質している。 ・上端境界の傾斜は18°である。 ・径1~3cm程度の礫状を呈する。 ・網目状にシルトを挟む。
134	150.00~151.97m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
138	●155.50~155.55m(f-8-11破砕帯) ・破砕部である。 ・黄灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN12° W86° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は62°である。
141, 142	160.00~166.00m ・帯着した割れ目が網目状に発達する。 ・割れ目に沿って褐色を帯びる。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
131	144.69~144.93m ・変質している。 ・上端境界の傾斜は18°である。 ・径1~3cm程度の礫状を呈する。 ・網目状にシルトを挟む。
134	150.00~151.97m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
138	●155.50~155.55m(f-8-11破砕帯) ・破砕部である。 ・黄灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN12° W86° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は62°である。
141, 142	160.00~166.00m ・帯着した割れ目が網目状に発達する。 ・割れ目に沿って褐色を帯びる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
131	変更なし	変更なし	変更なし
132,133	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-59,60頁)。	—	—
134	・割れ目間隔については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
135	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
136	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-61頁)。	—	—
137	・変質を伴う割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
138	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
139,140	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-62,63頁)。	—	—
141,142	・網目状の割れ目の発達について、区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
143 166.10~166.65m ・斜長石が淡黄色を帯び、粘土化している。
146 169.20~169.45m, 169.62~169.85m ・網目状に低角度の割れ目が発達する。
148 171.80~172.70m ・網目状に割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って黒褐色を帯びる。
149 174.64~175.54m ・変質を受けて黄褐色を帯びており、密着及び開口した割れ目が多い。
151 180.00~182.10m ・高角度の割れ目が10~20cm間隔で発達する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

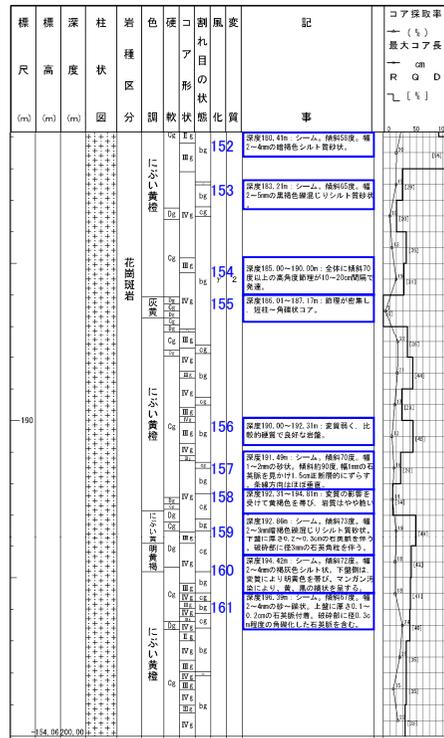
記事
143 166.10~166.65m ・斜長石が淡黄色を帯び、粘土化している。
146 169.20~169.45m, 169.62~169.85m ・網目状に低角度の割れ目が発達する。
148 171.80~172.70m ・網目状に割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って黒褐色を帯びる。
149 174.64~175.54m ・変質を受けて黄褐色を帯びており、密着及び開口した割れ目が多い。
151 180.00~182.10m ・高角度の割れ目が10~20cm間隔で発達する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
143 166.10~166.65m ・斜長石が淡黄色を帯び、粘土化している。
146 169.20~169.45m, 169.62~169.85m ・網目状に低角度の割れ目が発達する。
148 171.80~172.70m ・網目状に割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って黒褐色を帯びる。
149 174.64~175.54m ・変質を受けて黄褐色を帯びており、密着及び開口した割れ目が多い。
151 180.00~182.10m ・高角度の割れ目が10~20cm間隔で発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
143	変更なし	変更なし	変更なし
144	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
145	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-64頁)。	—	—
146	変更なし	変更なし	変更なし
147	・粘土が付着するが、連続性に乏しいため削除。	—	—
148	変更なし	変更なし	変更なし
149	変更なし	変更なし	変更なし
150	・割れ目の傾斜、割れ目の密着状態については、補足的なものであるため削除。	—	—
151	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
154	185.00~190.00m ・全体に高角度の割れ目が10~20cm間隔で発達する。
158	192.31~194.81m ・変質の影響を受けて黄褐色を帯び、岩質はやや脆い。
161	196.39m ・幅1~2mmの石英脈に沿って、砂~礫状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
154	185.00~190.00m ・全体に高角度の割れ目が10~20cm間隔で発達する。
158	192.31~194.81m ・変質の影響を受けて黄褐色を帯び、岩質はやや脆い。
161	196.39m ・幅1~2mmの石英脈に沿って、砂~礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
154	185.00~190.00m ・全体に高角度の割れ目が10~20cm間隔で発達する。
158	192.31~194.81m ・変質の影響を受けて黄褐色を帯び、岩質はやや脆い。
161	196.39m ・幅1~2mmの石英脈に沿って、砂~礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
152,153	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-65,66頁)。	—	—
154	変更なし	変更なし	変更なし
155	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
156	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—
157	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-67頁)。	—	—
158	変更なし	変更なし	変更なし
159,160	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-68,69頁)。	—	—
161	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-70頁)。 ・砂~礫状部の傾斜や幅や粒径については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

余白

H20-①-2

余白



委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	コ	調	風	記	コ
尺	度		状	種	区	度	調	目	化	事	ア
(m)	(m)	(m)	因	分	調	状	状	状	質		取
			花崗斑岩	花崗斑岩	淡黄橙	11	10.70~22.11m	花崗斑岩	11	10.70~22.11m	採取率
			赤橙	赤橙	赤橙	12	22.11~31.61m	赤橙	12	22.11~31.61m	最大コア径
			淡黄橙	淡黄橙	淡黄橙	13	31.61~41.11m	淡黄橙	13	31.61~41.11m	cm
			黄橙	黄橙	黄橙	14	41.11~50.61m	黄橙	14	41.11~50.61m	R Q D
			花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	15	50.61~60.11m	花崗斑岩	15	50.61~60.11m	L [%]

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事
10.70~32.11m
11 花崗斑岩である。 ・全体に風化、変質し原岩組織が不明瞭である。
●11.73~11.91m
12 主に灰白色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅7.0cm ・上端境界の傾斜は67°、下端境界の傾斜は25°である。
13.27~13.61m
14 アブライトである。
13.52~14.81m
15 18.15~18.54m
・赤橙色化する。 ・アブライトである。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事
10.70~32.11m
11 花崗斑岩である。 ・全体に風化、変質し原岩組織が不明瞭である。
●11.73~11.91m
12 主に灰白色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅7.0cm ・上端境界の傾斜は67°、下端境界の傾斜は25°である。
13.27~13.61m
14 アブライトである。
13.52~14.81m
15 18.15~18.54m
・赤橙色化する。 ・アブライトである。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
10.70~32.11m
11 花崗斑岩である。 ・全体に風化、変質し原岩組織が不明瞭である。
●11.73~11.91m
12 主に灰白色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅7.0cm ・上端境界の傾斜は67°、下端境界の傾斜は25°である。
13.27~13.61m
14 アブライトである。
13.52~14.81m
15 18.15~18.54m
・赤橙色化する。 ・アブライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
12	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破碎幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“縞状構造がみられる”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
13	一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
14	変更なし	変更なし	変更なし
15	一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし

# H20-①-2

## 委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬	コ	調	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	分	調	状	目	化	質	事	(%)
20			花崗斑岩	黄褐色	硬	粗	塊状	粗	塊状		100
	47.81	22.06								16	
	47.83	22.80								17	
	47.29	23.30								18	
	46.81	23.89								19	
			花崗斑岩	灰白	硬	粗	塊状	粗	塊状	20	

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
●22.63~22.66m (f-①-2-2破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・灰白色の未固結礫状部及び暗褐色の未固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結礫状部：累計幅1.0cm ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm ・走向・傾斜はN62° E33° Nである。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は56°である。
16
22.66~22.83m、23.30~23.89m ・アブライトである。
17
22.91~23.08m ・変質している。 ・灰白色粘土からなる。 ・膨脹が著しい。 ・上端境界の傾斜は77°、下端境界の傾斜は62°である。
18
24.74~24.80m ・変質している。 ・灰白色粘土が層目状に分布する。
19
25.64~25.73m ・変質している。 ・灰白色粘土が層目状に分布する。
20

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
●22.63~22.66m (f-①-2-2破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・灰白色の未固結礫状部及び暗褐色の未固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結礫状部：累計幅1.0cm ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm ・走向・傾斜はN62° E33° Nである。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は56°である。
16
22.66~22.83m、23.30~23.89m ・アブライトである。
17
22.91~23.08m ・変質している。 ・灰白色粘土からなる。 ・膨脹が著しい。 ・上端境界の傾斜は77°、下端境界の傾斜は62°である。
18
24.74~24.80m ・変質している。 ・灰白色粘土が層目状に分布する。
19
25.64~25.73m ・変質している。 ・灰白色粘土が層目状に分布する。
20

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
●22.63~22.66m (f-①-2-2破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・灰白色の未固結礫状部及び暗褐色の未固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結礫状部：累計幅1.0cm ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm ・走向・傾斜はN62° E33° Nである。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は56°である。
16
22.66~22.83m、23.30~23.89m ・アブライトである。
17
22.91~23.08m ・変質している。 ・灰白色粘土からなる。 ・膨脹が著しい。 ・上端境界の傾斜は77°、下端境界の傾斜は62°である。
18
24.74~24.80m ・変質している。 ・灰白色粘土が層目状に分布する。
19
25.64~25.73m ・変質している。 ・灰白色粘土が層目状に分布する。
20

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩 (断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト) を判断。その後、審査会合 (H29.12.22) から審査会合 (H30.11.30) までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結礫状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕帯を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅については、区間長を記載していることから削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅については、区間長を記載していることから削除。</li> <li>・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅については、区間長を記載していることから削除。</li> <li>・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし

# H20-①-2

## 委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	コ	調	風	波	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	軟	目	目	目	目	事	(%)
			分	別	別	状	形	状	状	状		最大コア長
			調	別	別	状	形	状	状	状		— cm
			別	別	別	状	形	状	状	状		R Q D
			別	別	別	状	形	状	状	状		— L (%)
44.04	27.37		花崗斑岩	淡褐色	硬	塊状	塊状	塊状	塊状	塊状	21	20.80~26.90m
43.79	27.62		花崗斑岩	淡褐色	硬	塊状	塊状	塊状	塊状	塊状	22	27.31~27.39m
41.70	30.21		花崗斑岩	淡褐色	硬	塊状	塊状	塊状	塊状	塊状	23	27.32~27.62m
41.54	30.66		花崗斑岩	淡褐色	硬	塊状	塊状	塊状	塊状	塊状	24	27.97~28.21m
40.10	32.11		花崗斑岩	淡褐色	硬	塊状	塊状	塊状	塊状	塊状	25	30.21~30.66m
			花崗斑岩	淡褐色	硬	塊状	塊状	塊状	塊状	塊状	a	30.66~30.11m
			花崗斑岩	淡褐色	硬	塊状	塊状	塊状	塊状	塊状	26	32.11~34.91m

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
21	26.80~26.90m ・割れ目沿いにマンガンが網目状に分布する
22	27.31~27.39m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
23	27.32~27.62m ・アフライトである。 27.97~28.21m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
24	30.21~30.66m ・アフライトである。
25	30.66~30.11m ・花崗斑岩である。
a	32.11~34.91m ・アフライトである。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

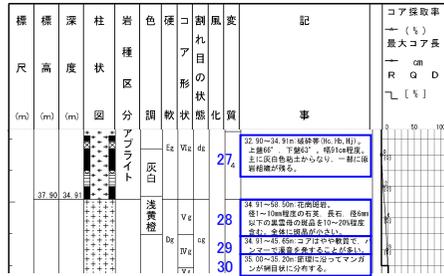
記事	
21	26.80~26.90m ・割れ目沿いにマンガンが網目状に分布する
22	27.31~27.39m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
23	27.32~27.62m ・アフライトである。 27.97~28.21m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
24	30.21~30.66m ・アフライトである。
25	30.66~30.11m ・花崗斑岩である。
a	32.11~34.91m ・アフライトである。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
26	26.80~26.90m ・割れ目沿いにマンガンが網目状に分布する
27	27.31~27.39m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
28	27.32~27.62m ・アフライトである。
29	27.97~28.21m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
30	30.21~30.66m ・アフライトである。
31	30.66~30.11m ・花崗斑岩である。
a	32.11~34.91m ・アフライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	変更なし	変更なし	変更なし
22	・幅については、区間長を記載していることから削除。 ・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
23	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
24	・幅については、区間長を記載していることから削除。 ・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
25	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
a	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 (誤記)32.11mと書くべきところを誤って30.11mと記載。	変更なし	変更なし
26	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事
●32.90~34.91m(D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部。累計幅2.0cm ・走向・傾斜はN18° W73° Wである。 ・上端境界の傾斜は66°、下端境界の傾斜は63°である。
27
34.91~115.00m ・花崗斑岩である。 ・全体に斑晶が小さい。
28
34.91~45.65m ・やや軟質で、ハンマーで濁音を発することが多い。
29
35.00~35.20m ・割れ目沿いにマンガンが網目状に分布する。
30

審査資料  
(平成30年11月30日)

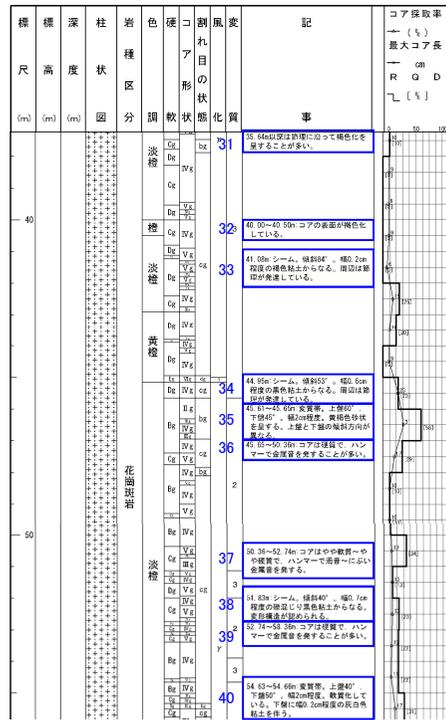
記事
●32.90~34.91m(D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部。累計幅2.0cm ・走向・傾斜はN18° W73° Wである。 ・上端境界の傾斜は66°、下端境界の傾斜は63°である。
27
34.91~115.00m ・花崗斑岩である。 ・全体に斑晶が小さい。
28
34.91~45.65m ・やや軟質で、ハンマーで濁音を発することが多い。
29
35.00~35.20m ・割れ目沿いにマンガンが網目状に分布する。
30

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
●32.90~34.91m(D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部。累計幅2.0cm ・走向・傾斜はN18° W73° Wである。 ・上端境界の傾斜は66°、下端境界の傾斜は63°である。
27
34.91~115.00m ・花崗斑岩である。 ・全体に斑晶が小さい。
28
34.91~45.65m ・やや軟質で、ハンマーで濁音を発することが多い。
29
35.00~35.20m ・割れ目沿いにマンガンが網目状に分布する。
30

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・“一部に原岩組織が残る”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。</li> <li>・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
29	変更なし	変更なし	変更なし
30	変更なし	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

審査資料案

記 事
31 35.64m以深 ・割れ目沿いに褐色化することが多い。
32 40.00~40.50m ・コアの表面が褐色化している。
33 41.08m ・幅0.2cmの褐色粘土である。
34 44.95m ・幅0.6cmの黒色粘土である。
45.61~45.65m ・変質している。
35 47.00m ・黄褐色の砂状を呈する。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は45°である。
36 45.65~50.36m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
37 50.36~52.74m ・やや軟質~やや硬質で、ハンマーで濁音~にぶい金属音を発する。
38 51.83m ・幅0.7cmの硬混じり黒色粘土である。
39 52.74~58.36m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
40 54.63~54.66m ・変質している。 ・軟質化している。 ・下端に幅約2cmの灰白色粘土を伴う。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事
31 35.64m以深 ・割れ目沿いに褐色化することが多い。
32 40.00~40.50m ・コアの表面が褐色化している。
33 41.08m ・幅0.2cmの褐色粘土である。
34 44.95m ・幅0.6cmの黒色粘土である。
45.61~45.65m ・変質している。
35 47.00m ・黄褐色の砂状を呈する。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は45°である。
36 45.65~50.36m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
37 50.36~52.74m ・やや軟質~やや硬質で、ハンマーで濁音~にぶい金属音を発する。
38 51.83m ・幅0.7cmの硬混じり黒色粘土である。
39 52.74~58.36m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
40 54.63~54.66m ・変質している。 ・軟質化している。 ・下端に幅約2cmの灰白色粘土を伴う。

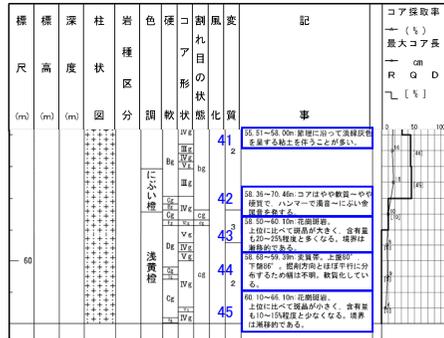
審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
31 35.64m以深 ・割れ目沿いに褐色化することが多い。
32 40.00~40.50m ・コアの表面が褐色化している。
33 41.08m ・幅0.2cmの褐色粘土である。
34 44.95m ・幅0.6cmの黒色粘土である。
45.61~45.65m ・変質している。
35 47.00m ・黄褐色の砂状を呈する。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は45°である。
36 45.65~50.36m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
37 50.36~52.74m ・やや軟質~やや硬質で、ハンマーで濁音~にぶい金属音を発する。
38 51.83m ・幅0.7cmの硬混じり黒色粘土である。
39 52.74~58.36m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
40 54.63~54.66m ・変質している。 ・軟質化している。 ・下端に幅約2cmの灰白色粘土を伴う。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	変更なし	変更なし	変更なし
32	変更なし	変更なし	変更なし
33	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-166頁)。 ・シームの傾斜や当該区間の周囲における割れ目の傾向については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
34	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-167頁)。 ・シームの傾斜や当該区間の周囲における割れ目の傾向については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
35	・幅については、区間長を記載していることから削除。 ・“上盤と下盤の傾斜方向が異なる”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
36	変更なし	変更なし	変更なし
37	変更なし	変更なし	変更なし
38	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-168頁)。 ・シームの傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・“変形構造が認められる”との記載については、変形構造が不明瞭であるため削除。	変更なし	変更なし
39	変更なし	変更なし	変更なし
40	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・幅については、区間長を記載していることから削除。	変更なし	変更なし

# H20-①-2

## 委託報告書 (平成20年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
41 55.51~58.00m ・割れ目沿いに淡緑灰色の粘土を伴うことが多い。
42 58.36~70.46m ・やや軟質～やや硬質で、ハンマーで濁音～にぶい金属音を発する。
44 58.68~59.39m ・変質している。 ・軟質化している。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

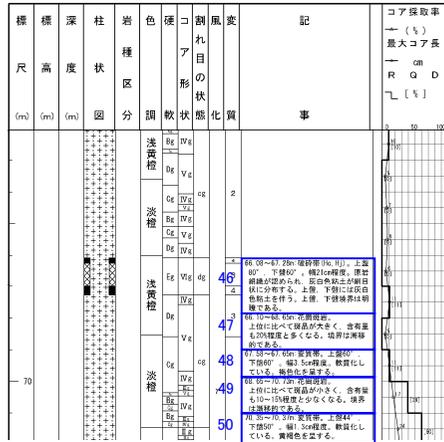
記事
41 55.51~58.00m ・割れ目沿いに淡緑灰色の粘土を伴うことが多い。
42 58.36~70.46m ・やや軟質～やや硬質で、ハンマーで濁音～にぶい金属音を発する。
44 58.68~59.39m ・変質している。 ・軟質化している。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
41 55.51~58.00m ・割れ目沿いに淡緑灰色の粘土を伴うことが多い。
42 58.36~70.46m ・やや軟質～やや硬質で、ハンマーで濁音～にぶい金属音を発する。
44 58.68~59.39m ・変質している。 ・軟質化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	変更なし	変更なし	変更なし
42	変更なし	変更なし	変更なし
43	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—
44	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事	
46	●66.08~67.28m (f-1)-2-4破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° E80° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上盤境界の傾斜は80°、下盤境界の傾斜は60°である。
48	67.58~67.65m ・変質している。 ・褐色を呈し軟質化している。
50	70.35~70.37m ・変質している。 ・黄褐色を呈し、軟質化している。

審査資料  
(平成30年11月30日)

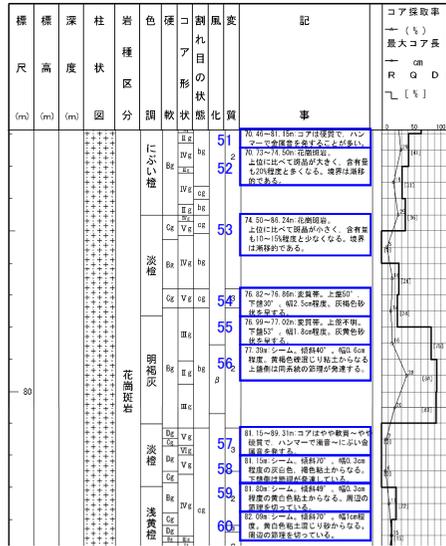
記事	
46	●66.08~67.28m (f-1)-2-4破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° E80° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上盤境界の傾斜は80°、下盤境界の傾斜は60°である。
48	67.58~67.65m ・変質している。 ・褐色を呈し軟質化している。
50	70.35~70.37m ・変質している。 ・黄褐色を呈し、軟質化している。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
46	●66.08~67.28m (f-1)-2-4破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° E80° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上盤境界の傾斜は80°、下盤境界の傾斜は60°である。
48	67.58~67.65m ・変質している。 ・褐色を呈し軟質化している。
50	70.35~70.37m ・変質している。 ・黄褐色を呈し、軟質化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
46	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・“原岩組織が認められ”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> <li>・“灰白色粘土が網目状に分布する”との記載については、粘土の連続性や直線性に乏しく、固結礫状部に含めているため削除。</li> <li>・“上盤、下盤には灰白色粘土を伴う”との記載については、上記再観察により、連続性に乏しい上盤側の粘土を固結礫状部に含めたこと、及び下盤側の粘土をフィルム状の粘土と認定したことから削除。</li> <li>・“上盤、下盤境界は明瞭である”との記載については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
47	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> </ul>	—	—
48	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・幅については、区間長を記載していることから削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
49	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> </ul>	—	—
50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・幅については、区間長を記載していることから削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事	
51	70.46~81.15m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
54	76.82~76.86m ・変質している。 ・灰褐色の砂状を呈する。
55	76.99~77.02m ・変質している。 ・灰黄色の砂状を呈する。
56	77.39m ・幅0.6cmの黄褐色隠混じり粘土からなる。
57	81.15~89.31m ・やや軟質~やや硬質で、ハンマーで濁音~にぶい金属音を発する。
58	81.15m ・幅0.3cmの灰白色、褐色粘土を挟む。
59	81.80m ・幅0.3cmの黄白色粘土を挟む。
60	82.09m ・幅1cmの黄白色粘土混じり砂を挟む。

審査資料  
(平成30年11月30日)

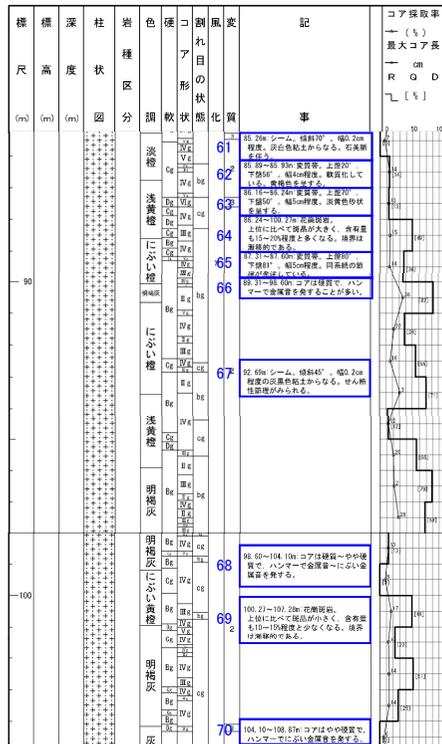
記事	
51	70.46~81.15m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
54	76.82~76.86m ・変質している。 ・灰褐色の砂状を呈する。
55	76.99~77.02m ・変質している。 ・灰黄色の砂状を呈する。
56	77.39m ・幅0.6cmの黄褐色隠混じり粘土からなる。
57	81.15~89.31m ・やや軟質~やや硬質で、ハンマーで濁音~にぶい金属音を発する。
58	81.15m ・幅0.3cmの灰白色、褐色粘土を挟む。
59	81.80m ・幅0.3cmの黄白色粘土を挟む。
60	82.09m ・幅1cmの黄白色粘土混じり砂を挟む。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
51	70.46~81.15m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
54	76.82~76.86m ・変質している。 ・灰褐色の砂状を呈する。
55	76.99~77.02m ・変質している。 ・灰黄色の砂状を呈する。
56	77.39m ・幅0.6cmの黄褐色隠混じり粘土からなる。
57	81.15~89.31m ・やや軟質~やや硬質で、ハンマーで濁音~にぶい金属音を発する。
58	81.15m ・幅0.3cmの灰白色、褐色粘土を挟む。
59	81.80m ・幅0.3cmの黄白色粘土を挟む。
60	82.09m ・幅1cmの黄白色粘土混じり砂を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	変更なし	変更なし	変更なし
52,53	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—
54	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・幅については、区間長を記載していることから削除。	変更なし	変更なし
55	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・幅については、区間長を記載していることから削除。	変更なし	変更なし
56	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-169頁)。 ・シームの傾斜や当該区間の周囲における割れ目の傾向については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
57	変更なし	変更なし	変更なし
58	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-170頁)。 ・シームの傾斜や当該区間の周囲における割れ目の傾向については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
59	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-171頁)。 ・シームの傾斜や当該区間の周囲における割れ目の傾向については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
60	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-172頁)。 ・シームの傾斜や当該区間の周囲における割れ目の傾向については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事
61 85.26m ・幅0.2cmの灰白色粘土を挟み、石英脈を伴う。
62 85.89~85.93m ・変質している。 ・黄褐色を呈し軟質化している。
63 86.16~86.24m ・変質している。 ・淡紫色の砂状を呈する。
65 87.31~87.60m ・変質している。 ・同系統の割れ目が発達している。
66 89.31~98.60m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
67 92.69m ・幅0.2cmの灰黒色粘土からなる。
68 98.60~104.10m ・硬質~やや硬質で、ハンマーで金属音~にぶい金属音を発する。
70 104.10~108.87m ・やや硬質で、ハンマーでにぶい金属音を発する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事
61 85.26m ・幅0.2cmの灰白色粘土を挟み、石英脈を伴う。
62 85.89~85.93m ・変質している。 ・黄褐色を呈し軟質化している。
63 86.16~86.24m ・変質している。 ・淡紫色の砂状を呈する。
65 87.31~87.60m ・変質している。 ・同系統の割れ目が発達している。
66 89.31~98.60m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
67 92.69m ・幅0.2cmの灰黒色粘土からなる。
68 98.60~104.10m ・硬質~やや硬質で、ハンマーで金属音~にぶい金属音を発する。
70 104.10~108.87m ・やや硬質で、ハンマーでにぶい金属音を発する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
61 85.26m ・幅0.2cmの灰白色粘土を挟み、石英脈を伴う。
62 85.89~85.93m ・変質している。 ・黄褐色を呈し軟質化している。
63 86.16~86.24m ・変質している。 ・淡紫色の砂状を呈する。
65 87.31~87.60m ・変質している。 ・同系統の割れ目が発達している。
66 89.31~98.60m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
67 92.69m ・幅0.2cmの灰黒色粘土からなる。
68 98.60~104.10m ・硬質~やや硬質で、ハンマーで金属音~にぶい金属音を発する。
70 104.10~108.87m ・やや硬質で、ハンマーでにぶい金属音を発する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
61	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-173頁)。 ・シームの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
62	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・幅については、区間長を記載していることから削除。	変更なし	変更なし
63	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・幅については、区間長を記載していることから削除。	変更なし	変更なし
64	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—
65	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
66	変更なし	変更なし	変更なし
67	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-174頁)。 ・シームの傾斜や当該区間の周囲における割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
68	変更なし	変更なし	変更なし
69	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—
70	変更なし	変更なし	変更なし



余白

H20-①-1

余白

# H20-①-1

## 委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色調	硬軟	調状	調目	風化	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	区分	調	調	調	調	調	事	(%)
	66.60	0.04								0.00~0.04m 黄土、黒褐色を呈する細粒からなる。	2
	65.33	1.31								0.00~1.31m マサ土、たかい質質性を呈するシルト混じり砂からなる。	2
										1.31~10.93m アプライト。 1~5cm程度の石英、長石の結晶を以て観察せむ。全体に風化が著しく軟質である。また、細粒質で褐色を呈している。	3
										2.66~7.92m マンガンが網目状に分布している。	5

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
0.00~1.31m ・シルト混じり砂である。
1 0.00~0.04m ・黒褐色を呈する有機質土からなる。
3 1.31~10.93m ・アプライトである。 ・風化が著しく軟質である。
4 ●2.66~2.95m ・破砕部である。 ・灰白色の固結粘土状部からなる。 ・上端境界の傾斜は不明、下端境界の傾斜は54°である。
5 3.60~7.92m ・マンガンが網目状に分布する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

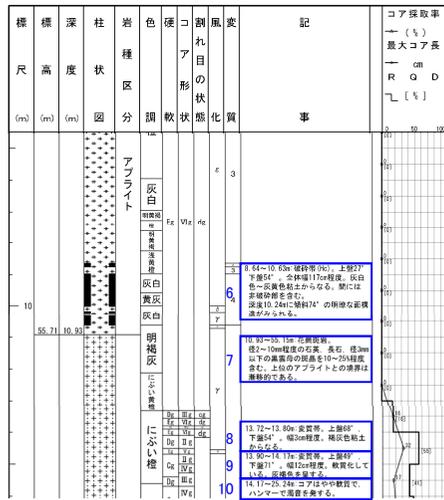
記事
0.00~1.31m ・シルト混じり砂である。
1 0.00~0.04m ・黒褐色を呈する有機質土からなる。
3 1.31~10.93m ・アプライトである。 ・風化が著しく軟質である。
4 ●2.66~2.95m ・破砕部である。 ・灰白色の固結粘土状部からなる。 ・上端境界の傾斜は不明、下端境界の傾斜は54°である。
5 3.60~7.92m ・マンガンが網目状に分布する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
0.00~1.31m ・シルト混じり砂である。
1 0.00~0.04m ・黒褐色を呈する有機質土からなる。
3 1.31~10.93m ・アプライトである。 ・風化が著しく軟質である。
4 ●2.66~2.95m ・破砕部である。 ・灰白色の固結粘土状部からなる。 ・上端境界の傾斜は不明、下端境界の傾斜は54°である。
5 3.60~7.92m ・マンガンが網目状に分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
1	・表現の見直し(腐植土→有機質土)。	変更なし	変更なし
2	・柱状図に対応した層名を記載することとしているため、マサ土、色調については削除。 ・区間の上端深度については、表土部分を含め深度0.00mと記載。	変更なし	変更なし
3	・一般的な岩相であり、石英及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
4	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・上記再観察による下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“面は不明瞭である”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
5	変更なし	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成20年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
6	●8.64~10.63m (D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・主に灰黄色の固結礫状部からなる。 ・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm ・上端境界の傾斜は27°、下端境界の傾斜は54°である。
7	10.93~55.15m ・花崗斑岩である。
8	13.72~13.80m ・変質している。 ・灰褐色粘土からなる。
9	13.90~14.17m ・変質している。 ・灰褐色を呈し、軟質化する。
10	14.17~25.24m ・やや軟質で、ハンマーで濁音を発する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

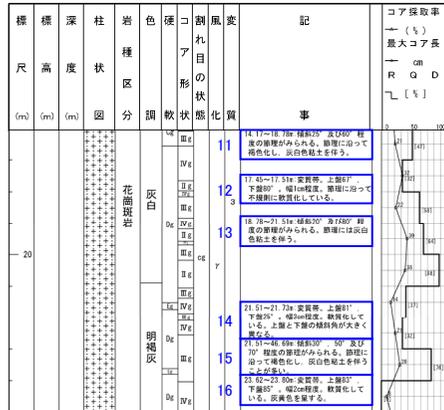
記事	
6	●8.64~10.63m (D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・主に灰黄色の固結礫状部からなる。 ・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm ・上端境界の傾斜は27°、下端境界の傾斜は54°である。
7	10.93~55.15m ・花崗斑岩である。
8	13.72~13.80m ・変質している。 ・灰褐色粘土からなる。
9	13.90~14.17m ・変質している。 ・灰褐色を呈し、軟質化する。
10	14.17~25.24m ・やや軟質で、ハンマーで濁音を発する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
6	●8.64~10.63m (D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・主に灰黄色の固結礫状部からなる。 ・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm ・上端境界の傾斜は27°、下端境界の傾斜は54°である。
7	10.93~55.15m ・花崗斑岩である。
8	13.72~13.80m ・変質している。 ・灰褐色粘土からなる。
9	13.90~14.17m ・変質している。 ・灰褐色を呈し、軟質化する。
10	14.17~25.24m ・やや軟質で、ハンマーで濁音を発する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>破砕帯名を記載。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩 (断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト) を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕帯を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> <li>岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅については、区間長を記載していることから削除。</li> <li>(誤記) 褐灰と書くべきところを誤って灰褐と記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅については、区間長を記載していることから削除。</li> <li>変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
10	変更なし	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

審査資料案

記 事
11 14.17~18.78m ・割れ目沿いに灰白色粘土を伴う。
12 17.45~17.51m ・変質している。 ・割れ目沿いに軟質化する。
13 18.78~21.51m ・割れ目沿いに灰白色粘土を伴う。
14 21.51~21.73m ・変質している。 ・軟質化する。
15 21.51~46.69m ・割れ目沿いに灰白色粘土を伴うことが多い。
16, a ●23.62~24.62m(D-19破砕帯) ・破砕部である。 ・明礬灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN25° E72° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は81°、下端境界の傾斜は25°である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事
11 14.17~18.78m ・割れ目沿いに灰白色粘土を伴う。
12 17.45~17.51m ・変質している。 ・割れ目沿いに軟質化する。
13 18.78~21.51m ・割れ目沿いに灰白色粘土を伴う。
14 21.51~21.73m ・変質している。 ・軟質化する。
15 21.51~46.69m ・割れ目沿いに灰白色粘土を伴うことが多い。
16, a ●23.62~24.62m(D-19破砕帯) ・破砕部である。 ・明礬灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN25° E72° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は81°、下端境界の傾斜は25°である。

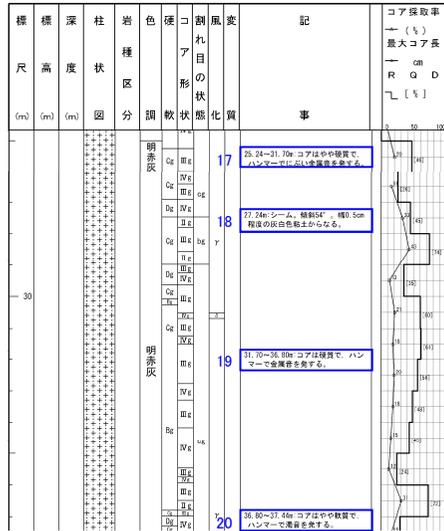
審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
11 14.17~18.78m ・割れ目沿いに灰白色粘土を伴う。
12 17.45~17.51m ・変質している。 ・割れ目沿いに軟質化する。
13 18.78~21.51m ・割れ目沿いに灰白色粘土を伴う。
14 21.51~21.73m ・変質している。 ・軟質化する。
15 21.51~46.69m ・割れ目沿いに灰白色粘土を伴うことが多い。
16, a ●23.62~24.62m(D-19破砕帯) ・破砕部である。 ・明礬灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN25° E72° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は81°、下端境界の傾斜は25°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・割れ目の傾斜及び割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
12	・幅については、区間長を記載していることから削除。 ・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
13	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
14	・幅については、区間長を記載していることから削除。 ・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
15	・割れ目の傾斜及び割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
16,a	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-35頁)。 ・上記再観察による上端境界と下端境界の見かけの傾斜を記載。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。	変更なし	変更なし

# H20-①-1

## 委託報告書 (平成20年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
25.24~31.70m ・やや硬質で、ハンマーでぶい金属音を発する。
27.24m ・幅0.5cmの灰白色粘土からなる。
31.70~36.80m ・硬質で、ハンマーで金属音を発する。
36.80~37.44m ・やや軟質で、ハンマーで濁音を発する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
25.24~31.70m ・やや硬質で、ハンマーでぶい金属音を発する。
27.24m ・幅0.5cmの灰白色粘土からなる。
31.70~36.80m ・硬質で、ハンマーで金属音を発する。
36.80~37.44m ・やや軟質で、ハンマーで濁音を発する。

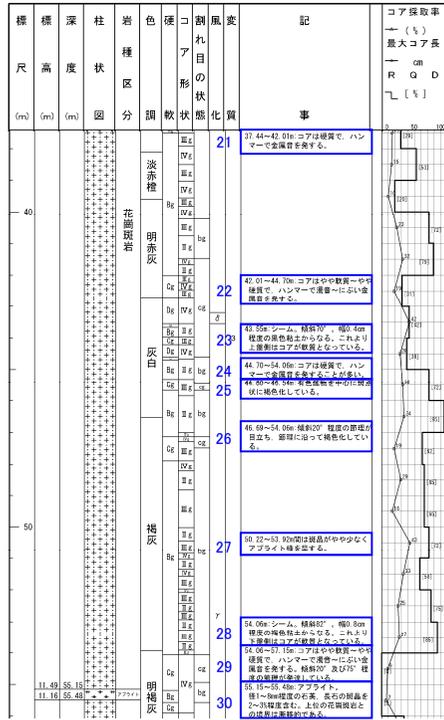
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
25.24~31.70m ・やや硬質で、ハンマーでぶい金属音を発する。
27.24m ・幅0.5cmの灰白色粘土からなる。
31.70~36.80m ・硬質で、ハンマーで金属音を発する。
36.80~37.44m ・やや軟質で、ハンマーで濁音を発する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
17	変更なし	変更なし	変更なし
18	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-161頁)。 ・シームの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	変更なし	変更なし	変更なし
20	変更なし	変更なし	変更なし

# H20-①-1

## 委託報告書 (平成20年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事	
21	37.44~42.01m ・硬質で、ハンマーで金属音を発する。
22	42.01~44.70m ・やや軟質～やや硬質で、ハンマーで濁音～にぶい金属音を発する。
23	43.55m ・幅0.4cmの黒色粘土からなる。これより上端側はコアが軟質化する。
24	44.70~54.06m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
25	44.80~46.54m ・有色鉱物を中心に斑点状に褐色化している。
26	46.69~54.06m ・割れ目沿いに褐色化している。
27	50.22~53.92m ・斑晶がやや少なく、アブライト様を呈する。
28	54.06m ・幅0.8cmの褐色粘土からなる。下端側は軟質である。
29	54.06~57.15m ・やや軟質～やや硬質で、ハンマーで濁音～にぶい金属音を発する。
30	55.15~55.48m ・アブライトである。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事	
21	37.44~42.01m ・硬質で、ハンマーで金属音を発する。
22	42.01~44.70m ・やや軟質～やや硬質で、ハンマーで濁音～にぶい金属音を発する。
23	43.55m ・幅0.4cmの黒色粘土からなる。これより上端側はコアが軟質化する。
24	44.70~54.06m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
25	44.80~46.54m ・有色鉱物を中心に斑点状に褐色化している。
26	46.69~54.06m ・割れ目沿いに褐色化している。
27	50.22~53.92m ・斑晶がやや少なく、アブライト様を呈する。
28	54.06m ・幅0.8cmの褐色粘土からなる。下端側は軟質である。
29	54.06~57.15m ・やや軟質～やや硬質で、ハンマーで濁音～にぶい金属音を発する。
30	55.15~55.48m ・アブライトである。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事	
21	37.44~42.01m ・硬質で、ハンマーで金属音を発する。
22	42.01~44.70m ・やや軟質～やや硬質で、ハンマーで濁音～にぶい金属音を発する。
23	43.55m ・幅0.4cmの黒色粘土からなる。これより上端側はコアが軟質化する。
24	44.70~54.06m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
25	44.80~46.54m ・有色鉱物を中心に斑点状に褐色化している。
26	46.69~54.06m ・割れ目沿いに褐色化している。
27	50.22~53.92m ・斑晶がやや少なく、アブライト様を呈する。
28	54.06m ・幅0.8cmの褐色粘土からなる。下端側は軟質である。
29	54.06~57.15m ・やや軟質～やや硬質で、ハンマーで濁音～にぶい金属音を発する。
30	55.15~55.48m ・アブライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	変更なし	変更なし	変更なし
22	変更なし	変更なし	変更なし
23	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-162頁)。 ・シームの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
24	変更なし	変更なし	変更なし
25	変更なし	変更なし	変更なし
26	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
27	変更なし	変更なし	変更なし
28	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-163頁)。 ・シームの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
29	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
30	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	軟	傾	化	事	(%)
			分	別	別	化	斜	質		最大コア長
			調	別	別	別	率			cm
			別	別	別	別				R Q D
			別	別	別	別				L (%)
60			花崗閃緑岩							
			明赤灰							
			橙	橙	橙	橙	橙	橙	橙	橙
			明赤灰							
			灰白							

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
31 55.48~90.00m ・花崗閃緑岩である。
32 56.40~56.48m ・変質している。 ・角礫状を呈し、幅6cmである。
33 57.00~64.00m付近 ・径20mm程度の大きな石英の斑晶が目立つ。
34 57.00~59.11m ・割れ目が分布する。
35 57.15~60.79m ・硬質で、ハンマーで金属音を発する。
36 59.11~72.15m ・割れ目が分布する。
37 60.79~63.79m ・やや軟質~やや硬質で、ハンマーで濁音~にぶい金属音を発する。
38 62.98~63.00m ・変質している。 ・灰白色粘土が幅1cmの縞目状に分布する。
39 63.79~68.12m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
40 64.15~65.17m ・コアの表面が褐色化している。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
31 55.48~90.00m ・花崗閃緑岩である。
32 56.40~56.48m ・変質している。 ・角礫状を呈し、幅6cmである。
33 57.00~64.00m付近 ・径20mm程度の大きな石英の斑晶が目立つ。
34 57.00~59.11m ・割れ目が分布する。
35 57.15~60.79m ・硬質で、ハンマーで金属音を発する。
36 59.11~72.15m ・割れ目が分布する。
37 60.79~63.79m ・やや軟質~やや硬質で、ハンマーで濁音~にぶい金属音を発する。
38 62.98~63.00m ・変質している。 ・灰白色粘土が幅1cmの縞目状に分布する。
39 63.79~68.12m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
40 64.15~65.17m ・コアの表面が褐色化している。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
31 55.48~90.00m ・花崗閃緑岩である。
32 56.40~56.48m ・変質している。 ・角礫状を呈し、幅6cmである。
33 57.00~64.00m付近 ・径20mm程度の大きな石英の斑晶が目立つ。
34 57.00~59.11m ・割れ目が分布する。
35 57.15~60.79m ・硬質で、ハンマーで金属音を発する。
36 59.11~72.15m ・割れ目が分布する。
37 60.79~63.79m ・やや軟質~やや硬質で、ハンマーで濁音~にぶい金属音を発する。
38 62.98~63.00m ・変質している。 ・灰白色粘土が幅1cmの縞目状に分布する。
39 63.79~68.12m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
40 64.15~65.17m ・コアの表面が褐色化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・一般的な岩相であり、石英及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
32	・幅については、区間長を記載していることから削除。 ・変質している区間の境界の明瞭さや境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
33	変更なし	変更なし	変更なし
34	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
35	変更なし	変更なし	変更なし
36	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
37	変更なし	変更なし	変更なし
38	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・変質している区間の境界の明瞭さや境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
39	変更なし	変更なし	変更なし
40	変更なし	変更なし	変更なし

# H20-①-1

## 委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色調	硬さ	割れ目	風化	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	(m)				の	状	事	(%)
							形	化		最大コア長
							状	状		cm
							状	状		R
							状	状		Q
							状	状		D
							状	状		L
							状	状		[ % ]
70				明徳灰			41	68.12~79.87m	コアの採取率を細かく繰り返す。	50
				明徳灰			42	68.72~69.02m (F-1)~1-3破砕帯	破砕部である。	
				明徳灰			43	70.85~70.88m	幅0.5cm程度の黒色粘土からなる。	
				明徳灰			44	72.15~73.06m	傾斜10°程度の割れ目が見立つ。	
				明徳灰			45	73.06~74.30m	割れ目が分布する。	
				明徳灰			46	74.35~74.78m	変質している。	
				明徳灰			47	75.10~75.68m	2系統の割れ目が発達し、格子状を呈する。	
				明徳灰			48	75.68~77.70m	割れ目が自立つ。	
				明徳灰			49	77.60~78.00m	変質している。	
				明徳灰			50	78.00~90.00m	割れ目が分布する。	

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
41	68.12~79.87m ・コアの採取率を細かく繰り返す。
42	68.72~69.02m (F-1)~1-3破砕帯 ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に淡赤褐色の固結礫状部からなる。 ・淡赤褐色の未固結粘土状部：累計幅4.7cm ・走向・傾斜はN36° E66° Wである。 ・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は81°である。 ・マンガンの細状構造を伴う。
43	70.85~70.88m ・幅0.5cmの黒色粘土からなる。
44	72.15~73.06m ・割れ目が自立つ。
45	73.06~74.30m ・割れ目が分布する。
46	74.35~74.78m ・変質している。 ・上部は灰黄色の礫混じりシルト状、下部は灰白色粘土が細目状に分布する。
47	75.10~75.68m ・2系統の割れ目が発達し、格子状を呈する。
48	75.68~77.70m ・割れ目が自立つ。
49	77.60~78.00m ・変質している。 ・マンガンを伴う割れ目密集部である。
50	78.00~90.00m ・割れ目が分布する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
41	68.12~79.87m ・コアの採取率を細かく繰り返す。
42	68.72~69.02m (F-1)~1-3破砕帯 ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に淡赤褐色の固結礫状部からなる。 ・淡赤褐色の未固結粘土状部：累計幅4.7cm ・走向・傾斜はN36° E66° Wである。 ・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は81°である。 ・マンガンの細状構造を伴う。
43	70.85~70.88m ・幅0.5cmの黒色粘土からなる。
44	72.15~73.06m ・割れ目が自立つ。
45	73.06~74.30m ・割れ目が分布する。
46	74.35~74.78m ・変質している。 ・上部は灰黄色の礫混じりシルト状、下部は灰白色粘土が細目状に分布する。
47	75.10~75.68m ・2系統の割れ目が発達し、格子状を呈する。
48	75.68~77.70m ・割れ目が自立つ。
49	77.60~78.00m ・変質している。 ・マンガンを伴う割れ目密集部である。
50	78.00~90.00m ・割れ目が分布する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
41	68.12~79.87m ・コアの採取率を細かく繰り返す。
42	68.72~69.02m (F-1)~1-3破砕帯 ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に淡赤褐色の固結礫状部からなる。 ・淡赤褐色の未固結粘土状部：累計幅4.7cm ・走向・傾斜はN36° E66° Wである。 ・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は81°である。 ・マンガンの細状構造を伴う。
43	70.85~70.88m ・幅0.5cmの黒色粘土からなる。
44	72.15~73.06m ・割れ目が自立つ。
45	73.06~74.30m ・割れ目が分布する。
46	74.35~74.78m ・変質している。 ・上部は灰黄色の礫混じりシルト状、下部は灰白色粘土が細目状に分布する。
47	75.10~75.68m ・2系統の割れ目が発達し、格子状を呈する。
48	75.68~77.70m ・割れ目が自立つ。
49	77.60~78.00m ・変質している。 ・マンガンを伴う割れ目密集部である。
50	78.00~90.00m ・割れ目が分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
41	変更なし	変更なし	変更なし
42	<ul style="list-style-type: none"> <li>破砕帯名を記載。</li> <li>薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩 (断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト) を判断。その後、審査会合 (H29.12.22) から審査会合 (H30.11.30) までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
43	<ul style="list-style-type: none"> <li>シームという用語については削除。</li> <li>シームの削除の詳細については別途説明 (補足説明資料3 補足3-164頁)。</li> <li>シームの傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
44	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
46	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅については、区間長を記載していることから削除。</li> <li>変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
47	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
48	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
49	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅については、区間長を記載していることから削除。</li> <li>変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>当該区間より下盤側における割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
50	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし



H20-①-3

余白

## 委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色調	硬軟	割れ目	風化	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	区分	調	状	形	質	事	(%)
73.27	2.05		砂	黄				1	0.00~2.05m 植物根が混じる有機質土。砂混じりシルトからなる。	0 10 100
72.44	7.88		法	赤				3	2.05~4.96m 花崗斑岩とアブライトの互層状に分布する。いずれも風化・変質し原岩組織が不明瞭である。	
71.57	3.75		赤	橙				4	4.96~5.00m 風化・変質し原岩組織が不明瞭である。	
70.90	4.47		赤	橙				5	5.00~5.04m 未固結粘土状部。上層部下層不割。幅2.5cm程度。灰白色粘土状部からなる。	

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事	
a	0.00~2.05m ・砂混じりシルトである。 ・植物根が混じる有機質土。
1	0.00~0.05m ・植物根が混じる有機質土。
2	0.05~2.05m ・黄褐色を呈するマサ土である。
3	2.05~6.05m ・花崗斑岩とアブライトが互層状に分布する。 ・風化・変質し原岩組織が不明瞭である。
5	●4.96~5.00m ・破碎部である。 ・主に赤褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部・累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN63° E40° Nである。 ・上端境界の傾斜は50°である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事	
a	0.00~2.05m ・砂混じりシルトである。 ・植物根が混じる有機質土。
1	0.00~0.05m ・植物根が混じる有機質土。
2	0.05~2.05m ・黄褐色を呈するマサ土である。
3	2.05~6.05m ・花崗斑岩とアブライトが互層状に分布する。 ・風化・変質し原岩組織が不明瞭である。
5	●4.96~5.00m ・破碎部である。 ・主に赤褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部・累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN63° E40° Nである。 ・上端境界の傾斜は50°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事	
a	0.00~2.05m ・砂混じりシルトである。 ・植物根が混じる有機質土。
1	0.00~0.05m ・植物根が混じる有機質土。
2	0.05~2.05m ・黄褐色を呈するマサ土である。
3	2.05~6.05m ・花崗斑岩とアブライトが互層状に分布する。 ・風化・変質し原岩組織が不明瞭である。
5	●4.96~5.00m ・破碎部である。 ・主に赤褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部・累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN63° E40° Nである。 ・上端境界の傾斜は50°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
a	・柱状図に合わせて砂混じりシルトと記載。	変更なし	変更なし
1	・表現の見直し(腐植土→有機質土)。	変更なし	変更なし
2	変更なし	変更なし	変更なし
3	変更なし	変更なし	変更なし
4	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの変色、マンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を伴うが、破碎部の区間を除き、いずれも系統的でなく、連続性に乏しいことから削除。	—	—
5	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破碎幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・破碎部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。	変更なし	変更なし

# H20-①-3

## 委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	度	れ	況	事	(%)
			分	別	査		目	質		最大コア長
							の			cm
							形			R Q D
							状			L (%)
							態			
							化			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
							状			
							異			
							常			
					</					

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	調	目	化	事	(%)
寸	高	度	分	状	分	状	の	状		最大コア長
							形	状		cm
							状	状		R Q D
							状	状		L [%]
63.85	11.46								10.25~10.68m 変質帯、上部は下層70°傾斜を呈し、灰白色粘土が網目状に分布する。	0
63.37	11.35								11.06~11.17m 破砕帯(10)・上部は下層70°傾斜を呈し、灰白色粘土が網目状に分布する。	0
									11.46~11.95m 硬帯の含有量が3割程度のフナイトを呈する。	0
									11.65~11.99m 変質帯、上部は下層22°傾斜を呈し、灰白色粘土が網目状に分布する。	0
									12.22~38.81m 比較的やや軟質で、パースで濁音を発する。	0
									13.18~13.22m シーム、傾斜は70°程度を呈している。割れ目に沿って褐色し、ハンマーで叩くと灰白色土が剥き出している。	0
									14.37~14.41m 変質帯、上部は下層45°傾斜を呈し、灰白色粘土が網目状に分布する。	0
									16.58m シーム、傾斜は70°程度の割れ目からなる。割れ目に沿って褐色し、ハンマーで叩くと灰白色土が剥き出している。	0
									20.02~29.80m 傾斜45°及び70°程度の割れ目からなる。割れ目に沿って褐色し、ハンマーで叩くと灰白色土が剥き出している。	0

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事
10.25~10.68m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
11 ●11.06~11.17m(F-3)~3-4破砕帯) ・破砕帯である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は4.0cmである。 ・走向・傾斜はN11° W85° Wである。 ・下層境界の傾斜は70°である。
12 11.46~11.95m ・アフライトである。
13 11.65~11.99m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
14 12.22~38.81m ・やや軟質で、ハンマーで濁音を発する。
15 13.18~13.22m ・変質している。
16 13.88~13.95m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
17 14.37~14.41m ・変質している。 ・黄褐色を呈し、軟質化している。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事
10.25~10.68m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
11 ●11.06~11.17m(F-3)~3-4破砕帯) ・破砕帯である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は4.0cmである。 ・走向・傾斜はN11° W85° Wである。 ・下層境界の傾斜は70°である。
12 11.46~11.95m ・アフライトである。
13 11.65~11.99m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
14 12.22~38.81m ・やや軟質で、ハンマーで濁音を発する。
15 13.18~13.22m ・変質している。
16 13.88~13.95m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
17 14.37~14.41m ・変質している。 ・黄褐色を呈し、軟質化している。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
10.25~10.68m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
11 ●11.06~11.17m(F-3)~3-4破砕帯) ・破砕帯である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は4.0cmである。 ・走向・傾斜はN11° W85° Wである。 ・下層境界の傾斜は70°である。
12 11.46~11.95m ・アフライトである。
13 11.65~11.99m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
14 12.22~38.81m ・やや軟質で、ハンマーで濁音を発する。
15 13.18~13.22m ・変質している。
16 13.88~13.95m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
17 14.37~14.41m ・変質している。 ・黄褐色を呈し、軟質化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
12	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。	変更なし	変更なし
13	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
14	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
15	変更なし	変更なし	変更なし
16	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし
17	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
18	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-176頁)。	—	—
20	・割れ目沿いの変色、割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を伴うが、変質部及び破砕部の区間を除き、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記
(m)	(m)	(m)	区	種	調	軟	目	化	事
									21
									22
									23
									24

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事	
22	22. 08~22. 25m ・変質している。 ・灰白色粘土が層目状に分布する。
23	●23. 28~23. 62m (f-①)-3-5破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN12° E48° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は42°、下端境界の傾斜は60°である。
24	●24. 43~25. 00m (f-①)-3-6破砕帯) ・破砕部である。 ・黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN26° W64° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は50°である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

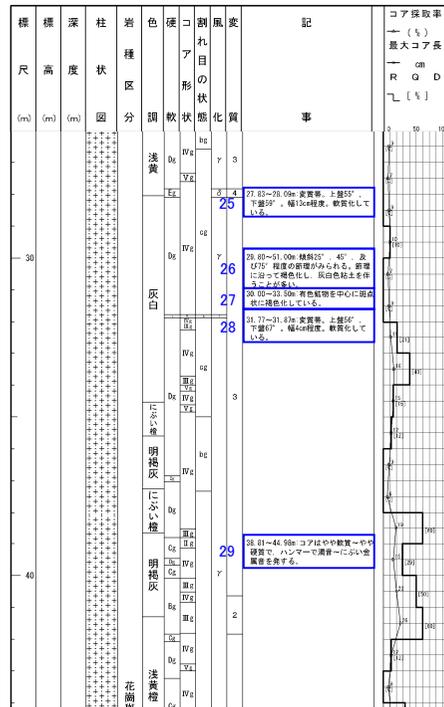
記事	
22	22. 08~22. 25m ・変質している。 ・灰白色粘土が層目状に分布する。
23	●23. 28~23. 62m (f-①)-3-5破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN12° E48° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は42°、下端境界の傾斜は60°である。
24	●24. 43~25. 00m (f-①)-3-6破砕帯) ・破砕部である。 ・黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN26° W64° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は50°である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
22	22. 08~22. 25m ・変質している。 ・灰白色粘土が層目状に分布する。
23	●23. 28~23. 62m (f-①)-3-5破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN12° E48° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は42°、下端境界の傾斜は60°である。
24	●24. 43~25. 00m (f-①)-3-6破砕帯) ・破砕部である。 ・黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN26° W64° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は50°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
21	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-177頁)。	—	—
22	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
23	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“原岩組織が認められる”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・“間に非破砕部を含む”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
24	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 ・“原岩組織が認められる”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成20年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
26 29.80~51.00m ・割れ目沿いに褐色化し、灰白色粘土を伴うことが多い。
27 30.00~33.50m ・斑点状に褐色化している。
28 31.77~31.87m ・変質している。 ・軟質化している。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
26 29.80~51.00m ・割れ目沿いに褐色化し、灰白色粘土を伴うことが多い。
27 30.00~33.50m ・斑点状に褐色化している。
28 31.77~31.87m ・変質している。 ・軟質化している。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

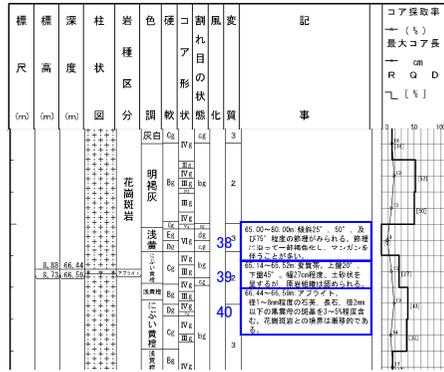
記事
26 29.80~51.00m ・割れ目沿いに褐色化し、灰白色粘土を伴うことが多い。
27 30.00~33.50m ・斑点状に褐色化している。
28 31.77~31.87m ・変質している。 ・軟質化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
25	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
26	・割れ目沿いの変色、割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を伴うが、変質部及び破砕部の区間を除き、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
27	変更なし	変更なし	変更なし
28	・変質している区間の幅や境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
29	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—





委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事	
39.c	<ul style="list-style-type: none"> <li>●65.14～65.89m(D-19破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・淡黄色の固結礫状部からなる。</li> <li>・走向・傾斜はN49° E71° Nである。</li> <li>・幅12mmの粘土を挟在する。</li> <li>・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は45°である。</li> </ul>
40	<ul style="list-style-type: none"> <li>66.44～66.59m</li> <li>・アブライトである。</li> </ul>

審査資料  
(平成30年11月30日)

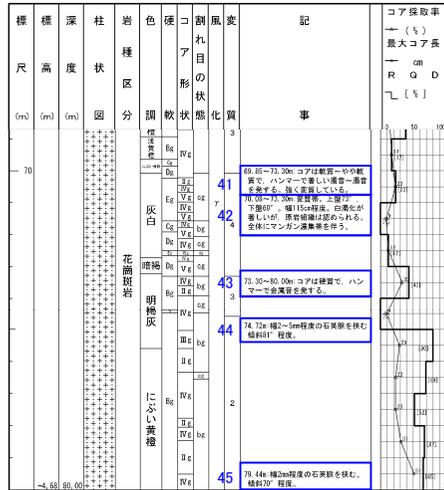
記事	
39.c	<ul style="list-style-type: none"> <li>●65.14～65.89m(D-19破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・淡黄色の固結礫状部からなる。</li> <li>・走向・傾斜はN49° E71° Nである。</li> <li>・幅12mmの粘土を挟在する。</li> <li>・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は45°である。</li> </ul>
40	<ul style="list-style-type: none"> <li>66.44～66.59m</li> <li>・アブライトである。</li> </ul>

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
39.c	<ul style="list-style-type: none"> <li>●65.14～65.89m(D-19破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・淡黄色の固結礫状部からなる。</li> <li>・走向・傾斜はN49° E71° Nである。</li> <li>・幅12mmの粘土を挟在する。</li> <li>・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は45°である。</li> </ul>
40	<ul style="list-style-type: none"> <li>66.44～66.59m</li> <li>・アブライトである。</li> </ul>

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
38	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
39.c	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-36頁)。</li> <li>・上記の再観察による上端境界と下端境界の見かけの傾斜を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質について、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、幅12mmの粘土を記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし
40	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

- 42.d ●72.50~72.66m(f-①-1-3破砕帯)
  - ・破砕部である。
  - ・灰白色の固結礫状部からなる。
  - ・走向・傾斜はN40° E72° Wである。
  - ・フィルム状の粘土を挟在する。
  - ・上端境界の傾斜は73°、下端境界の傾斜は69°である。
- 44 74.72m
  - ・幅2~5mmの石英脈を挟む。
- 45 79.44m
  - ・幅2mmの石英脈を挟む。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事

- 42.d ●72.50~72.66m(f-①-1-3破砕帯)
  - ・破砕部である。
  - ・灰白色の固結礫状部からなる。
  - ・走向・傾斜はN40° E72° Wである。
  - ・フィルム状の粘土を挟在する。
  - ・上端境界の傾斜は73°、下端境界の傾斜は69°である。
- 44 74.72m
  - ・幅2~5mmの石英脈を挟む。
- 45 79.44m
  - ・幅2mmの石英脈を挟む。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事

- 42.d ●72.50~72.66m(f-①-1-3破砕帯)
  - ・破砕部である。
  - ・灰白色の固結礫状部からなる。
  - ・走向・傾斜はN40° E72° Wである。
  - ・フィルム状の粘土を挟在する。
  - ・上端境界の傾斜は73°、下端境界の傾斜は69°である。
- 44 74.72m
  - ・幅2~5mmの石英脈を挟む。
- 45 79.44m
  - ・幅2mmの石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	・変質を伴う硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
42.d	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-37頁)。</li> <li>・上記の再観察による上端境界と下端境界の見かけの傾斜を記載。</li> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。</li> <li>・“原岩組織は認められる”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> <li>・“マンガン濃集帯”の記載については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
43	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
44	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

余白

H20-①-4

余白

# H20-①-4

## 委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	コ	割	風	記	コ
尺	高度	度	状	種	調	軟	軟	目	化	事	ア
(m)	(m)	(m)	区	分	調	軟	軟	目	化	事	取
			調	調	調	軟	軟	目	化	事	率
			調	調	調	軟	軟	目	化	事	(%)
			調	調	調	軟	軟	目	化	事	最大
			調	調	調	軟	軟	目	化	事	コア
			調	調	調	軟	軟	目	化	事	長
			調	調	調	軟	軟	目	化	事	cm
			調	調	調	軟	軟	目	化	事	R
			調	調	調	軟	軟	目	化	事	Q
			調	調	調	軟	軟	目	化	事	D
			調	調	調	軟	軟	目	化	事	L
			調	調	調	軟	軟	目	化	事	[ % ]
88.02	1.00		明	明	明	明	明	明	明	1	0.00~0.04m
			黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	2	0.00~0.04m
			白	白	白	白	白	白	白	3	0.00~0.04m
			洗	洗	洗	洗	洗	洗	洗	4	0.04~1.00m
			黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	5	1.00~7.70m
			橙	橙	橙	橙	橙	橙	橙	6	0.04~1.00m
			洗	洗	洗	洗	洗	洗	洗	7	1.00~7.70m
			黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	8	0.04~1.00m
			橙	橙	橙	橙	橙	橙	橙	9	1.00~7.70m
			洗	洗	洗	洗	洗	洗	洗	10	0.04~1.00m
			黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	11	1.00~7.70m
			橙	橙	橙	橙	橙	橙	橙		
78.32	7.70										

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
a	0.00~1.00m ・シルト質砂である。
1	0.00~0.04m ・有機質土である。
2	0.04~1.00m ・中粒砂主体である。
3	1.00~7.70m ・アフライトである。 ・原岩組織は不明瞭である。 ・所々にマンガンが濃集する。
4	1.00~14.65m ・割れ目沿いに褐色化し、マンガンや灰白色粘土を伴うことが多い。
6	3.73~3.90m ・赤色化が著しい。
7	●3.93~7.70m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・主に淡黄褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。
8	・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・上端境界の傾斜は85°、下端境界の傾斜は68°である。
10	4.73~4.96m ・赤色化が著しい。
11	
9	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
a	0.00~1.00m ・シルト質砂である。
1	0.00~0.04m ・有機質土である。
2	0.04~1.00m ・中粒砂主体である。
3	1.00~7.70m ・アフライトである。 ・原岩組織は不明瞭である。 ・所々にマンガンが濃集する。
4	1.00~14.65m ・割れ目沿いに褐色化し、マンガンや灰白色粘土を伴うことが多い。
6	3.73~3.90m ・赤色化が著しい。
7	●3.93~7.70m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・主に淡黄褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。
8	・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・上端境界の傾斜は85°、下端境界の傾斜は68°である。
10	4.73~4.96m ・赤色化が著しい。
11	
9	

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
a	0.00~1.00m ・シルト質砂である。
1	0.00~0.04m ・有機質土である。
2	0.04~1.00m ・中粒砂主体である。
3	1.00~7.70m ・アフライトである。 ・原岩組織は不明瞭である。 ・所々にマンガンが濃集する。
4	1.00~14.65m ・割れ目沿いに褐色化し、マンガンや灰白色粘土を伴うことが多い。
6	3.73~3.90m ・赤色化が著しい。
7	●3.93~7.70m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・主に淡黄褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。
8	・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・上端境界の傾斜は85°、下端境界の傾斜は68°である。
10	4.73~4.96m ・赤色化が著しい。
11	
9	

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
a	・柱状図に合わせてシルト質砂と記載。	変更なし	変更なし
1	・表現の見直し(腐植土→有機質土)。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
2	・マサ土、色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
3	・風化・変質の程度については、岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし
4	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
5	・風化・変質を伴う硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・ハンマー打診による硬軟については、補足的なものであるため削除。	—	—
6	変更なし	変更なし	変更なし
7,8,10,11	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-179頁)。 ・報告書から申請書提出までの間に行った再観察により上端深度を見直し。再観察では、破砕部と同系統の高角度な割れ目が分布し、原岩組織が不明瞭となっている区間を含め、一連の破砕部であると判断した。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に記述し、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察により上端深度を見直し。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・上記再観察による上端境界の見かけの傾斜の見直しを反映。	変更なし	変更なし
9	変更なし	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	調	風	記	コア採取率
尺	高度	度	状	種	区	調	削	目	化	事	(%)
(m)	(m)	(m)	(m)	分	別	状	状	形	状		
77.65	8.97			花崗岩						77.65~8.97 花崗岩が主体である。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	3
78.52	9.80			花崗岩						78.52~9.80 花崗岩が主体である。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	3
78.52	8.83			花崗岩						78.52~8.83 花崗岩が主体である。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	3
79.32	12.70			花崗岩						79.32~12.70 花崗岩が主体である。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	3
77.42	13.86			花崗岩						77.42~13.86 花崗岩が主体である。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	3

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事	
7.55~8.42m	・赤~褐色化が著しい。
7.70~9.83m	・花崗斑岩とアプライトが互層状に分布する。
9.83~90.00m	・花崗斑岩が主体である。
10.73~13.00m	・赤色化が著しい。
10.73~14.66m	・割れ目沿いにマンガンが分布する。
12.25~12.26m(f-1-2-2破砕帯)	・破砕部である。
12.70~13.60m	・灰白色の固結礫状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・境界の傾斜は40°である。
12.70~13.60m	・アプライトである。
12.70~15.25m(D-6破砕帯)	・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明赤褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
12.70~15.25m(D-6破砕帯)	・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明赤褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部、累計幅6.8cm ・走向・傾斜はN32° E80° Wである。 ・上端境界の傾斜は72°、下端境界の傾斜は70°である。

審査資料

(平成30年11月30日)

記事	
7.55~8.42m	・赤~褐色化が著しい。
7.70~9.83m	・花崗斑岩とアプライトが互層状に分布する。
9.83~90.00m	・花崗斑岩が主体である。
10.73~13.00m	・赤色化が著しい。
10.73~14.66m	・割れ目沿いにマンガンが分布する。
12.25~12.26m(f-1-2-2破砕帯)	・破砕部である。
12.70~13.60m	・灰白色の固結礫状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・境界の傾斜は40°である。
12.70~13.60m	・アプライトである。
12.70~15.25m(D-6破砕帯)	・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明赤褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
12.70~15.25m(D-6破砕帯)	・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明赤褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部、累計幅6.8cm ・走向・傾斜はN32° E80° Wである。 ・上端境界の傾斜は72°、下端境界の傾斜は70°である。

審査資料

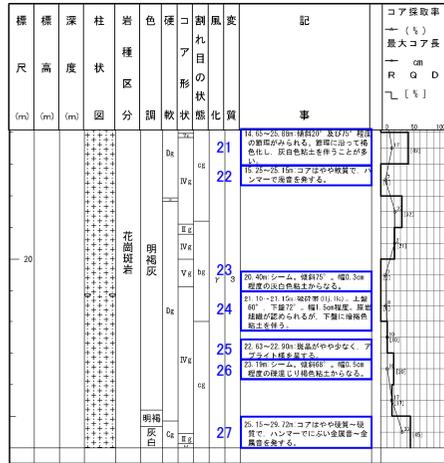
(令和2年2月7日)

記事	
7.55~8.42m	・赤~褐色化が著しい。
7.70~9.83m	・花崗斑岩とアプライトが互層状に分布する。
9.83~90.00m	・花崗斑岩が主体である。
10.73~13.00m	・赤色化が著しい。
10.73~14.66m	・割れ目沿いにマンガンが分布する。
12.25~12.26m(f-1-2-2破砕帯)	・破砕部である。
12.70~13.60m	・灰白色の固結礫状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・境界の傾斜は40°である。
12.70~13.60m	・アプライトである。
12.70~15.25m(D-6破砕帯)	・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明赤褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
12.70~15.25m(D-6破砕帯)	・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明赤褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部、累計幅6.8cm ・走向・傾斜はN32° E80° Wである。 ・上端境界の傾斜は72°、下端境界の傾斜は70°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
12	変更なし	変更なし	変更なし
13	・風化・変質の程度については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・原岩組織の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
14	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
15	変更なし	変更なし	変更なし
16	変更なし	変更なし	変更なし
17	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-180頁)。	—	—
18	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-181頁)。	—	—
b	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-38頁)。 ・上記の再観察による上端境界と下端境界の見かけの傾斜を記載。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。	変更なし	変更なし
19	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
20	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“原岩組織が認められる部分が多い”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・“変形構造が顕著にみられる”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H20-①-4

## 委託報告書 (平成20年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

●21.10～21.15m (F-①-4-3破砕帯)  
・破砕部である。  
・明褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN19° E74° Wである。  
・フィルム状の粘土を挟在する。  
・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は72°である。

●21.10～21.15m (F-①-4-3破砕帯)  
・破砕部である。  
・明褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN19° E74° Wである。  
・フィルム状の粘土を挟在する。  
・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は72°である。

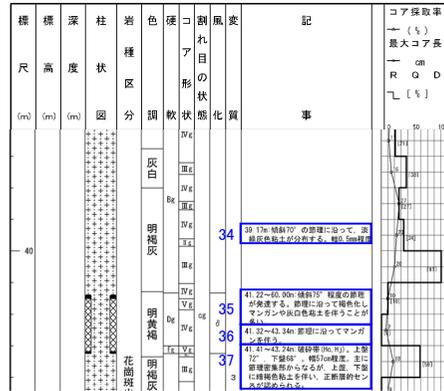
●21.10～21.15m (F-①-4-3破砕帯)  
・破砕部である。  
・明褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN19° E74° Wである。  
・フィルム状の粘土を挟在する。  
・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は72°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・一部に粘土を伴うが、破砕部の区間を除き、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	—	—
22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。</li> </ul>	—	—
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-182頁)。</li> </ul>	—	—
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。</li> <li>・“原岩組織が認められる”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・斑晶については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-183頁)。</li> </ul>	—	—
27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。</li> </ul>	—	—



# H20-①-4

## 委託報告書 (平成20年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
41.32~43.34m ・割れ目沿いにマンガンを伴う。
36 ●41.41~43.24m(D-19破砕帯) ・破砕部である。 ・主に明黄褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
37 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN36° E76° Wである。 ・上端境界の傾斜は72°、下端境界の傾斜は68°である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
41.32~43.34m ・割れ目沿いにマンガンを伴う。
36 ●41.41~43.24m(D-19破砕帯) ・破砕部である。 ・主に明黄褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
37 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN36° E76° Wである。 ・上端境界の傾斜は72°、下端境界の傾斜は68°である。

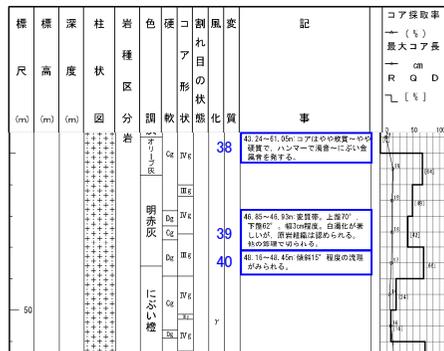
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
41.32~43.34m ・割れ目沿いにマンガンを伴う。
36 ●41.41~43.24m(D-19破砕帯) ・破砕部である。 ・主に明黄褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
37 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN36° E76° Wである。 ・上端境界の傾斜は72°、下端境界の傾斜は68°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
34	・割れ目沿いに粘土脈が分布するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
35	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・一部割れ目沿いで粘土を伴うが、変質部及び破砕部の区間を除き、いずれも系統的でなく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
36	変更なし	変更なし	変更なし
37	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため削除。 ・“正断層的センスが認められる”との記載については、破砕部の変位センスを薄片観察に基づき認定することとしているため削除。	変更なし	変更なし

# H20-①-4

## 委託報告書 (平成20年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
46.85~46.93m ・変質している。 ・白濁化が著しい。
48.16~48.45m ・流理がみられる。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

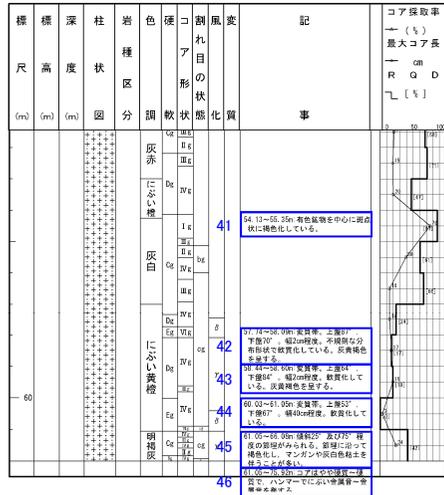
記事
46.85~46.93m ・変質している。 ・白濁化が著しい。
48.16~48.45m ・流理がみられる。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
46.85~46.93m ・変質している。 ・白濁化が著しい。
48.16~48.45m ・流理がみられる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
38	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
39	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・原岩組織の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・“他の節理で切られる”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
40	・流理の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

41 54.13~55.35m  
・斑点状に褐色化している。

42 57.74~58.09m  
・変質している。  
・灰黄褐色を呈し軟質化している。  
43 58.44~58.60m  
・変質している。  
・灰黄褐色を呈し軟質化している。  
44 60.47~60.67m (F-3)-1-3破砕帯  
・破砕部である。  
・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。  
・幅10mmの粘土を挟在する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

41 54.13~55.35m  
・斑点状に褐色化している。

42 57.74~58.09m  
・変質している。  
・灰黄褐色を呈し軟質化している。  
43 58.44~58.60m  
・変質している。  
・灰黄褐色を呈し軟質化している。  
44 60.47~60.67m (F-3)-1-3破砕帯  
・破砕部である。  
・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。  
・幅10mmの粘土を挟在する。

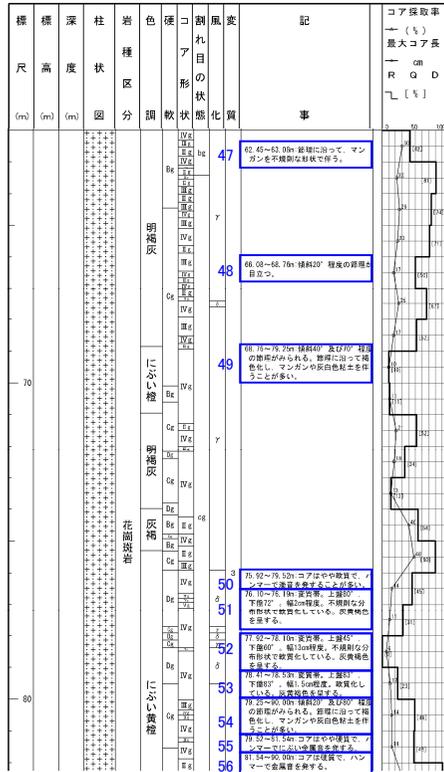
審査資料  
(令和2年2月7日)

41 54.13~55.35m  
・斑点状に褐色化している。

42 57.74~58.09m  
・変質している。  
・灰黄褐色を呈し軟質化している。  
43 58.44~58.60m  
・変質している。  
・灰黄褐色を呈し軟質化している。  
44 60.47~60.67m (F-3)-1-3破砕帯  
・破砕部である。  
・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。  
・幅10mmの粘土を挟在する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
41	変更なし	変更なし	変更なし
42	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
43	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
44	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明。(補足説明資料4 補足4-40頁) ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質について、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、幅10mmの粘土を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
45	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・一部割れ目沿いで粘土を伴うが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-
46	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・ハンマー打診による硬軟については、補足的なものであるため削除。	-	-

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事

47 62.45~63.08m  
・割れ目沿いにマンガンを不規則な形状で伴う。

47 62.45~63.08m  
・割れ目沿いにマンガンを不規則な形状で伴う。

47 62.45~63.08m  
・割れ目沿いにマンガンを不規則な形状で伴う。

48 66.08~68.76m  
・低角度の割れ目が目立つ。

48 66.08~68.76m  
・低角度の割れ目が目立つ。

48 66.08~68.76m  
・低角度の割れ目が目立つ。

51 76.10~76.19m  
・変質している。  
・灰黄褐色を呈し、軟質化している。

51 76.10~76.19m  
・変質している。  
・灰黄褐色を呈し、軟質化している。

51 76.10~76.19m  
・変質している。  
・灰黄褐色を呈し、軟質化している。

52 77.92~78.10m  
・変質している。  
・灰黄褐色を呈し、軟質化している。

52 77.92~78.10m  
・変質している。  
・灰黄褐色を呈し、軟質化している。

52 77.92~78.10m  
・変質している。  
・灰黄褐色を呈し、軟質化している。

53 78.41~78.53m  
・変質している。  
・灰黄褐色を呈し、軟質化している。

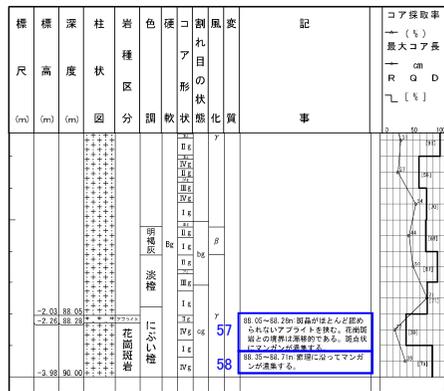
53 78.41~78.53m  
・変質している。  
・灰黄褐色を呈し、軟質化している。

53 78.41~78.53m  
・変質している。  
・灰黄褐色を呈し、軟質化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
47	変更なし	変更なし	変更なし
48	・表現の見直し(傾斜20°程度→低角度)。	変更なし	変更なし
49	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・一部割れ目沿いで粘土を伴うが、変質している区間を除き、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
50	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
51	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
52	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
53	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
54	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・一部割れ目沿いで粘土を伴うが、変質している区間を除き、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
55	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
56	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—

# H20-①-4

## 委託報告書 (平成20年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

57 88.05~88.29m  
・アブライトである。  
58 88.35~88.71m  
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。

57 88.05~88.29m  
・アブライトである。  
58 88.35~88.71m  
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。

57 88.05~88.29m  
・アブライトである。  
58 88.35~88.71m  
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
57	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さやマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
58	変更なし	変更なし	変更なし

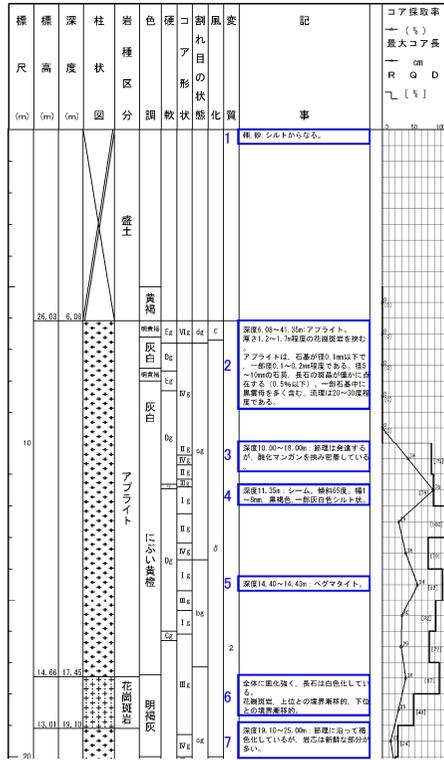
余白

**H19-No.11**

余白

# H19-No.11

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

- 1 0.00～6.08m  
・盛土である。
- 2 6.08～41.35m  
・アフライトである。  
・幅1.2～1.7m程度の花崗斑岩を挟む。
- 3 10.00～18.00m  
・酸化マンガンを挟む割れ目が発達する。
- 4 11.35m  
・幅1～8mmの黒褐～灰白色シルト状を呈する。
- 5 14.40～14.43m  
・ペグマタイトである。
- 6 17.45～19.10m  
・花崗斑岩である。  
・全体に強風化し、長石は白色化している。
- 7 19.10～25.00m  
・割れ目によって褐色化しているが、岩芯は新鮮な部分が多い。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

- 1 0.00～6.08m  
・盛土である。
- 2 6.08～41.35m  
・アフライトである。  
・幅1.2～1.7m程度の花崗斑岩を挟む。
- 3 10.00～18.00m  
・酸化マンガンを挟む割れ目が発達する。
- 4 11.35m  
・幅1～8mmの黒褐～灰白色シルト状を呈する。
- 5 14.40～14.43m  
・ペグマタイトである。
- 6 17.45～19.10m  
・花崗斑岩である。  
・全体に強風化し、長石は白色化している。
- 7 19.10～25.00m  
・割れ目によって褐色化しているが、岩芯は新鮮な部分が多い。

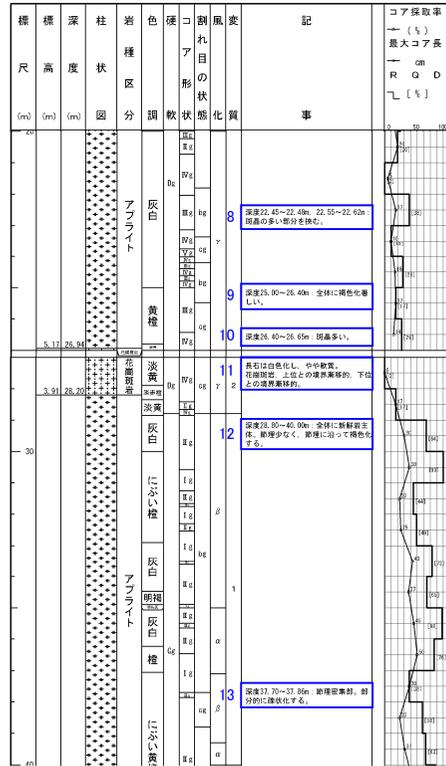
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

- 1 0.00～6.08m  
・盛土である。
- 2 6.08～41.35m  
・アフライトである。  
・幅1.2～1.7m程度の花崗斑岩を挟む。
- 3 10.00～18.00m  
・酸化マンガンを挟む割れ目が発達する。
- 4 11.35m  
・幅1～8mmの黒褐～灰白色シルト状を呈する。
- 5 14.40～14.43m  
・ペグマタイトである。
- 6 17.45～19.10m  
・花崗斑岩である。  
・全体に強風化し、長石は白色化している。
- 7 19.10～25.00m  
・割れ目によって褐色化しているが、岩芯は新鮮な部分が多い。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・盛土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、構成粒子に関する記載は削除。	変更なし	変更なし
2	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・流理については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
3	変更なし	変更なし	変更なし
4	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-76頁)。 ・シームの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
5	変更なし	変更なし	変更なし
6	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
7	変更なし	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
8	22.45~22.48m, 22.55~22.62m ・斑晶の多い部分を挟む。
9	25.00~26.40m ・全体に褐色化が著しい。
11	26.94~28.20m ・花崗斑岩である。
12	28.80~40.00m ・全体に新鮮である。 ・割れ目によって褐色化する。
13	37.70~37.86m ・割れ目の密集部であり、部分的に礫状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
8	22.45~22.48m, 22.55~22.62m ・斑晶の多い部分を挟む。
9	25.00~26.40m ・全体に褐色化が著しい。
11	26.94~28.20m ・花崗斑岩である。
12	28.80~40.00m ・全体に新鮮である。 ・割れ目によって褐色化する。
13	37.70~37.86m ・割れ目の密集部であり、部分的に礫状を呈する。

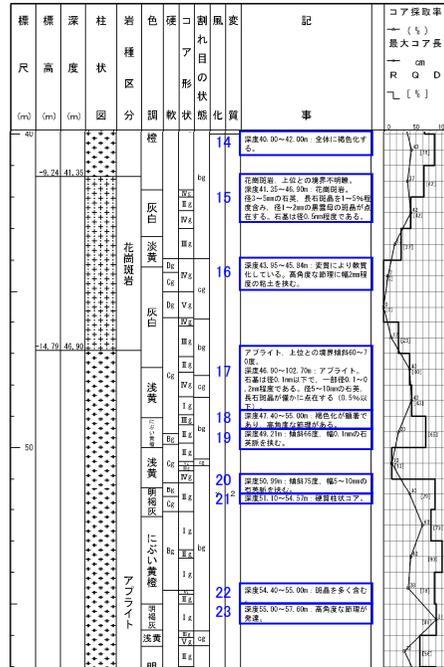
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
8	22.45~22.48m, 22.55~22.62m ・斑晶の多い部分を挟む。
9	25.00~26.40m ・全体に褐色化が著しい。
11	26.94~28.20m ・花崗斑岩である。
12	28.80~40.00m ・全体に新鮮である。 ・割れ目によって褐色化する。
13	37.70~37.86m ・割れ目の密集部であり、部分的に礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
8	変更なし	変更なし	変更なし
9	変更なし	変更なし	変更なし
10	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
11	・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・長石の白色化については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。 ・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
12	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
13	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.11

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
14	40.00~42.00m ・全体に褐色化する。
15	41.35~46.90m ・花崗斑岩である。
16	43.95~45.84m ・実質により軟質化している。 ・高角度割れ目に幅2mm程度の粘土を挟む。
17	46.90~102.70m ・アプライトである。
18	47.40~55.00m ・褐色化が顕著である。
19	49.21m ・幅0.1mmの石英脈を挟む。
20	50.99m ・幅5~10mmの石英脈を挟む。
23	55.00~57.60m ・高角度割れ目が発達する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
14	40.00~42.00m ・全体に褐色化する。
15	41.35~46.90m ・花崗斑岩である。
16	43.95~45.84m ・実質により軟質化している。 ・高角度割れ目に幅2mm程度の粘土を挟む。
17	46.90~102.70m ・アプライトである。
18	47.40~55.00m ・褐色化が顕著である。
19	49.21m ・幅0.1mmの石英脈を挟む。
20	50.99m ・幅5~10mmの石英脈を挟む。
23	55.00~57.60m ・高角度割れ目が発達する。

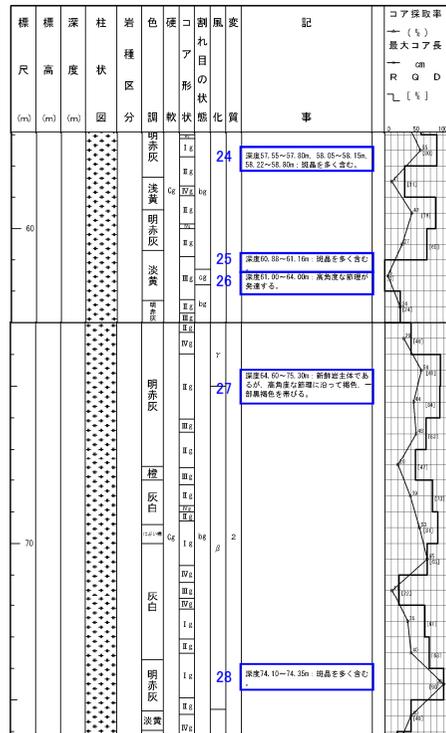
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
14	40.00~42.00m ・全体に褐色化する。
15	41.35~46.90m ・花崗斑岩である。
16	43.95~45.84m ・実質により軟質化している。 ・高角度割れ目に幅2mm程度の粘土を挟む。
17	46.90~102.70m ・アプライトである。
18	47.40~55.00m ・褐色化が顕著である。
19	49.21m ・幅0.1mmの石英脈を挟む。
20	50.99m ・幅5~10mmの石英脈を挟む。
23	55.00~57.60m ・高角度割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
14	変更なし	変更なし	変更なし
15	・一般的な岩相であり、石英及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
16	変更なし	変更なし	変更なし
17	・一般的な岩相であり、石英及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
18	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
20	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
21	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
22	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
23	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.11

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
26 61.00~64.00m ・高角度割れ目が発達する。
27 64.60~75.30m ・新鮮である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

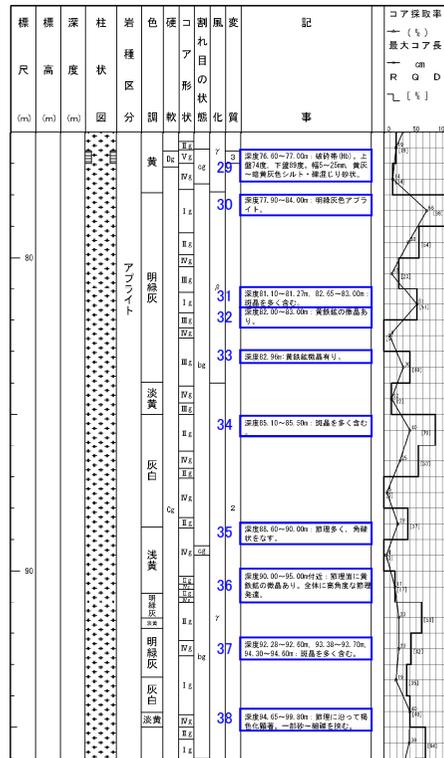
記事
26 61.00~64.00m ・高角度割れ目が発達する。
27 64.60~75.30m ・新鮮である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
26 61.00~64.00m ・高角度割れ目が発達する。
27 64.60~75.30m ・新鮮である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
24	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
25	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
26	変更なし	変更なし	変更なし
27	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
28	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

- 29 ●76.60～77.00m(D-2破砕帯)  
・破砕部である。  
・暗黄灰色の固結礫状部からなる。  
・フィルム状の粘土を挟む。  
・上端境界の傾斜は74°、下端境界の傾斜は89°である。
- 30 77.90～84.00m  
・明緑灰色のアプライトである。
- 35 88.60～90.00m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。  
90.00～95.00m付近  
・全体に高角度割れ目が発達する。
- 36
- 38 94.65～99.80m  
・割れ目によって褐色化が顕著である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

- 29 ●76.60～77.00m(D-2破砕帯)  
・破砕部である。  
・暗黄灰色の固結礫状部からなる。  
・フィルム状の粘土を挟む。  
・上端境界の傾斜は74°、下端境界の傾斜は89°である。
- 30 77.90～84.00m  
・明緑灰色のアプライトである。
- 35 88.60～90.00m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。  
90.00～95.00m付近  
・全体に高角度割れ目が発達する。
- 36
- 38 94.65～99.80m  
・割れ目によって褐色化が顕著である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

- 29 ●76.60～77.00m(D-2破砕帯)  
・破砕部である。  
・暗黄灰色の固結礫状部からなる。  
・フィルム状の粘土を挟む。  
・上端境界の傾斜は74°、下端境界の傾斜は89°である。
- 30 77.90～84.00m  
・明緑灰色のアプライトである。
- 35 88.60～90.00m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。  
90.00～95.00m付近  
・全体に高角度割れ目が発達する。
- 36
- 38 94.65～99.80m  
・割れ目によって褐色化が顕著である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・カタクレーサイト中に挟むフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟むもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
30	変更なし	変更なし	変更なし
31	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
32	・黄鉄鉱の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—
33	・黄鉄鉱については、補足的なものであるため削除。	—	—
34	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
35	変更なし	変更なし	変更なし
36	・割れ目沿いの黄鉄鉱については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
37	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
38	・一部に砂～細礫を挟むが、直線性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし

# H19-No.11

## 委託報告書 (平成19年)

標 尺	標 高 度	深 度	柱 状	岩 種	色 調	硬 度	割 ア 目	風 化	波 状	記 事	コア採取率 → (%) 最大コア長 → cm R Q D L (%)
(m)	(m)	(m)	円	凝灰岩	IVc	39	割れ目	39	深部95.98m、96.00m 距離に幅5~10mmの黒色粘土を挟む。		

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
--------

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
--------

## 審査資料案

記 事
39 95.98m、96.00m ・割れ目に幅5~10mmの黒色粘土を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
39 95.98m、96.00m ・割れ目に幅5~10mmの黒色粘土を挟む。

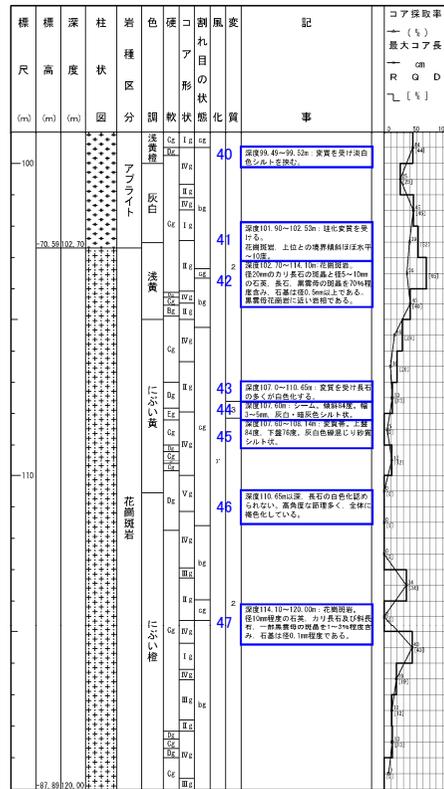
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
39 95.98m、96.00m ・割れ目に幅5~10mmの黒色粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
39	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.11

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
40	99.49~99.52m ・変質している。 ・淡白色シルト状を呈する。
41	101.90~102.53m ・珪化変質を受ける。
42	102.70~120.00m
47	
45	107.60~108.14m ・変質している。 ・灰白色礫混じり砂質シルト状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
40	99.49~99.52m ・変質している。 ・淡白色シルト状を呈する。
41	101.90~102.53m ・珪化変質を受ける。
42	102.70~120.00m
47	
45	107.60~108.14m ・変質している。 ・灰白色礫混じり砂質シルト状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
40	99.49~99.52m ・変質している。 ・淡白色シルト状を呈する。
41	101.90~102.53m ・珪化変質を受ける。
42	102.70~120.00m
47	
45	107.60~108.14m ・変質している。 ・灰白色礫混じり砂質シルト状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
40	変更なし	変更なし	変更なし
41	変更なし	変更なし	変更なし
42,47	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
43	・長石の白色化については、風化・変質に関する補足的なものであることから削除。	—	—
44	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-77頁)。 ・“変質”欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅について、補足的なものであるため削除。	—	—
45	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—
46	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目の傾斜、変色については、補足的なものであるため削除。	—	—

余白